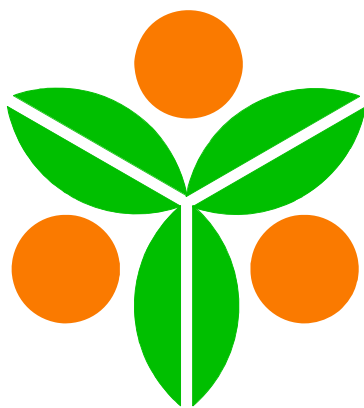


保 健 と 福 祉

－統計と概要－



〔福祉の日シンボルマーク〕

令和7年度版

あんしん福祉部
健幸・スポーツ部
こども部

この冊子を利用される皆様へ

大和市人口統計

住民基本台帳人口による統計を記載しています。
簡単な福祉行政上の区分を付記しています。

あんしん福祉部、 健幸・スポーツ部、こども部 財政状況

あんしん福祉部、健幸・スポーツ部、こども部内の関係当初
予算及び前年度決算を記載しています。

あんしん福祉部、 健幸・スポーツ部、こども部、 福祉事務所組織図

組織図、各課の人数を記載しています。

1. 障がい者の福祉 ～ 10. 関連機関

ページ索引……項目ごとに事業一覧表を掲載しています。

財 源 内 訳……事業の財源を○で表記しています。

対 象 年 齢……対象者の年齢を次のように表しています。

15歳以上64歳以下→15歳～64歳

15歳以上 →15歳～

64歳以下 → ～64歳

全対象者 → ～

根拠法令等……事業の基となる法令・条例・規則・要綱等を
掲載しています。

主 管 課 等……取扱窓口となる課名を掲載しています。

そ の 他……事業の目的、対象者などその事業の概略を
掲載しています。

・表中、年度は数字のみで表記しています。

例)

療育手帳所持者数の推移

	4	5	6
18歳以上	1,276	1,341	1,358
18歳未満	713	732	773
合計	1,989	2,073	2,131

← 年度

・日付の記載のないものは令和7年3月31日現在。

・表中、事業の開始前又は事業に該当するものがない
場合は、「－」で表記しています。

※健幸・スポーツ部については、医療健康課及び健康づくり推進課に関する内容を掲載して
います。

目 次

大和市人口統計	4
あんしん福祉部、健幸・スポーツ部、こども部財政状況	6
あんしん福祉部、健幸・スポーツ部、こども部、福祉事務所組織図 ...	18
令和6年度 あんしん福祉部、健幸・スポーツ部、こども部各課の 新規・充実・廃止事業等	21
令和7年度 あんしん福祉部、健幸・スポーツ部、こども部各課の 基本方針	27
*ページ索引は、項目ごとの事業一覧表に掲載	
1. 障がい者の福祉	35
2. 高齢者の福祉	67
3. 低所得者の福祉	87
4. 介護保険	101
5. 社会福祉	141
6. 保健衛生	163
7. 子ども・子育て支援	195
8. 国民健康保険 後期高齢者医療制度 国民年金	281
9. 施設の福祉	305
10. 関連機関	315
社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	
公益社団法人 大和市シルバー人材センター	
資 料	343
市内保健福祉施設一覧表	344

大和市人口統計

適用法令別人口

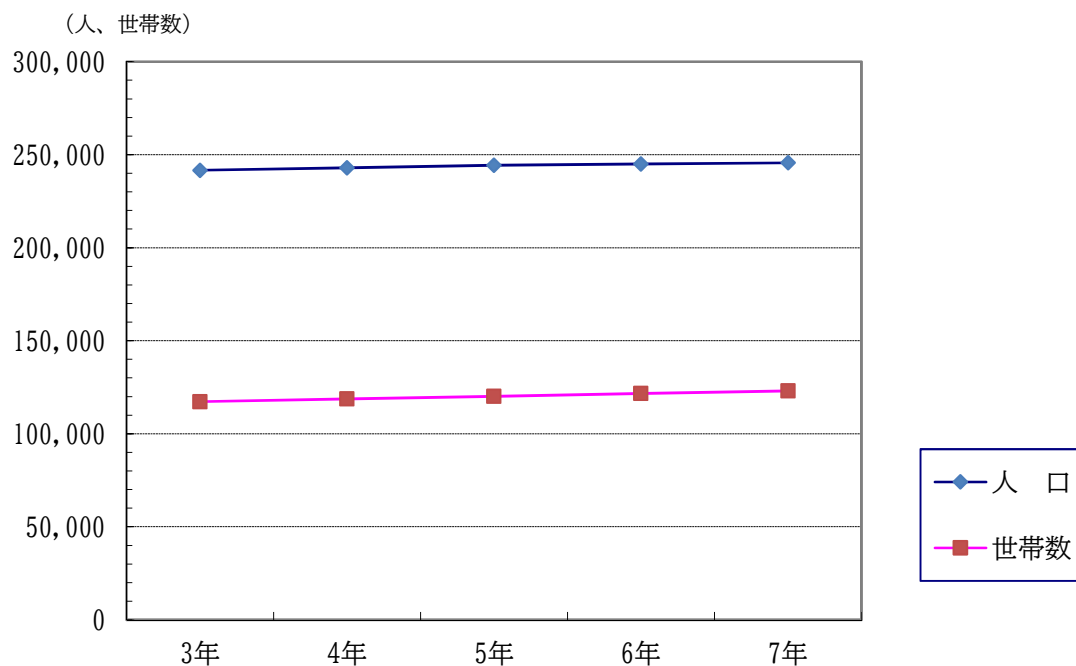
(令和7年4月1日現在)

住民基本台帳人口統計をもとに簡単な福祉行政区分を付記

適用法令		年 齢	男	女	合 計	適用法令		年 齢	男	女	合 計
障害者基本法 ・ 生活保護法 ・ 母子保健法等	児 童 福 祉 法	0	881	830	1,711	障害者基本法 ・ 生活保護法 ・ 母子保健法等	(保 健 事 業) 介 護 保 険 法	40～44	8,339	7,778	16,117
		1	879	848	1,727			45～49	9,377	8,612	17,989
		2	975	885	1,860			50～54	11,135	10,243	21,378
		3	952	924	1,876			55～59	9,612	9,052	18,664
		4	961	916	1,877			60～64	7,676	7,079	14,755
		5	947	963	1,910			小 計	46,139	42,764	88,903
		6～11	6,080	5,881	11,961		老人福祉法 増進法	65～69	6,069	5,855	11,924
		12～14	3,014	3,028	6,042			70～74	5,882	6,351	12,233
		15～17	3,211	2,992	6,203			75～79	5,887	7,618	13,505
	母子保健法等	18	1,028	1,047	2,075			80～84	4,652	6,506	11,158
		小 計	13,333	12,948	26,281			85～89	2,594	3,830	6,424
		19	1,081	1,017	2,098			90～94	805	1,883	2,688
		20～24	6,349	6,147	12,496			95～99	163	525	688
		25～29	7,808	7,628	15,436			100～	7	95	102
		30～34	7,991	7,419	15,410			小 計	26,059	32,663	58,722
		35～39	7,965	7,363	15,328			合 計	122,320	123,315	245,635
		小 計	31,194	29,574	60,768						

*住民基本台帳人口による。

人口と世帯数の推移

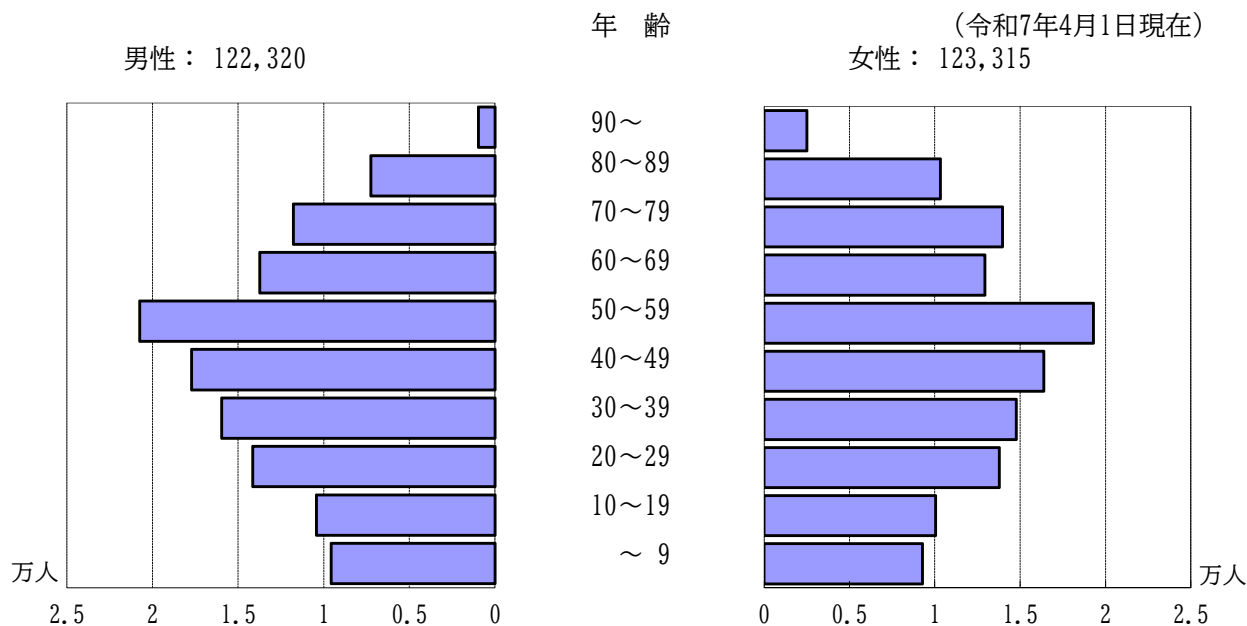


(各年4月1日現在)

	3年	4年	5年	6年	7年
人 口	241,598	242,919	244,337	244,980	245,635
世帯数	117,209	118,644	120,131	121,645	123,028

*住民基本台帳人口による。

年齢層別人口



*住民基本台帳人口による。

あんしん福祉部、健幸・スポーツ部、こども部財政状況

令和 7 年度 当初予算

一般会計 歳出

(単位：千円)

款 項 目	あんしん福祉部	健幸・スポーツ部	こども部
3 民生費	17,081,583	294,161	23,723,732
1 社会福祉費	10,021,126	294,161	
1 社会福祉総務費 ※	265,578		
2 障がい者福祉費	7,005,686		
3 老人福祉費 ※	2,445,061	294,161	
4 保健福祉センター費	300,326		
5 国民年金事務費 ※	4,475		
2 児童福祉費			23,723,732
1 児童福祉総務費 ※			9,822,893
2 保育所等給付費			12,281,977
3 母子福祉費			1,065,407
4 保育所費			553,455
3 生活保護費	7,060,457		
1 生活保護総務費 ※	994		
2 扶助費	7,059,463		
4 衛生費		2,378,538	292,793
1 保健衛生費		2,378,538	292,793
1 保健衛生総務費 ※		274,430	100
2 予防費		1,019,437	
3 母子保健費			292,693
4 健康増進費		960,316	
5 環境衛生費		124,355	
10 教育費			40,852
4 社会教育費			40,852
1 社会教育総務費			
2 青少年育成費			40,852

※ 職員給与費及び繰出金は除く。

介護保険事業特別会計 歳出

(単位：千円)

款 項 目	あんしん福祉部	健幸・スポーツ部	こども部
1 総務費	267,445		
1 総務管理費	40,435		
1 一般管理費 ※	33,628		
2 介護保険事業者指定・指導等事務費	6,807		
2 徴収費	22,894		
1 賦課徴収費	22,894		
3 介護認定経費	201,956		
1 介護認定経費	201,956		
4 趣旨普及費	2,160		
1 趣旨普及費	2,160		
2 保険給付費	18,826,736		
1 保険給付費	18,826,736		
1 介護サービス等諸費	17,515,430		
2 介護予防サービス等諸費	456,026		
3 審査支払手数料	15,472		
4 高額サービス等諸費	602,010		
5 特定入所者介護サービス等諸費	237,798		
3 地域支援事業費	951,111	65,966	
1 地域支援事業費	951,111	65,966	
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	578,662	65,966	
2 包括的支援事業・任意事業費	372,449		
4 積立金	1,611		
1 積立金	1,611		
1 積立金	1,611		
5 諸支出金	14,989		
1 償還金及び還付加算金	14,989		
1 第1号被保険者保険料還付金	13,986		
2 償還金	1,000		
3 第1号被保険者保険料還付加算金	3		

国民健康保険事業特別会計 歳出

(単位：千円)

款 項 目	あんしん福祉部	健幸・スポーツ部	こども部
1 総務費	135,816		
1 総務管理費	107,399		
1 一般管理費 ※	101,520		
2 連合会負担金	5,879		
2 徴税費	27,213		
1 賦課徴収費	27,213		
3 運営協議会費	483		
1 運営協議会費	483		
4 趣旨普及費	721		
1 趣旨普及費	721		
2 保険給付費	13,331,953		
1 保険給付費	13,331,953		
1 保険給付費	11,529,556		
2 審査支払手数料	41,796		
3 高額療養費	1,756,669		
4 高額介護合算療養費	3,932		
3 国民健康保険事業費納付金	6,356,950		
1 国民健康保険事業費納付金	6,356,950		
1 医療給付費分	4,184,640		
2 後期高齢者支援金等分	1,585,436		
3 介護納付金分	586,874		
4 保健事業費	11,002	227,369	
1 特定健康診査等事業費		227,369	
1 特定健康診査等事業費		227,369	
2 保健事業費	11,002		
1 保健衛生普及費	7,689		
2 疾病予防費	3,313		
5 積立金	391		
1 積立金	391		
1 積立金	391		
6 公債費	50,000		
1 財政安定化基金償還金	50,000		
1 財政安定化基金償還金	50,000		
7 諸支出金	30,804		
2 繰出金	30,804		
1 直営診療施設勘定繰出金	16,750		
2 一般会計繰出金	14,054		

後期高齢者医療事業特別会計 歳出

(単位：千円)

款 項 目		あんしん福祉部
1	総務費	42,475
	1 総務管理費	13,111
	1 一般管理費 ※	13,111
	2 徴収費	29,364
	1 徴収費	29,364
2	後期高齢者医療広域連合納付金	4,013,617
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,013,617
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,013,617
3	諸支出金	3,890
	1 償還金及び還付加算金	3,890
	1 後期高齢者医療保険料還付金	3,770
	2 後期高齢者医療保険料還付加算金	120

令和 6 年度 決算概要

一般会計 あんしん福祉部関係 歳出

款 項 目	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
3 民生費	16,205,785,000	4,310,766,000	700,459,000
1 社会福祉費	9,312,560,000	4,174,217,000	700,459,000
1 社会福祉総務費 ※	243,698,000	3,692,899,000	700,459,000
2 障がい者福祉費	6,474,486,000	501,480,000	0
3 老人福祉費 ※	2,414,232,000	-20,162,000	0
4 保健福祉センター費	172,763,000	0	0
5 国民年金事務費 ※	7,381,000	0	0
3 生活保護費	6,893,225,000	136,549,000	0
1 生活保護総務費 ※	1,188,000	0	0
2 扶助費	6,892,037,000	136,549,000	0
合 計	16,205,785,000	4,310,766,000	700,459,000

一般会計 健康・スポーツ部関係 歳出

款 項 目	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
3 民生費	288,985,000	0	0
1 社会福祉費	288,985,000	0	0
3 老人福祉費	288,985,000	0	0
4 衛生費	2,127,380,000	465,004,000	30,292,000
1 保健衛生費	2,127,380,000	465,004,000	30,292,000
1 保健衛生総務費 ※	265,037,000	0	0
2 予防費	843,409,000	465,004,000	30,292,000
4 健康増進費	916,942,000	0	0
5 環境衛生費	101,992,000	0	0
合 計	2,416,365,000	465,004,000	30,292,000

一般会計 こども部関係 歳出

款 項 目	金 額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
3 民生費	20,484,177,000	1,272,397,000	0
2 児童福祉費	20,484,177,000	1,272,397,000	0
1 児童福祉総務費 ※	8,125,369,000	212,564,000	0
2 保育所等給付費	10,839,188,000	1,144,269,000	0
3 母子福祉費	1,066,830,000	0	0
4 保育所費	452,790,000	-84,436,000	0
4 衛生費	271,276,000	29,094,000	0
1 保健衛生費	271,276,000	29,094,000	0
1 保健衛生総務費 ※	100,000	0	0
3 母子保健費	271,176,000	29,094,000	0
10 教育費	40,806,000	0	0
4 社会教育費	40,806,000	0	0
2 青少年育成費	40,806,000	0	0
合 計	20,796,259,000	1,301,491,000	0

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
1,822,819	21,218,832,819	19,674,595,787	197,066,700	1,347,170,332	92.7
1,822,819	14,189,058,819	12,667,043,699	197,066,700	1,324,948,420	89.3
-33,910	4,637,022,090	3,388,870,658	197,066,700	1,051,084,732	73.1
0	6,975,966,000	6,723,020,781	0	252,945,219	96.4
1,856,729	2,395,926,729	2,386,043,198	0	9,883,531	99.6
0	172,763,000	162,777,442	0	9,985,558	94.2
0	7,381,000	6,331,620	0	1,049,380	85.8
0	7,029,774,000	7,007,552,088	0	22,221,912	99.7
0	1,188,000	1,173,704	0	14,296	98.8
0	7,028,586,000	7,006,378,384	0	22,207,616	99.7
1,822,819	21,218,832,819	19,674,595,787	197,066,700	1,347,170,332	92.7

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
0	288,985,000	251,997,423	0	36,987,577	87.2
0	288,985,000	251,997,423	0	36,987,577	87.2
0	288,985,000	251,997,423	0	36,987,577	87.2
9,298,424	2,631,974,424	2,362,486,343	0	269,488,081	89.8
9,298,424	2,631,974,424	2,362,486,343	0	269,488,081	89.8
9,298,424	274,335,424	270,724,030	0	3,611,394	98.7
-64,401	1,338,640,599	1,106,875,164	0	231,765,435	82.7
64,401	917,006,401	882,961,682	0	34,044,719	96.3
0	101,992,000	101,925,467	0	66,533	99.9
9,298,424	2,920,959,424	2,614,483,766	0	306,475,658	89.5

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
-8,041,349	21,748,532,651	20,930,326,960	1,994,300	816,211,391	96.2
-8,041,349	21,748,532,651	20,930,326,960	1,994,300	816,211,391	96.2
-8,041,349	8,329,891,651	8,038,243,625	1,994,300	289,653,726	96.5
0	11,983,457,000	11,577,702,717	0	405,754,283	96.6
0	1,066,830,000	986,243,520	0	80,586,480	92.4
0	368,354,000	328,137,098	0	40,216,902	89.1
0	300,370,000	280,332,523	0	20,037,477	93.3
0	300,370,000	280,332,523	0	20,037,477	93.3
0	100,000	100,000	0	0	100.0
0	300,270,000	280,232,523	0	20,037,477	93.3
0	40,806,000	36,089,036	0	4,716,964	88.4
0	40,806,000	36,089,036	0	4,716,964	88.4
0	40,806,000	36,089,036	0	4,716,964	88.4
-8,041,349	22,089,708,651	21,246,748,519	1,994,300	840,965,832	96.2

介護保険事業特別会計 あんしん福祉部関係 歳出

款 項 目	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
1 総務費	237,933,000	0	0
1 総務管理費	24,793,000	0	0
1 一般管理費 ※	19,234,000	0	0
2 介護保険事業者指定・指導等事務費	5,559,000	0	0
2 徴収費	18,648,000	0	0
1 賦課徴収費	18,648,000	0	0
3 介護認定経費	192,361,000	0	0
1 介護認定経費	192,361,000	0	0
4 趣旨普及費	2,131,000	0	0
1 趣旨普及費	2,131,000	0	0
2 保険給付費	18,172,426,000	18,962,000	0
1 保険給付費	18,172,426,000	18,962,000	0
1 介護サービス等諸費	16,968,385,000	0	0
2 介護予防サービス等諸費	369,330,000	18,962,000	0
3 審査支払手数料	14,880,000	0	0
4 高額サービス等諸費	562,766,000	0	0
5 特定入所者介護サービス等諸費	257,065,000	0	0
6 被災利用者負担支援経費	0	0	0
3 地域支援事業費	889,326,000	0	0
1 地域支援事業費	889,326,000	0	0
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	529,541,000	0	0
2 包括的支援事業・任意事業費	359,785,000	0	0
4 積立金	201,000	0	0
1 積立金	201,000	0	0
1 積立金	201,000	0	0
5 諸支出金	3,224,000	43,888,000	0
1 償還金及び還付加算金	3,224,000	43,888,000	0
1 第1号被保険者保険料還付金	2,213,000	0	0
2 償還金	1,000,000	43,888,000	0
3 第1号被保険者保険料還付加算金	11,000	0	0
6 予備費	10,000,000	0	0
1 予備費	10,000,000	0	0
1 予備費	10,000,000	0	0
合 計	19,313,110,000	62,850,000	0

介護保険事業特別会計 健康・スポーツ部関係 歳出

款 項 目	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
3 地域支援事業費	102,699,000	0	0
1 地域支援事業費	102,699,000	0	0
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	102,699,000	0	0
合 計	102,699,000	0	0

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
1,023,000	238,956,000	215,463,369	0	23,492,631	90.2
1,023,000	25,816,000	25,236,034	0	579,966	97.8
1,023,000	20,257,000	19,745,144	0	511,856	97.5
0	5,559,000	5,490,890	0	68,110	98.8
0	18,648,000	17,147,579	0	1,500,421	92.0
0	18,648,000	17,147,579	0	1,500,421	92.0
0	192,361,000	170,991,351	0	21,369,649	88.9
0	192,361,000	170,991,351	0	21,369,649	88.9
0	2,131,000	2,088,405	0	42,595	98.0
0	2,131,000	2,088,405	0	42,595	98.0
0	18,191,388,000	17,697,323,311	0	494,064,689	97.3
0	18,191,388,000	17,697,323,311	0	494,064,689	97.3
-403,925	16,967,981,075	16,529,045,713	0	438,935,362	97.4
0	388,292,000	379,743,111	0	8,548,889	97.8
0	14,880,000	14,824,125	0	55,875	99.6
3,481,928	566,247,928	553,812,032	0	12,435,896	97.8
-3,481,928	253,583,072	219,494,405	0	34,088,667	86.6
403,925	403,925	403,925	0	0	100.0
0	889,326,000	848,753,496	0	40,572,504	95.4
0	889,326,000	848,753,496	0	40,572,504	95.4
0	529,541,000	517,367,885	0	12,173,115	97.7
0	359,785,000	331,385,611	0	28,399,389	92.1
518,318	719,318	719,318	0	0	100.0
518,318	719,318	719,318	0	0	100.0
518,318	719,318	719,318	0	0	100.0
0	47,112,000	46,109,508	0	1,002,492	97.9
0	47,112,000	46,109,508	0	1,002,492	97.9
0	2,213,000	1,220,841	0	992,159	55.2
0	44,888,000	44,887,667	0	333	100.0
0	11,000	1,000	0	10,000	9.1
-1,541,318	8,458,682	0	0	8,458,682	0.0
-1,541,318	8,458,682	0	0	8,458,682	0.0
-1,541,318	8,458,682	0	0	8,458,682	0.0
0	19,375,960,000	18,808,369,002	0	567,590,998	97.1

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
0	102,699,000	87,076,816	0	15,622,184	84.8
0	102,699,000	87,076,816	0	15,622,184	84.8
0	102,699,000	87,076,816	0	15,622,184	84.8
0	102,699,000	87,076,816	0	15,622,184	84.8

国民健康保険事業特別会計 あんしん福祉部関係 歳出

款 項 目	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
1 総務費	96,506,000	0	2,200,000
1 総務管理費	81,629,000	0	2,200,000
1 一般管理費 ※	78,559,000	0	2,200,000
2 連合会負担金	3,070,000	0	0
2 徴税費	13,760,000	0	0
1 賦課徴収費	13,760,000	0	0
3 運営協議会費	475,000	0	0
1 運営協議会費	475,000	0	0
4 趣旨普及費	642,000	0	0
1 趣旨普及費	642,000	0	0
2 保険給付費	14,071,207,000	0	0
1 保険給付費	14,071,207,000	0	0
1 保険者給付費	12,148,079,000	0	0
2 審査支払手数料	42,305,000	0	0
3 高額療養費	1,874,971,000	0	0
4 高額介護合算療養費	5,852,000	0	0
3 国民健康保険事業費納付金	6,759,249,000	0	0
1 国民健康保険事業費納付金	6,759,249,000	0	0
1 医療給付費分	4,500,018,000	0	0
2 後期高齢者支援金等分	1,652,025,000	0	0
3 介護納付金分	607,206,000	0	0
4 保健事業費	11,235,000	0	0
2 保健事業費	11,235,000	0	0
1 保健衛生普及費	7,922,000	0	0
2 疾病予防費	3,313,000	0	0
5 積立金	1,000	0	0
1 積立金	1,000	0	0
1 積立金	1,000	0	0
6 諸支出金	25,339,000	0	0
2 繰出金	25,339,000	0	0
1 直営診療施設勘定繰出金	14,000,000	0	0
2 一般会計繰出金	11,339,000	0	0
7 予備費	10,000,000	0	0
1 予備費	10,000,000	0	0
1 予備費	10,000,000	0	0
合 計	20,973,537,000	0	2,200,000

国民健康保険事業特別会計 健幸・スポーツ部関係 歳出

款 項 目	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
4 保健事業費	228,660,000	0	0
1 特定健康診査等事業費	228,660,000	0	0
1 特定健康診査等事業費	228,660,000	0	0
合 計	228,660,000	0	0

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
532,464	99,238,464	79,925,391	0	19,313,073	80.5
532,464	84,361,464	68,599,771	0	15,761,693	81.3
-5,191	80,753,809	64,992,116	0	15,761,693	80.5
537,655	3,607,655	3,607,655	0	0	100.0
0	13,760,000	10,693,170	0	3,066,830	77.7
0	13,760,000	10,693,170	0	3,066,830	77.7
0	475,000	98,700	0	376,300	20.8
0	475,000	98,700	0	376,300	20.8
0	642,000	533,750	0	108,250	83.1
0	642,000	533,750	0	108,250	83.1
0	14,071,207,000	13,458,249,013	0	612,957,987	95.6
0	14,071,207,000	13,458,249,013	0	612,957,987	95.6
0	12,148,079,000	11,637,491,989	0	510,587,011	95.8
0	42,305,000	39,723,350	0	2,581,650	93.9
0	1,874,971,000	1,777,274,089	0	97,696,911	94.8
0	5,852,000	3,759,585	0	2,092,415	64.2
0	6,759,249,000	6,759,247,974	0	1,026	100.0
0	6,759,249,000	6,759,247,974	0	1,026	100.0
0	4,500,018,000	4,500,017,396	0	604	100.0
0	1,652,025,000	1,652,024,925	0	75	100.0
0	607,206,000	607,205,653	0	347	100.0
0	11,235,000	8,995,500	0	2,239,500	80.1
0	11,235,000	8,995,500	0	2,239,500	80.1
0	7,922,000	6,395,000	0	1,527,000	80.7
0	3,313,000	2,600,500	0	712,500	78.5
48,309	49,309	49,309	0	0	100.0
48,309	49,309	49,309	0	0	100.0
48,309	49,309	49,309	0	0	100.0
0	25,339,000	25,339,000	0	0	100.0
0	25,339,000	25,339,000	0	0	100.0
0	14,000,000	14,000,000	0	0	100.0
0	11,339,000	11,339,000	0	0	100.0
-580,773	9,419,227	0	0	9,419,227	0.0
-580,773	9,419,227	0	0	9,419,227	0.0
-580,773	9,419,227	0	0	9,419,227	0.0
0	20,975,737,000	20,331,806,187	0	643,930,813	96.9

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
0	228,660,000	164,949,448	0	63,710,552	72.1
0	228,660,000	164,949,448	0	63,710,552	72.1
0	228,660,000	164,949,448	0	63,710,552	72.1
0	228,660,000	164,949,448	0	63,710,552	72.1

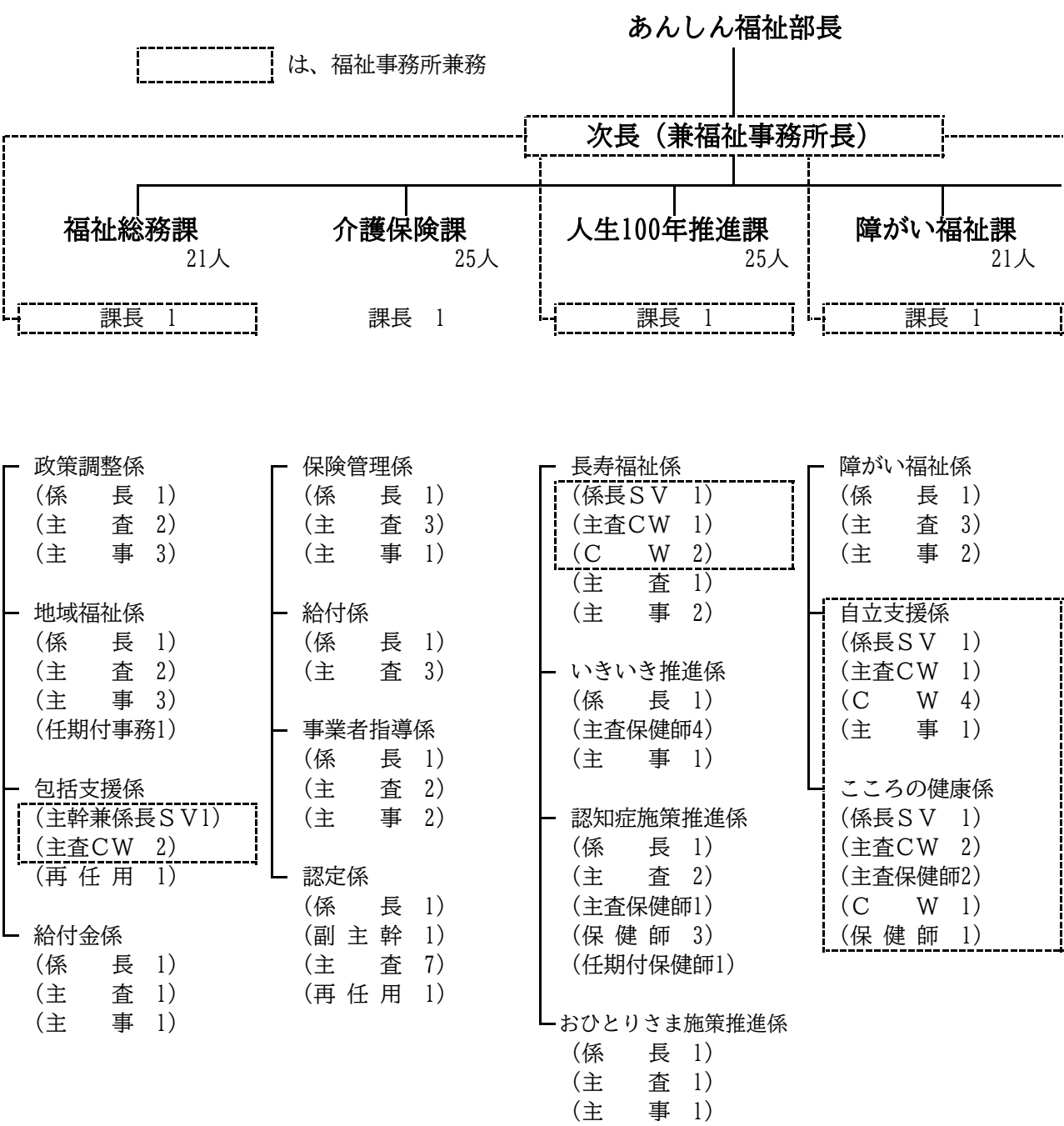
後期高齢者医療事業特別会計 あんしん福祉部関係 歳出

款 項 目		当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
1	総務費	19,847,000	0	0
	1 総務管理費	9,785,000	0	0
	1 一般管理費 ※	9,785,000	0	0
	2 徴収費	10,062,000	0	0
	1 徴収費	10,062,000	0	0
2	後期高齢者医療広域連合納付金	3,878,650,000	128,188,000	0
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,878,650,000	128,188,000	0
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,878,650,000	128,188,000	0
3	諸支出金	3,345,000	0	0
	1 償還金及び還付加算金	3,345,000	0	0
	1 後期高齢者医療保険料還付金	3,225,000	0	0
	2 後期高齢者医療保険料還付加算金	120,000	0	0
4	予備費	2,000,000	0	0
	1 予備費	2,000,000	0	0
	1 予備費	2,000,000	0	0
合 計		3,903,842,000	128,188,000	0

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
0	19,847,000	16,595,496	0	3,251,504	83.6
0	9,785,000	7,394,185	0	2,390,815	75.6
0	9,785,000	7,394,185	0	2,390,815	75.6
0	10,062,000	9,201,311	0	860,689	91.4
0	10,062,000	9,201,311	0	860,689	91.4
0	4,006,838,000	3,763,373,771	0	243,464,229	93.9
0	4,006,838,000	3,763,373,771	0	243,464,229	93.9
0	4,006,838,000	3,763,373,771	0	243,464,229	93.9
0	3,345,000	2,317,390	0	1,027,610	69.3
0	3,345,000	2,317,390	0	1,027,610	69.3
0	3,225,000	2,307,790	0	917,210	71.6
0	120,000	9,600	0	110,400	8.0
0	2,000,000	0	0	2,000,000	0.0
0	2,000,000	0	0	2,000,000	0.0
0	2,000,000	0	0	2,000,000	0.0
0	4,032,030,000	3,782,286,657	0	249,743,343	93.8

あんしん福祉部、健幸・スポーツ部、こども部、福祉事務所組織図



※こども部組織図は20ページ

あんしん福祉部 166人（令和7年4月1日現在）
健幸・スポーツ部 90人

健幸・スポーツ部長

部付担当部長
（広域大和斎場組合派遣）

生活援護課

46人

保険年金課

26人

医療健康課

23人

健康づくり推進課

35人

課長 1
主幹 1

課長 1
主査 1 ※1
主事 1 ※1

課長 1
主幹 1 ※2
副主幹 1 ※2
再任用 1 ※2

課長 1
主幹 1

給付係

（係長 1）
（主査 2）
（主査保健師1）
（主事 1）

生活援護第1係

（係長SV 1）
（主査CW 4）
（C W 4）
（任期付CW1）

生活援護第2係

（係長SV 1）
（主査CW 5）
（C W 4）

生活援護第3係

（係長SV 1）
（主査CW 6）
（C W 3）

自立促進係

（係長SV 1）
（主査CW 2）
（C W 6）

国保年金係

（係長 1）
（主査 4）
（主事 5）
（任期付事務1）

保険給付係

（係長 1）
（主査 3）
（主事 3）

高齢者保険係

（係長 1）
（主査 2）
（主事 2）

※1は、神奈川県後期
高齢者医療広域連合派
遣

医療施策推進係

（係長 1）
（副主幹 1）
（主査 1）
（主事 3）

健康診査・がん・

感染症予防係
（係長 1）
（主査 2）
（主査保健師5）
（主事 4）
（任期付看護師1）

※2は、広域大和斎場
組合派遣

健康施策推進係

（係長 1）
（副主幹 1）
（主査 1）
（主査保健師3）
（主事 3）
（任期付事務1）

地域保健活動係

（係長保健師1）
（主査保健師6）
（保健師 5）
（任期付事務1）
（任期付看護師1）

地域栄養ケア推進係

（係長管理栄養士1）
（主査管理栄養士5）
（管理栄養士1）
（任期付管理栄養士2）

略語

SV：スーパーバイザー

CW：ケースワーカー

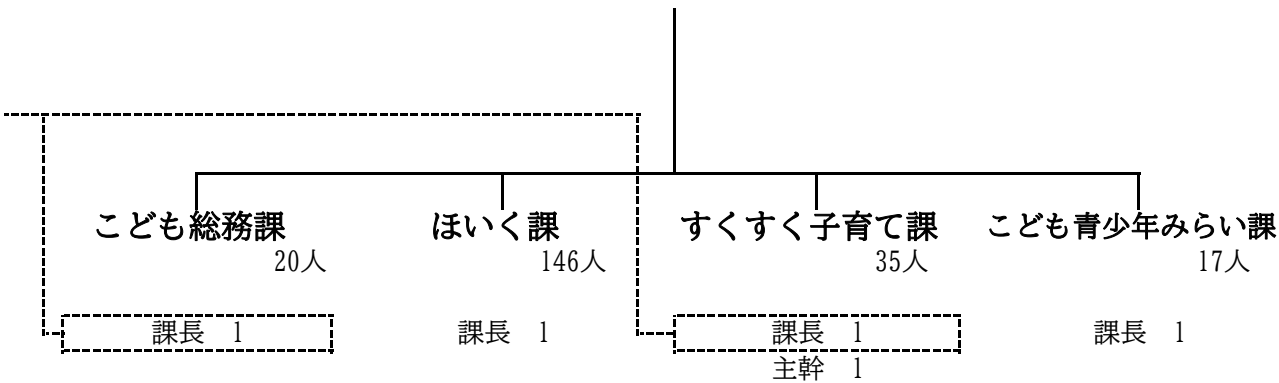
健幸・スポーツ部の他課

文化振興課 15人

スポーツ×ライフ課 8人

図書・学び交流課 7人

こども部長



- 政策調整係
(係長 1)
(主査 3)
(主事 2)
(任期付事務1)
- 手当医療係
(係長 1)
(主査 8)
(主事 2)
(任期付事務1)

- 保育指導係
(係長 1)
(主査保育士3)
(主査管理栄養士2)
(主査 3)
(主事 5)
- 利用調整係
(係長 1)
(主査 5)
(主事 4)
(任期付事務1)
- 認定管理係
(係長 1)
(主査 2)
(主事 3)
(臨任事務 1)
- 給付審査係
(係長 1)
(主査 4)
(主事 2)
- 緑野保育園
- 若葉保育園
- 草柳保育園
- 福田保育園

- 母子保健係
(係長 1)
(主査保健師8)
(主査管理栄養士1)
(保健師 6)
(管理栄養士1)
(任期付保健師1)
- 家庭こども相談係
(係長 1)
(主査 1)
(主事 1)

- 発達支援係
(係長SV 1)
(主査CW 3)
(主査 1)
(主査心理 1)
(主査ST 1)
(主査保育士2)
(主査保健師1)
(任期付保育士1)
(任期付事務1)

- こども青少年育成係
(係長 1)
(主査 3)
(主事 4)
(任期付事務1)
- こども青少年活動推進係
(係長 1)
(主査 3)
(主事 3)

略語
SV：スーパーバイザー
ST：言語聴覚士
CW：ケースワーカー

	園名	緑野	若葉	草柳	福田	合計
保育園職員数	園長	1	1	1	1	4
	副園長	1	1	1	1	4
	主査保育士	10	15	16	13	54
	保育士	5	4	5	7	21
	任期付保育士	4	6	4	5	19
	再任用保育士	0	0	0	0	0
	任期付看護師	1	1	1	1	4
	合計	22	28	28	28	106

令和 6 年度あんしん福祉部、健幸・スポーツ部、こども部各課の

新規・充実・廃止事業等

<あんしん福祉部>

福祉総務課

【新規】福祉有償運送支援事業

外出や移動に制約がある高齢者や障がい者等の外出支援のために個別輸送を担う福祉有償運送の運転者として、活動ができる人材の育成を目的とした、福祉有償運送運転者講習及びセダン等運転者講習を実施しました。

【充実】電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和 6 年度新たに住民税非課税・均等割りのみ課税世帯に対して給付金（10 万円）、同世帯内の 18 歳以下のこどもに対して給付金（一人当たり 5 万円）、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対して給付金（一人当たり最大 4 万円）、令和 6 年度住民税非課税世帯に対して給付金（3 万円）、同世帯内の 18 歳以下のこどもに対して給付金（一人当たり 2 万円）を支給しました。

【充実】成年後見制度利用促進事業

成年後見制度について、市民が安心して利用できるよう、制度等の広報や相談機能等を担う「大和市成年後見支援センター」を設置しました。

介護保険課

【充実】地域支援任意事業

理学療法士が住宅改修や福祉用具の給付申請事務に従事することで、利用者の自立支援に資する内容となっているかを点検し、給付の適正化を図りました。

【充実】老人福祉施設建設等支援事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する 1 事業者に対し補助金を支出し、介護サービスの充実を図りました。

人生 100 年推進課

【充実】認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）

認知症の人と地域で活動する認知症サポーターをつなぎ、認知症の人が望む暮らしを実現するために活動する「チームオレンジ」の取組みを開始しました。認知症サポーター育成ステップアップ講座を修了した人により構成される 18 チームが、認知症とともにある地域生活をより良くするため活動しています。

【充実】おひとりさま施策推進事業

市民の終活への取組みを後押しするという観点からイベント内容を見直し、司法書士らによる講演会と、ポスターパネルの展示などの情報提供会を同時に開催する「終活フェア」を 2 回実施しました。

また、新たな取組みとして、高齢の一人暮らしの方などの当事者同士が、終活をテーマにお茶を飲みながら気軽に交流できる、「ゆるっと終活カフェ」を 2 回実施しました。

障がい福祉課

【新規】農福連携事業

JA さがみエリアで展開されている「農福連携マッチング等支援事業」を実施する神奈川県と連携し、市内の障がい福祉サービス事業所と農業者のマッチングを支援しました。

【充実】自殺対策事業

令和 6 年度から自殺対策事業が障がい福祉課に移管されました。

移管後は、保健師を中心に自殺に傾いた方からの相談を受け、緊急性があると判断した場合は、健康福祉総務課包括支援係のコーディネート機能により「福祉ここから相談窓口」の各課と連携し、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職による多面的なアセスメントに基づいた支援体制を構築しました。

生活援護課

【充実】子どもの学習・生活支援事業

「こども支援員」が支援の必要な家庭への巡回相談・指導等を行い、家庭教育・育児環境改善への支援を行いました。

当該事業は、これまで生活困窮者自立支援事業の一環で実施してきましたが、生活保護法の改正に伴い、生活保護事業である「子どもの進路選択支援事業」として実施することが定められました。令和 6 年 10 月からの施行を受けて市では新たな補助事業を活用しつつ、事業の実施体制を整え、利用者の需要に対応しました。

【充実】被保護者健康管理支援事業

新たに保健師 1 名を増員し、保健師 2 名、管理栄養士 1 名、事務職員 1 名による被保護者の健康管理支援に対する長期的・継続的な相談指導体制の充実を図りました。

保険年金課

【新規】国民健康保険及び後期高齢者医療制度関係手続きのオンライン化

令和 6 年 1 月にマイナポータルを活用した国民健康保険及び後期高齢者医療制度関係手続きをオンライン化し、来庁せずに手続きが行えるようになりました。オンライン申請件数は月平均で 100 件を超えており、手続のオンライン化により、市民の利便性が向上し、窓口の混雑が緩和され、待ち時間の短縮につながっています。

【充実】国民健康保険税の税率等改定

平成 30 年度の国民健康保険制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに、国が進める県内統一保険料（税）の導入に向けて、赤字解消への取組みが求められるようになりました。

国民健康保険財政の健全化のため、平成 24 年度以来、12 年ぶりに国民健康保険税の税率等改定を行いました。

【廃止】後期高齢者人間ドック助成事業

後期高齢者人間ドック助成事業は、後期高齢者医療制度被保険者数に占める人間ドックの受診者数の割合が低く、長寿健診及びがん検診で代替できることから、事務事業の精査を行い、当該事業を廃止しました。

<健幸・スポーツ部>

健康づくり推進課

【充実】一般介護予防事業（健康づくり関連）

介護予防把握事業では、高齢の方の介護予防や日常生活支援について必要とされるサービスやニーズを把握するため、2年ぶりに「介護予防アンケート」を実施しました。国の基本チェックリスト（25問）に市独自設問（43問）を加え、総合事業対象者の把握とアドバイス票等の送付や的確な講座等への受講勧奨を行うことにより、住民主体の介護予防活動へつなげることができました。

健康遊具を活用した普及啓発事業については、これまで単発に講座を実施していましたが、運動、栄養、口腔機能向上、社会参加等を一体的に学ぶことができる「健康寿命をのばそう！まるごと講座」として1コース4日間の講座に内容の充実を図りました。その結果、受講者数が増加し、より多くの市民の方に普及啓発を行うことができました。

【充実】食育推進事業

食環境の変化の中で明らかになった課題を踏まえ、新たな視点や観点を取り入れた第3次大和市食育推進計画（令和7年度～令和11年度）を策定しました。これにより食育関係者の連携を深め、次の世代へつなげる食育の体制整備ができました。

【充実】健康相談・教育事業

糖尿病重症化予防を重点とした生活習慣病対策について、医師会専門医と連携し、保健指導の質の向上を図りました。

また、睡眠と笑いに着目した健康づくりとして講義と実践を行い、健康増進に関する普及啓発に努めました。

医療健康課

【充実】休日夜間急患診療所運営事業

年末から年始にかけて発生したインフルエンザの大流行に対応するため、医師や看護師等を急遽増員し、診療体制の強化を図るとともに、多くの患者に対応するために必要な医薬品を確保しました。

【充実】予防接種事業

予防接種法の改正に基づき、新型コロナワクチンがB類疾病の定期接種に加わりました。

＜こども部＞

こども総務課

【充実】児童手当支給事業

児童手当法等が改正され、令和 6 年 10 月分(12 月支給分)から、所得制限の廃止、高校卒業相当年齢までの支給期間の延長、第 3 子以降の手当額の増額（第 3 子以降の多子加算のカウント対象を 22 歳年度末までに延長）を行う制度拡充が実施されました。

また、支払回数が年 3 回から隔月（偶数月）の年 6 回に変更となりました。

ほいく課

【充実】民間保育所建設・増設支援事業

保育所 2 施設の整備を行い、利用定員数を合計で 144 人増やしました。

【充実】民間保育所等運営支援事業

紙おむつ利用の定額サービス導入等による保護者や保育士・幼稚園教諭の負担軽減の取組みを実施する保育所等に対し、おむつの保管庫・午睡用コット等の購入経費の補助や、性被害防止対策を図るためのパーテーションやカメラ等の購入・更新の経費に対する補助を開始し、補助制度の充実を図りました。

すくすく子育て課

【新規】不妊治療（先進医療）費助成事業

妊娠を考えた時から、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の一環として、保険診療と併用した先進医療にかかった費用の 7 割（上限 5 万円）を助成し、不妊に悩む夫婦等の経済的負担の軽減を図りました。

【充実】こども家庭センター事業

令和 4 年児童福祉法の一部を改正する法律により規定された、母子保健と児童福祉の両機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を令和 6 年 4 月に設置しました。妊娠初期からの不安の解消とともに、特定妊婦の把握に努め、児童虐待の予防的対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、全ての妊産婦、子育て世代、子どもの包括的な相談支援体制を強化しました。

【充実】産後ケア事業

通所型・訪問型に加え、新たに宿泊型を開始するとともに、通所型の委託先を拡大することにより、事業の利便性の向上や子育ての支援体制の充実を図りました。

こども青少年みらい課

【充実】放課後児童クラブ事業

保護者の就労ニーズの高まりや共働き世帯の増加、子育て世帯の転入などにより入会児童数が増加しました。放課後における学校の特別教室や民営放課後児童クラブを活用することにより、年間を通して入会を希望する児童の受け入れに努めましたが、令和 6 年度は、一部の小学校区において、児童 3 名が待機となりました。

児童数の増加が顕著である林間小学校区においては、民営放課後児童クラブが 1 クラブ開設されました。

また、保育以外の事務作業を専門で行う運営補助員を支援単位数の多いクラブに配置するこ

とにより、支援員の負担を軽減させ、児童の保育により多くの時間をかけることができる環境を整えることで保育の質の向上を図りました。

【充実】こども体験事業

平成 26 年度から実施しておりますが、令和 6 年度については訪問先を福島県会津地域とし、食べることの意味や大切さを考えるとともに、歴史探索や農業体験、農泊体験など様々な体験が行えるよう変更しました。

＜その他の団体＞

社会福祉協議会

【新規】第7次大和市社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和7年度から5か年の第7次大和市社会福祉協議会地域福祉活動計画「みんなで描く大和のふくしパレット～第7次地域福祉活動計画」を策定しました。令和7年3月に開催した「地域福祉セミナーやまと2025」において、市民及び関係団体に向け、この計画書が日々の活動の手がかりになり、実際に活用していただけるよう、働きかけを行いました。

【新規】成年後見制度利用促進事業

大和市から成年後見制度利用促進にかかる業務を受託し、中核機関の設置運営、また、支援が必要な方の日常生活等を地域で支える体制づくりに取り組みました。

【充実】広報活動

より多くの世帯、団体や企業に対し、社協を認知し地域福祉に参画してもらえるよう様々な媒体の活用について検討及び運用を始めました。

【充実】災害ボランティアセンター体制整備

災害ボランティアセンター運営支援システムの導入を行い、有事に備えた災害ボランティアセンター設置運営訓練の定期実施を進めていくための環境整備を行いました。

シルバー人材センター

【新規】

令和6年11月にフリーランス新法が施行され、書面等による取引条件の明示が義務付けられたことから、会員に対して就業条件等の明示が適切に行えるよう、対応を進めました。

【新規】

就業条件等の明示や事務局からの情報発信のため「Smile to Smile」を導入し、会員にウェブサイトへの登録を勧めるとともに、登録のサポートを行いました。

【充実】

会員相互の親睦を目的とした事業を実施しました。

【充実】

チラシを自治会加入世帯への配布や公共施設等への配架により、広報活動を進めました。

令和 7 年度あんしん福祉部、健幸・スポーツ部、こども部各課の

基本方針

<あんしん福祉部>

福祉総務課

部内各課の事務執行の円滑化を図るため、部内外との調整及び部内予算の適切な執行管理を行うとともに、県や関係機関等との連携や情報共有に努めます。

避難行動要支援者対策では、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会と連携し、実効性のある情報の共有に努めるとともに、国のモデル事業に応募し、関係機関や福祉専門職等と連携し個別避難計画の作成に取り組みます。

また、3年に一度の民生委員・児童委員改選に伴う各種業務を遺漏なく遂行します。

こもりびと支援については、令和 4 年 9 月に支援の基本的理念を定めた条例が制定されたことから、当事者や家族の社会的な孤立の解消を目指し、引き続き当事者及び家族の「集い」及びこもりびとが安心して過ごすことができる「居場所」を定期的を開催し、課題解決型支援とともに伴走型支援を行います。事業の推進に当たっては、神奈川県や県央地区の各自治体との連携を進めていきます。

社会福祉法人の定款の認可及び監査に関する事務については、引き続き適切な法人運営が確保されるよう指導・監督に努めます。

令和 6 年 4 月から、複合的な福祉課題を抱える市民への支援体制を充実するため、健康福祉総務課に「包括支援係」を設置しました。「福祉ここから相談窓口」と位置づけた高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口で受けた相談について、関係各課が集まって協議を行う場を設けるなど、関係各課が一体となって支援に取り組む枠組みを強化していきます。

介護保険課

令和 6 年度からの 3 年間を計画期間とする第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 2 年目となります。令和 7 年は団塊の世代が全員後期高齢者となるため、これまで以上に介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。第 9 期計画の基本目標である「年を重ねても元気でいられるまち」「すべての高齢者にやさしいまち（地域共生社会の実現）」「安心して介護が受けられるまち」の実現に向け、介護サービスの充実と安定的な事業実施ができるよう取組みを進めます。

介護保険制度運営の適正化の取組みの一つとして、給付適正化支援システム（トリトンモニター）を活用して要介護認定情報と給付実績情報を突合し、その結果を事業者と共同で確認します。これにより提供されたサービスが利用者の状況・状態に適合しているのか、自立支援・重度化防止につながるものとなっているのか等を検証し、引き続き介護保険事業の適正な運営確保に努めます。

人生 100 年推進課

健康な高齢者が生きがいを持って生活することができるよう、余暇活動支援やシニアクラブ活動、シルバー人材センターへの支援等を行うとともに、地域包括支援センター等と連携し、生活機能の低下や養護者による虐待など様々な要因により在宅生活が困難な状況にある高齢

者を支えるための地域における支援体制づくりを推進します。

生活支援体制の整備について、全市レベルで生活支援体制を検討する協議体（第１層）における第２層協議体の課題、取組支援等について検討や、第２層協議体の取組支援を行うとともに、協議体未設立地域への設立支援により、市内全地域における協議体の設立を目指します。

介護予防の推進について、介護予防アンケートの結果から要介護状態となる恐れの高い方の把握を積極的に行い、運動機能や心身機能の低下を予防・改善するためにも短期間で集中的に行う通所型・訪問型介護予防事業等への参加促進や住民主体の介護予防活動への支援等を行いさらなる介護予防の推進を図ります。

認知症施策について、認知症サポーター養成講座や講演会等の開催により、認知症に関する正しい知識や理解の促進を図るとともに、認知症の人と地域で活動する認知症サポーター等をつなぐ「チームオレンジ」の取組みや、認知症カフェ、介護者交流会等、認知症の人や家族の視点を重視した施策を推進し、認知症になっても希望をもって生活ができるまちを目指します。

おひとりさま施策について、主に高齢のひとり暮らしの人の、日常生活の困りごとや葬儀・納骨、財産整理等の終活に関する相談業務や各種情報の発信、県司法書士会や協力葬祭事業者など関係機関等と連携した生前準備のサポート等を行い、将来の不安を解消するための支援を行います。

また、今後とも、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、安心して暮らせるよう、各関係機関と連携を図りながら取組みを進めます。

障がい福祉課

令和７年度からの５年間を計画期間とする第７期障がい者福祉計画では、地域におけるつながりを基盤に、市民一人ひとりの意見や権利などが尊重され、自己選択と自己決定のもとに、自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目指して障がい者福祉施策を推進するため、基本理念を「一人ひとりが地域とつながり、『私』らしく生活しているまち」としました。

社会情勢の変化に伴い、障がいのある方やご家族に対する支援ニーズが多様化する中、適切に対応するためには、行政や相談機関、関係機関との連携強化が課題となっています。

今後も、障がいのある方の活動の場や社会参加の場があり、地域の一員として尊重され、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り、幸せを実感できるまちとなるよう、各関係機関と連携を図りながら、更なる障がい福祉施策の充実に取り組みます。

生活援護課

生活保護制度は、生活に困窮する国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、それぞれの世帯が抱える生活課題に即した自立を支援する社会保障制度です。

コロナ禍以降、本市の生活保護受給者数は微増で推移していますが、コロナ禍による雇用・経済の低迷が長引いていることに加え、物価高騰などの社会状況による影響から、生活困窮者が増加し被保護世帯者数が増加することが見込まれます。

生活保護業務では自立助長の観点から、働くことができる方へは、ハローワークとの連携や就労支援員による就労支援を積極的に行います。一方、すぐに求職活動を行うことが困難な方へは、生活面の見直しを含めた訓練等を行うことを目的とした関係機関との橋渡しや、段階的な就労時間の確保に向けた支援を行います。

また、生活困窮世帯のこどもの健全育成を重視し、こども支援員とケースワーカーが連携し

て生活保護世帯・生活困窮世帯を対象とした生活面の支援を行います。

被保護者の健康を増進し、生活習慣病の重症化予防や健康管理の意識付けを推進することは、自立の助長を医療と生活の両面から支援することになります。被保護者の生活の質の向上と、医療扶助の適正化を目指し、引き続き保健師と管理栄養士による支援体制・相談体制の充実に取り組めます。

そのほか、生活保護に至らない方や生活保護を希望しない方については、生活困窮者自立支援制度による自立相談窓口との連携を図りながら、個々の生活状況及び課題に即した包括的かつ継続的な支援を行います。

保険年金課

子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料（税）とあわせて子ども・子育て支援金を徴収する子ども・子育て支援金制度が令和 8 年度に創設、施行されます。子ども・子育て支援金の徴収は、令和 10 年度までに段階的に導入されることから、安定した国民健康保険財政を維持できるよう、税率等改定を検討していきます。

今後も国民健康保険財政の安定化を図るため、資格の適正化に取り組み、収納課、医療健康課及び健康づくり推進課と連携しながら、国民健康保険税の収納率向上対策、特定健診等の保健事業の推進及び医療費の適正化に努めます。

後期高齢者医療制度及び国民年金業務につきましては、関係機関との連絡調整を図りながら、業務の円滑な推進を目指します。

<健幸・スポーツ部>

健康づくり推進課

市民の自主的かつ積極的な健康づくりの取組みを促進するため、健康施策の推進を図ります。
健康寿命の延伸と健康格差の解消を目的に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組めます。

一般介護予防事業では、介護予防セミナーや健康寿命をのばそう！まると講座等を実施し、引き続き介護予防の普及啓発を図ります。

また、地域における住民主体の介護予防活動を支援する介護予防サポーターを養成していきます。

健康増進普及啓発については、睡眠に着目した健康づくりの推進を図ります。

健康相談・教育事業における糖尿病重症化予防については、より効果的な事業展開ができるよう、引き続き医師会専門医と協議を行い、さらなる医療との連携に努めます。

食育推進事業では、第3次大和市食育推進計画をもとに関係者との連携を深め、食生活改善推進員の養成及び食生活改善活動支援に加え、食育イベントの開催や食環境整備、若い女性のやせの問題など、次の世代につながる取組みを進めます。

医療健康課

救急医療については、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、大和市地域医療センター休日夜間急患診療所及び大和歯科診療所での適切な一次救急医療の提供に努めるとともに、市立病院など市内5病院による病院群輪番制により、二次救急医療体制を確保します。小児二次救急医療については、市立病院が24時間365日、救急患者を受け入れます。

予防接種事業については、令和7年度から带状疱疹予防接種が定期接種に加わるとともに、HPVキャッチアップ接種の経過措置など、毎年のようにワクチンの追加や制度改正などにより、制度が複雑化しています。そのため、国や県の動向を注視しながら情報収集に努め、これらに迅速に対応するとともに、各予防接種の対象者が適切に接種を受けることができるよう、市民及び協力医療機関へきめ細やかな情報提供を行います。

健康診査事業については、引き続き受診の必要性について普及啓発するなどの受診勧奨によって受診率の向上に努め、生活習慣病の予防や、疾病の早期発見・早期治療につながる機会の確保を図ります。

成人歯科健康診査事業については、令和7年度から「第3次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」がスタートしました。令和6年度から新計画がスタートしている国や県の動向を注視しながら、計画の進捗管理を行います。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染状況や国及び県の動向を注視しながら、市民への適切な情報提供に努めます。

＜こども部＞

こども総務課

令和 7 年 3 月に新たに策定した大和市こども計画に基づき、子育て支援施策等を着実に推進することで、計画に掲げた基本理念「すべてのこどもが自分らしく健やかに成長するまち・やまと ～みんなでつなげるこどもまんなか地域の輪～」の実現を目指します。

また、子育て支援センターやつどいの広場こども一事業の運営により、子育ての不安を軽減し、安心して子どもを育てることができる環境整備に努めます。

このほか、高校卒業相当年齢までの児童を対象とする子ども医療費助成事業や児童手当支給事業を実施し、子どもの健全な育成や健康増進のため等しく必要な医療を受けられる環境を確保するとともに、家庭等における生活の安定に資する経済的支援を実施します。

ほいく課

就学前児童数が減少した一方、入所申込数が増加し、入所児童数も増加しました。その結果、4 月 1 日現在の保留児童数は 349 人となり、昨年の 383 人より 34 人減少しましたが、待機児童数は 7 人となりました。今年度も幼稚園の認定こども園化等により保育定員の拡大を図り、女性の社会進出や幼児教育・保育の無償化等に伴う保育ニーズの動向を慎重に見極めたうえで様々な保育施策の充実を進めます。

また、市内の保育施設における保育士不足解消に向けて、本市独自の保育士確保策として、公立保育園で潜在保育士を対象とした就業体験を実施し、復職や就職に向けた本格的な支援を行うとともに、民間保育事業者の保育士雇用等に係る経費の一部を補助する制度において、補助額の充実や対象施設の拡大を図ってきており、引き続きハード面とソフト面の施策について重層的に取り組みます。

そのほか、現行の幼児教育・保育給付とは別に、0 歳 6 か月から満 3 歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を、令和 8 年度からすべての自治体で実施することが義務付けられていることから、市内の教育・保育施設においても令和 8 年度から実施できるよう整備を進めます。

すくすく子育て課

こども家庭センターとして、妊娠初期からの不安を解消するとともに特定妊婦の把握に努め、児童虐待の予防的対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、全ての妊産婦、子育て世代、子どもの包括的な相談支援体制の強化に努めていきます。

妊婦健康診査事業について、母体や胎児の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、1 人当たりの助成額を増額します。

また、産後ケア事業について、早産児の産婦への支援の充実を図るため、通所型及び宿泊型の利用期間を出産予定日から 4 か月になる前日までに拡大します。

保護者の疾病等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴う預かりができる子育て短期支援（ショートステイ）事業を開始します。

また、子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達段階に応じた子どもの関わり方等の知識や方法を身につける支援を行う親子関係形成支援（ペアレントトレーニング）事業を実施します。

本市における「ヤングケアラーの実態」を早期に把握するとともに、子ども自身が身近な大人に相談したり、支援を求めたりすることができる関係構築を目的として、市内公立小中学校の児童生徒を対象としたアンケート調査を実施します。

増加している発達障がい児への対応など、発達相談では早期把握・早期支援に努め、児童福祉法による児童の通所支援等のサービス給付と併せた一体的な支援を行います。

こども青少年みらい課

放課後児童クラブ事業については、今後も入会児童数の増加が想定されることから、引き続き、児童受入れのための学校における居室確保や民営放課後児童クラブの活用等により、待機児童が生じないように努めます。配慮が必要な児童については、公認心理師や保育士による巡回訪問を通じて支援員に対する指導・助言を行うとともに、関係機関との連携を図り、児童に対して適切な保育を行うことができるよう人材の育成及び保育の質の向上に努めます。

さらに今年度から、放課後児童クラブにおける児童管理等のDX化を推進することにより、利用者へのサービス向上を図るとともに、将来にわたって持続的かつ安定的な運営を行うため、国の考え方に基づき、育成料の適正化を図ります。

このほか、新たな取組みとして、放課後の時間を活用し、市内でスポーツ活動を行っている団体などから指導員を派遣し、児童にスポーツをする機会を提供する「放課後児童のエンジョイスports」を実施します。今年度は北・中・南部のパイロット校で実施し、課題や効果を検証します。

青少年育成に関する事業については、青少年育成団体等と連絡を密に取り、活動の運営方法や周知方法等を検討することにより、担い手の確保と育成に努めます。

＜その他の団体＞

社会福祉協議会

令和 7 年度からスタートする第 7 次地域福祉活動計画に沿って、だれもができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるように、地域全体で支える体制づくりとして地域包括ケアシステムの実現を目指します。

地域福祉事業を通して、住民一人ひとりの地域への関心を高め、地域課題の解決に向けて地域住民や関係機関、行政等と連携して共生の文化が広がる地域づくりへとつなげていくことを目指し、地区社協をはじめとする小地域福祉活動の推進を強化します。

ひまわりサロンなどへの地域住民の参加を得ることで、高齢者の地域での孤独感の解消や社会参加を促進します。

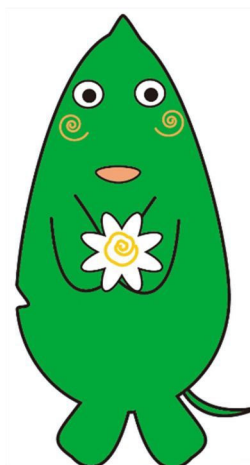
また、成年後見支援センターの職員体制を強化し、成年後見制度の窓口となる「中核機関」として、高齢者や障がいのある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の普及、地域における権利擁護支援を推進します。

シルバー人材センター

高齢化が急速に進む中、高年齢者の就労事業の中核機関として、シルバー人材センターが果たす役割は大きなものがあります。

また、同センターは「自主・自立・協働・共助」の基本理念に基づいて、会員が自主的・主体的に運営する組織として、会員自らによる地域社会への更なる貢献と、健全な事業運営に努めます。事業展開にあたっては、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の活動を展望した「基本計画」を目標に各種事業の取組みを進めていきます。

1. 障がい者の福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

障がい者の福祉（１）

	ページ	身体 知的 精神	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
１． 障がい者の福祉	44					
(1) 障がい者統計	44	共通			○	
(2) 各障害者手帳の新規交付	51					
ア．身体障害者手帳の交付	51	身体		○		
イ．療育手帳の交付	51	知的		○		
ウ．精神障害者保健福祉手帳の交付	52	精神		○		
(3) 障害者巡回更生相談（県）	52	身体 知的		○		
２． 障害者総合支援法	52					
(1) 障害支援区分認定	52					
ア．障害支援区分認定とは	52	共通			○	
イ．障害支援区分認定の流れ	53	共通			○	
ウ．調査実施件数	53	共通			○	
エ．認定者数	53	共通			○	
オ．審査判定状況	54	共通			○	
(2) 自立支援給付の流れ	54					
(3) 障害福祉サービスについて	55					
ア．介護給付	55	共通	○	○	○	
イ．訓練等給付	55	共通	○	○	○	
ウ．自立支援医療制度	56	共通	○	○	○	
(ア) 精神通院医療	56	精神	○	○	○	
(イ) 更生医療	56	身体	○	○	○	
(ウ) 育成医療	56	身体	○	○	○	
エ．補装具費の支給	56	共通	○	○	○	
オ．地域生活支援事業	56	共通	○	○	○	
(ア) コミュニケーション支援事業	56	身体	○	○	○	
(イ) 日常生活用具の給付	57	共通	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
			障 が い 福 祉 課
	身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行規則	S25. 4	障 が い 福 祉 課
	知的障害者福祉法 神奈川県療育手帳制度実施要綱	S49. 2	//
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領	H 7.10	//
18歳～	身体障害者福祉法 身体障害者更生相談所設置運営基準	S27. 6	//
	障害者総合支援法	H18. 4	障 が い 福 祉 課
	//	//	//
	//	//	//
	//	//	//
	//	//	//
			//
	障害者総合支援法 大和市自立支援給付費の支給等に関する規則	H18. 4	障 が い 福 祉 課
	//	H18.10	//
	障害者総合支援法 自立支援医療費支給認定通則実施要綱	H18. 4	//
	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱	//	//
	自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱	//	//
	自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱	//	//
	障害者総合支援法 大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業 実施要綱	H18.10	//
	障害者総合支援法	//	//
	大和市意思疎通支援事業実施要領	S59. 4	//
	大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則	H18.10	//

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、「障害者総合支援法」と表記しています。

障がい者の福祉（２）

障がい者の福祉（2）				ページ	身体 知的 精神	財 源 内 訳			
						国	県	市	その他
			(ウ) 移動支援	57	共通	○	○	○	
			(エ) 日中一時支援	57	共通	○	○	○	
			(オ) 訪問入浴サービス	57	身体	○	○	○	
			(カ) 地域活動支援センター（ポピー）	57	精神	○	○	○	
			(キ) 相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」	57	共通	○	○	○	
			(ク) 身体障害者更生訓練費支給	58	身体	○	○	○	
			(ケ) 自動車改造費用の助成	58	身体	○	○	○	
			(コ) 自動車運転訓練・免許取得費用の助成	58	身体	○	○	○	
3. 日常生活援助				58					
			(1) 重度障がい者緊急通報システム事業	58	身体			○	
			(2) 住宅設備改良費の助成	58	身体 知的		○	○	
			(3) 在宅重度障がい者紙おむつ支給事業	58	共通			○	
			(4) 福祉タクシー等利用制度	59					
			ア. 福祉タクシー利用助成	59	共通			○	
			イ. 福祉車両利用助成	59	身体			○	
			ウ. 身体障がい者等自動車燃料費助成	59	身体 精神			○	
			(5) 協働事業（外出サービス）	59	身体 知的			○	
			(6) 障がい者（児）歯科健康診査事業	59	共通			○	
			(7) 援護施設等通所訓練費支給事業	60	共通			○	
			(8) グループホーム等家賃助成事業	60	共通			○	
			(9) 精神障がい者等への支援事業	60					
			ア. 相談支援	60	精神			○	
			イ. 普及啓発	60	精神			○	
4. 医療				60					
			(1) 心身障害者医療費助成	60	共通		○	○	
5. 福祉手当等支給				61					
			(1) 特別障害者手当等の支給	61					

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	大和市移動支援事業の実施に関する規則	H18.10	障 が い 福 祉 課
	大和市日中一時支援事業の実施に関する規則	//	//
	大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則	//	//
	障害者総合支援法	//	//
	//	//	//
	大和市障害福祉サービス等利用者更生訓練費助成要綱	//	//
	大和市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱	//	//
	大和市下肢等障がい者自動車運転訓練費助成要綱	//	//
	大和市障がい者緊急通報システム事業実施要領	H 8. 6	障 が い 福 祉 課
	大和市重度障がい者住宅設備改良費助成事業実施要綱	H 8. 4	//
	大和市在宅重度障がい者紙おむつ実施事業実施要綱	H 7. 4	//
	大和市福祉タクシー等利用助成事業実施要綱	S61. 6	障 が い 福 祉 課
	大和市福祉車両利用助成事業実施要綱	H18. 4	//
	大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱	S61. 6	//
	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例	H16. 4	//
	大和市心身障害者（児）歯科嘱託医の設置に関する規則	S63. 7	//
15歳～	大和市援護施設等通所訓練費の支給に関する要綱	S56. 4	//
	大和市障害者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱	H19.10	//
	保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	H12. 4	障 が い 福 祉 課
	//	//	//
	大和市心身障害者医療費助成条例	S47.10	障 が い 福 祉 課

障がい者の福祉（3）

障がい者の福祉（3）			ページ	身体 知的 精神	財 源 内 訳			
					国	県	市	その他
		ア．特別障害者手当	61	共通	○		○	
		イ．障害児福祉手当	61	共通	○		○	
		ウ．福祉手当（経過措置分）	61	共通	○		○	
	(2) 大和市障害者福祉手当の支給		61	共通			○	
	(3) 神奈川県在宅重度障害者等手当の支給		62	共通		○		
	(4) 特別児童扶養手当の支給		62	共通	○			
6．福祉団体等関係			62					
	(1) 障がい者（児）福祉団体への支援		62					
		ア．大和市心身障害児者福祉団体連合会	62	身体 知的			○	
	(2) 神奈川県障害者スポーツ大会		63	共通		○		
7．その他			63					
	(1) 心身障害者扶養共済（県）		63	共通		○		
	(2) 交通割引証の交付		63					
		ア．バス運賃の割引	63	身体 知的				
		イ．有料道路通行料金の割引	63	身体 知的				
	(3) 成年後見制度利用支援事業		64	共通			○	
	(4) 多様な障がいへの理解促進		64					
		ア．あいサポート運動	64	共通			○	
		イ．障害者差別解消法講演会	64	共通			○	
	(5) 手話入門講座・手話通訳者養成講座の開催		64					
		ア．手話入門講座	64	共通	○	○	○	
		イ．手話通訳者養成講座	64	共通			○	
	(6) 自殺対策事業		65					
		ア．やまと自殺対策講演会	65	共通		○	○	
		イ．ゲートキーパー養成研修	65	共通		○	○	
		ウ．大和市民自殺防止相談電話	65	共通		○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
20歳～	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 大和市特別障害者手当等事務取扱規則	S61. 4	障 が い 福 祉 課
0歳～19歳	//	//	//
	//	S50.10	//
	大和市障害者福祉手当に関する条例	S48. 4	//
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	S44. 4	//
0歳～19歳	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	S39. 9	//
	大和市心身障害児者福祉団体等に対する補助金交付要綱	H 9. 4	障 が い 福 祉 課
	神奈川県障害者スポーツ大会実施要綱	S36. 4	//
	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例	S45. 7	障 が い 福 祉 課
	※法的根拠なし（各事業者のサービスによるもの）		障 が い 福 祉 課
	※法的根拠なし		//
	大和市成年後見制度における市長申立て手続に関する要綱 大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱	H13. 6	//
	大和市あいサポート運動推進事業実施要領	H31. 4	障 が い 福 祉 課
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	H28. 4	//
	大和市手話奉仕員養成事業実施要領	H12. 4	障 が い 福 祉 課
	大和市手話通訳者養成事業実施要領	H 8.12	//
	自殺対策基本法	H20. 4	障 が い 福 祉 課
	//	//	//
	//	//	//

障がい者の福祉（４）

		ページ	身体 知的 精神	財 源 内 訳			
				国	県	市	その他
	(7) 農福連携事業	65	共通			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
		R 6. 4	障 が い 福 祉 課

1. 障がい者の福祉

(1) 障がい者統計

◎ 身体障がい者（児）とは

身体障害者福祉法施行規則に定める等級に該当する身体上の障がいがあって、身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

◎ 知的障がい者（児）とは

「知的障害者とは、知的機能障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者」をいう。

（平成 12 年に厚生省が行った知的障害児（者）基礎調査より）

◎ 精神障がい者（児）とは

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は自立支援医療（精神通院）費の支給を受けている者をいう。

身体障害者手帳所有者数

級 別	者※1 児※2 別	視 覚	聴 覚	平 衡 機 能	音 声 ・ 言 語 ・ 咀 嚼	肢 体 不 自 由	心 臓	じん 臓	呼 吸 器	又 は 直 腸 ぼ う こ う	小 腸	肝 臓	そ の 他	合 計
1 級	者	136	21	0	1	518	771	606	19	1	0	13	9	2,095
	児	2	1	0	0	42	10	1	0	0	1	4	0	61
	小計	138	22	0	1	560	781	607	19	1	1	17	9	2,156
2 級	者	133	103	0	1	519	6	0	2	0	0	2	31	797
	児	1	2	0	0	22	1	0	0	2	0	0	0	28
	小計	134	105	0	1	541	7	0	2	2	0	2	31	825
3 級	者	28	64	0	29	394	197	5	21	12	0	0	16	766
	児	0	5	0	2	6	4	0	0	3	0	0	0	20
	小計	28	69	0	31	400	201	5	21	15	0	0	16	786
4 級	者	35	155	0	24	632	127	1	8	280	2	1	22	1,287
	児	0	1	0	0	4	1	0	0	3	0	0	0	9
	小計	35	156	0	24	636	128	1	8	283	2	1	22	1,296
5 級	者	81	0	2	0	223	0	0	0	0	0	0	0	306
	児	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	81	0	2	0	224	0	0	0	0	0	0	0	307
6 級	者	10	162	0	0	145	0	0	0	0	0	0	0	317
	児	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	小計	10	166	0	0	145	0	0	0	0	0	0	0	321
合 計	者	423	505	2	55	2,431	1,101	612	50	293	2	16	78	5,568
	児	3	13	0	2	75	16	1	0	8	1	4	0	123
	小計	426	518	2	57	2,506	1,117	613	50	301	3	20	78	5,691

※1 「者」は18歳以上の者

(障がい福祉係)

※2 「児」は18歳未満の者

※重複障害者は主たる障害の区分に計上してある。

障がい者の福祉

療育手帳所持者数

区 分 程度別	18 歳以上			18 歳未満			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
最重度 (A1)	173	88	261	53	33	86	226	121	347
重 度 (A2)	161	97	258	76	37	113	237	134	371
中 度 (B1)	191	155	346	90	47	137	281	202	483
軽 度 (B2)	347	146	493	306	131	437	653	277	930
合 計	872	486	1,358	525	248	773	1,397	734	2,131

※療育手帳とは、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談行い、各種の援
護措置を受けやすくして知的障害児者の福祉の増進に資することを目的とす
るものである。（障がい福祉係）

療育手帳所持者数の推移

	4	5	6
18 歳以上	1,276	1,341	1,358
18 歳未満	713	732	773
合 計	1,989	2,073	2,131

（障がい福祉係）

精神障害者保健福祉手帳所持者数

	4	5	6
1 級	180	191	188
2 級	1,408	1,573	1,679
3 級	844	910	981
合 計	2,432	2,674	2,848

（こころの健康係）

発生原因別身体障害者（児）数 ※（）は全体に占める割合（％）

	4	5	6
戦 傷	1 (0.02)	1 (0.02)	1 (0.02)
結 核	3 (0.05)	3 (0.05)	3 (0.05)
交通事故	117 (2.02)	118 (2.05)	118 (2.07)
先 天 性	372 (6.43)	372 (6.46)	377 (6.62)
疾 病 (脳血管障害含む)	4,470 (77.20)	4,171 (72.46)	4,530 (79.60)
そ の 他	827 (14.28)	1,091 (18.96)	662 (11.64)
合 計	5,790 (100)	5,756 (100)	5,691 (100)

（障がい福祉係）

身体障害程度等級表

級別	肢体不自由	
	上肢機能障害	下肢機能障害
1 級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
2 級	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢の上腕の 2 分の 1 以上を欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢の下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
3 級	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	1. 両上肢のおや指以上を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの
5 級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節以上の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して、5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの
6 級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢のリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して、3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの

障がい者の福祉

級別	肢体不自由		
	体幹機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		上肢機能障害	移動機能障害
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上る事が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6 級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7 級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※備考

1. 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が2 以上重複する場合は、6 級とする。
2. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第1 指骨間関節以上を欠くものとする。
3. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
4. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
5. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

※7 級の障害について

7 級の障害は、1 つのみでは身体障害者福祉法の対象とならないが、7 級の障害が2 つ以上重複する場合又は7 級の障害が6 級以上の障害と重複する場合は、同法の対象となるものであること。

級別	視 覚 障 害
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの
2 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（Ⅰ／4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
3 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
4 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
5 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの

級別	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
	聴覚障害	平衡機能障害	
1 級			
2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3 級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	1. 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5 級		平衡機能の著しい障害	
6 級	1. 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		

障がい者の福祉

級別	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級				
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級				
6 級				

級別	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級			
6 級			

※備考

身体障害程度等級表について

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の級とすることができる。
3. 空欄については、等級が設定されていない。

療育手帳判定基準（神奈川県療育手帳制度実施要綱別表より）

障害程度		判 定 の 基 準
最 重 度	A1	1. 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という）が、おおむね 20 以下のもの。 2. 指数がおおむね 21 以上 35 以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という）の 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの。
重 度	A2	1. 指数がおおむね 21 以上 35 以下のもので、上記 A1 に該当しないもの。 2. 指数がおおむね 36 以上 50 以下のもので障害等級の 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの。
中 度	B1	指数がおおむね 36 以上 50 以下のもので、上記 A2 に該当しないもの。
軽 度	B2	1. 指数がおおむね 51 以上 75 以下のもの。 2. 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、県内の児童相談所又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。

(2) 各障害者手帳の新規交付

ア. 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は国や市などのさまざまなサービスを利用するうえで必要となるもので、視覚・聴覚・平衡感覚・音声言語機能・肢体・心臓・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓等に永続する障がいがある場合に申請に基づいて交付する。

また、障がいの程度によって 1 級～6 級までに区分される。

なお、交付事務は市が窓口となり神奈川県立総合療育相談センターが行っている。

新規身体障害者手帳交付者数

	4	5	6
1 級	172	208	200
2 級	30	37	37
3 級	18	25	33
4 級	90	106	89
5 級	8	37	17
6 級	21	25	17
合 計	339	438	393

(障がい福祉係)

イ. 療育手帳の交付

知的障がいがあり、一貫した相談・支援を受けることが必要な場合に、申請に基づき、児童相談所又は神奈川県立総合療育相談センターで知的障がいと判定された者に交付する。

また、障がいの程度によって、次のように区分される。

A1（最重度） A2（重度）

B1（中度） B2（軽度）

（障害程度の区分は、療育手帳判定基準を参照）

なお、交付事務は市が窓口となり神奈川県立総合療育相談センター等が行っている。

新規療育手帳交付者数

	4	5	6
人 数	89	115	105

(障がい福祉係)

障がい者の福祉

ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がい（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、その他の精神疾患）がある場合に申請に基づいて交付する。

なお、交付事務は市が窓口となり神奈川県精神保健福祉センターが行っている。

新規精神障害者保健福祉手帳 交付者数

	4	5	6
人 数	236	280	283

（こころの健康係）

（3）障害者巡回更生相談（県）

神奈川県立総合療育相談センターの医師、心理判定員、福祉司が、補装具の交付要否判定などについて助言・指導を行う。

相談状況

	4	5	6
件 数	9	16	13

（自立支援係）

2. 障害者総合支援法

◎ 障害者総合支援法とは

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援していくため、これまでの身体・知的・精神という障がいの種別で区別せず、福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度により提供する仕組みを定めた法律。（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

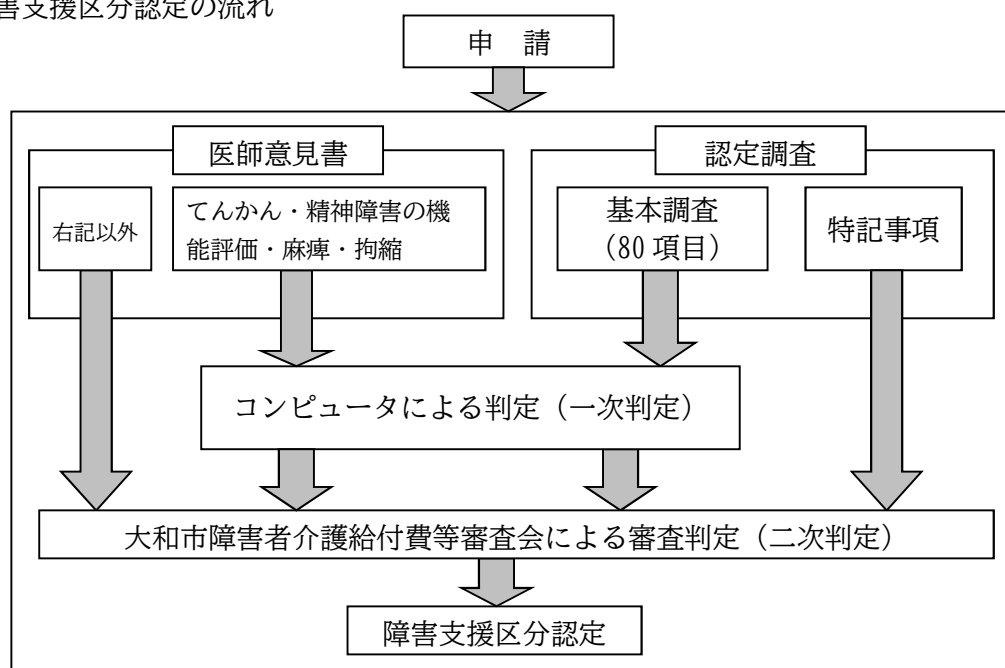
（1）障害支援区分認定

ア. 障害支援区分認定とは

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者が食事や入浴の介護や家事等のサービスを利用する際には、本人の身体状況等から必要な支援の度合いを障害支援区分として認定を受ける必要がある。なお、この障害支援区分認定は市が設置した大和市障害者介護給付費等審査会で審査判定が行われる。

※障害者総合支援法の改正により、平成 26 年 4 月 1 日以降の申請より障害程度区分から障害支援区分に名称、内容が変更された。

イ. 障害支援区分認定の流れ



障害福祉サービスの必要度（どれくらい、障害福祉サービスを支給する必要があるのか）の判定は客観的で公平な判定を行うためコンピュータによる一次判定と、それを原案とし、「主治医の意見書による医学的見解」と併せ、保健・医療・福祉に関する専門家らで構成される「大和市障害者介護給付費等審査会」での二次判定の２段階で行われる。

ウ. 調査実施件数

	4	5	6
調査総件数	778	724	1,097
うち身体障がい者	102	93	195
うち知的障がい者	314	237	473
うち精神障がい者	360	388	421
うち難病患者等	2	6	8

（自立支援係）

エ. 認定者数

	4	5	6
認定総件数	447	373	719
うち身体障がい者	89	75	173
うち知的障がい者	223	148	372
うち精神障がい者	134	148	169
うち難病患者等	1	2	5

（自立支援係）

障がい者の福祉

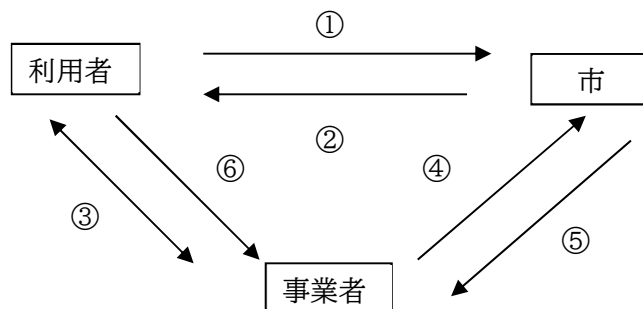
オ. 審査判定状況（令和6年度）

2次判定 1次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
非該当(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
区分1(人)	0	8	0	0	0	0	0	8
区分2(人)	0	0	108	10	0	0	0	118
区分3(人)	0	0	0	142	7	1	0	150
区分4(人)	0	0	0	0	146	9	0	155
区分5(人)	0	0	0	0	0	100	19	119
区分6(人)	0	0	0	0	0	0	169	169
合 計(人)	0	8	108	152	153	110	188	719
構成比(%)	0.0	1.1	15.0	21.1	21.3	15.3	26.2	100.0

※審査会における上位変更率：5.8%

（自立支援係）

(2) 自立支援給付の流れ



- ① 支給の申請
- ② 支給の要否決定（認定）
- ③ サービスの契約・利用・提供
- ④ 事業者が市に代理受領請求
- ⑤ 支払い
- ⑥ 利用者負担（所得等に配慮した負担）

(3) 障害福祉サービスについて

ア. 介護給付

サービス名	概 要	利用者数 ※()内は障がい児の人数		
		4	5	6
居宅介護	入浴、排泄、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス。	225 (6)	229 (6)	230 (7)
行動援護	行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動支援。	10 (0)	20 (2)	33 (6)
短期入所	短期の入所による介護サービス。介護者が病気の場合やレスパイトなどのために利用できる。	74 (10)	85 (16)	98 (20)
重度訪問介護	居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。重度の肢体不自由者が対象。	6	7	7
療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。	17	18	19
生活介護	主に日中、障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動及び生産活動などのサービス。常に介護を必要とする者が対象。	485	484	491
施設入所支援	施設入所者に対して提供される介護サービス。主に夜間に提供されるもの。	144	139	127
同行援護	視覚障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供他必要な援助を行うサービス。	36 (0)	36 (1)	38 (0)

イ. 訓練等給付

サービス名	概 要	利用者数		
		4	5	6
共同生活援助	共同生活を営む住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助。主に夜間に提供されるもの。	314	355	399
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。一定期間のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練を受けることができる。	38	49	42
就労移行支援	就労時必要な知識・能力の向上をはかるための訓練。一定期間のプログラムにより、職場実習などの訓練を受けることができる。	96	113	105
就労継続支援	通常の事業者には雇用されることが困難な者を対象とする継続的な就労支援。	473	516	567
宿泊型自立訓練	知的障がい者、精神障がい者が居室等の設備を利用し、社会参加及び自立に必要な能力を身につけるための支援を行うサービス。	2	1	0

(自立支援係)

障がい者の福祉

ウ. 自立支援医療制度

平成 18 年 4 月から、精神、身体、児童の障がいごとに実施されていた公費負担医療制度（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、共通のルールによる公費負担制度となった。

(ア) 精神通院医療

精神科の外来診療の際、保険適用になる医療費の自己負担を原則 1 割までに軽減する。

承認件数

	4	5	6
件 数	4,575	4,752	4,973

(こころの健康係)

(イ) 更生医療

神奈川県立総合療育相談センターにおいて、必要と認められた 18 歳以上の身体障がい者に対し、障がいの軽減、機能回復のための医療費を助成する。

助成状況

	4	5	6
人 数	340	305	361

(障がい福祉係)

(ウ) 育成医療

身体に障がいのある 18 歳未満の児童に対し、障がいの軽減、機能回復のための医療費を助成する。

助成状況

	4	5	6
人 数	12	6	2

(障がい福祉係)

エ. 補装具費の支給

身体障がい者（児）の状況、年齢、職業、生活環境などを考慮しながら、義肢、車いす、補聴器など補装具の購入又は修理に要した費用を利用者負担額を除き支給する。さらに身体障がい児については、その利用者負担額の半額を助成する。

支給状況

(単位：件)

	4	5	6
身体障害者	302	263	305
身体障害児	71	98	108

(自立支援係)

オ. 地域生活支援事業

(ア) コミュニケーション支援事業

a 手話通訳者の派遣・設置

聴覚障がい者などが、社会生活上で手話通訳を必要とする場合に派遣する。障がい福祉課の窓口は月曜日～金曜日、本庁舎は毎週月曜日に手話通訳者を設置。

利用状況

	4	5	6
回 数	836	836	889

※派遣の件数及び障がい福祉課・本庁舎設置分の合計
(障がい福祉係)

b 筆記通訳者の派遣

聴覚障がい者などが日常生活コミュニケーションを円滑に行うことが出来るように筆談による要約筆記通訳者を派遣する。

利用状況

	4	5	6
回 数	7	14	25

(障がい福祉係)

(イ) 日常生活用具の給付

在宅重度障がい者(児)及び難病患者等に対し、日常生活上の困難を解消するために、障がいに適したストーマ装具、特殊寝台等を給付する。

給付状況

	4	5	6
件数	4,867	4,061	5,153

(自立支援係)

(ウ) 移動支援

障がい者の社会参加や余暇支援を援助するため、ガイドヘルパーが移動を支援する。

移動に支援が必要な全身性障がい(1級)の手帳を取得している身体障がい者及び、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等が対象。

利用者数

	4	5	6
人数	157 (17)	167 (16)	160 (18)

※()内は障がい児の人数

(自立支援係)

(エ) 日中一時支援

障がい者の日中における活動の場の確保と障がい者を日常的にケアしている家族の一時的な休息等を図ることを目的に預かりを行う。

利用者数

	4	5	6
人数	60 (42)	66 (45)	55 (36)

※()内は障がい児の人数

(自立支援係)

(オ) 訪問入浴サービス

家族介助による入浴が困難な重度身体障がい者及び難病患者等に対し、入浴の機会を提供することにより障がい者の保健衛生の向上と家族の精神的、身体的な負担の軽減を図ることを目的に実施する。

利用状況

	4	5	6
回数	722	703	704

(障がい福祉係)

(カ) 地域活動支援センター(ポピー)

精神障がいのある方を対象に日中活動(プログラム活動やフリースペース等)の場を提供するとともに、相談支援(面接、電話、訪問等)を行う。

利用状況

	4	5	6
延べ人数	7,860	6,749	5,831
内、延べ相談支援件数	4,345	2,993	2,368

(こころの健康係)

(キ) 相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」

障がいのある方やその家族の様々な不安や悩みなどの相談を専門の相談職員が受け、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援する。

実施事業所数：3事業所

相談件数

	4	5	6
延べ件数	11,102	11,654	11,956
実相談者数	1,517	1,425	1,527

(こころの健康係)

障がい者の福祉

(ク) 身体障害者更生訓練費支給

自立訓練又は就労移行支援を利用している障がい者に対し、社会復帰の促進を図ることを目的とし、更生訓練費を支給する。ただし、所得制限あり。

支給状況

	4	5	6
人 数	0	0	0

(自立支援係)

(ケ) 自動車改造費用の助成

1・2級の身体障がい者(下肢・体幹)が自動車を購入し、自ら運転するため、ハンドル、ブレーキなどを改造する場合、10万円までを助成する。ただし、所得制限あり。

利用状況

	4	5	6
件 数	0	2	3

(自立支援係)

(コ) 自動車運転訓練・免許取得費用の助成

1～4級の身体障がい者(下肢・体幹・内部)が県公安委員会の指定する自動車教習所で訓練を受けた場合、技能教習訓練費の3分の2を、10万円を限度として助成する。

利用状況

	4	5	6
件 数	2	0	0

(自立支援係)

3. 日常生活援助

(1) 重度障がい者緊急通報システム事業

在宅の重度障がい者で、常時介護者がいないため、急病等の非常時に医療機関や消防署等への通報が出来ない状況にある者に対して、親族への連絡や救急車等の出動依頼を迅速に行う緊急通報システムを設置する。

なお、システム機器の設置費、管理料、及び撤去費を助成する。(所得に応じて自己負担がある)

設置状況

	4	5	6
件 数	5	4	3

(自立支援係)

(2) 住宅設備改良費の助成

在宅重度障がい者の日常生活の環境改善のため浴室・便所・玄関・台所などの改良費用を、80万円を限度として助成する。(所得に応じて自己負担がある)

助成状況

	4	5	6
件 数	1	4	6

(自立支援係)

(3) 在宅重度障がい者紙おむつ支給事業

排泄行為に支障のある在宅の65歳未満の重度障がい者に対し、紙おむつを1人年間約500枚支給する。

支給状況

	4	5	6
人 数	67	67	76

(障がい福祉係)

(4) 福祉タクシー等利用制度

ア. 福祉タクシー利用助成

1・2級の視覚・下肢・体幹機能障がい者、1級の上肢・内部障がい者、A1・A2又はIQ35以下と判定された知的障がい者及び1級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、社会参加及び生活圏の拡大を図るため、月額2,000円に相当する福祉タクシー利用券を交付する。(自動車税・軽自動車税減免者及び自動車燃料費助成対象者は除く)

交付状況

	4	5	6
人 数	1,055	1,032	960

(障がい福祉係)

イ. 福祉車両利用助成

市民税非課税者で1・2級の下肢又は体幹機能障がい者及び3～5の要介護認定を受けていて、車いす等を使用しなければ歩行困難な者が、年12回、福祉車両を利用することができるよう助成する。

利用状況

	4	5	6
回 数	561	557	562

(障がい福祉係)

ウ. 身体障がい者等自動車燃料費助成

1・2級の下肢又は体幹機能障がい者、1級の上肢又は内部障がい者及び1級の精神障害者保健福祉手帳所持者が自己の所有する自動車を自ら運転する場合、月額2,000円を限度として燃料費を助成する。(福祉タクシー利用助成対象者は除く)

助成状況

	4	5	6
件 数	275	261	270

(障がい福祉係)

(5) 協働事業（外出サービス）

一人で外出することが困難な高齢者や障がい者の外出介助サービスをNPO法人と大和市の協働事業として実施(病院などへの送迎介助のほか余暇や買い物などの用事での利用も可能)。

利用状況

	4	5	6
対象台数	9	9	9
利用件数	9,733	9,153	9,413

(障がい福祉係)

(6) 障がい者（児）歯科健康診査事業

令和5年度をもって障がい者（児）の歯科健康診査事業を廃止した。

歯科衛生教室は障害サービス提供事業所にて年12回実施した。

健診状況

	4	5	6
件 数	25	22	—

歯科衛生教室状況

	4	5	6
参加者数	125	154	120

(こころの健康係)

障がい者の福祉

(7) 援護施設等通所訓練費支給事業

施設等に通所している障がい者に訓練費として交通費相当額を支給する。

支給状況

	4	5	6
人 数	649	715	733

(障がい福祉係)

(8) グループホーム等家賃助成事業

グループホーム、生活ホームを利用する障がい者の経済的負担を軽減させるために、月額 20,000 円を上限に、家賃部分について助成する。

支給状況

	4	5	6
人 数	214	227	229

(自立支援係)

(9) 精神障がい者等への支援事業

ア. 相談支援

精神障がい者やその家族・関係機関等を対象に、保健師が体調管理や社会復帰・生活に関することなどの相談支援を窓口面接や訪問にて行う。

利用状況

	4	5	6
電話相談 件数	4,542	4,533	3,302
面接相談 件数	815	1,359	652
訪問件数	210	398	249

(こころの健康係)

イ. 普及啓発

一般市民や精神障がい者の家族等を対象に、うつ病や統合失調症等の病気や障がいの理解・予防等に関する普及啓発を行う。

参加状況

	4	5	6
講座等参加 延べ人数	33	28	1,132
講座回数	1	1	9

(こころの健康係)

4. 医療

(1) 心身障害者医療費助成

重度の身体、知的及び精神障がい者の健康保持のため、医療費のうち健康保険適用の自己負担額(※)を助成する。ただし、生活保護法による医療扶助受給者や中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付受給者を除く。

※高額療養費及び精神障がい者の入院医療費等は助成対象外。

医療費の助成状況

	4	5	6
対象者数	2,601	2,604	2,545

(障がい福祉係)

5. 福祉手当等支給

(1) 特別障害者手当等の支給

ア. 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20 歳以上）に支給する。ただし、病院又は診療所に継続して 3 か月以上入院している場合は、資格喪失となる。また、所得が一定の額を超えている場合は支給停止となる。

月額 29,590 円（令和 7 年 4 月時点）

支給は、5 月・8 月・11 月・2 月の年 4 回

支給状況

	4	5	6
対象人数	137	125	125

（障がい福祉係）

イ. 障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児者（20 歳未満）に支給する。ただし障害年金等一定の年金を受給している場合は、資格喪失となる。また、所得が一定の額を超える場合は支給停止となる。

月額 16,100 円（令和 7 年 4 月時点）

支給は、5 月・8 月・11 月・2 月の年 4 回

支給状況

	4	5	6
対象人数	139	138	139

（障がい福祉係）

ウ. 福祉手当（経過措置分）

昭和 61 年 3 月 31 日において、20 歳以上の従来の福祉手当受給資格者で、昭和 61 年 4 月 1 日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金が支給されない者に、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当を支給する。

月額 16,100 円（令和 7 年 4 月時点）

支給は、5 月・8 月・11 月・2 月の年 4 回

支給状況

	4	5	6
対象人数	7	7	4

（障がい福祉係）

(2) 大和市障害者福祉手当の支給

在宅の重度及び中度の障がい者で、障害基礎年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当等を受給していない者に支給する。ただし、所得の額が一定の額を超える場合は支給停止となる。

月額 3,000 円

支給は、9 月・3 月の年 2 回

支給状況

	4	5	6
対象人数	4,195	4,191	4,177

（障がい福祉係）

障がい者の福祉

(3) 神奈川県在宅重度障害者等手当の支給

毎年 8 月 1 日現在県内に 6 か月以上居住している在宅の重度障がい者（重複障がい児者及び特別障害者手当等受給者）に支給する。ただし、65 歳以上で新規に障がい者になった方は対象外となる。また、所得が一定の額を超える場合は支給停止となる。

年額 60,000 円

支給は、毎年 1 月

支給状況

	4	5	6
対象人数	251	282	284

(障がい福祉係)

(4) 特別児童扶養手当の支給

中程度以上の在宅の障がい児（20 歳未満）を監護している父母等に支給する。ただし所得が一定の額を超える場合は支給停止となる。

月額 1 級 56,800 円（令和 7 年 4 月時点）

2 級 37,830 円（令和 7 年 4 月時点）

支給は、4 月・8 月・11 月の年 3 回

支給状況

	4	5	6
対象人数	582	599	619

(障がい福祉係)

6. 福祉団体等関係

(1) 障がい者（児）福祉団体への支援

障がい者（児）の福祉の向上を目的とした活動をしている障がい者（児）団体に対して、健全な団体運営が行えるように補助金を交付する。

助成団体及び助成金額

(単位：円)

	4	5	6
大和市心身障害児者福祉団体連合会	195,000	195,000	195,000

(障がい福祉係)

ア. 大和市心身障害児者福祉団体連合会

心身障がい児者団体相互間の親密な協調、連携を図り、会員の生活と権利を守り向上させることを目的とした団体。独自事業として加盟団体相互間の連携、障がい児者福祉向上のため積極的な対策の推進を行う。

(ア) 大和市身体障害者福祉協会

市内に在住する身体障がい者の自立及び生活安定の向上を図るとともに協会員相互の親睦を図ることを目的とした団体。福祉団体等が行う身体障がい者対策事業、研修、見学、旅行及び親睦会等、その他本会が目的を達成するための各種事業を行う。

(イ) 大和市手をつなぐ育成会

市内に在住する心身障がい児者の保護育成及び福祉の増進を図ることを目的とした団体。本会は心身障がい児者の保護育成及び心身障がい児者の諸施設の整備促進に関すること、心身障がい児教育機関の設置並びに整備拡充促進に向けて様々な活動を行う。

(2) 神奈川県障害者スポーツ大会

障がい者のスポーツを奨励し、健康の維持、体力の増進並びに活発な精神活動の促進を図ると共に、障がいに対する理解を高めるために実施する。

実施状況（参加者数）

	4	5	6
陸 上	14	18	11
卓 球 サウンドテーブルテニス	10	14	15
水 泳	3	1	2
フライングディスク	3	9	2
ボウリング	0	1	0
アーチェリー	0	1	0

（実施主体 神奈川県身体障害者連合会）

7. その他

(1) 心身障害者扶養共済（県）

自立生活が困難な障がい者（児）の保護者が一定の掛け金を拠出することにより、保護者亡きあと障がい者（児）に年金を支給する相互扶助精神に基づく共済制度である。

加入状況

	4	5	6
人 数	48	46	43

支給状況

	4	5	6
人 数	36	36	37

（障がい福祉係）

(2) 交通割引証の交付

ア. バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳を提示することによりバス運賃の割引が受けられる。介護人については、割引証が必要となる。

交付状況

	4	5	6
枚 数	626	526	520

（障がい福祉係）

イ. 有料道路通行料金の割引

身体障がい者が自ら車を運転する場合及び身体障害者手帳第1種の障がい者あるいは、療育手帳A1・A2の障がい者を乗車させ介護者が自動車を運転する場合、事前に登録をしておくことにより有料道路の通行料金の割引が受けられる。（障がい者1人につき登録は1台で営業車は除く）

なお、ETC を利用する場合にも同様の割引が受けられる。

受付件数

	4	5	6
件 数	952	1,089	974

（障がい福祉係）

障がい者の福祉

(3) 成年後見制度利用支援事業

本人又は親族等が家庭裁判所に申立をすると、選任された成年後見人等により、財産管理に関する法律行為、身上監護が行われるが、それらの申立が不可能な場合に、市長が申立を行い、制度が利用できるよう支援する。

市長申立件数

	4	5	6
件 数	2	2	3

(障がい福祉係)

(4) 多様な障がいへの理解促進

ア. あいサポート運動

多様な障がい特性や困りごとなどを理解し、障がいのある方に対する手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を展開し、あいサポーター研修を実施している。

あいサポーター研修受講者数

	4	5	6
人 数	157	129	94

(障がい福祉係)

イ. 障害者差別解消法講演会

障がい者への不当な差別の禁止や合理的配慮などへの理解促進のため、差別解消法講演会を実施している。

差別解消法講演会受講者数

	4	5	6
人 数	53	56	25

(障がい福祉係)

(5) 手話入門講座・手話通訳者養成講座の開催

ア. 手話入門講座

聴覚障がい者との交流と理解、手話の初歩的な技術の取得を目的に実施している。

手話入門講座回数・受講者数

	4	5	6
回 数	40	40	40
受講者数	24	25	26

(障がい福祉係)

イ. 手話通訳者養成講座

手話通訳者を目指す人を対象として、手話技術向上と通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの試験対策として実施している。

(ア) ブラッシュアップコース

ブラッシュアップコース

回数・受講者数

	4	5	6
回 数	30	30	30
受講者数	3	15	12

(イ) 統一試験対策コース

統一試験対策コース回数・受講者数

	4	5	6
回 数	25	25	25
受講者数	1	2	3

(障がい福祉係)

(6) 自殺対策事業

ア. やまと自殺対策講演会

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると言われている。自殺の現状やその予防・対策についての理解と普及を図ることを目的に、講演会を開催する。

やまと自殺対策講演会に参加した人数

	4	5	6
人 数	99	92	142

(こころの健康係)

イ. ゲートキーパー養成研修

市民一人ひとりが心に悩みを抱えている人に早期に気づき、行政の窓口や相談機関への橋渡しを支援する方法を学ぶ研修会（ゲートキーパー養成研修）を実施。

	4	5	6
ゲートキーパー養成研修実施回数	6	5	5
ゲートキーパー養成研修受講者数	183	139	214

(こころの健康係)

ウ. 大和市民自殺防止相談電話

自殺予防に向けた相談専用電話を開設します。

利用状況

	4	5	6
専用電話 ※1	80 ※2	57 ※2	41

※1 特定の頻回利用者の件数は除く

※2 健康福祉総務課における実績

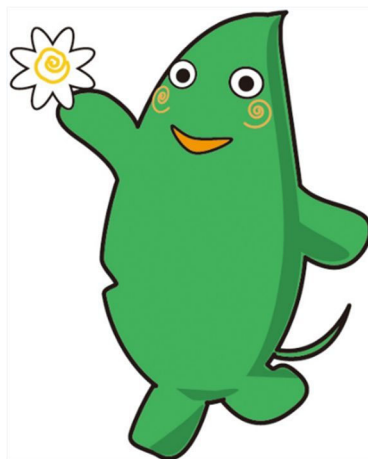
(こころの健康係)

令和6年度より自殺対策事業が健康福祉総務課から障がい福祉課に移管された。

(7) 農福連携事業

令和6年度は、農政課と連携し「農福連携」の普及啓発等を目的としたスタートアップミーティングを実施するとともに、障がい福祉サービス事業所と農業者への意識調査を行い、ニーズの把握に努めました。

2. 高齢者の福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

高齢者の福祉（１）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 高齢者福祉	72				
(1) 高齢者福祉	72				
(2) 高齢者統計	72				
2. 生きがい対策	75				
(1) シニアクラブ等育成	75				
ア. シニアクラブ育成	75		○	○	
イ. シニアクラブ社会活動推進	75				
ウ. 大和市シニアクラブ連合会育成	75		○	○	
(2) 生きがい対策援助	76				
ア. 老人福祉センターの設置	76			○	
イ. 高齢者入浴サービス（公衆浴場開放）	76			○	
ウ. 老人集会所の指定	76			○	
エ. 高齢者福祉農園の設置	76			○	
オ. 生きがいづくりバス借上料助成	77			○	
(3) 敬老祝品等支給	77				
ア. 敬老祝品の支給	77			○	
イ. 福寿カードの交付	77			○	
(4) 公益社団法人大和市シルバー人材センターへの助成	77			○	○
3. 要援護高齢者対策	78				
(1) 在宅援助事業	78				
ア. ふれあいネットワーク事業（ひまわりサロン運営支援分）	78	○	○	○	○
イ. 紙おむつ支給	78	○	○	○	
ウ. 家族介護慰労事業（慰労金）	79	○	○	○	
エ. 在宅高齢者声かけ訪問調査	79			○	
オ. 高齢者見守り（緊急通報）システム	79			○	
カ. はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業	80	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
			人生100年推進課
			//
60歳～	大和市シニアクラブ連合会補助金交付要綱	S38. 4	人生100年推進課
	//	//	//
	//	//	//
60歳～	大和市老人福祉センター管理運営要領	S63. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市高齢者入浴サービス実施要領	S53. 4	//
60歳～	大和市老人集会所の指定に関する規則	//	//
60歳～	大和市高齢者福祉農園設置運営事業要領	S55. 4	//
60歳～	大和市生きがいづくりバス借上料助成要綱	H26. 4	//
88・90・ 95・99歳～	大和市敬老祝品の支給に関する規則	S52. 5	人生100年推進課
60歳～		S52.11	//
	公益社団法人大和市シルバー人材センターの助成に関する要綱	S56. 4	//
65歳～	大和市ふれあいネットワーク事業（ひまわりサロン運営支援分）実施要領	R 6. 4	健康づくり推進課
65歳～	大和市紙おむつ支給事業実施要領	S63. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市家族介護慰労事業実施要綱	H13. 9	//
70歳～	大和市在宅高齢者声かけ訪問調査実施要領	H15. 8	//
65歳～	大和市高齢者福祉サービス事業実施規則 大和市緊急通報システム事業実施要領	S63. 9	//
65歳～	大和市高齢者福祉サービス事業実施規則 大和市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業取扱要領	H11. 4	//

高齢者の福祉（２）

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	キ．はいかい高齢者等位置確認支援事業	80	○	○	○	
	ク．はいかい高齢者個人賠償責任保険事業	80			○	
	ケ．高齢者虐待防止ＳＯＳネットワーク事業	80			○	
	コ．ふれあいネットワーク事業（地区社協活動支援分）	81	○	○	○	○
	サ．成年後見制度利用支援事業	81	○	○	○	
	シ．高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	81	○	○	○	○
	(2) 在宅ケア事業	82				
	ア．短期入所事業	82			○	
	(3) 在宅介護支援センター	82			○	
	(4) 施設入所措置	83				
	ア．老人ホーム入所措置	83			○	○
	イ．高齢者・保健サービス審議会	83			○	
	(5) 施設関係事業	83				
	ア．老人福祉施設への助成	83			○	
	イ．市内養護老人ホーム施設	84				
4．	老人医療費等助成	84				
	(1) はり・きゅう・マッサージ治療費助成	84		○	○	
5．	在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金の支給	84				
	(1) 在日外国人高齢者等福祉給付金助成事業	84		○	○	
6．	おひとりさま施策推進事業	85			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
65歳～	大和市高齢者福祉サービス事業実施規則 大和市はいかい高齢者等位置確認支援事業実施要領	H29. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市はいかい高齢者個人賠償責任保険事業実施要領	H29.11	//
65歳～	高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律	H14. 4	//
65歳～	大和市ふれあいネットワーク事業（地区社協活動支援分）実施要領	R 6. 4	健康づくり推進課
65歳～	大和市成年後見制度における市長申立て手続きに関する要綱 大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱	H13. 6	人生100年推進課
65歳～	大和市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱	H13. 10	//
65歳～	大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱	H12. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市在宅介護支援センター事業実施要綱	H 3. 1	//
65歳～	老人福祉法	S38. 7	人生100年推進課
	大和市高齢者・保健サービス審議会規則	H22. 4	//
	大和市社会福祉法人の助成に関する条例、同法施行規則	S44.10	人生100年推進課
			//
75歳～	大和市高齢者はり・きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱	S54. 4	人生100年推進課
	大和市在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金支給要綱	H10. 4	人生100年推進課
	大和市おひとりさま支援条例 大和市終活支援条例	H30. 6	//

高齢者の福祉

1. 高齢者福祉

(1) 高齢者福祉

高齢者福祉とは高齢者に対して、その心身における健康の維持増進及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高年齢者の福祉の向上を図るもの。

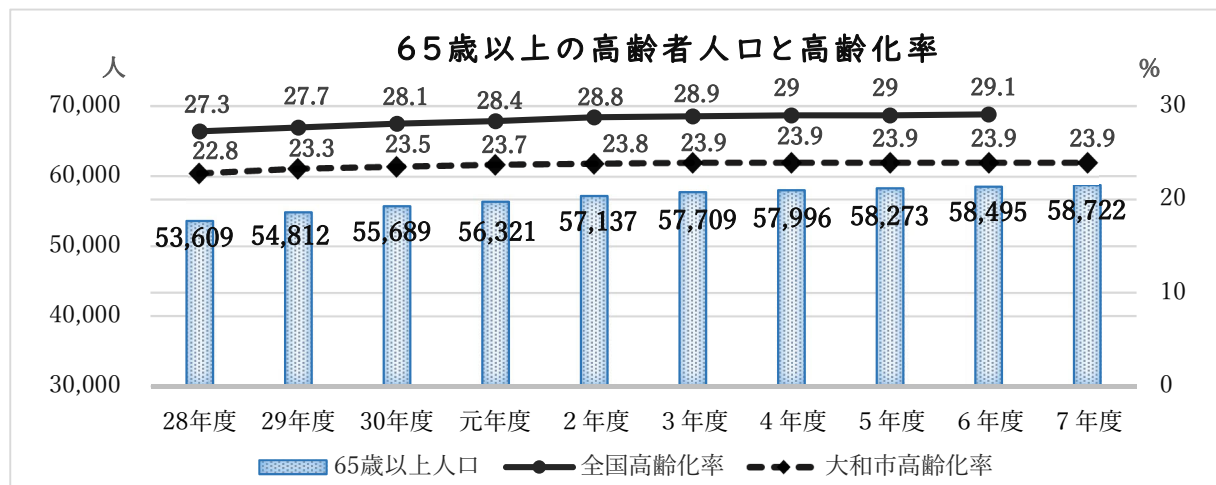
- ◎ ここでいう高齢者とは、老人福祉法による 65 歳以上の人
- ◎ ねたきり高齢者とは、起居動作が困難なため常時臥床しており、他人の介助がなくては、食事、入浴、排泄等の日常生活ができない状態にある人
- ◎ 認知症高齢者とは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さがみられる人
- ◎ 虚弱高齢者とは、身体上又は精神上に軽度の障がいがあり、生活の一部に援助を必要とする 65 歳以上の人
- ◎ 一人世帯高齢者とは、住民基本台帳上、一人世帯で登録している 65 歳以上の人

(2) 高齢者統計

高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）は令和 7 年 4 月 1 日時点で 23.9%である。平成 25 年（西暦 2013 年）10 月に 21%を越えたことにより大和市も「超高齢社会」になったが、全国平均 29.1%に比べると約 5%低い値になっている。

高齢者人口は増加し続けており、高齢化はさらに進んでいくことが予測される。

（実績値、大和市：各年 4 月 1 日、全国：10 月 1 日現在）



（長寿福祉係）

一人世帯高齢者・ねたきり高齢者等の推移

(各年4月1日現在)

		5	6	7
一人世帯高齢者	男	5,542	5,662	5,768
	女	9,715	9,995	10,222
	合計	15,257	15,657	15,990
ねたきり高齢者	男	1,307	1,238	1,243
	女	2,532	2,469	2,567
	合計	3,839	3,707	3,810
認知症高齢者	男	1,266	1,385	1,397
	女	2,079	2,253	2,362
	合計	3,345	3,638	3,759
虚弱高齢者	男	1,508	1,616	1,653
	女	2,694	2,836	2,964
	合計	4,202	4,452	4,617

※一人世帯高齢者は住民登録上、一人世帯で登録している高齢者を算出(特別養護老人ホーム等に住民登録をしている者は除く)

※ねたきり、認知症、虚弱高齢者は介護保険認定者から抽出した。

(長寿福祉係)

老人福祉法関係高齢者人口

(各年4月1日現在)

	5	6	7
60歳以上 (シニアクラブ加入対象)	71,815	72,516	73,477
65歳以上 (老人福祉法対象)	58,273	58,495	58,722
75歳以上 (後期高齢者)	32,303	33,498	34,565

(長寿福祉係)

「認知症1万人時代に備えるまち やまと」宣言

- ・超高齢社会を迎え、認知症になる人は急激に増加しており、大和市においても近い将来、その数は、1万人を超えるものと予測されます。
- ・これからは、誰もが認知症にかかわる可能性があり、あらゆる世代、立場の人が協力しあい、認知症の人への理解を深め、その想いに寄り添っていくことが大切です。
- ・大和市は、認知症の人が住み慣れた地域で、人と人とのつながりを育みながら、自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、様々な取り組みを進め、認知症1万人時代に備えます。

(平成28年9月15日)

大和市日常生活圏域高齢者等統計

令和7年4月1日現在

人生100年推進課

※住民基本台帳による

全人口 245,635 人 (+182) 高齢者人口 (65 歳以上) 58,722 人 (+18)
(内訳 前期高齢者 24,157 人 後期高齢者 (75 歳以上) 34,565 人)

高齢化率 23.91% (-0.01%)

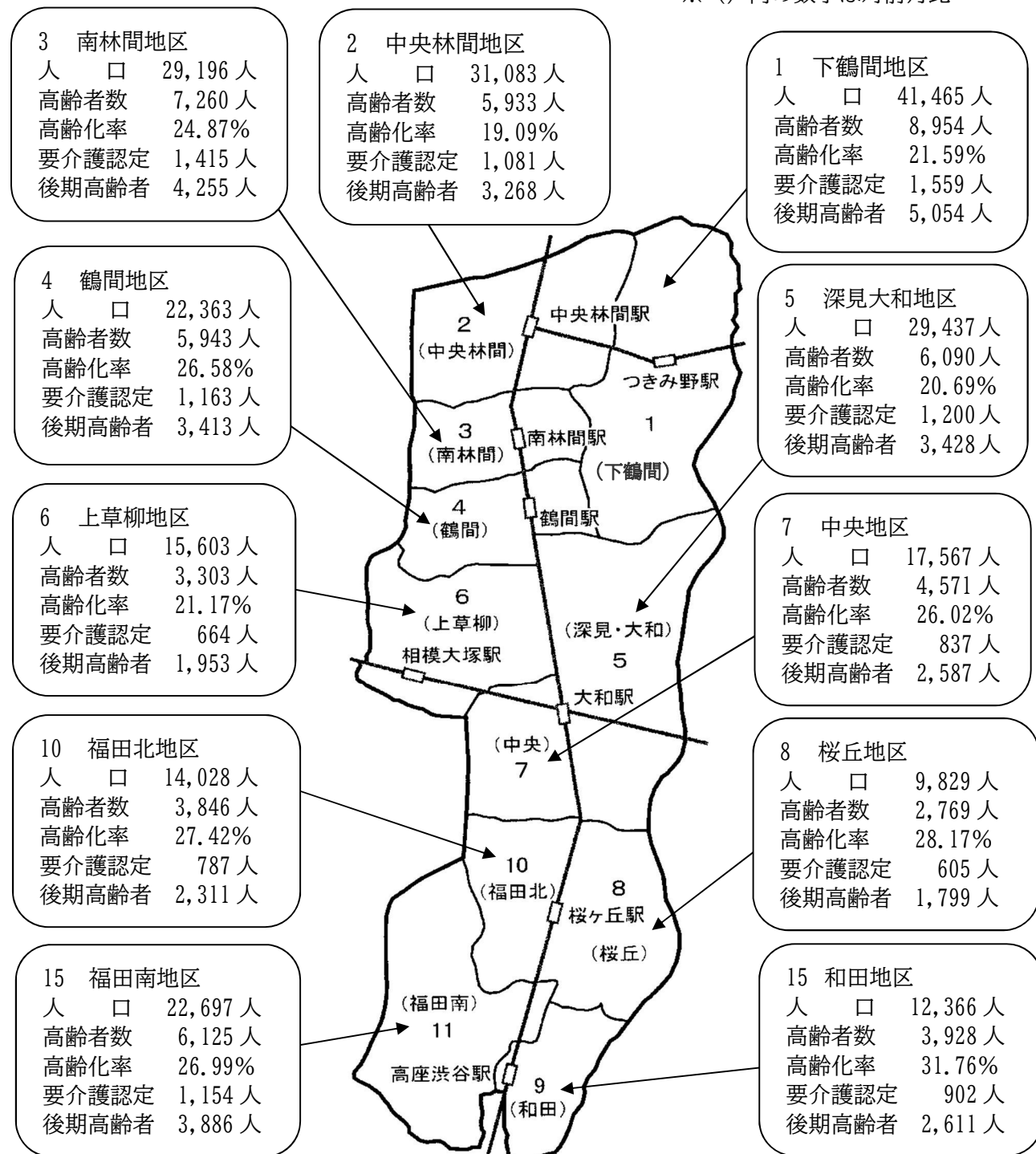
要介護認定者 11,367 人 (+10) (内訳 1 号 11,051 人 2 号 (40~64 歳) 316 人)

高齢者人口のうち、要介護認定された人の割合 18.82% (+0.02%)

要支援 1 1,263 人 2 1,705 人

要介護 1 2,502 人 2 2,131 人 3 1,503 人 4 1,366 人 5 897 人

※ () 内の数字は対前月比



※下鶴間地区は、令和7年6月1日より下鶴間つきみ野地区に名称変更

2. 生きがい対策

(1) シニアクラブ等育成

地域のおおむね 60 歳以上の高齢の方で構成されるシニアクラブの活性化を目標に、会員の社会参加等により自らの生きがいと健康づくりの促進を図る。

ア. シニアクラブ育成

地域ごとにおおむね 30 人以上の高齢の方で組織されたシニアクラブに対し、教養の向上、健康増進、レクリエーション活動及び奉仕活動を通じた地域交流を図るための助成を行う。

助成額（1 クラブ当たり） 年額：27,600 円（2,300 円×12 か月）

（各年 4 月 1 日現在）

	5	6	7
クラブ数	65	64	63
会 員 数	2,725	2,627	2,508

（長寿福祉係）

イ. シニアクラブ社会活動推進

(ア) 環境美化活動

シニアクラブが属する地域の公園や道路などの清掃。

(イ) 友愛チーム

6 人以上で 1 チームを編成し、ねたきりの方やひとり暮らしの方を訪問・激励し、話し相手や生活援助・相談などを行う。

a 友愛チーム 36 チーム

b 訪問対象者 307 人（施設入所者を除く）

c 訪問施設 10 施設

（令和 6 年度実績）

ウ. 大和市シニアクラブ連合会育成（令和 2 年度に大和市老人クラブ連合会から名称変更）

全老連、県老連と協力し、高齢者福祉の増進と単位クラブの活動を指導・育成することにより、シニアクラブ活動の充実と指導者の育成を図る。

(ア) 連合会主催事業

a 「ゆめクラブ大和スポーツ大会」（年 1 回）、「ゆめクラブ大和グラウンド・ゴルフ大会」（年 1 回）、「ゆめクラブ大和ウォーキング」（年 1 回）を実施

b ジャズコンサート、ピアノコンサート、お楽しみ講座（マンドリンコンサート）

c 趣味の作品展、健康講座、趣味の講座、スポーツ教室など

(イ) 大和市シニアクラブ連合会福祉募金

会員から募金を集め、会員の中でねたきりとなっている方や長期入院している方に 5,000 円又は 10,000 円の見舞金を支給する。

(ウ) 社会活動ブロック会議等への助成

各ブロックのシニアクラブが行う地域の社会活動ブロック会議等に対して助成を行う。

助成額（1 単位クラブ当たり） 年額 6,000 円

高齢者の福祉

(エ) 連合会への助成額（令和 6 年度）

- a 市補助金 年額 12,568,814 円
- b 市社協助成金 年額 192,000 円

（人生 100 年推進課長寿福祉係、大和市シニアクラブ連合会事務局）

(2) 生きがい対策援助

ア. 老人福祉センターの設置

高齢の方が趣味やレクリエーションなどを通じて、教養の向上と健康の保持増進を図るための施設。60 歳以上の方が利用できる。

（「施設の福祉」310 ページを参照）

（長寿福祉係）

イ. 高齢者入浴サービス（公衆浴場開放）

高齢の方の生きがいづくりと健康増進を目的に、入浴の場として市内の公衆浴場を開放する。

- (ア) 対象者 65 歳以上（シニアクラブ会員は 60 歳以上）の方

- (イ) 開放日 毎月 6 日、16 日、26 日

- (ウ) 料 金 福寿カード（福寿手帳可）の提示により無料

利用状況 (単位：人)

	4	5	6
男	5,400	4,093	3,376
女	5,439	4,175	3,349
計	10,839	8,268	6,725

（長寿福祉係）

ウ. 老人集会所の指定

高齢の方の健全な憩いの場を確保するため、自治会館等を老人集会所として指定する。

- (ア) 指定場所 58 か所（令和 6 年度末現在）

- (イ) 金 額 自治会館等の管理者に月額 2,000 円を支給

- (ウ) 対象団体 60 歳以上の高齢の方が 30 人以上で組織する団体

（長寿福祉係）

エ. 高齢者福祉農園の設置

農作業を通し、高齢の方の生きがいづくりや仲間づくり、健康増進を図ることを目的に農園を設置している。

所在地	設置年月日	利用者団体	面 積
大和市上和田 3436 番地他 2 筆	昭和 55 年 4 月 1 日	上和田団地生きがい農園運営協議会	2,573 m ²

（長寿福祉係）

オ. 生きがいづくりバス借上料助成

高齢の方の団体が、レクリエーション活動等で民間バスを借り上げて活動を行う際に、バス借上料の助成を行う。

(ア) 対象団体 市内在住の 60 歳以上の方で組織する団体

(イ) 参加人数 1 団体 20 人以上

(ウ) 助 成 1 年度内 1 日上限 30,000 円。2 日まで助成します。

団体別利用状況

	4	5	6
大和市シニアクラブ連合会登録 シニアクラブによる使用	16	16	24
趣味サークル等による使用	7	16	15
計	23	32	39

(長寿福祉係)

(3) 敬老祝品等支給

ア. 敬老祝品の支給

長寿を祝うために 88 歳、90 歳、95 歳、99 歳、100 歳以上の方に敬老祝品を支給する。

敬老祝品支給件数

	4		5		6	
	品目	件数	品目	件数	品目	件数
88 歳	【在】羊羹 【施】膝掛け	948	【在】羊羹 【施】膝掛け	1,008	クオカード	1,134
90 歳		618		702		740
95 歳		211		238		216
99 歳		72		62		43
100 歳以上		95		120		104
計		1,944		2,130		2,237

(長寿福祉係)

イ. 福寿カードの交付

高齢者入浴サービス(76 ページ参照)利用者用カード及び老人福祉センターの利用登録カードとして交付している。

また、緊急時の本人確認や親族への円滑な連絡体制が取れるよう、カード内部には、緊急連絡先等の記入項目がある。

(ア) 対象者 高齢者入浴サービス…65 歳以上(シニアクラブ会員は 60 歳以上)の方

老人福祉センターの利用登録…60 歳以上の方

(長寿福祉係)

(4) 公益社団法人和海市シルバー人材センターへの助成

(事業説明は、「関連機関」339 ページを参照)

助成金額

(単位：円)

	4	5	6
金 額	29,058,000	31,288,000	31,311,000

(長寿福祉係)

3. 要援護高齢者対策

(1) 在宅援助事業

ア. ふれあいネットワーク事業（ひまわりサロン運営支援分）

ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢の方の生きがい・健康づくり、自立支援を目的として、市内 16 か所の会場で開催している。地域住民・ボランティア等の協力を得ながらレクリエーション、創作活動、転倒骨折予防等の各種運動、認知症や介護予防等の理解を深めるための事業を実施している。事業は大和市社会福祉協議会へ委託している。（令和 5 年度までは、生きがい対応型デイサービス事業）

曜日	実施場所	4		5		6		
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	ボランティア延べ人数
月	緑 野	43	735	43	725	42	775	79
	サハイム下鶴間集会室 東南自治会館	12	110	12	97	12	99	12
火	下福田	43	407	43	419	42	373	32
	上和田	43	687	43	649	42	750	51
	福 田	12	140	12	155	12	120	24
水	南林間	43	721	43	726	43	930	97
	深見中	43	438	43	395	43	423	88
	深見南	43	368	43	277	43	400	14
木	下草柳	43	858	43	806	42	735	85
	桜 丘	43	223	43	268	42	336	85
	桜 森	43	420	43	394	42	370	27
金	公 所	42	251	42	423	44	379	0
	西鶴間	42	532	42	468	44	574	121
	柳 橋	42	526	42	530	44	688	42
土	下和田	24	271	24	255	24	250	56
	中央林間	12	53	12	48	12	46	20
合 計		573	6,740	573	6,635	573	7,248	833

（健康施策推進係）

イ. 紙おむつ支給

要介護 3 以上と認定された在宅の高齢の方（要介護 3 の場合、寝たきり又は認知症の程度により判定）を介護する家族に対し、対象者、同居家族ともに市民税が非課税の世帯を対象に紙おむつを支給する。

（ア）支給枚数 1 人当たりタイプにより年間 240 枚～600 枚程度を年 5 回に分けて配送

支給枚数

	4	5	6
対象者延べ人数	482	473	532
支給枚数	28,503	26,965	32,194

（長寿福祉係）

ウ. 家族介護慰労事業（慰労金）

在宅でねたきりの高齢の方を介護している家族等の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として家族介護慰労金を支給する。

支給者数

	4	5	6
人 数	0	0	0

（長寿福祉係）

- (ア) 対象者 要介護4又は5と認定された65歳以上の高齢の方のうち、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を介護している家族等（市民税非課税世帯）

- (イ) 支給額 10万円

エ. 在宅高齢者声かけ訪問調査

在宅の高齢の方の実態を把握するとともに関係する行政の情報や適正なサービスを提供するため、民生委員・児童委員の協力により、訪問調査を実施する。

令和6年度は、在宅の要支援・要介護認定者を対象とした郵送調査の実施及び介護予防アンケートにより把握した。

（長寿福祉係）

オ. 高齢者見守り（緊急通報）システム

ひとり暮らしの高齢の方などの急病や災害時に迅速に対応するため、緊急通報装置及び人感センサーを設置し、高齢の方の不安感を解消し、安心して生活が送れるよう支援する。

緊急通報システム設置状況

	4	5	6
新規設置	191	145	157
利用者数	791	777	807

（長寿福祉係）

なお、平成17年10月から、所得に応じた利用者負担制度を導入し、平成26年10月から、対象要件の緩和（年齢引き下げ）及び利用料金の引き下げを行っている。

- (ア) 対象者 65歳以上のひとり暮らしの方で、慢性疾患等により日常生活に注意が必要な人、ともに65歳以上の二世帯で、一方が寝たきり又は認知症の状態にあり、他方が慢性疾患等により日常生活に注意が必要な人、又は80歳以上のひとり暮らしの方

- (イ) 貸与品 緊急通報装置、ペンダント、人感センサー、火災警報器

- (ウ) 内 容 急病やけがなど有事の際に、通報装置かペンダントで、24時間体制のコールセンターへ通報。コールセンターのスタッフが内容確認後、本人に代わって119番通報やあらかじめ登録してある緊急連絡先（親族など）に連絡する。

また、人感センサーが利用者の熱のゆらぎを感知し、熱のゆらぎがない等の異常を感知した場合、機器が自動的にコールセンターに通報する。

なお、これまで、固定電話回線を有することが本システムの利用条件だったが、令和4年度から、携帯電話しか持たない方も利用できるモバイル型緊急通報システムを導入した。

高齢者の福祉

カ. はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症等により外出時に行方不明になるおそれのある方について関係機関、関係団体が連携し、早期発見、保護、危険防止を目的にネットワークを組み協力体制を確保している。行方不明になる可能性のある方は前もって地域包括支援センター、又は在宅介護支援センターに登録を行う。

令和 6 年度 3 月時点の登録者数は 344 人。

(認知症施策推進係)

キ. はいかい高齢者等位置確認支援事業

GPS 端末と端末を収納する専用シューズの利用を支援し、認知症の方が行方不明になったときに、家族等がご本人をすみやかに発見・保護できるようにする。

はいかい高齢者等 SOS ネットワークシステムに登録している市民が利用対象。GPS 端末は貸与制で登録者の収入に応じて自己負担あり。専用シューズは 1 足目を無償提供。

令和 6 年度末時点での利用者数は 107 人。

(認知症施策推進係)

ク. はいかい高齢者個人賠償責任保険事業

はいかい高齢者等 SOS ネットワーク登録者の市民を被保険者とし、踏切事故等により他者に負わせた損害を補償する賠償責任保険と外出時の交通事故等による本人の死亡又は後遺障害を補償する傷害保険に、市が保険契約者となり加入します。

令和 6 年度の保険加入者実人数は 499 人。

(認知症施策推進係)

ケ. 高齢者虐待防止 SOS ネットワーク事業

地域包括支援センターをはじめ、関係機関および団体が連携して高齢の方の虐待防止と早期発見、早期対応を図ることを目的にネットワークを組み協力体制を確保している。

高齢者虐待防止法に基づく養介護者による虐待対応状況

	4	5	6
通報・相談件数	79	89	117
虐待と判断した件数	15	12	11

(いきいき推進係)

養介護施設従事者による虐待対応状況

	4	5	6
通報・相談件数	9	8	9
虐待の事実が認められた件数	4	2	7

(事業者指導係)

コ. ふれあいネットワーク事業（地区社協活動支援分）

地区社会福祉協議会が行うひとり暮らしの高齢者への安否確認や相談等を行うふれあい訪問、地域交流を目的としたミニサロン、生活上の困りごとを支援する個別支援等の活動支援を大和市社会福祉協議会に委託して実施。

ふれあい訪問事業実施状況

	4	5	6
実施地区	11	11	11
利用者数	345	341	340
訪問員数	271	271	247
訪問延べ回数	5,106	4,814	4,743

ミニサロン事業実施状況

	4	5	6
実施地区	11	11	11
会場数	53	54	55
開催回数	587	710	855
延べ参加人数	5,979	7,168	9,638

個別支援事業実施状況

	4	5	6
実施地区	11	11	11
延べ依頼件数	2,251	2,238	2,028
延べ支援件数	2,679	2,576	2,363

（健康施策推進係）

サ. 成年後見制度利用支援事業

本人又は親族等が家庭裁判所に申立をすると、選任された成年後見人等により、財産管理に関する法律行為、身上監護が行われるが、それらの申立が不可能な場合に、市長が申立を行い制度が利用できるよう支援する。

	4	5	6
市長申立件数	11	7	12

（長寿福祉係）

シ. 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高年齢者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員（LSA）を派遣し、入居者の生活相談、安否確認等を行います。（県営ハイム桜ヶ丘19戸・市営鶴間台住宅10戸）

相談の状況

県営ハイム桜ヶ丘（単位：件）

	4	5	6
緊急通報	17	19	25
相談、訪問等	3,144	2,790	3,049

市営鶴間台住宅

（単位：件）

	4	5	6
緊急通報	13	17	11
相談、訪問等	466	360	310

（長寿福祉係）

高齢者の福祉

(2) 在宅ケア事業

ア. 短期入所事業

(ア) 緊急一時入所事業（特別養護老人ホーム）

介護保険制度における短期入所生活介護の利用者が、緊急的事態が発生した際に、同制度の制限日数を超えて利用できるよう補助を行う。利用料は、介護保険法に定める介護報酬等の規定を準用。

利用状況

	4	5	6
利用延べ人員	1	0	0
利用延べ日数	11	0	0

（長寿福祉係）

(イ) 緊急一時入所事業（養護老人ホーム）

在宅の虚弱高齢者の独居等による社会的孤立感や不安を解消するため、一時的に養護老人ホーム(委託契約)にて宿泊させ、精神的な安定と居場所の確保を図る。利用料については、所得及び市民税の課税状況に応じた負担あり。

利用状況

	4	5	6
利用延べ人員	11	17	14
利用延べ日数	466	730	911

（長寿福祉係）

(3) 在宅介護支援センター

高齢の方の総合相談の拠点となる地域包括支援センターと協力し合い、地域での要援護高齢者の把握支援、生活支援サービスの調整など、介護予防、在宅介護に関する総合相談を行うことにより、地域ケア体制の充実を図る。

在宅介護支援センター相談件数（延べ数）

	4	5	6
件 数	26	22	29

※市内1箇所（みなみ風）

（いきいき推進係）

(4) 施設入所措置

ア. 老人ホーム入所措置

家庭の事情などにより在宅での生活が困難な方に対して老人福祉法第 11 条第 1 項の規定に基づき、養護老人ホームへの入所措置を行う。

(ア) 入所の要件

- a 対 象 年 齢 原則として 65 歳以上。
- b 経 済 的 要 件 生活保護受給世帯に属しているか、生計中心者の市民税所得割が非課税である世帯に属していること。

(イ) 費用徴収

本人については原則前年の収入から必要経費を控除した額により、また、扶養義務者については原則当年度分市民税又は前年分所得税の額により、費用徴収額を決定する。

	4	5	6
事業費(円)	44,105,740	52,920,970	56,151,890
人数(年度末)	20	20	21

(長寿福祉係)

イ. 高齢者・保健サービス審議会

大和市高齢者・保健サービス審議会規則に基づき、設置された機関である。

(ア) 事務内容

ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、被虐待高齢者、高齢夫婦などに対し、保健、医療、福祉の面から専門的、総合的に当該高齢者の在宅援護サービス及び措置入所の要否について審議を行う。

(イ) 構成員

医師、民生委員及び神奈川県厚木保健福祉事務所、老人福祉施設、大和市社会福祉協議会の職員に対し、市長が委嘱する。委員数 10 人。

	4	5	6
開催回数	2	2	1
老人ホーム入所判定(件)	7	4	3
入所措置の変更(件)	0	0	0

(長寿福祉係)

(5) 施設関係事業

ア. 老人福祉施設への助成

福祉の向上に資するため、市内の老人福祉施設(運営費補助は養護老人ホームが対象)を運営する社会福祉法人に助成を行う。

助成額

	4	5	6
金 額 (円)	352,500	352,500	352,500

※施設職員 1 人当たり 23,500 円 (長寿福祉係)

高齢者の福祉

イ. 市内養護老人ホーム施設

(ア) 施設概要（1施設 定員 60人）

- a 老人福祉法に基づく入所措置
- b 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）

	養護老人ホーム
名 称	敬愛の園（定員 60人）
運営主体	社会福祉法人 敬愛会
所在地	大和市上和田 1088-1
開 設	昭和 29 年 2 月

※令和 4 年 9 月大和市上和田へ移転

4. 老人医療費等助成

(1) はり・きゅう・マッサージ治療費助成

高齢の方の健康増進のため受療助成券を交付する。

(ア) 対 象 者 75 歳以上の方

(イ) 交付枚数 年間 1 人につき 6 枚

(ウ) 助成金額 1 枚につき 500 円

（医療保険外治療 1 回につき 1 枚使用。

500 円を超えた分は自己負担）

利用状況

	4	5	6
受療券交付件数	2,226	2,165	2,168
受 療 件 数	7,224	7,085	6,675

（長寿福祉係）

5. 在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金の支給

(1) 在日外国人高齢者等福祉給付金助成事業

本市に居住する在日外国人高齢者や障がい者等で、国民年金を受けるために必要な条件を制度上満たすことができない方に支給する。

(ア) 対 象 者 次のすべてを満たしている人（その他要件有）

- a 国籍や居住の要件により、制度的に国民年金などの公的年金を受給できない人
- b 昭和 61 年（1986 年）3 月 31 日以前に日本に居住し、福祉給付金の申請時点で大和市に 1 年以上住民登録をしている人
- c 生活保護を受けていない人

(イ) 支 給 額

- a 高齢者 （大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方） 月額 20,000 円
- b 重度障がい者（身体障害者手帳 1、2 級及び療育手帳 A1、A2 該当者） 月額 38,000 円
- c 中度障がい者（身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B1 該当者） 月額 26,000 円

支給実績

	4		5		6	
	人数	支給額(円)	人数	支給額(円)	人数	支給額(円)
高 齢 者	2	360,000	1	100,000	0	0
重 度 障 が い 者	1	456,000	1	456,000	1	456,000
中 度 障 が い 者	0	0	0	0	0	0
合 計	3	816,000	2	556,000	1	456,000

（長寿福祉係）

6. おひとりさま施策推進事業

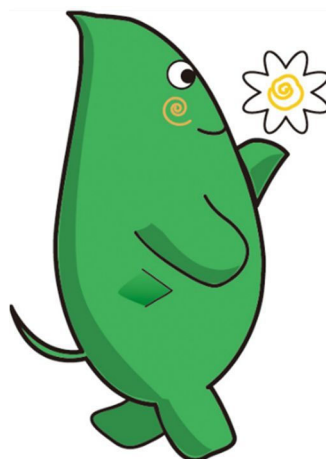
主に高齢のひとり暮らし等の市民が抱える終活などに関する精神的な不安を解消することで、健康で安心した生活を確保することを目的として、葬儀・納骨、財産整理などに関する相談の受け付けや情報の発信、葬儀生前契約に関するサポート等を行う。

	4	5	6
終活支援事業 相談件数	233	309	353

(おひとりさま施策推進係)

※令和5年度までおひとりさま政策課

3. 低所得者の福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

低所得者の福祉

低所得者の福祉		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
1. 生活保護		90				
(1) 生活保護制度の目的		90	○	費市住 負費居 担相が と当な な分い るが者 。県は	○	
(2) 生活保護法の基本原理		90	○		○	
(3) 最低生活保障基準における級地		90	○		○	
(4) 保護の種類		90	○		○	
2. その他		99				
(1) 要生活援護者の相談援助		99			○	
(2) 休日・夜間等の受診票制度		99			○	
(3) 行旅者等援護		99		○	○	
(4) 救急業務失踪医療費の援助		99			○	
(5) 就労支援		99	○		○	
(6) 生活困窮者自立支援事業		99	○		○	
(7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業		100	○		○	
(8) 健康管理支援事業		100	○		○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	生活保護法	S34. 2	生 活 援 護 課
	//	//	//
	//	//	//
	//	//	//
	生活保護法	S34. 2	生 活 援 護 課
	大和市生活保護法による被保護者の休日、夜間等の診療に関する規則	S53. 3	//
	行旅病人及行旅死亡人取扱法	S34. 2	//
	大和市法外援護支給要領	H 6. 4	//
	生活保護法	H17.10	//
	生活困窮者自立支援法	H27. 4	//
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領	R 3. 7	//
	生活保護法	R 4. 4	//

1. 生活保護

(1) 生活保護制度の目的

生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。

(2) 生活保護法の基本原理

① 国が守るべき事柄

最低生活保障の原理	└─	生活に困窮する国民の保護を、国が直接の責任において実施し、自立を助長する。
	└─	健康で文化的な最低限度の生活水準を確保する。
無差別平等の原理	──	経済状態だけに着目して保護を行う。

② 保護を受ける側に要請されている事柄

補 足 性 の 原 理 ─── 資産・能力・その他あらゆるものの活用、扶養義務者の扶養及び他法による扶助の優先

(3) 最低生活保障基準における級地

大和市は 1 級地の 1

(4) 保護の種類

- | | |
|--------|--|
| ① 生活扶助 | 衣食その他日常生活の需要を満たすことを目的とする扶助 |
| ② 住宅扶助 | 家賃、補修及びその他住宅の維持を目的とする扶助 |
| ③ 教育扶助 | 義務教育に伴う学用品、通学用品、学校給食等に使用することを目的とする扶助 |
| ④ 医療扶助 | 疾病又は負傷の治療に必要な給付を目的とする扶助 |
| ⑤ 介護扶助 | 介護保険の対象者等で介護を受けるために必要な給付を目的とする扶助 |
| ⑥ 出産扶助 | 分べん前、分べん後及び分べんの介助等に使用することを目的とする扶助 |
| ⑦ 生業扶助 | 就労するために必要なもの、高等学校へ通うための就学費や生業に必要な技能の習得等に使用することを目的とする扶助 |
| ⑧ 葬祭扶助 | 火葬・死体運搬・納骨・その他葬祭を行うに必要な費用を満たすことを目的とする扶助 |

最低生活保障水準の事例（月額）

（令和7年4月1日現在）（単位：円）

世帯構成例	標準 3 人世帯 33 歳 男 29 歳 女 4 歳 子	33 歳 男 30 歳 女 9 歳 子 4 歳 子	68 歳 男 65 歳 女
世帯当たり最低生活費	217,856	259,278	171,454
生活扶助	154,666	181,328	122,454
冬季加算月額	4,240	4,580	3,730
障害者加算 重度障害者加算 母子加算 児童養育加算 家族介護料	10,190	20,380	
教育扶助 住宅扶助	53,000	4,570 53,000	49,000

世帯構成例	68 歳 女	30 歳 女 9 歳子(小学生) 4 歳 子	25 歳男(重度障害者) 65 歳 女
世帯当たり最低生活費	118,975	255,196	228,404
生活扶助	77,975	153,646	123,754
冬季加算月額	2,630	4,240	3,730
障害者加算 重度障害者加算 母子加算 児童養育加算 家族介護料		23,600 20,380	26,810 15,690 13,150
教育扶助 住宅扶助	41,000	4,570 53,000	49,000

※1 生活扶助は、冬季加算（Ⅵ区）を年平均月額として算定（冬季加算月額×5か月÷12か月）

※2 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。

※3 住宅扶助は上限の特別基準額

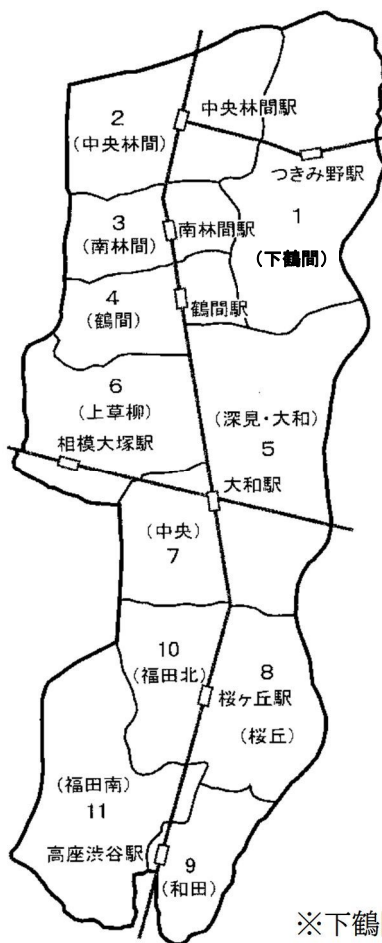
低所得者の福祉

地区別保護世帯状況

(令和7年4月1日現在)

地 区	人 口	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	地区別保護率 (パーミル)
1. 下 鶴 間 地 区	41,465	111	174	4.19
2. 中 央 林 間 地 区	31,083	114	137	4.40
3. 南 林 間 地 区	29,196	409	495	16.95
4. 鶴 間 地 区	22,363	357	441	19.72
5. 深 見 大 和 地 区	29,437	212	264	8.96
6. 上 草 柳 地 区	15,603	151	198	12.68
7. 中 央 地 区	17,567	170	203	11.55
8. 桜 丘 地 区	9,829	216	281	28.58
9. 和 田 地 区	12,366	243	314	25.39
10. 福 田 北 地 区	14,028	219	297	21.17
11. 福 田 南 地 区	22,697	110	177	7.79
地 区 小 計	245,635	2,312	2,981	12.13
合計(市外の病院・施設・停止含む)	——	3,041	3,720	——

※被保護世帯数、被保護人員数は実数



※下鶴間地区は、令和7年6月1日より
下鶴間つきみ野地区に名称変更

被保護世帯・人員の推移（停止中の世帯を含む）

		4	5	6			4	5	6
大和市	実世帯数	2,974	3,064	3,100	大和市	実人数	3,679	3,763	3,803
	指数(%)	100.0	103.0	104.2		指数(%)	100.0	102.3	103.4
神奈川県	実世帯数	123,327	124,447	124,379	神奈川県	実人数	153,433	153,667	152,178
	指数(%)	100.0	100.9	100.9		指数(%)	100.0	100.2	99.2

人口・被保護世帯、人員、保護率の状況（停止中の世帯を含む）

		4	5	6
人 口	実数（人）	242,983	243,626	244,280
	指数（%）	100.0	100.3	100.5
被保護世帯・人員	世 帯	2,974	3,064	3,100
	人 員	3,679	3,763	3,803
保 護 率	実数（パーミル）	15.14	15.45	15.57
	指数（%）	100.0	102.0	102.8

保護の扶助別受給人員の推移

	4	5	6
生活扶助	3,499	3,548	3,573
住宅扶助	3,378	3,427	3,463
医療扶助	3,049	3,171	3,171
教育扶助	162	162	161
介護扶助	740	746	767

低所得者の福祉

被保護世帯類型別状況（停止中の世帯を除く）

（令和7年4月1日現在）

		総数	高齢	母子	傷病障害	その他
大和市	実数	3,081	1,647	160	931	343
	構成比（％）	100.0	53.5	5.2	30.2	11.1
神奈川県	実数	124,020	64,076	4,784	32,580	22,580
	構成比（％）	100.0	51.7	3.9	26.3	18.2

内 訳

		単 身 世 帯			
		総数	高齢	傷病障害	その他
大和市	実数	2,575	1,519	829	227
	構成比（％）	100.0	59.0	32.2	8.8
神奈川県	実数	104,358	59,342	29,046	15,970
	構成比（％）	100.0	56.9	27.8	15.3

		2 人 以 上 世 帯				
		総数	高齢	母子	傷病障害	その他
大和市	実数	506	128	160	102	116
	構成比（％）	100.0	25.3	31.6	20.2	22.9
神奈川県	実数	19,662	4,734	4,784	3,534	6,610
	構成比（％）	100.0	24.1	24.3	18.0	33.6

保護費総額の状況（年度総額）

		4	5	6
大和市	保護費（円）	6,525,063,955	6,791,478,436	6,903,635,646
	指 数（％）	100.0	104.1	105.8
神奈川県	保護費（円）	278,825,701,418	282,801,023,348	289,319,374,998
	指 数（％）	100.0	101.4	103.8

※指数及び構成比は小数点第2位四捨五入のため、構成比の合計が100%とならないことがある。

※前ページ及び本ページ全ての資料は「神奈川県の生活保護」と「生活保護統計月報」の県内合計の数値（政令市含む）

保護の開始・廃止世帯の推移

	4	5	6
開 始	438	509	473
廃 止	380	432	429

令和 6 年度世帯別類型 開始理由

			高齢	母子	傷病 障がい	その他	計
傷病	世帯主		14	2	62	14	92
	世帯員		1	0	2	0	3
急迫保護で医療扶助単給			0	0	1	0	1
要介護状態			4	0	1	0	5
就労収入の 減少・喪失	働いていた者の死亡		1	0	0	0	1
	働いていた者の離別等		1	6	2	4	13
	失業	定年・自己都合	9	1	6	11	27
		勤務先都合（解雇等）	6	2	8	11	27
	老齢による		6	0	0	2	8
	事業不振・倒産		0	0	0	0	0
	その他		4	2	6	9	21
社会保障給付金の減少・喪失			1	0	1	0	2
仕送りの減少・喪失			5	0	6	3	14
貯金等の減少・喪失			93	9	46	62	210
その他（移管等を含む）			30	1	7	11	49
計			175	23	148	127	473

低所得者の福祉

令和 6 年度世帯別類型 廃止理由

		高齢	母子	傷病 障がい	その他	計
傷病治療	世帯主	0	0	0	0	0
	世帯員	0	0	0	0	0
死亡		151	0	28	7	186
失踪		0	0	3	8	11
就労収入の増加・取得		12	6	27	34	79
働き手の転入		0	0	0	0	0
社会保障給付金の増加		8	0	5	4	17
仕送りの増加		0	0	0	0	0
上記以外の収入増		8	1	8	3	20
親類・縁者等の引取り		2	2	2	4	10
施設入所		3	0	0	0	3
医療費の他法負担		1	0	0	0	1
その他（移管等を含む）		43	6	28	25	102
計		228	15	101	85	429

労働力類型別被保護世帯数の状況

		4	5	6
総数	停止中	9	8	19
	現に保護を受けた世帯	2,965	3,056	3,081
	稼働世帯	467	483	501
	世帯主が働いている世帯	390	412	436
	常用	232	235	254
	日雇	30	36	42
	内職	24	21	19
	その他	104	120	121
	世帯員が働いている世帯	77	71	65
	非稼働世帯	2,498	2,573	2,580

生活扶助基準額の年次推移（1級地標準世帯）

実施年月日	基準額（円）	改定率	備	考
昭 21. 3. 13	199.8	%		
21. 4. 1	252			6地域区分制
21. 7. 1	303			
21. 11. 1	456			
22. 3. 1	630			
22. 7. 1	912			
22. 8. 1	1,326			
22. 11. 1	1,500			
23. 8. 1	4,100			3地域区分制
23. 11. 1	4,535			
24. 5. 1	5,200			
26. 5. 1	5,826			
27. 5. 1	7,200			5級地制
28. 7. 1	8,000			
32. 4. 1	8,850			
34. 4. 1	9,346			
35. 4. 1	9,621			
36. 4. 1	10,344	107.5		
37. 4. 1	12,213	118.1		
38. 4. 1	14,289	117.0		
39. 4. 1	16,147	113.0		
40. 4. 1	18,204	112.7		
41. 4. 1	20,662	113.5		
42. 4. 1	23,451	113.5		
43. 4. 1	26,500	113.0		
44. 4. 1	29,945	113.0		
45. 4. 1	34,137	114.0		4級地制
46. 4. 1	38,916	114.0		
47. 4. 1	44,364	114.0		
48. 4. 1	50,575	114.0		
49. 4. 1	60,690	120.0		
50. 4. 1	74,952	123.5		
51. 4. 1	84,321	112.5		
52. 4. 1	95,114	112.8		
53. 4. 1	105,577	111.0		
54. 4. 1	114,340	108.3		3級地制
55. 4. 1	124,173	108.6		
56. 4. 1	134,976	108.7		
57. 4. 1	143,345	106.2		

低所得者の福祉

実施年月日	基 準 額 (円)	改定率	備 考			
		%				
58. 4. 1	148,649	103.7				
59. 4. 1	152,960	102.9				
60. 4. 1	157,396	102.9				
61. 4. 1	126,977	80.7				
62. 4. 1	129,136	101.7				
63. 4. 1	130,944	101.4				
平 1. 4. 1	136,444	104.2				
2. 4. 1	140,674	103.1				
3. 4. 1	145,457	103.4				
4. 4. 1	149,966	103.1				
5. 4. 1	153,265	102.2				
6. 4. 1	155,717	101.6				
7. 4. 1	157,274	101.0				
8. 4. 1	158,375	100.7				
9. 4. 1	161,859	102.2				
10. 4. 1	163,316	100.9				
11. 4. 1	163,806	100.3				
12. 4. 1	163,970	100.1				
15. 4. 1	162,490	99.1				
25. 8. 1	156,820	96.7				
26. 4. 1	155,840	99.4				
27. 4. 1	150,113	96.3				
28. 4. 1	150,113	100.0				
29. 4. 1	150,113	100.0				
30. 4. 1	150,113	100.0				
31. 4. 1	148,903	99.1				
令 2. 4. 1	149,786	100.5				
3. 4. 1	148,566	99.1				
4. 4. 1	148,566	100.0				
5. 4. 1	148,566	100.0				
6. 4. 1	148,566	100.0				
7. 4. 1	148,566	100.0				
			33歳男・29歳女・4歳子	標準3人世帯	水準均衡方式	年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式
			33歳男・29歳女・4歳子	標準3人世帯	水準均衡方式	年齢別・世帯人員別基準額組合せ方式
						3級地制 (各級地を2区分)
						3級地制 (各級地を2区分)

2. その他

(1) 要生活援護者の相談援助

生活上の様々な問題を抱えて相談に見える人々に対し、生活保護法以外の法律及び施策による援護制度の活用、専門機関への紹介等により、問題解決の助言等を行う。

(2) 休日・夜間等の受診票制度

被保護者は、医療券の交付を受け、指定医療機関で受診するが、休日・夜間等市役所執務時間外に受診する場合は、「休日・夜間等受診票」を指定医療機関窓口へ提示することにより受診できる。

(3) 行旅者等援護

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人・死亡人及びその同伴者の援護に当たる。

取扱件数

	4	5	6
行 旅 病 人	0	0	0
行旅死亡人	1	0	0

(4) 救急業務失踪医療費の援助

救急業務で、行旅人が病院等で応急の診断をしたが、手持金がなく支払いが出来ない場合や、そのまま失踪した場合に当該病院医療に対し援助する。

取扱件数

	4	5	6
件 数	1	0	0

(5) 就労支援

就労支援員により自立に向けた就労の支援を行う。

就労開始及び増収につながった人数

	4	5	6
件 数	61	58	54

(6) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく生活保護の前段階のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援事業により、様々な理由で経済的な困窮状態に陥っている方の相談を受け、支援を行う。

事業の一部は、大和市社会福祉協議会に委託して実施。

	4	5	6
自立相談支援の相談者数	713	722	685
支 援 プ ラ ン 作 成 件 数	4	23	16
住居確保給付金支給者数	64	17	10
一時生活支援申請者数	0	5	8
就労準備支援対象者数	14	6	8
子どもの生活支援対象者数	86	85	76

低所得者の福祉

(7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、生活に困窮する世帯の就労による自立を図るため、自立支援金の支給を行う。

(令和3年7月から大和市社会福祉協議会に一部委託して事業開始、令和4年度に事業終了)

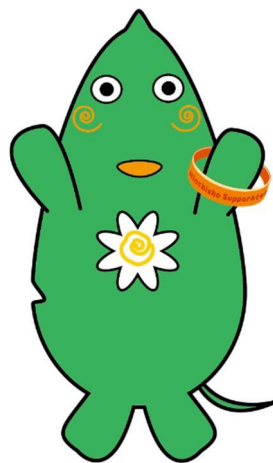
	4	5	6
初回支給決定件数	142	—	—

(8) 健康管理支援事業

基本健康診査の結果等より、医療と生活の両面から必要な支援を行い、被保護者の自立促進及び医療扶助の適正化を行うことを目的として実施する。(令和4年4月から事業開始)

	4	5	6
相談支援件数	581	745	1,058

4 . 介護保険



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

介護保険(1)	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	110				
(1) 被保険者の資格	110			○	
(2) 第一号被保険者数	110			○	
2. 保険料	110				
(1) 第一号被保険者	110			○	
ア. 算定	110			○	
イ. 徴収	112			○	
ウ. 減免制度	112	○		○	
(2) 第二号被保険者	113				
ア. 算定	113				
イ. 徴収	113				
3. 要介護認定	113				
(1) 要介護認定とは	113			○	
(2) 要介護認定の流れ	113			○	
(3) 認定申請者数	114			○	
(4) 調査実施件数	114			○	
(5) 審査判定状況	114			○	
(6) 要介護認定者数	116			○	
4. 保険給付	117				
(1) 認定からサービスの受給まで	117			○	
(2) 給付対象サービスと利用実績	117				
ア. 居宅サービス	117				
(ア) 訪問介護	117	○	○	○	○
(イ) (介護予防) 訪問入浴介護	118	○	○	○	○
(ウ) (介護予防) 訪問看護	118	○	○	○	○
(エ) (介護予防) 訪問リハビリテーション	118	○	○	○	○
(オ) (介護予防) 居宅療養管理指導	119	○	○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
65歳～	//	//	//
65歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
65歳～	//	//	//
65歳～	//	//	//
65歳～	//	//	//
40歳～64歳	介護保険法 医療保険各法	//	各 医 療 保 険 者 ・ 保 険 年 金 課
40歳～64歳	//	//	//
40歳～64歳	//	//	//
40歳～	介護保険法	H11.10	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//

介護保険(2)

介護保険(2)			ページ	財 源 内 訳			
				国	県	市	その他
		(カ) 通所介護（デイサービス）	119	○	○	○	○
		(キ) （介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）	119	○	○	○	○
		(ク) （介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）	120	○	○	○	○
		(ケ) （介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）	120	○	○	○	○
		(コ) （介護予防）特定施設入居者生活介護	120	○	○	○	○
		(サ) （介護予防）福祉用具貸与	121	○	○	○	○
		(シ) 特定（介護予防）福祉用具販売	121	○	○	○	○
		(ス) （介護予防）住宅改修費支給	121	○	○	○	○
		(セ) 居宅介護支援（介護予防支援）	122	○	○	○	○
	イ. 地域密着型サービス		122				
		(ア) （介護予防）小規模多機能型居宅介護	122	○	○	○	○
		(イ) 夜間対応型訪問介護	122	○	○	○	○
		(ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	122	○	○	○	○
		(エ) （介護予防）認知症対応型通所介護	123	○	○	○	○
		(オ) （介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	123	○	○	○	○
		(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	123	○	○	○	○
		(キ) 看護小規模多機能型居宅介護	123	○	○	○	○
		(ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	124	○	○	○	○
	(ケ) 地域密着型通所介護	124	○	○	○	○	
	ウ. 施設サービス		124				
		(ア) 介護老人福祉施設サービス	124	○	○	○	○
		(イ) 介護老人保健施設サービス	124	○	○	○	○
		(ウ) 介護療養施設サービス	124	○	○	○	○
		(エ) 介護医療院サービス	125	○	○	○	○
	(3) 支給限度額		125				
	ア. 居宅サービス		125	○	○	○	○
	イ. 福祉用具購入費		125	○	○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//

介護保険(3)

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	ウ. 住宅改修費	125	○	○	○	○
	エ. 限度額を設けないサービス	125	○	○	○	○
	(4) 利用者負担額	126				
	ア. 介護（介護予防）サービス費	126	○	○	○	○
	イ. ケアプラン作成の居宅（介護予防）サービス計画費	126	○	○	○	○
	ウ. 訪問、通所、短期入所サービスや施設を利用するサービス	126	○	○	○	○
	エ. 施設への入所サービス	126	○	○	○	○
	オ. 特定入所者介護（介護予防）サービス費	126	○	○	○	○
	カ. 高額介護（介護予防）サービス費	128	○	○	○	○
	キ. その他	128	○	○	○	○
	(5) 介護保険サービス事業所数	129		○	○	
	(6) 保険給付費の状況	130	○	○	○	○
5.	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	130				
	(1) 計画の期間	130			○	
	(2) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	130				
	ア. 委員の構成	130			○	
	イ. 審議会の開催	130			○	
6.	介護サービスの質の向上	130				
	(1) 介護サービス事業所の指導	130			○	
	(2) 介護サービス相談員派遣事業	131	○	○	○	
	(3) 介護保険サービス審議会の開催	131				
	ア. 委員の構成	131			○	
	イ. 審議会の開催	131			○	
	(4) サービス連絡会への参加及び大和市ケアマネジャー連絡会議の開催	131			○	
7.	介護人材の確保	131				
	(1) 訪問型サービスAヘルパー養成研修	131	○	○	○	
8.	地域包括支援センター	132	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	老人福祉法 介護保険法	H10.10	人 生 100 年 推 進 課 介 護 保 険 課
40歳～	老人福祉法 介護保険法	H10.10	人 生 100 年 推 進 課 介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～		H12. 4	//
18歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 3	介 護 保 険 課
65歳～	大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例	H18. 4	人 生 100 年 推 進 課

介 護 保 険 (4)	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
9. 介護予防・日常生活支援総合事業	132				
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	132	○	○	○	○
ア. 通所型サービス	133	○	○	○	○
イ. 訪問型サービス	133	○	○	○	○
(2) 一般介護予防事業	134				
ア. 介護予防サポーター養成事業	134	○	○	○	○
イ. 一般介護予防普及啓発事業	134	○	○	○	○
ウ. タブレットを活用した認知機能検査（脳とからだの健康チェック）	135	○	○	○	○
エ. 認知症予防コグニサイズ事業	135	○	○	○	○
オ. コグニバイク事業	135	○	○	○	○
カ. 介護予防ポイント事業	135	○	○	○	○
キ. 地域リハビリテーション活動支援事業（病院委託分）	136	○	○	○	○
ク. 地域リハビリテーション活動支援事業（大和市社会福祉協議会委託分）	136	○	○	○	○
ケ. 介護予防把握事業	136	○	○	○	○
10. 在宅医療・介護連携支援事業	137	○	○	○	
11. 認知症総合支援事業	137				
(1) 認知症初期集中支援推進事業	137	○	○	○	
(2) 認知症地域支援・ケア向上事業	137	○	○	○	
12. 公認心理師による認知症相談・介護者交流会事業	138	○	○	○	
13. 介護者教室事業	138	○	○	○	
14. 生活支援体制整備事業	138	○	○	○	
15. 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	138	○	○	○	
16. 認知症サポーター養成講座	139	○	○	○	
17. 認知症サポーター育成ステップアップ講座	139	○	○	○	
18. 認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）	139	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
65歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 4	人 生 100 年 推 進 課
65歳～	//	//	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課
65歳～	//	//	//
	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 4	健康づくり推進課
60歳～	//	//	健康づくり推進課 人 生 100 年 推 進 課
65歳～	//	//	人 生 100 年 推 進 課
65歳～	//	//	//
65歳～	//	//	//
65歳～	大和市介護予防ポイント事業実施要綱	H25. 7	健康づくり推進課
65歳～	大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱	H29. 4	//
65歳～	大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱	R 3. 4	//
65歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H23. 4	//
65歳～	大和市在宅医療・介護連携支援センター事業実施要領	H28. 4	人 生 100 年 推 進 課
65歳～	大和市認知症初期集中支援推進事業実施要領	H27. 5	人 生 100 年 推 進 課
65歳～	大和市認知症地域支援・ケア向上推進事業要領	H27.11	//
65歳～	大和市認知症相談・介護者交流会事業実施要領	H29. 4	//
65歳～	介護者教室事業実施要領	H13. 4	//
65歳～	大和市生活支援体制整備事業実施要綱	H29. 4	//
40歳～	認知症高齢者グループホーム家賃等助成金の支給に関する要綱	H29. 8	介 護 保 険 課
	大和市認知症の人への支援に関する要綱	H19. 4	人 生 100 年 推 進 課
	//	H29. 4	//
	//	R 5. 4	//

介護保険

介護保険制度の目的

介護保険制度は、加齢に伴う疾病等により要介護状態となった者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法に基づいて、必要な介護サービスに係る給付を行い、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした社会保険制度であり、平成 12 年 4 月から施行されている。

1. 被保険者

(1) 被保険者の資格

次のいずれかに該当する者が被保険者とされる。(第一号と第二号では、保険給付を受けられる条件や保険料の取扱いが異なる。)

◎第一号被保険者 大和市内に住所を有する 65 歳以上の者

◎第二号被保険者 大和市内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

住所地特例者・・・介護保険施設等への入所により、住所を変更した場合は、変更前の住所地の市町村の被保険者となる。

(2) 第一号被保険者数

	4	5	6
前期高齢者（65～74 歳）	25,982	25,006	24,172
後期高齢者（75 歳以上）	32,238	33,448	34,485
（再掲）75 歳～85 歳	23,241	24,064	24,646
（再掲）85 歳以上	8,997	9,384	9,839
（再掲）住所地特例者	446	473	490
合 計	58,220	58,454	58,657

(給付係)

2. 保険料

第一号被保険者と第二号被保険者では、算定、徴収の方法が異なる。

(1) 第一号被保険者

ア. 算 定 所得段階に応じた定額保険料

基準額に 20 段階の標準割合を乗じて得た額

基準額は介護保険事業計画策定の際に見直し（3 年ごと）

令和 6 年度～令和 8 年度基準額 77,820 円（第 6 段階の年額）

所得別保険料額（令和 7 年度）

	所得基準	標準割合	保険料額(年)(円)
第 1 段階被保険者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者	0.285 ※1	22,179 ※1
第 2 段階被保険者	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が 80 万 9,000 円以下	0.285 ※1	22,179 ※1
第 3 段階被保険者	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が 80 万 9,000 円超 120 万円以下	0.485 ※1	37,742 ※1
第 4 段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が 120 万円超	0.685 ※1	53,306 ※1
第 5 段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が 80 万 9,000 円以下	0.9	70,038
第 6 段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額が 80 万 9,000 円超	1.0	77,820
第 7 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 125 万円未満	1.1	85,602
第 8 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 125 万円以上、210 万円未満	1.2	93,384
第 9 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 210 万円以上、320 万円未満	1.5	116,730
第 10 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 320 万円以上、420 万円未満	1.7	132,294
第 11 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 420 万円以上、520 万円未満	1.9	147,858
第 12 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 520 万円以上、620 万円未満	2.1	163,422
第 13 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 620 万円以上、720 万円未満	2.3	178,986
第 14 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 720 万円以上、800 万円未満	2.4	186,768
第 15 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 800 万円以上、1,000 万円未満	2.7	210,114
第 16 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 1,000 万円以上、1,500 万円未満	3.1	241,242
第 17 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 1,500 万円以上、2,000 万円未満	3.6	280,152
第 18 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 2,000 万円以上、2,500 万円未満	3.85	299,607
第 19 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 2,500 万円以上、3,500 万円未満	4.3	334,626
第 20 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 3,500 万円以上	5.2	404,664

※1 公費による軽減後の割合および保険料額

(保険管理係)

※2 合計所得金額は、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額

介護保険

段階別被保険者数

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
被保険者数	1,977	6,950	4,554	3,641	7,208	7,641	6,513	9,100
割合 (%)	3.37	11.85	7.76	6.21	12.29	13.03	11.10	15.51

	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階
被保険者数	5,202	2,305	1,115	550	357	193	317	406
割合 (%)	8.87	3.93	1.90	0.93	0.61	0.33	0.54	0.69

	第17段階	第18段階	第19段階	第20段階	合計
被保険者数	204	122	110	192	58,657
割合 (%)	0.35	0.21	0.19	0.33	100.00

(保険管理係)

- イ. 徴収 老齢(退職)等年金の額が年額 18 万円以上の者は年金から天引き（特別徴収）
 平成 18 年度から、障害年金、遺族年金も特別徴収の対象
 無年金及び老齢(退職)等年金の額が年額 18 万円未満の者は納付書払い（普通徴収）

ウ. 減免制度

以下のような場合に、保険料の減免制度が適用される。

(ア) 財産を損失（震災・火災等の災害）した場合

損失の割合が 7 割以上であれば、10 割を減免

// 5～7 割未満 // 7 割 //

// 3～5 割未満 // 5 割 //

(イ) 収入が著しく減った（入院・失業等）場合

収入が生活保護基準額未満 (減免後の保険料) 17,704 円

// 生活保護基準額の 120% 未満 (減免後の保険料) 35,408 円

(ウ) 生活が著しく苦しい者の場合

対象は第 1 段階～第 4 段階 (減免後の保険料) 17,704 円

(エ) 東日本大震災により被災、避難した場合

帰還困難区域、居住制限区域等に住所を有していた者 10 割

(オ) 新型コロナウイルス感染症の影響により死亡、重篤な傷病、収入減少等の場合の減免制度を新設 令和 2 年 2 月～令和 6 年 3 月までの期間限定、減免額は個別に計算。

減免制度適用件数

	4	5	6
財産損失	0	0	0
収入減少	1	0	0
生活困窮	30	20	20
被災者	3	3	3
コロナ	6	0	0

(保険管理係)

(2) 第二号被保険者

ア. 算 定 加入している医療保険制度の保険料算定方法による。

(ア) 社会保険等加入者 標準報酬月額等 × 介護保険料率（事業主が2分の1を負担）

(イ) 国民健康保険加入者 所得割 + 均等割 + 平等割 （保険料と同額の国庫負担あり）

イ. 徴 収 医療保険の保険料と一括して徴収

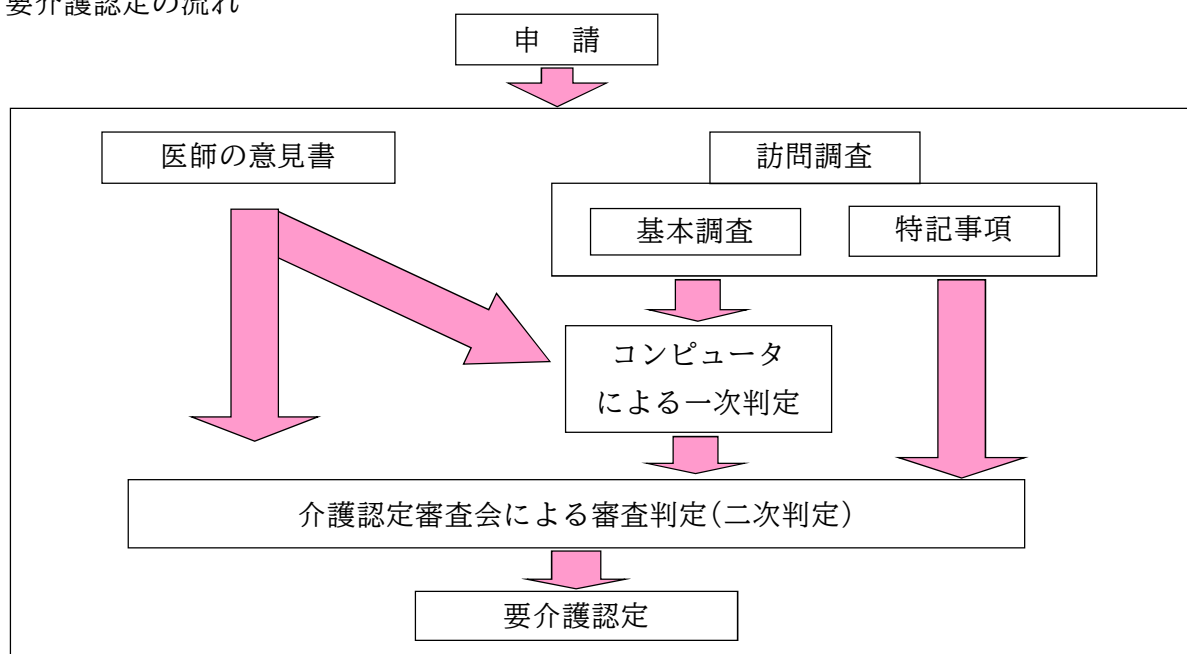
（各医療保険者・保険年金課）

3. 要介護認定

(1) 要介護認定とは

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）となった場合に介護サービスを受けることができる。この要介護状態や要支援状態の程度（要介護1～5、要支援1・2又は非該当）の判定を行うのが要介護認定である。判定は市に設置された介護認定審査会で行われる。

(2) 要介護認定の流れ



要介護度は、国の基準に基づき、訪問調査時に行う基本調査から算出される一次判定結果、及び調査票の特記事項と主治医の意見書による医学的見解を、保健・医療・福祉に関する専門家で構成される介護認定審査会で合議し判定（二次判定）される。

（認定係）

介護保険

(3) 認定申請者数

			4	5	6
申 請 総 件 数			9,747	8,998	8,646
(内訳)	第一号被保険者	前期高齢者	1,352	1,207	1,094
		後期高齢者	8,075	7,493	7,276
	第二号被保険者		320	298	276

※前期高齢者……65歳～74歳、後期高齢者……75歳以上

(認定係)

(4) 調査実施件数

			4	5	6
総 件 数			8,911	8,596	8,216
(内訳)	事業者委託分		1,833	1,896	1,608
	市職員実施分		7,078	6,700	6,608

(認定係)

(5) 審査判定状況（年間累計）

(単位：件)

			二次判定結果										
			非該当	要支援		要介護					合計	判定変更①	
				1	2	1	2	3	4	5		上方	下方
一次判定結果	非該当		82	105	2	3	0	0	0	0	192	110	
	要支援	1	2	716	57	33	0	0	0	0	808	90	2
		2	0	8	954	146	1	0	0	0	1,109	147	8
	要介護	1	0	0	0	1,497	128	0	0	0	1,625	128	0
		2	0	0	0	2	1,274	93	0	0	1,369	93	2
		3	0	0	0	0	1	938	101	0	1,040	101	1
		4	0	0	0	0	0	1	972	83	1,056	83	1
		5	0	0	0	0	0	0	1	855	856		1
	合計		84	829	1,013	1,681	1,404	1,032	1,074	938	8,055		
	判定変更②		2	113	59	184	130	94	102	83	767	752	15

(認定係)

※この他に認定取り消し審査6件あり（合計8,061件）

※判定変更① 一次判定の要介護度が二次判定で変更された件数。

※判定変更② 二次判定結果から見た一次判定から要介護度が変更されている件数。

※介護認定審査会において審査判定が行われた件数であるため要介護認定者数とは異なる。

判定変更状況

(単位：件)

ランク上	1 ランク	713	ランク下	1 ランク	15
	2 ランク	36		2 ランク	0
	3 ランク	3		3 ランク	0
	4 ランク	0		4 ランク	0
	5 ランク	0		5 ランク	0
	6 ランク	0		6 ランク	0
	7 ランク	0		7 ランク	0
計		752			15

(認定係)

※判定変更とは、一次判定結果を二次判定で変更することをいう。

更新認定状況（前回の介護度との比較）

(単位：件)

前回の介護度 更新認定後	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
前 回 より ラ ン ク 上	167	105	293	183	124	116	—	988
前 回 と 同 ラ ン ク	176	220	391	273	205	225	166	1,656
前 回 より ラ ン ク 下	11	96	112	158	145	172	103	797
合 計	354	421	796	614	474	513	269	3,441

(認定係)

区分変更認定状況（前回の介護度との比較）

(単位：件)

前回の介護度 区分変更認定後	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
前 回 より ラ ン ク 上	258	311	471	373	199	33	—	1,645
前 回 と 同 ラ ン ク	6	17	22	34	9	2	0	90
前 回 より ラ ン ク 下	0	1	2	1	3	6	10	23
合 計	264	329	495	408	211	41	10	1,758

(認定係)

介護保険

(6) 要介護認定者数（年度末現在）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
4	第一号被保険者	1,201	1,461	2,355	1,993	1,478	1,383	937	10,808
	65歳以上75歳未満	154	191	290	219	176	161	103	1,294
	75歳以上85歳未満	576	662	977	767	514	456	337	4,289
	85歳以上	471	608	1,088	1,007	788	766	497	5,225
	第二号被保険者	31	32	63	67	41	41	44	319
	総 数	1,232	1,493	2,418	2,060	1,519	1,424	981	11,127
	構 成 比	11.1%	13.4%	21.7%	18.5%	13.7%	12.8%	8.8%	100.0%

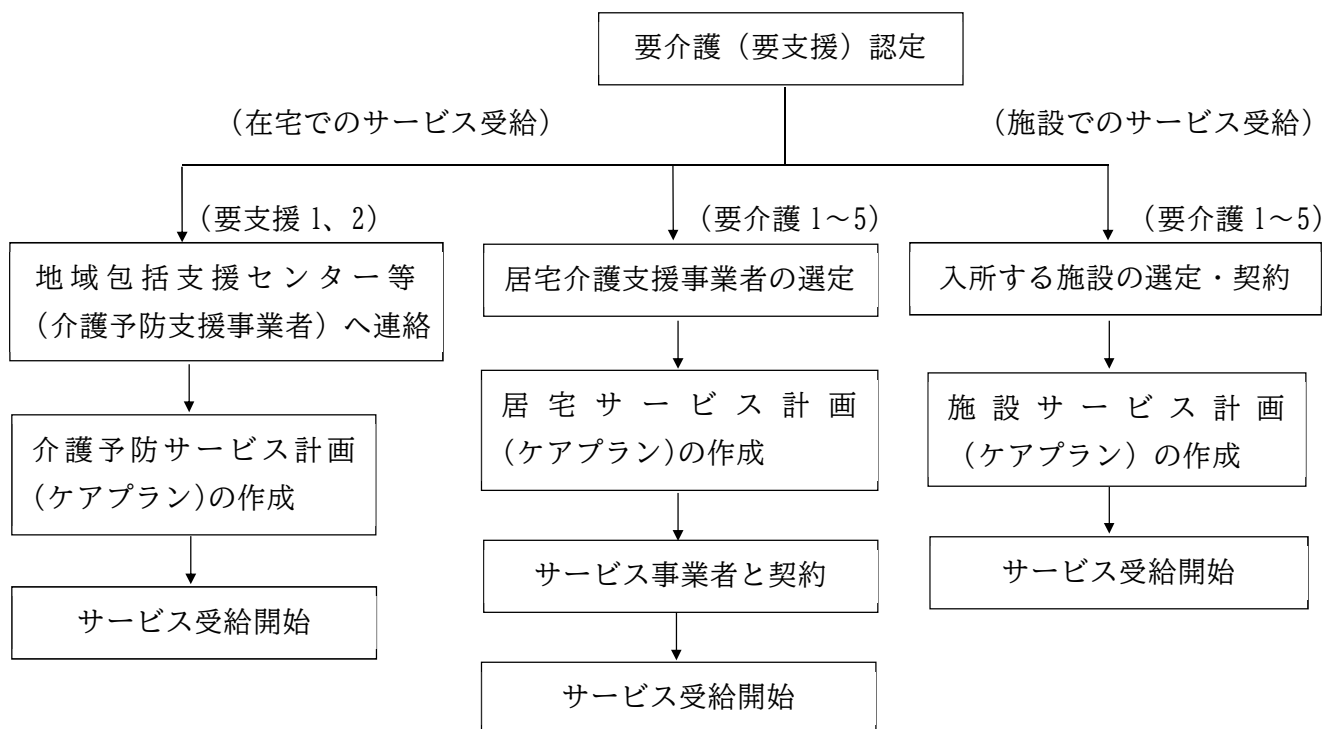
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
5	第一号被保険者	1,268	1,623	2,456	2,073	1,506	1,413	910	11,249
	65歳以上75歳未満	173	192	276	221	145	155	103	1,265
	75歳以上85歳未満	624	747	1,027	801	545	465	336	4,545
	85歳以上	471	684	1,153	1,051	816	793	471	5,439
	第二号被保険者	30	35	52	68	37	43	41	306
	総 数	1,298	1,658	2,508	2,141	1,543	1,456	951	11,555
	構 成 比	11.2%	14.3%	21.7%	18.5%	13.4%	12.6%	8.2%	100.0%

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
6	第一号被保険者	1,269	1,703	2,543	2,162	1,560	1,420	938	11,595
	65歳以上75歳未満	128	176	260	218	137	130	114	1,163
	75歳以上85歳未満	639	801	1,102	821	529	438	352	4,682
	85歳以上	502	726	1,181	1,123	894	852	472	5,750
	第二号被保険者	23	42	57	74	42	50	37	325
	総 数	1,292	1,745	2,600	2,236	1,602	1,470	975	11,920
	構 成 比	10.8%	14.6%	21.9%	18.8%	13.4%	12.3%	8.2%	100.0%

（給付係）

4. 保険給付

(1) 認定からサービスの受給まで



(2) 給付対象サービスと利用実績

利用実績については、4月から翌年3月までに市に請求されたものについて集計した。

- ① 延べ利用者数は、各月の利用者の合計となっている。
- ② 区分の要介護は、要介護者を対象とした介護サービスの実績値
- ③ 区分の要支援は、要支援者を対象とした介護予防サービスの実績値

ア. 居宅サービス

(ア) 訪問介護

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事、入浴、排泄など身体の介助や調理、洗濯、掃除など生活の援助を行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	21,723	22,571	22,674
利 用 回 数	要介護	292,167	312,847	326,314

(給付係)

介護保険

(イ) (介護予防) 訪問入浴介護

看護師と介護職員が訪問入浴車で利用者の自宅を訪問し、居室内に浴槽を持ち込み、入浴介助を行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	1,961	2,016	2,012
	要支援	0	1	0
	計	1,961	2,017	2,012
利 用 回 数	要介護	9,310	9,620	9,463
	要支援	0	1	0
	計	9,310	9,621	9,463

(給付係)

(ウ) (介護予防) 訪問看護

看護師等が利用者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	15,289	16,871	17,632
	要支援	1,829	2,119	2,308
	計	17,118	18,990	19,940
利 用 回 数	要介護	83,579	92,844	101,220
	要支援	7,873	9,317	10,455
	計	91,452	102,161	111,675

(給付係)

(エ) (介護予防) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問し、機能訓練を行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	1,825	1,823	1,930
	要支援	181	223	287
	計	2,006	2,046	2,217
利 用 回 数	要介護	10,790	11,112	11,675
	要支援	847	1,086	1,299
	計	11,637	12,198	12,974

(給付係)

(オ) (介護予防) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が利用者の自宅を訪問し、療養上の管理及び専門的な指導や助言を行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	53,031	58,654	65,092
	要支援	2,558	2,648	3,057
	計	55,589	61,302	68,149
利 用 回 数	要介護	110,597	126,358	141,783
	要支援	5,012	5,320	6,161
	計	115,609	131,678	147,944

(給付係)

(カ) 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンター (日帰り介護施設) で、食事、入浴、健康チェックなどの生活支援を行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	24,782	26,377	27,647
利 用 回 数	要介護	232,314	246,576	264,479

(給付係)

(キ) (介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院などで、理学療法、作業療法その他必要な機能訓練を行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	6,645	7,416	7,566
	要支援	1,605	1,988	2,330
	計	8,250	9,404	9,896
利 用 回 数	要介護	47,413	53,989	52,879
	要支援	8,890	10,931	13,993
	計	56,303	64,920	66,872

(給付係)

介護保険

(ク) (介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などで、食事、入浴など日常生活上の介護を短期間行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	5,976	6,001	5,632
	要支援	45	97	108
	計	6,021	6,098	5,740
利 用 回 数	要介護	67,705	66,530	62,668
	要支援	194	571	572
	計	67,899	67,101	63,240

(給付係)

(ケ) (介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)

保健・医療施設で日常生活上の介護、機能訓練、その他必要な医療を短期間行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	151	172	249
	要支援	0	3	1
	計	151	175	250
利 用 回 数	要介護	998	1,046	1,510
	要支援	0	12	4
	計	998	1,058	1,514

(給付係)

(1) (介護予防) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームで、食事、入浴、排泄などに係わる介護や機能訓練、療養上の世話をを行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	5,981	6,461	6,865
	要支援	498	512	509
	計	6,479	6,973	7,374

(給付係)

(サ) (介護予防) 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りる場合、レンタル費用の一部が支給される。

品目：車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、
体位変換器、手すり（工事不要のもの）、スロープ（工事不要のもの）、歩行器、
歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	42,923	44,376	46,303
	要支援	8,695	9,188	9,960
	計	51,618	53,564	56,263

(給付係)

(シ) 特定（介護予防）福祉用具販売

指定を受けた事業所から福祉用具を購入する場合、購入費の一部が支給される。

(限度額あり)

品目：腰掛便座、入浴補助用具（いす等）、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、
自動排泄処理装置の交換可能部品

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	532	491	543
	要支援	117	126	121
	計	649	617	664

(給付係)

(ス) (介護予防) 住宅改修費支給

自立した生活が在宅で続けられるよう住宅を改修した場合、改修費用の一部が支給される。

(限度額あり)

対象となる改修工事：手すりの取り付け、段差の解消、
滑り防止・移動の円滑化のための床材変更、
引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	392	370	371
	要支援	216	186	179
	計	608	556	550

(給付係)

介護保険

(セ) 居宅介護支援（介護予防支援）

介護保険の在宅サービスを適切に利用できるように、ケアプランの作成や、介護サービス事業者との連絡調整を行うなどのケアマネジメントサービスを行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	58,455	60,612	62,606
	要支援	10,835	11,718	12,811
	計	69,290	72,330	75,417

(給付係)

イ. 地域密着型サービス

(ア) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

通所によるサービスを主に、訪問・泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスを行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	2,022	2,039	2,034
	要支援	254	268	218
	計	2,276	2,307	2,252

(給付係)

(イ) 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回や利用者の通報に応じて随時、訪問介護サービスを行う。

		4	5	6
延べ利用者数		0	6	20

(給付係)

(ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設（有料老人ホームなど）で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う。

		4	5	6
延べ利用者数		0	0	0

(給付係)

(エ) (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象としたデイサービスセンター（日帰り介護施設）で、家庭的な雰囲気の中に入浴、食事介助、リハビリテーション、レクリエーションなどのサービスを行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	795	846	808
	要支援	0	1	0
	計	795	847	808
利 用 回 数	要介護	6,879	8,256	7,511
	要支援	0	1	0
	計	6,879	8,257	7,511

(給付係)

(オ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の人を対象に、家庭的な雰囲気の中での共同生活の中で、日常生活の介護を行う。

		4	5	6
延べ利用者数	要介護	3,754	3,730	3,852
	要支援	33	37	37
	計	3,787	3,767	3,889

(給付係)

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う。

	4	5	6
延べ利用者数	346	339	343

(給付係)

(キ) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所、訪問、短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを行う。

	4	5	6
延べ利用者数	960	942	953

(給付係)

介護保険

(ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行う。

	4	5	6
延べ利用者数	95	170	447

(給付係)

(ケ) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを日帰りで行う。

	4	5	6
延べ利用者数	8,019	8,325	8,489
利 用 回 数	66,116	65,044	65,332

(給付係)

ウ. 施設サービス

(ア) 介護老人福祉施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者（平成27年4月以降は、原則要介護3以上のみ）に対し提供されるサービス。日常生活に常時介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活全般の介護や健康管理を行う。

	4	5	6
延べ利用者数	10,234	10,476	10,495

(給付係)

(イ) 介護老人保健施設サービス

介護老人保健施設（老人保健施設）に入所する要介護者に対し提供されるサービス。病状が安定期にあり、慢性期医療とリハビリによって家庭復帰を目指す要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う。

	4	5	6
延べ利用者数	5,087	5,062	4,731

(給付係)

(ウ) 介護療養施設サービス

介護療養型医療施設に入院する要介護者に対し提供されるサービス。急性期の医療が済み長期療養する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う。

	4	5	6
延べ利用者数	105	44	1

(給付係)

(エ) 介護医療院サービス

介護医療院に入所する要介護者に対し提供されるサービス。長期療養する要介護者に対し、医療のほか生活の場としての機能も備え、日常生活上の介護などを行う。

	4	5	6
延べ利用者数	361	377	416

(給付係)

(3) 支給限度額

保険が適用される居宅サービスについては、要介護状態区別に介護給付費支給の上限が定められており、サービスの種類によって単位（金額）で管理されている。

ア. 居宅サービス

(令和 7 年 4 月現在)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与の各サービス、及び短期入所サービスを受給する場合の限度額。提供する事業者の設備や職員体制、また利用者の要介護状態区分により各サービスの単位（金額）は異なる。1 か月を単位とした上限額（単位）で管理されている。

要介護状態 区分	支給限度	
	月額（円）	月単位数
要支援 1	50,320	5,032
要支援 2	105,310	10,531
要介護 1	167,650	16,765
要介護 2	197,050	19,705
要介護 3	270,480	27,048
要介護 4	309,380	30,938
要介護 5	362,170	36,217

※1 単位＝10.00 円と換算して記載。

実際の上限額は、サービスの種類ごとに定められている単位数に 10.00～11.40 円の地域単価を乗じて得た額となる。

(給付係)

イ. 福祉用具購入費

要介護状態区分にかかわらず年間 10 万円を限度額とする。

ウ. 住宅改修費

要介護状態区分にかかわらず 20 万円を限度額とする。

エ. 限度額を設けないサービス

(ア) (介護予防) 居宅療養管理指導

要介護状態区分にかかわらず 1 か月ごとに定められた回数とする。

(イ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、施設入所サービスは、種類と入所（居）者の要介護状態区分により支給額が決定される。

介護保険

(4) 利用者負担額

ア. 介護（介護予防）サービス費

介護サービス費は単位制のため、金額はサービス別に定められた「単位」にサービス事業所の所在地ごとに定められた率を乗じて算出される。大和市内の事業所から受けたサービスの場合の費用は、サービスの種類により 10.00～11.40 円を乗じて得た額であり、所得区分に応じて、サービス費用のうちの 1 割から 3 割が利用者の負担となる。

イ. ケアプラン作成の居宅（介護予防）サービス計画費

全額が保険給付されるため、利用者の負担はない。

ウ. 訪問、通所、短期入所サービスや施設を利用するサービス

介護サービス費の自己負担のほか、食費、滞在費、日用品費、理美容代等は自己負担となる。

エ. 施設への入所サービス

介護サービス費の自己負担のほか、食費、居住費、日用品費、理美容代等は自己負担となる。

オ. 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得者への負担軽減を図るため、所得や資産の状況に応じ、食費、居住費（滞在費）の利用者負担限度額を設定し、基準費用額との差額を特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給する。

※令和 3 年 8 月から利用者負担段階の区分・資産要件のほか、施設入所・短期入所の食費の利用者負担限度額が見直された。

低所得者の所得段階別負担限度額

(令和7年4月現在)(単位:円)

利用者負担段階	居住費(滞在費)				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設	短期入所
第1段階 生活保護受給者、市民税世帯 非課税で老齢福祉年金受給者	880	550	550 (380)	0	300	300
第2段階 預貯金等の上限額:650万円 市民税世帯非課税で、合計所 得金額と公的年金収入額の合 計が80万9,000円以下の者	880	550	550 (480)	430	390	600
第3段階① 預貯金等の上限額:550万円 市民税世帯非課税で、合計所 得金額と公的年金収入額の合 計が80万9,000円超120万 円以下の者	1,370	1,370	1,370 (880)	430	650	1,000
第3段階② 預貯金等の上限額:500万円 市民税世帯非課税で、合計所 得金額と公的年金収入額の合 計が120万円を超える者	1,370	1,370	1,370 (880)	430	1,360	1,300

(給付係)

※公的年金収入額には非課税年金(遺族年金、障害年金等)収入も含まれる。

※第2号被保険者の預貯金等の上限は1,000万円

※夫婦の場合は預貯金等の上限が+1,000万円

※従来型個室の()内は介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した際の金額

特定入所者介護(介護予防)サービス費給付上限額(基準費用額)

(令和7年4月現在)

利用者負担段階	居住費(滞在費) (円/日)	食費(円/日)
基準費用額	ユニット型個室	2,066
	ユニット型準個室	1,728
	従来型個室(特養・短期入所)	1,231
	従来型個室(老健・医療院)	1,728
	多床室(特養・短期入所)	915
	多床室(老健・医療院)	437

(給付係)

※特定入所者介護(介護予防)サービス費支給額算定の考え方

$$\boxed{\text{特定入所者介護(介護予防)サービス費}} = \boxed{\text{基準費用額}} - \boxed{\text{所得段階別負担限度額}}$$

(施設の設定する食費・居住費(滞在費)の額が基準費用額を下回る場合は、施設の設定する額と負担限度額との差額を支給する。)

介護保険

カ. 高額介護（介護予防）サービス費

1 か月に受けたサービスの自己負担額が自己負担上限額を超えた場合に、超えた分を高額介護（介護予防）サービス費として支給する。

（単位：円）

		自己負担上限額 (1月当たりの合計)
生活保護受給者		15,000（個人）
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000（世帯）
市民税非課税世帯	本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万9,000円以下の人又は老齢福祉年金の受給者	15,000（個人）
	世帯員全員が市民税非課税	24,600（世帯）
市民税課税世帯で世帯の中で最も所得が高い第1号被保険者（65歳以上の方）の課税所得が	380万円未満に相当する方がいる世帯	44,400（世帯）
	380万円以上690万円未満に相当する方がいる世帯	93,000（世帯）
	690万円以上に相当する方がいる世帯	140,100（世帯）

（給付係）

※令和3年8月から現役並み所得の区分が細分化され、上限額が一部見直されています。

キ. その他

(ア) 災害時の利用者負担軽減

	4	5	6
件数	3	3	2

（給付係）

(イ) 特別養護老人ホーム旧措置入所者の激変緩和措置

	4	5	6
件数	1	0	0

（給付係）

(5) 介護保険サービス事業所数 (カッコ内は、介護予防事業所数)

サービス種類	4	5	6	備 考
居宅介護支援	52	53	54	
介護予防支援	9	9	13	
訪問介護	49	52	51	
(介護予防) 訪問看護	74(74)	79(79)	79(79)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 訪問リハビリテーション	25(25)	24(24)	29(29)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 訪問入浴	5(5)	6(6)	6(6)	
通所介護	40	40	41	
(介護予防) 通所リハビリテーション	10(10)	11(11)	10(10)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 短期入所生活介護	18(18)	18(18)	18(18)	
(介護予防) 短期入所療養介護	5(5)	5(5)	5(5)	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	20(17)	20(17)	20(17)	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	4(4)	4(4)	4(4)	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	8(7)	8(8)	8(8)	
夜間対応型訪問介護	0	1	1	
看護小規模多機能型居宅介護	3	3	3	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	3	3	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1	
(介護予防) 特定施設入所者生活介護	10(10)	10(10)	11(10)	養護老人ホームを除く
(介護予防) 特定福祉用具販売	10(10)	10(10)	10(10)	
(介護予防) 福祉用具貸与	11(11)	11(11)	10(10)	
地域密着型通所介護	27	28	26	
介護老人福祉施設	10	10	12	
介護老人保健施設	5	5	5	
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0	0	

(事業者指導係)

※参考 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所数

訪問型サービス

	4	5	6	備 考
介護予防訪問型サービス	37	39	42	
訪問型サービスA (基準緩和)	5	5	4	

(事業者指導係)

通所型サービス

	4	5	6	備 考
介護予防通所型サービス	59	59	55	

(事業者指導係)

介護保険

(6) 保険給付費の状況

4 月審査分から翌年 3 月審査分までを 1 年とする会計年度ごとの状況 (単位: 円)

	4	5	6
居 宅 介 護 サ ー ビ ス 費	7,539,948,665	8,198,386,903	8,628,500,461
地域密着型サービス費	2,393,114,190	2,440,373,466	2,568,291,767
施設介護サービス費	4,455,134,185	4,576,830,453	4,609,814,599
福祉用具購入費	16,272,171	16,464,362	18,373,799
住 宅 改 修 費	49,374,697	45,763,929	45,663,253
サービス計画給付費	952,976,082	989,667,880	1,038,144,945
審査支払手数料	13,199,237	14,112,270	14,824,125
高額サービス等諸費	485,148,643	516,260,024	553,812,032
特定入所者介護サービス等諸費	239,940,030	230,665,462	219,494,405
被災利用者負担支援経費	328,686	540,363	403,925
保 険 給 付 費 合 計	16,145,436,586	17,029,065,112	17,697,323,311

(給付係)

5. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

市の実情に合わせた高齢者福祉サービスを計画的に展開するため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定している。

(1) 計画の期間 1 期 3 年

(2) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会

ア. 委員の構成 保健医療に関する団体等の者 (3 人) 社会福祉事業に従事する者 (2 人)、
関係行政機関の職員 (1 人)、学識経験者 (1 人)、
被保険者 (一般公募 2 人)、その他市長が必要と認めた者 (5 人) 計 14 人

イ. 審議会の開催 令和 6 年度 開催数 1 回

(人生 100 年推進課、介護保険課)

6. 介護サービスの質の向上

介護保険制度を円滑に運営していくためには、介護サービスの量の確保と同時に介護サービスの質を向上させることが大切であり、そのための施策の展開を積極的に進めている。

(1) 介護サービス事業所の指導

市が指定する地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所に対して、集団指導、運営指導を行っている。

また、事業所に対する利用者やその家族などからの苦情や相談を受け付け、聞き取りなどの調査を行い、必要に応じて事業所に改善を求めるなど、問題の解決に努めている。

運営指導件数

	4	5	6
事業所数	45	65	73

(事業者指導係)

(2) 介護サービス相談員派遣事業

平成 13 年度から、介護サービス相談員を市内の介護保険施設等に派遣。利用者とのコミュニケーションの中で疑問や不満を聞き出し、それらが苦情に至る前に改善できるよう、相談結果を毎月事業者に報告している。

介護サービス相談員数及び派遣事業所数

	4	5	6
介護サービス相談員数	6	6	6
派遣事業所数	0	0	0

(事業者指導係)

※介護サービス相談員数は、各年度末現在の人数

※令和 3 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で派遣事業を控えているため減少している。

(3) 介護保険サービス審議会の開催

平成 18 年度から制度化された地域密着型サービス事業者の選定や条例制定等に関する事項についての審議を行っている。

ア. 委員の構成 人権擁護に関する学識経験者、介護施設事業者、要介護認定審査員 (2 人)、居宅介護支援事業者 (2 人)、被保険者 (一般公募 3 人) 計 9 人以内

イ. 審議会の開催 令和 4 年度 会議数 1 回
令和 5 年度 会議数 1 回
令和 6 年度 会議数 2 回

(4) サービス連絡会への参加及び大和市ケアマネジャー連絡会議の開催

サービスによっては、各事業所が連絡会を設けており、市がオブザーバーで参加している。

また、介護支援専門員の活動に役立ててもらうため、介護保険制度の改正や市が取り組んでいる事等について、年 2 回程度情報提供している。

(事業者指導係)

7. 介護人材の確保

(1) 訪問型サービス A ヘルパー養成研修

比較的軽い介護を必要とする人に調理や洗濯などの生活援助を行うヘルパーを養成する。

日程：2 日間

内容：介護保険制度、訪問型サービス A の基本理解、ヘルパーとしての職業倫理など

費用：無料

研修実施回数及び修了者数

	4	5	6
回数	4	4	4
修了者数	29	19	13

(事業者指導係)

8. 地域包括支援センター

高齢の方の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、健康医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が相談を受け、総合相談、介護予防ケアプラン作成、権利擁護、高齢者虐待防止の業務を実施。

市内 9 箇所 下鶴間つきみ野、中央林間、南林間、鶴間、深見大和、上草柳・中央、福田北、福田南、桜丘・和田

地域包括支援センター実績

	4	5	6
延べ電話・来所件数	83,319	74,424	77,611
延べ訪問件数	14,955	14,903	14,984
延べ利用者基本情報作成件数	1,725	1,582	1,518
延べ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（A・B）のケアプラン作成件数	20,468	21,860	23,325

（いきいき推進係）

地域包括支援センター地域ケア会議実績

	4	5	6
地域ケア会議実施地域包括支援センター数	9	9	9
地域包括支援センター地域ケア会議開催回数	60	56	54

（いきいき推進係）

9. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の者を対象として、要介護状態となることを予防することで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施。

要支援・要介護等の認定を受けていない 65 歳以上の市民を対象とした介護予防アンケート※1の結果から、要介護状態等となるおそれの高い総合事業対象者を把握するとともに、把握した総合事業対象者に対して介護予防講座等への受講勧奨を行う。

※1 一般介護予防事業として、健康づくり推進課にて令和 4・6 年度に実施

	4	5	6
基本チェックリスト回答者数	34,498	947	33,796
総合事業対象者数	464	458	468

（いきいき推進係）

ア. 通所型サービス

(ア) 介護予防通所型サービス事業

	4	5	6
延べ利用者数	9,628	10,602	11,638
利用回数	53,405	59,010	64,139

(介護保険課給付係)

(イ) 通所型サービスC事業

運動機能向上講習

	4	5	6
実施クール	15	13	13
実数(人)	127	123	108
延べ数(人)	1,525	1,443	1,280

(人生100年推進課いきいき推進係)

口腔ケア講習

	4	5	6
実施クール	2	2	2
実数(人)	20	21	11
延べ数(人)	241	242	119

(人生100年推進課いきいき推進係)

心身機能向上講習

	4	5	6
実施クール	14	18	16
実数(人)	99	132	136
延べ数(人)	1,130	1,656	1,623

(人生100年推進課いきいき推進係)

イ. 訪問型サービス

(ア) 介護予防訪問型サービス事業

訪問型サービス

	4	5	6
延べ利用者数	5,238	5,217	5,178
利用回数	28,913	28,922	28,586

(介護保険課給付係)

訪問型サービスA

	4	5	6
延べ利用者数	102	81	34
利用回数	586	475	235

(介護保険課給付係)

介護保険

(イ) 訪問型サービスC事業

- a 訪問型サービスC事業の訪問数
(保健師・理学療法士・歯科衛生士・管理栄養士の訪問)

	4	5	6
実数 (人)	196	214	185
延べ数 (人)	425	417	380

(人生 100 年推進課いきいき推進係)

- b 訪問型サービスC事業以外の訪問数
(保健師の訪問)

	4	5	6
実数 (人)	168	121	84
延べ数 (人)	480	204	181

(人生 100 年推進課いきいき推進係)

(ウ) 介護予防ケアマネジメント事業

介護保険の在宅サービスを適切に利用できるように、ケアプランの作成や、介護サービス事業者との連絡調整を行うなどのケアマネジメントサービスを行う。

		4	5	6
延べ利用者数	ケアマネジメントA	8,854	9,200	9,748
	ケアマネジメントB	509	593	543
	計	9,363	9,793	10,291

(介護保険課給付係、人生 100 年推進課いきいき推進係)

(2) 一般介護予防事業

ア. 介護予防サポーター養成事業

介護予防と認知症に関する普及啓発及び地域における自発的な介護予防に資する活動の支援を目的として、市内 9 か所の地域包括支援センターにおいて 6 日間のプログラムである「介護予防サポーター講座」を開催する。その後、養成された介護予防サポーターと地域包括支援センターが自主活動を行う。

	4	5	6
介護予防サポーター講座受講・実人数	90	102	150
延べ人数	384	504	715
6 日間受講した修了証交付者数	41	64	86
地域包括支援センター・自主活動回数	274	316	410

(健康施策推進係)

イ. 一般介護予防普及啓発事業

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢の方が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組みを実施する地域社会の構築を目的として、公園に設置した健康遊具を活用した講座(健康寿命をのぼそう！まると講座、プチトレセミナー等)や介護予防セミナーなどにより、健康教育、健康相談等、介護予防を普及・啓発する。

(ア) 健康教育（介護予防普及啓発事業）

		4	5	6
健康遊具を活用した講座 （健康寿命をのばそう！まると講座、プチトレセミナー等）	回数	47	52	59
	延べ人数	527	597	875
介護予防セミナー （公共施設等）	回数	43	45	30
	延べ人数	584	731	524
介護予防運動セミナー （市内スポーツクラブ等）	回数	62	64	56
	延べ人数	480	456	474
認知症講演会	回数	1	1	2
	延べ人数	602	412	806
コグニサイズ セミナー	回数	13	7	10
	延べ人数	162	129	163

（健康づくり推進課健康施策推進係、地域保健活動係、
人生 100 年推進課認知症施策推進係）

(イ) 健康相談・介護相談（面接・電話等）

	4	5	6
延べ人数	3,235	1,888	2,071

（人生 100 年推進課）

ウ．タブレットを活用した認知機能検査
（脳とからだの健康チェック）

	4	5	6
回数	75	61	59
延べ人数	152	131	156

（認知症施策推進係）

エ．認知症予防コグニサイズ事業

	4	5	6
教室数	1	2	2
延べ人数	111	554	563

（認知症施策推進係）

オ．コグニバイク事業

	4	5	6
延べ人数	116	338	944

（認知症施策推進係）

カ．介護予防ポイント事業

	4	5	6
延べ人数	202	193	186

（健康施策推進係）

介護保険第 1 号被保険者が、介護保険施設などにおけるお手伝いなどの介護予防ポイント活動を通じて、生きがいをづくりや社会参加を促進すること、さらには活動を通じて介護予防に取り組むことを目的に実施。

介護保険

キ．地域リハビリテーション活動支援事業 (病院委託分)

医療機関に委託し、介護予防を目的に自主活動を行っている団体に、リハビリテーション専門職(理学療法士等)を派遣して、適切な運動内容や運動についての助言などを行い、住民運営の通いの場を充実させることを目的に実施。

	4	5	6
派遣回数	65	76	88
延べ人数	1,000	1,317	1,417

(健康施策推進係)

ク．地域リハビリテーション活動支援事業 (大和市社会福祉協議会委託分)

社会福祉協議会に委託して実施しているひまわりサロンに看護師等を派遣し、適切な運動方法及び高齢の方の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、介護予防の推進を総合的に支援することを目的に実施。

	4	5	6
派遣回数	317	316	317
延べ人数	3,657	3,591	3,916

(健康施策推進係)

ケ．介護予防把握事業

高齢の方の介護予防や日常生活支援について必要とされるサービスやニーズを把握するため、要支援・要介護等の認定を受けていない65歳以上の市民の方に基本チェックリストを含む介護予防アンケートを実施。

(2～3年毎に実施予定)

※令和5年度は、令和4年度の介護予防アンケート未回答者の一部を対象にアンケートを実施。

	4	5	6
対象者数(人)	45,444	1,768	45,233
回答者数(人)	34,020	406	33,302
回答率(%)	74.9	23.0	73.6

(健康施策推進係)

10. 在宅医療・介護連携支援事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を進めていく。平成 28 年 4 月より在宅医療・介護連携支援センターを設置し、事業を推進している。

(単位：回)

	4	5	6
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対策の検討に係る会議	14	16	16
医療・介護関係者の研修事業	15	13	14
地域住民への普及啓発事業	2	2	4
在宅医療・介護連携に関する相談（延べ件数）	132	112	113

(いきいき推進係)

11. 認知症総合支援事業

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施することにより、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるための支援体制を構築する。

チーム員は認知症サポート医、保健師等の専門職で構成し、地域包括支援センター、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、医療機関等の関係機関と連携を図りながら事業を実施する。

	4	5	6
認知症初期集中支援チーム検討委員会	3	3	3
認知症初期集中支援チーム員会議	7	7	7
チーム員会議での検討件数（実数）	10	10	8

(認知症施策推進係)

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症コンシェルジュ（認知症地域支援推進員）を配置し、認知症カフェ、認知症多職種協働研修等認知症施策の推進を図る。

	4	5	6
認知症カフェ	6	6	6
認知症カフェ参加者数	64	58	78
認知症カフェ運営補助事業申請団体数	2	3	3
認知症多職種協働研修開催数	3	2	2
認知症多職種協働研修参加者数	152	103	70

(認知症施策推進係)

12. 公認心理師による認知症相談・介護者交流会事業

認知症の人を介護している介護者の悩みを軽減するため、公認心理師の視点で個別に相談に応じる他、介護している人同士が気軽に語り合う交流会を開催している。

	4		5		6	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
個別相談	11	20	9	16	9	18
介護者交流会	4	32	6	39	6	31

(認知症施策推進係)

13. 介護者教室事業

在宅において寝たきり、又は認知症のある要介護者等を介護する家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等について知識及び技術の習得を目的として実施した。この事業は、市内の地域包括支援センター（9 か所）と在宅介護支援センター（1 か所）を設置する社会福祉法人に委託している。

	4	5	6
回数	42	44	42
延べ人数	464	582	448

(いきいき推進係)

14. 生活支援体制整備事業

誰もが住み慣れた地域に住み続けることができるように、高齢者福祉に関わる活動をする人が情報や意見の交換などを行う「協議体」の設置及び支援を必要とする人と支援の橋渡し、新たなサービスの創出や支援者を発掘する「支え合い推進員（コーディネーター）」の配置について、各地域への整備支援を行う。

平成 27 年 7 月に市内で活動する各団体を委員として「大和市高齢者生活支援サービス構築研究会」を立ち上げ、大和市における生活支援体制整備の基本方針をまとめ、平成 28 年 1 月以降、研究会の基本方針に基づき地域の組織に対して制度説明会を開催し、各地域（第 2 層）の協議体の設置に向けた取組みを実施した。

その後、平成 29 年 7 月に研究会を市全体の生活支援体制整備の情報の共有及び連携の強化の場として「大和市生活支援・介護予防サービス第 1 層協議体」に移行した。

	4	5	6
第 2 層協議体の設置数	6	6	7

(長寿福祉係)

15. 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業

認知症高齢者グループホームの入居者のうち、一定の基準を満たす低所得の人を対象に家賃や食費、光熱水費の一部（1 か月当たり 30,000 円を上限）を助成する。（平成 29 年 8 月開始）

	4	5	6
助成人数	3	4	1

(給付係)

16. 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民展開する。

	4	5	6
実施回数	37	58	68
認知症サポーター数	1,542	2,915	2,779

(認知症施策推進係)

17. 認知症サポーター育成ステップアップ講座

認知症サポーターを対象とした講座で、認知症の人や家族の気持ち、症状等への理解をさらに深め、地域での自主的な活動につなげることを目的にした講座を開催する。

	4	5	6
講座受講・実人数	27	94	30

(認知症施策推進係)

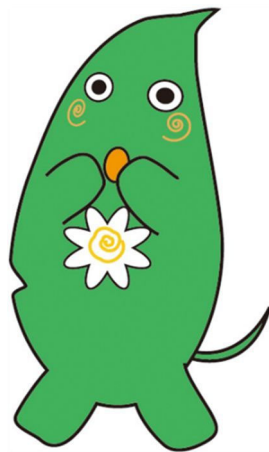
18. 認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）

認知症の人が地域で望む暮らしを実現するため、認知症の人と認知症サポーターと一緒に活動する「チームオレンジ」の取組みを地域包括支援センターで展開する。

	5	6
チーム数	14	18

(認知症施策推進係)

5. 社会福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

社 会 福 祉 (1)	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 包括的支援体制の推進	146			○	
2. 社会福祉審議会等	146				
(1) 社会福祉審議会	146			○	
(2) 地域福祉施策推進事業	147				
ア. 地域福祉計画の推進	147			○	
イ. 福祉有償運送に対する支援	147			○	
3. 地域福祉推進事業	148				
(1) 「福祉の日」推進事業	148			○	
(2) 社会を明るくする運動	149			○	
(3) 民生委員推薦会	149		○	○	
(4) 民生委員児童委員協議会	150		○	○	
(5) 保護司会	153			○	
(6) 更生保護女性会	153				
4. 福祉団体の育成	153				
(1) 戦没者遺族会	153			○	
5. 戦没者・戦傷病者等の援護	154				
(1) 戦没者・遺族等の援護	154		○	○	
(2) 戦傷病者等の援護	155				
(3) 戦没者追悼式	155			○	○
6. 保健福祉基金	155			○	
7. 災害援助	155				
(1) 災害弔慰金等の支給	155	○	○	○	
(2) 災害見舞金等支給事業	156			○	
8. 日本赤十字社	156				
(1) 赤十字社員(会員) 増強運動の実施	157				
(2) 災害救護	157				
(3) 赤十字講習会の開催	158				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	社会福祉法	R 6. 4	福 祉 総 務 課
	大和市社会福祉審議会規則	S53. 4	福 祉 総 務 課
	社会福祉法	H12. 6	福 祉 総 務 課
	大和市福祉有償運送運営協議会設置要綱	H18.11	//
	大和市福祉の推進に関する要領	S51. 5	福 祉 総 務 課
	大和市社会を明るくする運動実施要綱	S53. 4	//
	民生委員法 大和市民生委員推薦会規則	S35. 5	//
	民生委員法 児童福祉法		//
	保護司法	S53. 5	//
			//
	各種援護事業に係わる社会福祉団体事業補助金交付要綱	H 9. 4	福 祉 総 務 課
	戦傷病者戦没者遺族等援護法		福 祉 総 務 課
	//		//
			//
	大和市基金条例 大和市保健福祉基金取扱要領		//
	災害弔慰金等の支給等に関する法律		//
	大和市災害弔慰金の支給等に関する条例	S49. 6	//
	大和市災害見舞金等の支給に関する規則	H26. 4	//
	日本赤十字社法	S50. 6	福 祉 総 務 課
	//	//	//
	//	//	//

社 会 福 祉 (2)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
(4) 赤十字奉仕団の育成	158				
(5) 協力団体への助成	158			○	
9. 婦人保護事業	158		○	○	
10. 中国残留邦人等支援事業	159				
(1) 支援給付制度	159	○		○	
(2) 支援・相談員	159	○		○	
11. 災害時避難行動要支援者対策事業	160			○	
12. 社会福祉法人認可等事務	161			○	
13. 成年後見制度利用促進事業	161		○	○	
14. こもりびと支援事業	161	○		○	
15. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業	162	○		○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	日本赤十字社法	S50. 6	福 祉 総 務 課
	//	//	//
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	H13.	生 活 援 護 課
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	H20. 4	福 祉 総 務 課
	//	//	//
	災害対策基本法	H19. 4	//
	社会福祉法	H25. 4	//
	老人福祉法 成年後見制度の利用の促進に関する法律	H30. 4	//
	生活困窮者自立支援法 大和市こもりびと支援条例	R 1.10	//
	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱	R 5. 6	//

1. 包括的支援体制の推進

複合的な福祉課題を抱える市民への支援体制を充実するため、「包括支援係」を設置しました。高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口を「福祉ここから相談窓口」と位置づけ、その窓口で受けた相談が単独の窓口では対応が困難な場合に、関係各課が集まって協議を行う場を設けるなど、関係各課が一体となって支援の方策を検討している。

また、市民や外部支援機関に対する支援者の支援も実施している。

① 相談支援

複合化、複雑化した相談、どこに相談してよいか明確になっていない相談を受け、世帯全体の状況をアセスメントし、適切な制度につなげている。

	6
相談件数	402

② テーブル（関係機関の協議の場）の開催

相談が単独の窓口では対応が困難な場合に、関係各課が集まって協議を行う場（テーブルと呼称）のコーディネートを担当。必要に応じて、訪問し、アセスメントに必要な情報を収集する。

	6
テーブル開催回数	339

（包括支援係）

2. 社会福祉審議会等

(1) 社会福祉審議会

社会福祉の各種問題について、市長の諮問により審議して、その結果を行政に反映させる。市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者等の15名の委員で構成されている。

諮問事項

諮問期間

保育行政の基本的在り方について	(S53. 8～S56. 3)
精神薄弱者施設入所費用徴収基準額の改定について	(S54. 6～S54. 9)
心身障害者（児）の生涯に係る地域療育システムの在り方について	(S56. 8～S60. 3)
21世紀に向けての地域社会における老人福祉対策の在り方について	(S61. 8～H 1.10)
福祉サービスとしての住宅支援対策の在り方について	(H 4. 3～H 5. 3)
大和市児童育成計画について	(H 9. 2～H10. 1)
大和市公立保育園民営化基本計画（案）について	(H18. 7～H18.10)
大和市地域福祉計画（第3期）素案について	(H21.11～H22. 2)
大和市地域福祉計画（第4期）素案について	(H25.11～H26. 1)
大和市社会福祉会館条例を廃止する条例の制定について	(H27. 7～H27. 7)
大和市地域福祉計画（第5期）案について	(H30.11～H31. 2)
大和市地域福祉計画（第6期）案について	(R 6.11～R 6.12)

（地域福祉係）

(2) 地域福祉施策推進事業

ア. 地域福祉計画の推進

◎ 地域福祉計画とは

社会福祉法に基づく地域福祉計画として、各対象者別個別計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者福祉計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「こども計画」「自殺総合対策計画」）を実施するに当たり、重要となる地域の力を高め、市民と行政とが協力して地域課題に取り組む共通の方向性を示しています。

	第 5 期計画	第 6 期計画
計画期間	令和元年度～令和 6 年度 (6 年間)	令和 7 年度～令和 11 年度 (5 年間)
目指す姿	つ な が り が 生 み 出 す 豊 か な 暮 ら し ～ 一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる ～	
施策体系	基本目標 1 一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち 個別目標 1 支援が必要な人たちを把握し、適切な支援につなげます 個別目標 2 相談体制を整え情報提供を充実します 個別目標 3 包括的な支援体制を整えます 個別目標 4 権利擁護の仕組みづくりを推進します 基本目標 2 一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いに支えあうまち 個別目標 5 福祉への理解と関心を高めます 個別目標 6 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します 個別目標 7 気軽に集える居場所や社会参加の場をつくりま 個別目標 8 地域福祉活動団体との連携をすすめます	基本目標 1 一人ひとりに支援が行き届き、安心して暮らせるまち 個別目標 1 包括的な相談支援体制を整えます 個別目標 2 一人ひとりに合った適切な支援を行います 基本目標 2 一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いに支えあうまち 個別目標 3 福祉への理解と関心を高めま 個別目標 4 地域福祉活動の担い手を確保し連携を強化します 基本目標 3 一人ひとりが心身ともに健やかで、自分らしく暮らせるまち 個別目標 5 孤立させない地域づくりを推進します 個別目標 6 地域での健康づくりを支援します

イ. 福祉有償運送に対する支援

(ア) 大和市福祉有償運送運営協議会

道路運送法の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保、必要性及び課題並びに輸送の安全、旅客の利便の確保に関する事項を協議するため 10 名の委員で構成されている。

	4	5	6
開催回数	1	2	2
協議件数	2	2	2

※道路運送法第 79 条 登録事業者数：4NP0 法人

(イ) 福祉有償運送運転者講習会

福祉有償運送の担い手確保に向け講習会を実施。

	6
実施回数	2
受講者数	43

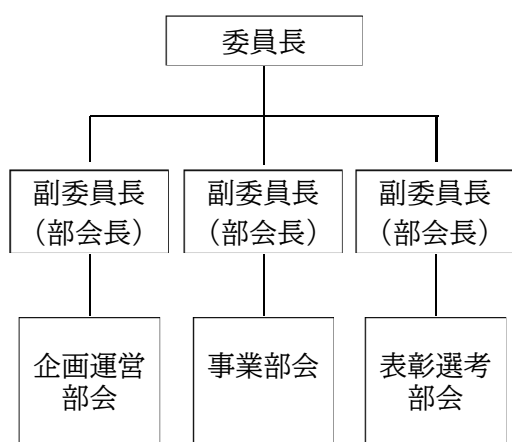
(地域福祉係)

3. 地域福祉推進事業

(1) 「福祉の日」推進事業

本市は昭和50年12月25日に、全国に先がけて社会福祉のより一層の発展充実をめざし、地域住民の連帯感に基づく深い理解と協力を得るために、すべての市民がお互いに福祉について考え、反省する日として毎年10月15日を「福祉の日」と定めている。

それを受けて昭和51年5月28日に要綱を定め、大和市「福祉の日」推進委員会を発足させ、また同年10月15日には、シンボルマークを制定し、平成15年度には、「大和市福祉推進委員会」と組織名を改称した。大和市福祉推進委員会は、市議会の議員、医師会及び歯科医師会、自治会連絡協議会、社会福祉団体、農業及び商工会議所の関係団体の代表者等38名から成り（任期2年）、平成24年度から企画運営部会・事業部会・表彰選考部会の3部会に分かれ、部会ごとに活動している。



① 市民と行政による「福祉の心」の啓発

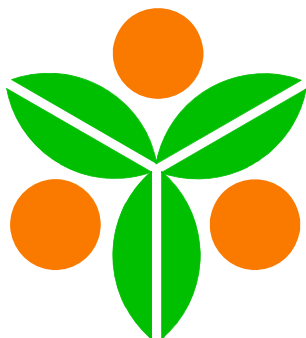
- ・大和市民まつりにおける啓発活動
- ・「福祉の日」の集いの開催

② 学校等との連携による福祉教育

- ・福祉作文集の募集
- ・夏休み福祉体験チャレンジ学習の実施（社会福祉協議会と共催）
- ・「福祉の心」啓発講演会、車いすバスケットボール体験講座（公立中学校との共催）
- ・高齢者疑似体験セット、妊婦疑似体験セット及び車いすを活用した体験プログラムの実施

③ 地域住民による地域での啓発活動の支援

- ・子ども福祉フェスタの開催（子ども会連絡協議会と共催）
- ・地域福祉事業への後援、協力



3つの円は、国、市、住民と人間の和を強調し、3つの若葉はお互いの手を表わし、これからの社会福祉を育てるという意味を象徴している。

また、「Y」の文字は、大和市の頭文字を型どり、大和市の福祉発展を表徴させたものである。白の地に、円の部分はだいたい色とし、若葉の部分は緑色とする。

大和市「福祉の日」シンボルマーク

（地域福祉係）

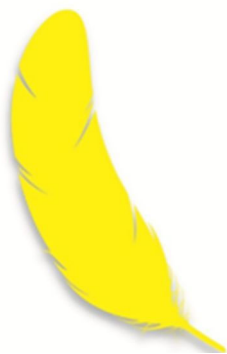
(2) 社会を明るくする運動

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動であり、本市においても推進委員会を構成し事業を実施している。

本委員会は市長が委員長を務め、次の各団体から1人ずつ（保護司会は2人）と行政の職員3人の計18人で構成されている。

保護司会	社会福祉協議会	P T A連絡協議会
更生保護女性会	小学校長会	子ども会連絡協議会
人権擁護委員会	中学校長会	母親クラブ連絡協議会
自治会連絡協議会	青少年指導員連絡協議会	大和警察署
民生委員児童委員協議会	青少年相談員連絡協議会	

毎年7月がこの運動の強調月間となっており、街頭キャンペーンを始め横断幕の設置、ポスター掲示、リーフレットの配付などの啓発活動を展開している。



「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルとして使用されています。

更生保護のシンボルマークであるヒマワリの黄色と、映画「幸福の黄色いハンカチ」から着想を得て考案したものです。

幸福の黄色い羽根

（地域福祉係）

(3) 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の推薦は、民生委員法に基づいて市に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、県に設置された民生委員審査専門分科会の答申を参考に県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。

民生委員推薦会の委員は、① 市議会議員 ② 民生委員・児童委員 ③ 社会福祉事業の実施に関係ある者 ④ 社会福祉関係団体の代表者 ⑤ 教育関係者 ⑥ 学識経験者 ⑦ その他市長が必要と認めた者の各区分からそれぞれ1人又は2人（計12人）を市長が委嘱しており、民生委員推薦会は、民生委員・児童委員の任期満了又は欠員発生時に随時開催される。

（地域福祉係）

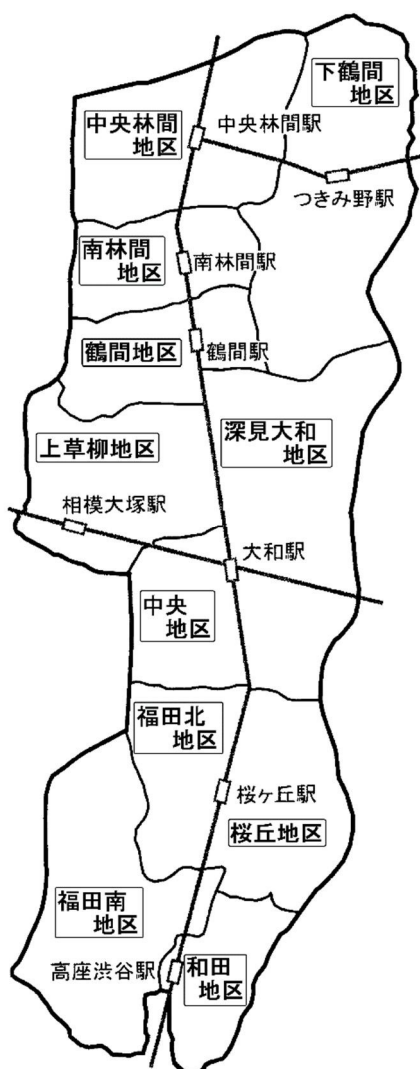
(4) 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員とは、民生委員法、児童福祉法に基づいて設置された地域の奉仕者であり、任期は3年とし、厚生労働大臣から委嘱を受け、全国の市町村に配置されている。その主な活動としては、住民の立場に立って、経済的に困っている人、あるいは児童・障害者・高齢者・母子家庭や父子家庭等で問題を抱えている人たちの相談にのり、また行政とのパイプ役として必要な情報の提供や援助を行っている。

本市には、258人（令和7年5月1日現在）の民生委員・児童委員が11地区の協議会に分かれ、地域に根ざした活動を行っている。また、そのうち21人は主任児童委員であり、児童に関する事項を主に担当する役割を持ち、「心身共に豊かな子どもの育成」を目指して活動を展開している。

（地域福祉係）

① 民生委員・児童委員の地区割と構成人員



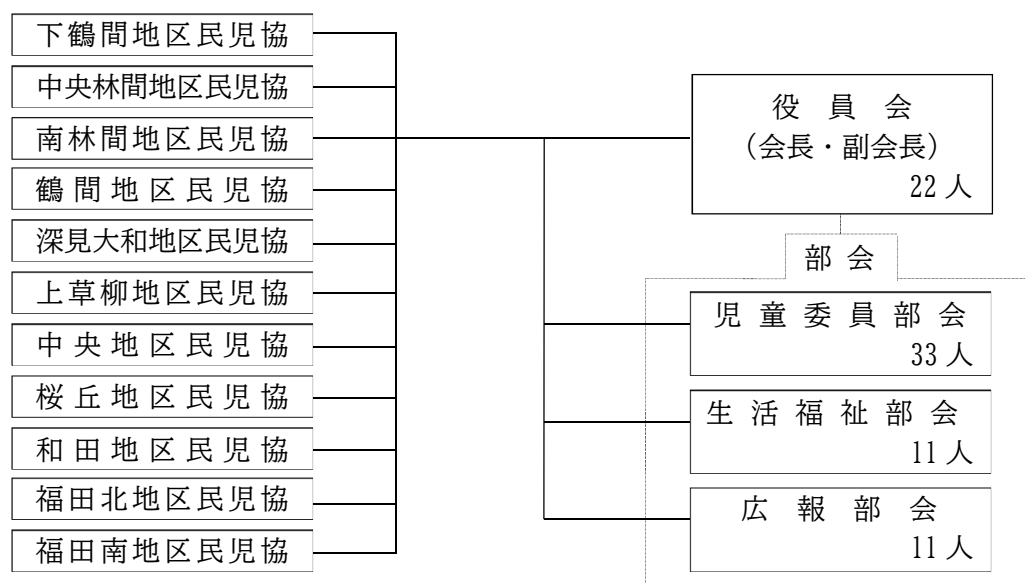
地区民生委員児童委員協議会の委員構成等内訳

地区 民児協名	区分	委員定数 ()内は主任児童委員数	世帯数 ※1
下鶴間地区	※2	35 (2)	18,346
中央林間地区		28 (2)	15,267
南林間地区		34 (2)	15,443
鶴間地区		28 (2)	11,533
深見大和地区		27 (2)	14,984
上草柳地区		18 (2)	8,026
中央地区		23 (2)	9,342
桜丘地区		14 (2)	4,852
和田地区		25 (2)	6,685
福田北地区		20 (2)	7,457
福田南地区		25 (2)	10,572
合 計		277 (22)	122,507

※1 令和7年5月1日現在 民生委員選任割当表を参考に作成

※2 下鶴間地区は、令和7年6月1日より下鶴間つきみ野地区に名称変更

② 大和市民生委員児童委員協議会組織図



社会福祉

③ 令和6年度活動状況

相談・支援 (単位：件)

	全地区
内 容 別	在宅福祉 209
	介護保険 96
	健康・保健医療 115
	子育て・母子保健 109
	子どもの地域生活 20
	子どもの教育・学校生活 33
	生活費 50
	年金・保険 13
	仕事 3
	家族関係 108
	住居 62
	生活環境 149
	日常的な支援 773
	その他 943
	内容別計 2,683
分 野 別	高齢者に関すること 1,954
	障害者に関すること 66
	子どもに関すること 213
	その他 450
	分野別計 2,683

その他の活動 (単位：件)

	全地区
調査・実態把握	1,863
行事・事業・会議への参加・協力	6,923
地域福祉活動・自主活動	8,271
民児協運営・研修	11,035
調査事務	154
要保護児童の発見の通告・仲介	9

訪問回数 (単位：回)

	全地区
訪問・連絡活動	20,871
その他	14,800

連絡調整回数 (単位：回)

	全地区
委員相互	15,391
その他の関係機関	6,479

活動延べ日数 (単位：日)

	全地区
活動延べ日数	34,892

総括一覧表による対象者状況

(令和6年9月1日現在)(単位:人)

	下 鶴 間	中 央 林 間	南 林 間	鶴 間	深 見 大 和	上 草 柳	中 央	桜 丘	和 田	福 田 北	福 田 南	計
高齢者	197	410	1,836	214	263	152	193	896	125	1,017	210	5,513
身体障がい者	24	49	100	48	50	26	54	47	17	52	32	499
知的障がい者	3	4	18	8	6	3	10	11	1	18	7	89
精神障がい者	2	1	6	5	4	1	6	3	3	12	6	49
児童	1	0	3	5	5	0	0	3	0	3	0	20
ひとり親	0	11	1	14	2	3	2	2	1	14	0	50
外国籍	0	1	1	3	1	0	0	2	0	0	3	11
その他	3	3	309	294	41	60	14	100	4	154	74	1,056
主任児童委員 把握分	0	36	0	0	9	0	1	0	2	0	0	48
合計	230	515	2,274	591	381	245	280	1,064	153	1,270	332	7,335

※総括一覧表とは、個々の民生委員・児童委員が把握した支援対象者を地区民生委員児童委員協議会ごとに集計するためのものです。

(5) 保護司会

保護司とは、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、実質的には地域社会の代表として選ばれた社会的信望の厚い民間篤志家である。犯罪の予防活動、犯罪者の更生保護等に従事すると共に、地域社会の福祉増進に寄与することを目的として更生保護思想の宣伝普及、研修会・講演会等を実施する。

大和市と綾瀬市の2市を保護区とし、50人の保護司により法定保護司会である「大和・綾瀬保護司会」が組織されている。(令和7年4月1日現在、大和・綾瀬保護司会大和地区会31人)

(地域福祉係)

(6) 更生保護女性会

更生保護女性会とは、女性の立場から犯罪や非行をなくし、次代を担う青少年の健全な育成に努めると共に、過ちに陥った人たちの立ち直りを助け、誰もが人間らしく尊厳を持って、いきいきと暮らせる明るい社会作りの実現を目指すボランティア団体である。

(地域福祉係)

4. 福祉団体の育成

(1) 戦没者遺族会

現在約110人の会員がおり、英霊顕彰・会員相互の親睦と遺族福祉の増進を目的とし、全国・県・市戦没者追悼式をはじめ各行事への参加、会員の生活相談や相互の援護関係情報交換等の活動をする。

(地域福祉係)

5. 戦没者・戦傷病者等の援護

(1) 戦没者・遺族等の援護

本市の戦没者は 666 柱、戦没者等遺族に対する援護業務として国では、扶助料・遺族年金・遺族給与金・弔慰金等の支給、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦没者等の妻及び父母に対する特別給付金の裁定支給、戦没者の叙位叙勲、また、今日なお外地に在留する邦人の消息究明並びに帰還の促進等の施策を行う。

本市においては、上記の諸給付金等の受付事務を法令等の規定により行っている。（地域福祉係）

本市における戦没者の戦没地域状況

（単位：柱）

地域 区分	ソ 連 地 区	朝 鮮	中 国			イ ン ド	ビ ル マ	イン ド ネ シア	フィ リ ピン	ニュー ギ ニア	台 湾	マ リ ア ナ 諸 島	その他 南洋 地域
			北 支	中 支	満 州								
陸 軍	23	10	30	53	31	6	30	7	137	49	12	31	35
海 軍	1	1	2	2	0	0	1	0	25	8	3	4	25
合 計	24	11	32	55	31	6	31	7	162	57	15	35	60

地域 区分	硫 黄 島	沖 縄	県 内	県 外	地域 不明 者	合 計
陸 軍	11	32	15	30	24	566
海 軍	11	4	8	4	1	100
合 計	22	36	23	34	25	666

資料：昭和 55 年本市遺族会名簿

援護事務の状況（昭和 39 年 1 月 7 日閣議決定、39 年より実施）

（単位：件）

	4	5	6
第 11 回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 （請求期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）	160	—	—
第 30 回 戦没者等の妻に対する特別給付金 （請求期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）	—	4	0
第 13 回 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 （請求期間：令和 3 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日）	0	0	0
合 計	160	4	0

(2) 戦傷病者等の援護

戦傷病者等の援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法により、傷病恩給又は障害年金等が支給されるほか、戦傷病者特別援護法によって、療養の給付・葬祭費の支給・補装具の支給及び修理・JR 無賃乗車券の交付等の措置がとられている。

本市における戦傷病者手帳所持状況

(単位：人)

	4	5	6
手帳所持者数	3	2	2

(神奈川県生活援護課)

(3) 戦没者追悼式

本市では、戦没者を追悼し恒久平和を祈念するために、毎年秋に遺族、市民を対象に実施する。

(地域福祉係)

6. 保健福祉基金

寄附金を積み立て、保健福祉の増進を図る事業に充てる。

保健福祉基金額 100,344,975 円 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

令和 6 年度保健福祉基金積立金 24,575,048 円 (うち寄附金 95 件 24,529,935 円)

令和 6 年度中取り崩し額 21,202,580 円

(福祉総務課政策調整係)

7. 災害援助

(1) 災害弔慰金等の支給

大規模災害により死亡した市民の遺族に対する弔慰金(250～500 万円)、負傷者又は障害を受けた方に対する見舞金(125～250 万円)の支給、被災世帯に対する災害援護資金(150～350 万円)の貸付を行う。

(4 年度 0 件、5 年度 0 件、6 年度 0 件)

(地域福祉係)

(2) 災害見舞金等支給事業

暴風、豪雨、地震その他の自然災害により死亡した市民の遺族に対する弔慰金、被災者に対する見舞金を支給する。

見舞金等分類表（大和市）

（令和7年4月1日現在）

	被害の区分	見舞金等の額（円）	
見舞金	全焼・全壊	1人世帯	55,000
		2人以上の世帯	75,000
	半焼・半壊	1人世帯	20,000
		2人以上の世帯	30,000
	床上浸水等	1人世帯	15,000
		2人以上の世帯	25,000
	負傷	21日以上60日未満の入院	50,000
		60日以上入院	100,000
弔慰金	死亡	世帯主	1,000,000
		世帯主以外の世帯の構成員	500,000

※「世帯主」とは、死亡当時その属する世帯の生計を主として維持していた者

見舞金等支給状況

（単位：件）

		4	5	6
全焼・全壊	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	0	0	0
半焼・半壊	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	0	0	0
床上浸水等	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	0	0	0
負傷	21日以上60日未満の入院	0	0	0
	60日以上入院	0	0	0
死亡	世帯主	0	0	0
	世帯主以外の世帯の構成員	0	0	0
計		0	0	0

（地域福祉係）

8. 日本赤十字社

赤十字社は特殊法人で、社員（会員）をもって組織され、その運営費は社員（会員）の社費（会費）によりまかなわれている。人道と博愛の精神を基に、明るく住みよい社会を築くため、さまざまな活動を行う。

(1) 赤十字社員（会員）増強運動の実施

赤十字に課せられた使命を遺憾なく遂行していくために市民の理解と協力を求めて、赤十字の人道的事業に参加しようとする気運を盛り上げることにより、赤十字組織の根幹である社員（会員）制度の普及及び加入の促進を図る。

社費（会費）状況

	4	5	6
実績額（円）	15,021,870	14,575,183	14,198,284

(2) 災害救護

災害発生時や火災等の被災者救護活動として、救護物資（半焼、半壊以上の火災の場合）の配布、見舞金等の支給を行う。また、災害義援金を募集する。

見舞金等分類表（大和市区）

（令和7年4月1日現在）

	被害の区分	見舞金等の額（円）	
見舞金	全焼・全壊・流出	1人世帯	20,000
		2人から4人世帯	30,000
		5人以上の世帯	50,000
	半焼・半壊	1人世帯	10,000
		2人から4人世帯	20,000
		5人以上の世帯	30,000
	消火活動による水損	1世帯につき	10,000
	重傷	1人につき	20,000
	その他地区長が認めた時	1世帯につき	5,000
弔慰金	死亡	1人につき	100,000

見舞金等支給状況

（単位：件）

		4	5	6
全焼・全壊・流失	1人世帯	0	0	1
	2人以上の世帯	0	1	1
	店舗等	0	0	0
半焼・半壊・床上浸水	1人世帯	0	1	0
	2人以上の世帯	0	2	0
	店舗等	0	0	0
水損		0	0	0
計		0	4	2

（単位：件）

	4	5	6
重症	0	0	0
死亡	0	0	1
計	0	0	1

社会福祉

(3) 赤十字講習会の開催

日赤講師により行われるもので、正規及び短期講習会がある。

- ① 救 急 法 ケガ人や病人を医師に見せるまでの応急手当を学ぶ。
 - ② 幼 児 安 全 法 子どもに起こりやすい病気への対応と事故の手当を学ぶ。
 - ③ 健康生活支援 健康的な高齢期を迎えるための知識や高齢者の自立を促す介護方法を学ぶ。
- 本地区では主に短期講習会の開催を地域に呼びかけ、開催を促進する。

講習会参加状況 (単位：人)

	4	5	6
救急法	26	37	34
幼児安全法	9	8	14
健康生活支援	6	—	—

(4) 赤十字奉仕団の育成

① 大和市赤十字奉仕団（平成 7 年 3 月 10 日結成）

現在 35 人の団員がおり、市防災訓練参加、献血事業協力、義援金募集活動の展開並びに救急法や家庭看護法などの自主研修会を開催し、団員の資質向上を図り、地域における赤十字事業（社費募集活動等）への理解と協力を求めるため、日赤思想の普及啓発に重点を置き事業を展開する。

② 大和市災害救護赤十字奉仕団（平成 7 年 3 月 10 日結成）

現在 24 人の団員がおり、災害時における救護活動の展開と地域における防災意識の向上を図ることを目的とし、救急員養成、市防災訓練への参加協力等の活動を実施。

③ 大和市点訳赤十字奉仕団（平成 7 年 3 月 10 日結成） ※神奈川県支部直轄の特別奉仕団

赤十字精神に基づき視覚障がい者の福祉向上に寄与することを目的とし、点訳活動を実施。

(5) 協力団体への助成

赤十字社員（会員）増強運動の社員募集活動、日赤思想の啓発活動等の協力団体へ助成金を支給する。

令和 6 年度助成金支給状況

協力団体名	開始年度	助成金額（円）
大和市自治会連絡協議会	昭和 54 年 4 月	600,000
大和市赤十字奉仕団	平成 7 年 4 月	200,000
大和市災害救護赤十字奉仕団	平成 7 年 4 月	100,000

(地域福祉係)

9. 婦人保護事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力の被害者である女性の早期発見に努め、必要な相談、指導、援助を行う。

	4	5	6
相談実人数	393	429	467

(生活援護課)

10. 中国残留邦人等支援事業

(1) 支援給付制度

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、中国残留邦人等の生活の安定を図るため、その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に生活支援給付を行う。

支援給付対象世帯　：　5 世帯

(地域福祉係)

(2) 支援・相談員

中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる「支援・相談員」を置く。(毎週金曜日)

※令和 6 年度までは毎週木曜日

(地域福祉係)

11. 災害時避難行動要支援者対策事業

平成 25 年度の災害対策基本法一部改正により、これまでの「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」と改称した上で、引き続き平常時から要支援者の情報を把握し、地域とその情報を共有して、災害時における要支援者の安否確認や避難支援等の取組みを推進する。

対象者は、次のいずれかに該当する方で、避難行動への支援を必要とし、個人情報の提供に同意した在宅の方。

- ① 70 歳以上の一人暮らし、もしくは世帯全員が 70 歳以上の高齢者世帯
- ② 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方
- ③ 療育手帳 A1、A2 の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ⑤ 介護保険法の要介護度 3～5 の方
- ⑥ 難病指定を受けている方、医療機器を使用している方
- ⑦ その他支援が必要と判断される方（申し出により登録）

各年度に実施した避難行動要支援者の調査等の送付数と支援希望者数 (単位：人)

		4	5	6
調 査 数		6,042	3,276	3,100
名簿共有同意者の内訳	同意者合計	166	139	203
	高齢者他 上記①⑥⑦	56	45	91
	障がい者 上記②③④	32	36	50
	要介護認定者 上記⑤	78	58	62

避難行動要支援者（同意者数内訳） (単位：人)

	令和 7 年 4 月 1 日現在
対象者数	23,854
同意者合計	3,231
高齢者他 上記①⑥⑦	1,463
障がい者 上記②③④	1,099
要介護認定者 上記⑤	669

避難行動要支援者名簿共有地区数 149 地区（全 150 地区）

※ 同意者の内訳については、区分を重複する対象者がおり、高齢者他＜障がい者＜要介護認定者の順で集計。
(地域福祉係)

1 2. 社会福祉法人認可等事務

主たる事務所が市の区域内にあり、かつ、事業を本市の区域内のみで行う社会福祉法人の所轄庁として、所管する法人を適切に指導監督する。

	4	5	6
社会福祉法人数	17	17	16
設立認可件数	0	0	0
定款変更等件数	6	2	1
指導監査件数	8	5	3

(福祉総務課政策調整係)

1 3. 成年後見制度利用促進事業

高齢化の進行などに伴い、成年後見制度のニーズが今後一層高まることから、制度の利用促進を図るため令和 6 年 4 月に大和市成年後見支援センターを設置した。同センターでは、制度の広報や、市民や支援者等からの相談を受けるほか、制度の担い手である市民後見人の養成を行う。

令和 7 年 4 月 1 日現在、市民後見人は 7 名。

	6
センター広報活動回数 (訪問・勉強会等)	177
センター相談受付件数	645

(地域福祉係)

1 4. こもりびと支援事業

こもりびと当事者や家族が抱える悩みや不安などについて、こもりびとコーディネーターが相談を受け付け適切な制度の案内、相談機関への取り次ぎなどを行うことによって、社会的な孤立の解消を目指す。

大和市では、いわゆる「ひきこもり」の方々に寄り添いたいとの思いから、より温かみのある「こもりびと」という呼称を使う。

※包括支援係は、令和 6 年度に新設。

	4	5	6
延べ相談件数	576	549	719

(包括支援係)

15. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業

エネルギーや食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい世帯の生活・暮らしを支援する。

令和5年度の支給状況

	基準日	支給世帯（人）数
① 住民税非課税世帯等に対する給付事業 (1世帯当たり3万円)	令和5年6月1日	21,449世帯
② 住民税非課税世帯等に対する追加給付事業 (1世帯当たり7万円)	令和5年12月1日	21,746世帯
③ 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付事業 (1世帯当たり10万円)	令和5年12月1日	22世帯
④ ②、③へのこども加算給付 (1人当たり2万円)	令和5年12月1日	2,798人

※②、③、④については、令和6年度に繰越のうえ、事業を継続します。

令和6年度の支給状況

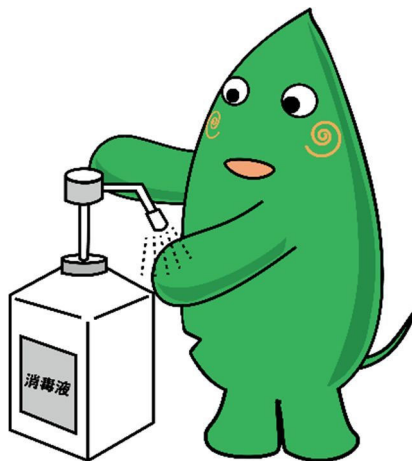
	基準日	支給世帯（人）数
① 住民税非課税世帯等に対する追加給付事業 (1世帯当たり7万円)	令和5年12月1日	511世帯
② 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付事業 (1世帯当たり10万円)	令和5年12月1日	2,475世帯
③ ①、②へのこども加算給付 (1人当たり2万円)	令和5年12月1日	407人
④ 令和6年度新たな住民税非課税・均等割りのみ課税世帯に対する給付事業 (1世帯当たり10万円)	令和6年6月3日	3,986世帯
⑤ ④へのこども加算給付 (1人当たり5万円)	令和6年6月3日	748人
⑥ 定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対する給付事業 (1人当たり最大4万円)	実施主体決定日 令和6年1月1日 事務処理基準日 令和6年6月3日	37,060人
⑦ 住民税非課税世帯に対する給付事業 (1世帯当たり3万円)	令和6年12月13日	20,227世帯
⑧ ⑦へのこども加算給付 (1人当たり2万円)	令和6年12月13日	2,556人

※①、②、③については、令和5年度からの繰越事業。

※⑦、⑧については、令和7年度に繰越のうえ、事業を継続します。

(給付金係)

6. 保健衛生



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

保 健 衛 生 (1)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 保健	168				
(1) 地域医療対策	168				
ア. 地域医療センター休日夜間急患診療所運営	168		○	○	○
イ. 休日夜間二次救急体制	168			○	
ウ. 休日歯科診療事業等運営	169			○	
エ. 眼科救急医療体制	170			○	
オ. 耳鼻咽喉科救急医療体制	170			○	
カ. 外国籍市民救急医療対策事業	170		○	○	
キ. 産科医等確保支援事業	170		○		
(2) 健康づくり推進	171				
ア. 普及・啓発	172			○	
イ. 女性の健康づくり	174			○	○
ウ. 親子de健康診査事業	174			○	
エ. 自主的な健康づくりの支援	175			○	○
オ. 歩く健康づくりの推進	175			○	○
2. 予防	176				
(1) 保健予防事業	176				
ア. 予防接種	176	○	○	○	
イ. 新型コロナウイルスワクチン接種	182	○			
ウ. 新型コロナウイルス感染者支援	183			○	
エ. 感染症予防	183			○	
オ. 狂犬病予防	183				○
カ. 献血推進	184			○	
3. 健康増進	184				
(1) 健康増進事業	184				
ア. 健康手帳の交付	185		○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	救急医療対策実施要綱	S48. 8	医 療 健 康 課
	//	S54.12	//
	//	S54.	//
	//		//
	//		//
	//	H 5. 1	//
	地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱	H21. 1	//
	大和市健康づくり普及啓発事業実施要領	S58. 4	健康づくり推進課
18歳～39歳	大和市女性健康診査事業実施要綱	H 2. 4	医 療 健 康 課 健康づくり推進課
1歳6か月児の親	大和市親子健康診査事業実施要綱	H27. 4	医 療 健 康 課
20歳～	大和市健康ポイント事業実施要綱	H29. 1	健康づくり推進課
	大和市歩く健康づくり推進条例	H29. 4	//
出生後～	予防接種法 大和市定期予防接種実施要領他	S23.	医 療 健 康 課
生後6か月～	予防接種法 大和市新型コロナウイルス感染症に係る臨時予防接種実施要領他	R 3. 1	//
	大和市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品支援事業実施要綱	R 3.10	//
16歳～	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	H10.10	//
	狂犬病予防法	S25.	//
16歳～69歳	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	S34. 4	//
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更）	S58. 4	健康づくり推進課

保 健 衛 生 (2)

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	イ. 健康教育	185		○	○	○
	ウ. 健康相談	185		○	○	○
	エ. 健康度見える化コーナー・健康度測定コーナー	186		○	○	○
	オ. 訪問指導	187		○	○	○
	カ. 健康診査	187	○	○	○	
	キ. がん患者等の支援	190		○	○	
4. 環境衛生事業		191				
	(1) 環境衛生	191				
	ア. 環境衛生	191			○	
	イ. 広域大和斎場組合	191				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	健康づくり推進課
40歳～	//	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	健康づくり推進課 医 療 健 康 課
	大和市健康度見える化コーナー設置要領	H28. 3	健康づくり推進課
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	//
20歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律他	S58. 4 H21. 4 R 2. 4	医 療 健 康 課 健康づくり推進課
	大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成要綱 大和市重粒子線治療費助成要綱 大和市骨髓移植ドナー支援事業助成要綱	H27. 4 H28. 4 H30. 4	医 療 健 康 課
～20歳	大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱	R 1.10	
～40歳	大和市若年がん患者在宅生活支援助成に関する要綱	R 4. 4	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		医 療 健 康 課
	広域大和斎場組合規約		//

1. 保健

(1) 地域医療対策

ア. 地域医療センター休日夜間急患診療所運営

休日や夜間等において急病となった市民に対し、内科・小児科の軽症患者のための一次診療を行う。

休日・夜間急患診療体制

(大和市地域医療センター休日夜間急患診療所

鶴間 1-28-5 TEL 263-6800)

	診 療 日	診 療 時 間
休 日	日曜日・祝日・年末年始	午前 9 時～正午 午後 2 時～ 5 時 午後 8 時～11 時
平 日	月曜日～土曜日	午後 8 時～11 時

(医療施策推進係)

イ. 休日夜間二次救急体制

休日や夜間等において急病となった市民に対する二次診療（中、重症患者のための診療）のため、内科は市内 5 病院による病院群輪番制で、小児科は市立病院が 24 時間 365 日救急診療を行う体制を構築している。

病院群輪番制（令和 6 年度）

内科

曜日	医療機関名	電話番号	所在地	診療時間 ※
月	中央林間病院（第 1, 3, 5 月曜）	275-0110	中央林間 4-14-18	午後 5 時～翌日午前 8 時
	桜ヶ丘中央病院（第 2 月曜）	269-4111	福田 1-7-1	
	大和徳洲会病院（第 4 月曜）	264-1111	中央 4-4-12	
火	南大和病院（第 1～3, 5 火曜）	269-2411	下和田 1331-2	
	桜ヶ丘中央病院（第 4 火曜）	269-4111	福田 1-7-1	
水	中央林間病院	275-0110	中央林間 4-14-18	
木	南大和病院	269-2411	下和田 1331-2	
金	桜ヶ丘中央病院	269-4111	福田 1-7-1	
土	大和市立病院	260-0111	深見西 8-3-6	午後 1 時～翌日午前 8 時
日				午前 8 時～翌日午前 8 時
※月～土曜日が祝日又は年末年始（12/29～1/3）の場合は、午前 8 時～翌日午前 8 時				

小児科

	医療機関名	電話番号	所在地	診療時間
365 日	大和市立病院	260-0111	深見西 8-3-6	24 時間

患者取扱件数

			4		5		6	
			年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均
大和市 地域医療 センター	昼 間		2,850	237	5,727	477	5,928	494
	夜 間		2,840	237	5,809	484	5,121	427
	計		5,690	474	11,536	961	11,049	921
病院群 輪番制	外来	全 体	17,851	1,488	17,833	1,486	17,915	1,493
		当番日	7,715	643	8,265	689	8,500	708
	うち入院	全 体	3,767	314	4,021	335	4,443	370
		当番日	1,434	120	1,590	133	1,819	152
	うち三次 へ転送	全 体	166	14	153	13	127	11
		当番日	69	6	83	7	70	6
計			23,541	1,962	29,369	2,447	28,964	2,414

(医療施策推進係)

ウ. 休日歯科診療事業等運営

大和綾瀬歯科医師会 大和歯科診療所
において、休日の歯科急病患者並びに要介
護者及び高齢者に対し、適切な歯科診療を
行い、市民の健康を守る。

(大和歯科医師会館内 深見西 2-1-25
TEL 263-4107)

診療体制（令和 6 年度）

休日歯科診療事業

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・振替休日	午前 9 時 ～正午
5 月 3 日～6 日 12 月 30 日～1 月 3 日	午前 9 時 ～正午 午後 1 時 30 分～ 4 時

要介護・高齢者歯科事業

診 療 日	診 療 時 間
第 2・第 4 木曜日	午前 9 時 ～午後 1 時

※令和 6 年 2 月より開始

休日歯科診療事業 地区別患者利用状況

	4				5				6			
	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計
人 数	144	0	32	176	106	1	30	137	160	2	38	200
大和市民対綾瀬市民の 患者割合（％）	100	0	－	100	99.1	0.9	－	100	98.8	1.2	－	100
全体の患者割合（％）	81.8	0	18.2	100	77.4	0.7	21.9	100	80.0	1.0	19.0	100
1 日当たりの患者数	2.00	0	0.44	2.44	2.47	0.02	0.70	3.19	2.22	0.03	0.53	2.78

※令和 5 年度は、バリアフリー化工事などのため 7 月から 11 月まで休診

要介護・高齢者歯科事業 利用状況

	4	5	6
患者数	－	5	24

(医療施策推進係)

エ. 眼科救急医療体制

県内を6地域に分割した広域診療体制で、休日（昼間）において眼科救急患者の医療を確保する。

診療体制（相模原南メディカルセンター）

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・年末年始	午前9時～午後5時

（医療施策推進係）

オ. 耳鼻咽喉科救急医療体制

県内を6地域に分割した広域診療体制で、休日（昼間）において、固定輪番制（3か所）により、耳鼻咽喉科救急患者の医療を確保する。

診療体制（相模原南メディカルセンター、厚木メジカルセンター、伊勢原市休日夜間診療所）

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・年末年始	午前9時～午後5時

（医療施策推進係）

カ. 外国籍市民救急医療対策事業

本市の救急医療体制の円滑な運営を確保するため、外国籍市民が県内の救急医療機関において救急患者として治療を受けたが、医療費の負担能力に欠けるため、救急医療機関に医療費の未収が発生した場合に、その未収金の相当額を助成する。

補助実績

	4	5	6
対象者数	0	0	0

（医療施策推進係）

キ. 産科医等確保支援事業

産科医等の確保を図るため、分娩手当を支給する産科医療機関に対し、分べん取扱件数に応じて補助金を交付する。

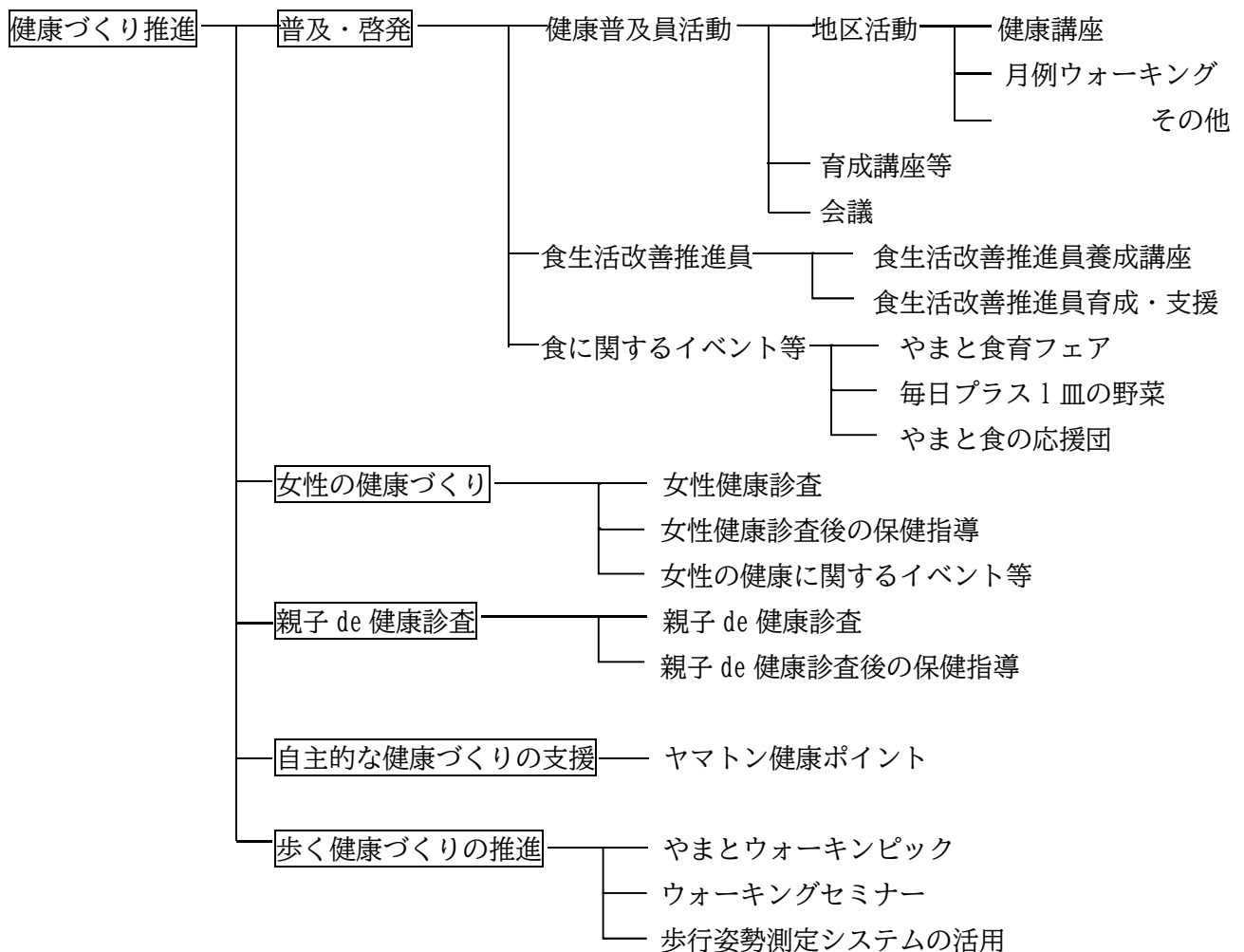
補助実績

	4	5	6
回数	1	1	1
分べん取扱件数	348	285	247

（医療施策推進係）

(2) 健康づくり推進

市民が「自分の健康は自分で守る」という自覚をもって健康づくりをするために、日常生活における健康づくりの指導を積極的に推進する。



ア. 普及・啓発

(ア) 健康普及員活動

自治会連絡協議会理事より推薦され、市内全域 72 名以内で構成。令和 6 年度の健康普及員は 69 名。(令和 6 年度末現在)

『ともに歩もう こころの“健幸” 体の健康』をスローガンに掲げ市内 11 地区で健康増進活動を展開している。

年 1 回健康普及員だよりを発行している。

主な事業

a 地区活動

(a) 健康講座(体操教室、料理教室、ウォーキング等の開催、健康度測定)

(b) その他(市民まつり、ふれあい広場等)

b 育成講座等

c 会議(総会・理事会・編集委員会・定例会・各種事業の会議等)

健康普及員に関する事業実績

			4	5	6
地区活動	健康講座	開催回数（回）	55	51	49
		参加者数（人）	1,755	1,275	1,409
	その他	開催回数（回）	32	16	17
		参加者数（人）	335	2,669	4,407
育成講座等		開催回数（回）	4	4	4
		参加者数（人）	170	177	167
会 議		開催回数（回）	88	80	73
		参加者数（人）	590	621	532

(地域保健活動係)

(イ) 食生活改善推進員

県・市で開催する養成講座修了生により組織され、令和 6 年度会員数は 72 名。実践活動を通して食生活改善の普及啓発をする。

主な事業

- a 地域での食生活改善のための実践活動
- b 市等が実施する各種保健事業への協力
- c 知識及び技術向上のための研修

食生活改善推進員に関する事業実績

		4	5	6
食生活改善推進員養成講座	回数	8	8	8
	延べ人数	224	158	223
食生活改善推進員活動	回数	46	61	38
	延べ人数	1,016	1,149	1,087

(地域栄養ケア推進係)

(ウ) 食に関するイベント等

やまと食育フェアの開催や、毎日プラス 1 皿の野菜の普及啓発等の実施により食に関する普及啓発を行う。

主な事業

- a やまと食育フェアの開催
 - 令和 4 年度は感染症拡大防止のため Web 開催
 - 令和 5 年度～ やまと食育フェアは会場開催
- b 毎日プラス 1 皿の野菜普及啓発として、啓発コースターやポケットティッシュ等を配布
ベジファーストも合わせて推進
- c やまと食の応援団

市が設定した要件に沿って、健康的な食環境づくりに取り組む飲食店事業者等を「やまと食の応援団」として市に登録していただき、連携して食育推進

食に関するイベント等

	4	5	6
やまと食育フェア 企画参加人数	170	996	843
やまと食育フェア HP アクセス数	747	-	-
毎日プラス 1 皿の野菜普及啓発物配布数	19,567	23,001	15,699
やまと食の応援団登録店舗数	95	101	100

(地域栄養ケア推進係)

イ. 女性の健康づくり

(ア) 女性の健康診査

学校や職場等で健診の機会が少ない
18 歳～39 歳の女性を対象に健康診査を
実施。

女性の健康診査実績

	4	5	6
回数	10	10	10
受診者数	540	589	593

(医療健康課健康診査・がん・感染症予防係)

(イ) 女性の健康診査後の保健指導

保健師や管理栄養士が健診受診者に対し、個別に保健及び栄養指導を実施。

女性の健康診査後の保健指導実績

	4		5		6	
	回数	相談者数	回数	相談者数	回数	相談者数
健診当日	10	513	10	575	10	582
結果郵送時	10	540	10	589	10	593

(医療健康課健康診査・がん・感染症予防係)

(ウ) 女性の健康に関するイベント等

主な事業

Health & Beauty フェアの開催

やまと Health & Beauty フェア実績

	4	5	6
企画参加人数	421	781	1,079
HP アクセス数	433	-	-

※令和 4 年度は、Web + 複数会場開催

※令和 5・6 年度は、会場開催

(健康づくり推進課地域栄養ケア推進係)

ウ. 親子 de 健康診査 (令和 5 年度で終了)

(ア) 1 歳 6 か月児歯科健診に来られた父母
を対象に血液検査を実施。

親子 de 健康診査実績

	4	5	6
回数	35	36	-
受診者数	463	534	-

(健康診査・がん・感染症予防係)

(イ) 親子 de 健康診査後の保健指導

保健師が健診受診者に対し、個別に保
健指導を実施。

事後指導等実績

	4	5	6
実施者数	50	57	-
文書情報提供者数	463	534	-

(健康診査・がん・感染症予防係)

エ. 自主的な健康づくりの支援

自主的な健康づくりに取り組むきっかけをつくるとともに、習慣化されるよう支援することを目的に、ヤマトン健康ポイントを実施。

ヤマトン健康ポイント抽選応募実績

	4	5	6
応募枚数	11,711	13,356	13,903
応募者実人数	2,082	2,415	2,442
対象事業数	327	401	410
協力認定団体数	84	91	105

(健康施策推進係)

オ. 歩く健康づくりの推進

(ア) やまとウォーキンピック

日常生活に身近で、気軽に組み合わせて、介護予防等にも効果がある歩くことによる健康づくりの普及定着を図るため、ゲーム性のあるウォーキングイベントであるやまとウォーキンピックを実施。

やまとウォーキンピック実績

	4	5	6
参加人数	3,567	3,663	1,570

(健康施策推進係)

(イ) ウォーキングセミナー

有識者（陸上選手や健康運動指導士、理学療法士等）を講師に迎え、正しい歩き方・効用等について、実技指導を交えた講演会を実施。

ウォーキングセミナー実績

	4	5	6
参加人数	42	79	106

(健康施策推進係)

(ウ) 歩行姿勢測定システムの活用

イベント等で、歩行姿勢測定システムを活用して、歩行速度、歩幅等を測定、歩行姿勢について助言を実施。

歩行姿勢測定システム活用実績

	4	5	6
参加人数	911	734	640

(健康施策推進係)

2. 予防

(1) 保健予防事業

ア. 予防接種

感染症のまん延防止と予防のため、乳幼児・児童及び 65 歳以上の者等を対象に協力医療機関で予防接種を実施している。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種		対象年齢		標準的な接種方法		備考
B型肝炎		生後2か月～ 1歳未満		3回（標準的な接種期間は生後2か月～9か月未満） 2回目：1回目から4週以上の間隔 3回目：1回目から20週以上の間隔		・平成28年10月より定期接種開始
ロタウイルス	ロタリックス (1価)	生後6週0日後～ 24週0日後		2回 (27日以上の間隔)	※初回接種は標準的には生後2か月から生後14週6日までに開始 ※どちらかのワクチンを選んで、同一のワクチンを続けて接種	・令和2年10月より定期接種開始
	ロタテック (5価)	生後6週0日後～ 32週0日後		3回 (27日以上の間隔)		
小児用肺炎球菌		初回接種開始年齢	生後2か月～7か月未満	初回：3回（27日以上の間隔、ただし、初回2回目及び3回目の接種は2歳未満までに行い、それを超えた場合は行わない。また、初回2回目の接種が1歳を超えた場合、初回3回目は行わない） 追加：1回（1歳～1歳3か月を標準的な接種期間とし、初回接種終了から60日以上あけ1歳以降）		・平成23年2月から「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」として実施、平成25年4月より定期接種化
				上記月齢で開始できなかった場合		
			生後7か月～1歳未満	初回：2回（27日以上の間隔、ただし、初回2回目の接種は2歳未満までに行い、それを超えた場合は行わない） 追加：1回（初回接種終了後60日以上あけ1歳以降）		
			1歳～2歳未満	2回（60日以上の間隔）		
			2歳～5歳未満	1回		

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種		対象年齢		標準的な接種方法	備考
5 種混合 (4 種混合+ヒブ)		生後 2 か月 ～7 歳 6 か月未満		初回：3 回 (20 日以上 56 日までの 間隔) 追加：1 回 (初回接種終了後 6 か月 ～1 年 6 か月までの間隔)	・令和 6 年 4 月より定 期接種に導入
すでに 4 種混合 (又は 3 種混合+ポリオ) とヒブの接種を開始している場合	4 種混合 ※1 (ジフテリア・百日 せき・破傷風・ ポリオ ※2)	生後 2 か月 ～7 歳 6 か月未満		初回：3 回 (20 日以上 56 日までの 間隔) 追加：1 回 (初回接種終了後 1 年～ 1 年 6 か月までの間隔)	※1 平成 24 年 11 月 より定期接種に 導入 ※2 ポリオ(経口)ワ クチン集団接種 が平成 24 年 8 月 で終了、同年 9 月 より不活化ポリ オワクチンの定 期接種導入及び 個別接種を開始 ※3 3 種混合ワクチン は、平成 28 年 2 月に販売終了し たが、平成 30 年 1 月より再販開始
	3 種混合 ※3 (ジフテリア・百日 せき・破傷風)				
	ヒブ	初 回 接 種 開 始 年 齢	生後 2 か月 ～7 か月未満	初回：3 回 (27 日以上 56 日までの 間隔、ただし、初回 2 回目及 び 3 回目の接種は 1 歳未満 までに行い、それを超えた 場合は行わない) 追加：1 回 (初回接種終了後 7～13 か月までの間隔、ただし、初 回接種を終了せずに 1 歳を 超えた場合は、最後の注射 終了後から 27 日以上あける)	・平成 23 年 2 月から 「子宮頸がん等ワ クチン接種緊急促 進事業」として実 施、平成 25 年 4 月 より定期接種化
			上記月齢で開始できなかった場合		
			生後 7 か月 ～1 歳未満	初回：2 回 (27 日以上 56 日までの 間隔、ただし、初回 2 回目の 接種は 1 歳未満までに行い、 それを超えた場合は行わな い) 追加：1 回 (初回接種終了後 7～13 か月までの間隔、ただし、初 回 2 回目を終了せずに 1 歳 を超えた場合は、最後の注射 終了後から 27 日以上あける)	
		1 歳 ～5 歳未満	1 回		

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種		対象年齢	標準的な接種方法	備考
BCG		生後 3 か月～1 歳未満	1 回（標準的な接種期間は生後 5 か月～8 か月未満）	・平成 25 年 4 月より、それまで生後 3 か月～6 か月未満であった対象年齢が拡大 ・平成 28 年 3 月で集団接種が終了。同年 4 月より個別接種を開始
麻疹 ・風しん	1 期	1 歳～2 歳未満	1 回	・令和 7 年 4 月より、令和 6 年度中の MR ワクチンの偏在等を理由に、定期接種期間中に接種できなかった者について、特例措置として、令和 9 年 3 月末まで期間を延長して実施
	2 期	小学校就学前の 1 年間	1 回	
水痘(水ぼうそう)		1～3 歳未満	1 回目：1 歳から 1 歳 3 か月未満の間 2 回目：1 回目接種後 6 か月から 1 年までの間隔	・平成 26 年 10 月より定期接種化。平成 26 年 11 月から平成 27 年 3 月まで、3 歳～5 歳未満を対象に経過措置として任意接種の費用助成を実施
日本 脳 炎	1 期	生後 6 か月（標準的には 3 歳）～7 歳 6 か月未満	初回：2 回（6 日以上 28 日までの間隔） 追加：1 回（1 期初回接種終了後おおむね 1 年の間隔）	
	2 期	9 歳～13 歳未満	1 回	
	特例	平成 19 年 4 月 1 日以前生まれの 20 歳未満	1 期、2 期合わせて 4 回接種していない場合は、残りの回数を 20 歳未満までに接種可能	
2 期ジフテリア・破傷風		11 歳～13 歳未満	1 回	

(令和7年4月1日現在)

定期予防接種	対象年齢	標準的な接種方法	備考
HPV(子宮頸がん予防)	小学6年生 ～高校1年生相当の 女子(標準的な接種 年齢は中学1年生)	ワクチンにより接種方法が 異なる ・サーバリックス(1か月の 間隔において2回、1回目 の接種から6か月の間隔 において1回) ・ガーダシル(2か月の間隔 において2回、1回目の接 種から6か月の間隔をお いて1回) ・シルガード9(初回接種年 齢が15歳未満の場合、6 か月の間隔において2回、 初回接種年齢が15歳以上 の場合、2か月の間隔をお いて2回、1回目の接種か ら6か月の間隔において1 回)	・平成22年10月から「中 学1年生～中学3年生 の女子を対象に「市単独 事業」として費用助成を 実施 ・平成23年2月から「子 宮頸がん等ワクチン接 種緊急促進事業」として 実施、平成25年4月よ り定期接種化 ・平成25年6月14日よ り、厚生労働省の勧告に より積極的な勧奨を一 時見合わせていたが、令 和4年度より積極的な 接種勧奨再開
	キャッチアップ接種 ※4		※4 積極的な勧奨の差し 控えにより接種機会 を逃した方に対して 公平な接種機会を確 保する観点から、積極 的な勧奨を差し控え ている間に定期接種 の対象であった方を キャッチアップ接種 対象者として令和4 年4月から令和7年3 月末まで時限措置と して実施。 ・令和7年4月より、キャ ッチアップ接種期間中 (令和4年4月～令和7 年3月末まで)に1回以 上接種している平成9 年4月2日～平成21年 4月1日生まれの女性を 対象に、令和8年3月 末まで経過措置を実施

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種	対象年齢	接種回数	備考
季節性 インフルエンザ	65 歳以上の者及び 60～64 歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1 回 (10 月～12 月)	
成人用肺炎球菌	65 歳の者及び 60～64 歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1 回	・経過措置は令和 5 年度で終了した
新型コロナウイルス感染症	65 歳以上の者及び 60～64 歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1 回 (10 月～12 月)	・令和 6 年度より定期接種化
带状疱疹	65 歳の者及び 60～64 歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	ワクチンにより接種方法が異なる ・シグリックス(不活化): 2 か月の間隔をおいて 2 回 ・ビケン(生): 1 回	・令和 7 年度より定期接種化 ・令和 7 年度より令和 11 年度までの 5 年間のみ対象者について経過措置を実施 [経過措置期間の対象者] 当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳以上になる者
風しんの追加的対策による風しん第 5 期	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性 ※風しんに係る抗体検査において、十分な量の抗体があると判定された者を除く	1 回	・これまで公的な接種機会のなかった年代を対象に、平成 31 年度より時限措置として実施していたが、令和 6 年度末で終了 ・令和 7 年 4 月より、令和 6 年度中の MR ワクチンの偏在等を理由に、定期接種期間中に接種できなかった者について、特例措置として、令和 9 年 3 月末まで期間を延長して実施

(令和7年4月1日現在)

任意予防接種	対象年齢	助成内容	備考
成人風しん	18歳以上で ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③妊婦の同居者	麻しん風しん混合ワクチン又は風しん単体ワクチンの接種費用の一部	・風しんの流行に伴い、先天性風しん症候群発症予防の緊急対策として、平成25年4月26日より実施 ・令和7年4月より、県の風しん対策事業における補助対象者拡大に伴い、市の任意予防接種の助成対象者も拡大

年度別実施状況

定期

(単位：人)

	4	5	6
B型肝炎	5,391	5,256	5,201
ロタウイルス	4,204	3,880	3,969
小児用肺炎球菌	7,285	7,047	6,938
BCG	1,851	1,767	1,763
5種混合	—	—	4,924
4種混合	7,236	7,484	2,331
3種混合(DPT)	3	0	1
ポリオ(IPV)	1	3	2
ヒブ	7,262	7,056	1,965
麻しん風しん	3,607	3,669	3,425
麻しん	0	0	0
風しん	0	0	0
水痘	3,402	3,515	3,422
日本脳炎	9,369	7,463	7,365
2期ジフテリア・破傷風(DT)	1,663	1,703	1,661
HPV	1,884	2,522	7,510
季節性インフルエンザ	25,912	24,639	22,978
成人用肺炎球菌	1,240	1,721	408
新型コロナウイルス感染症	—	—	8,401
風しんの追加的対策(風しん第5期)	279	151	122

任意

	4	5	6
成人風しん	208	161	124

(健康診査・がん・感染症予防係)

イ. 新型コロナウイルスワクチン接種（令和 5 年度で特例臨時接種は終了）

（ア）接種体制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予防接種法に基づく特例臨時接種として、令和 3 年度から令和 5 年度まで、公共施設での「集団接種」と各医療機関による「個別接種」などにより実施。

（イ）接種実績

※接種回数は、国のワクチン接種記録システム（VRS）に基づく速報値（令和 6 年 4 月 1 日時点）。

a 集団接種

（単位：回）

	4	5	6	合計
保健福祉センター（12 歳以上）	43,307	18,044	—	61,351
保健福祉センター（小児）	2,070	—	—	2,070
市民交流拠点ポラリス	34,491	3,848	—	38,339
大和スポーツセンター	6,285	—	—	6,285
合計	86,153	21,892	—	108,045

b 個別接種（高齢者施設等での接種含む）

（単位：回）

	4	5	6	合計
市内協力医療機関（12 歳以上）	114,523	54,107	—	168,630
市内協力医療機関（小児）	4,590	738	—	5,328
市内協力医療機関（乳幼児）	966	474	—	1,440
合計	120,079	55,319	—	175,398

※令和 4 年度の市内協力医療機関の数 12 歳以上：98、小児：18、乳幼児：10

※令和 5 年度の市内協力医療機関の数 12 歳以上：90、小児：13、乳幼児：10

c その他会場

（単位：回）

	4	5	6	合計
自衛隊大規模接種会場	549	—	—	549
神奈川県大規模接種会場	2,986	—	—	2,986
職域接種	6,825	—	—	6,825
その他（他市会場）（小児含む）	12,461	6,418	—	18,879
合計	22,821	6,418	—	29,239

（健康診査・がん・感染症予防係）

※令和 5 年度まで新型コロナウイルスワクチン接種担当

ウ. 新型コロナウイルス感染者支援（令和５年度で終了）

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者のうち県の配食（配食サービス）が送達されるまでの間の食料確保が困難な方に対し食料支援を実施。

なお、令和５年５月８日以降、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが５類へ移行したことから県の配食サービスが廃止されたことを踏まえ、本市の事業も同様に廃止した。

	4	5	6
支援実績（件）	669	0	—

（健康診査・がん・感染症予防係）

エ. 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図る。

結核検診を実施するほか、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症について、国内外の情報を的確に把握するとともに、国及び県の動向を注視し、正しい知識の普及や適時適切な情報提供に努める。

a 結核対策

健康診断（胸部レントゲン）		（単位：人）		
		4	5	6
一般胸部レントゲン	X線受診者	430	457	462
	要精密検査者	0	2	0
	精密検査受診者	0	1	0
	結核患者	0	0	0
	発病の恐れのある者	0	0	0
	異常なし	0	1	0

※対象 16歳以上の一般市民（学校・職場で受診できる者を除く）

（健康診査・がん・感染症予防係）

オ. 狂犬病予防

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止するため、犬の所有者には犬の生涯で１度の登録と、毎年１回犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられている。

実施状況	（単位：頭）		
	4	5	6
畜犬登録	811	783	771
狂犬病予防注射	8,766	8,609	8,426

（医療施策推進係）

カ. 献血推進

より安全で有効な輸血の必要性により、400ml 献血を主に 200ml 献血も実施している。

実施状況

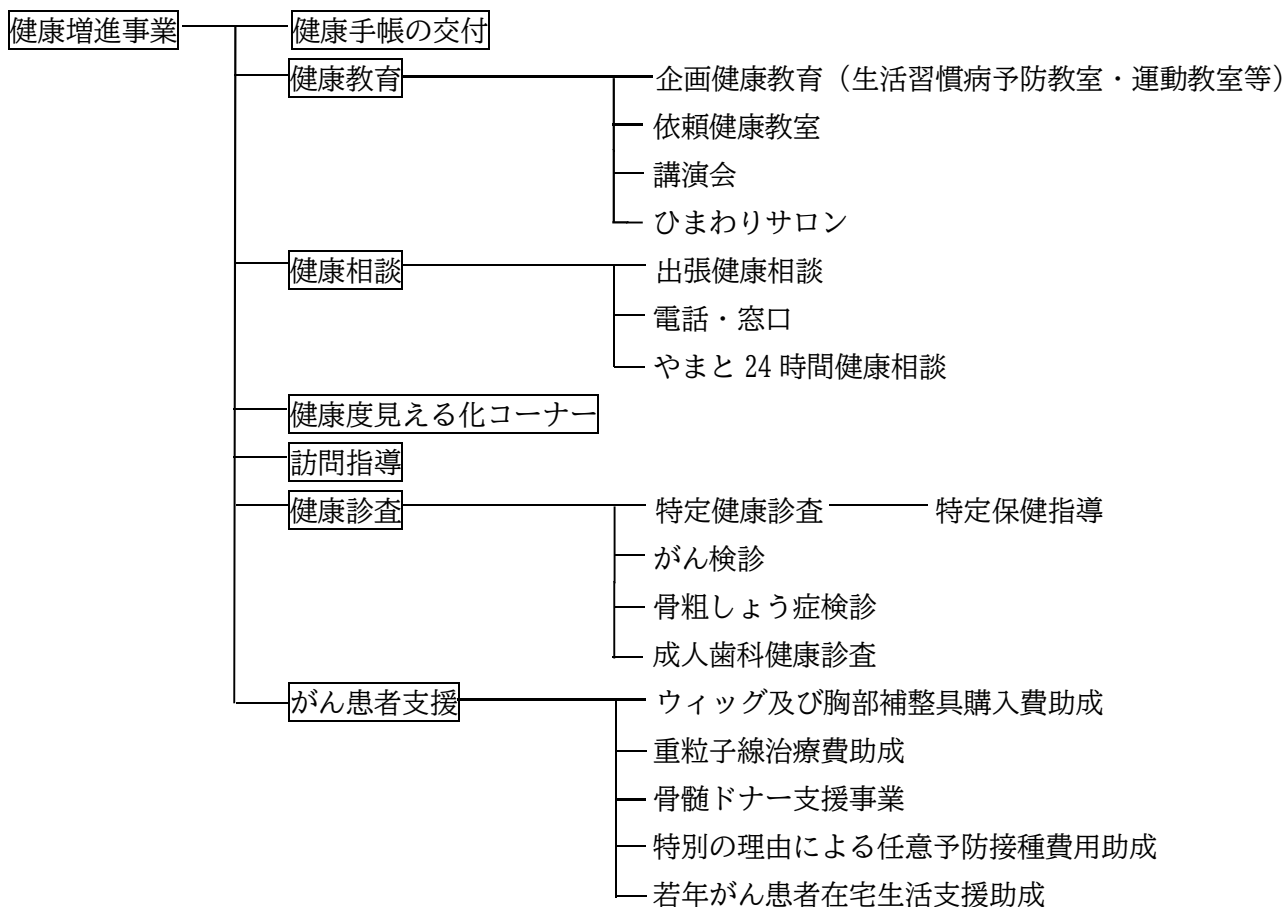
		4	5	6
献血目標数（人）		3,306	3,413	3,420
献血人数	200ml（人）	179	138	137
	400ml（人）	3,295	3,268	2,856
	成分献血（人）	0	0	0
計		3,474	3,406	2,993
達成率（％）		105.1	99.8	87.5

（医療施策推進係）

3. 健康増進

（1）健康増進事業（平成 20 年度より老人保健事業から健康増進事業に変更）

がん・心臓病・脳血管疾患等の生活習慣病が国民の死因の多くを占めるため、生活習慣病の早期発見・早期治療に努める。さらに市民の健康づくりを推進する。



ア. 健康手帳の交付

健康手帳の交付実績 (単位：冊)

(ア) 目的

健康の保持増進のために必要な事項を記載し、
自らの健康管理に役立てる。

	4	5	6
交付数	340	1,103	2,428

(地域保健活動係)

(イ) 内容

健康診査、健康教育、健康相談等の保健事業の
記録欄及び医療の記録欄並びに健康保持と適切
な受療のための知識などを掲載している。

イ. 健康教育

(ア) 目的

健康増進法に基づき、健康課題を踏まえて自ら健康管理ができるよう、正しい知識を普及し、
健康の維持・増進を目指す。

(イ) 内容

生活習慣病予防、骨粗鬆症予防、高齢者の健康づくり、転倒予防、認知症予防、口腔衛生等
に関する健康教育を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施事業を実施。

保健指導実績

		4	5	6
企画健康教育 ※1	回数	75	85	65
	延べ人数	2,161	2,674	2,637
依頼健康教室等	回数	29	40	45
	延べ人数	600	865	1,080
健康普及員主催の教室	回数	55	52	67
	延べ人数	1,623	3,257	5,608
ひまわりサロン ※2	回数	7	5	4
	延べ人数	102	44	45

※1 企画健康教育には、健康テラスでの講座、睡眠と笑いの健康づくりの
講演会を含む。

※2 ひまわりサロンには、薬剤師による薬剤等に関する講座の数を計上。

(健康施策推進係、地域保健活動係)

ウ. 健康相談

(ア) 目的

- a 日常生活上の健康管理、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図る。
- b 一般高齢者に対して介護予防の普及啓発を図る。

(イ) 内容

心身の健康の維持増進を図るため生活、食事、運動習慣を習得するための個別相談を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

(ウ) 主な事業

- a 出張健康相談（依頼健康教室時、イベント、健康度見える化コーナー等）
- b 電話・窓口
- c やまと24時間健康相談

		4	5	6
出張健康相談	回数	113	82	82
	延べ件数	1,053	1,432	1,333
電話・窓口	延べ件数	5,432	2,099	1,417
やまと24時間健康相談	入電件数	15,964	21,471	22,941

（健康づくり推進課地域保健活動係、
医療健康課健康診査・がん・感染症予防係）

エ. 健康度見える化コーナー・健康度測定コーナー

(ア) 目的

健康測定機器を設置し、測定をととして自身の生活習慣を振り返る機会とし、健康づくりの拠点として生活習慣病等の一次予防を図る。

(イ) 内容

健康度見える化コーナーは、県の未病センターの認証を受け、文化創造拠点シリウス4階の健康都市図書館内に、測定機器を設置している。

〈測定機器〉骨健康度測定器・体組成計・脳年齢測定器・握力計・足指力計（各2台）・血管年齢測定器・電動血圧計・ヘモグロビン量測定器・身長計・肌年齢測定器

健康都市図書館内の健康テラスにて週1回、健康講座を実施。

健康度見える化コーナー（シリウス）

		4	5	6
測定機器利用人数		156	11,034	16,338
健康相談	回数	47	54	50
	延べ人数	203	607	597
健康テラスでの健康講座	回数	33	25	24
	延べ人数	590	514	516

※令和4年度は、月1回の予約制で開設し、実施した。

※令和5年8月より、すべての開館日で利用できる体制とした。

（地域保健活動係）

健康度測定コーナーでは、市民交流拠点ポラリスに、測定機器を設置している。

〈測定機器〉骨健康度測定器・電動血圧計・身長計・握力計・体組成計

健康度測定コーナー（ポラリス）

	4	5	6
測定機器利用人数	88	4,068	5,995

※令和4年度は、月1回の予約制で開設し、実施した。

※令和5年9月より、すべての開館日で利用できる体制とした。

（地域保健活動係）

オ．訪問指導

（ア）目的

専門職や管理栄養士が訪問し、生活習慣病予防や重症化予防、介護予防に向け、その健康に関する課題を総合的に把握し、必要な指導を行う。

（イ）対象

40歳以上の市民。特定健康診査（国保・後期）や介護予防アンケート結果から、高血糖等該当者や重症化リスクの高い者、低栄養の恐れのある者等（特定保健指導該当者除く）。

（ウ）内容

保健師、管理栄養士等が訪問し、生活習慣病や要介護状態になることへの予防、家族の健康管理支援、保健・医療・福祉サービス等の情報提供、連絡及び調整を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

被訪問指導者数

		4	5	6
保健師等 実施分	実人数	46	58	64
	延べ人数	49	59	68
管理栄養士 実施分	実人数	248	404	342
	延べ人数	362	627	531
合計	実人数	294	462	406
	延べ人数	411	686	599

（健康づくり推進課）

カ．健康診査

（ア）特定健康診査

a 対象

40歳以上の国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者、生活保護受給者等の医療保険未加入者

b 目的

生活習慣病の予防と早期発見

c 内容

特定健康診査は、問診・身体計測・血圧測定・脂質代謝検査・糖尿病検査・尿検査・肝機能検査等を実施し、必要に応じて心電図検査・眼底検査・貧血検査を行う。

また、希望者には大和市追加項目検査及び肝炎検査、前立腺がん検査を実施する。

特定健康診査実施状況（実績値。法定報告値とは差異あり。）

			4	5	6
特定健康診査	対象者数(人)	国保	35,029	33,106	31,657
		後期	29,412	30,915	32,086
		合計	64,441	64,021	63,743
	受診者数(人)	国保	10,929	10,078	9,401
		後期	13,068	13,582	13,917
		合計	23,997	23,660	23,318
	受診率(%)	国保	31.20	30.44	29.70
		後期	44.43	43.93	43.37
		合計	37.24	36.96	36.58

（健康診査・がん・感染症予防係）

d 特定保健指導

特定健診の結果を階層化し、「動機付け支援」「積極的支援」に該当した人に対し生活習慣改善のための保健指導を実施。

特定保健指導実施状況（実績値。法定報告値とは差異あり。）

			4	5	6
特定保健指導 初回終了者	対象者数(人)	動機付け	794	709	682
		積極的	235	192	192
		合計	1,029	901	874
	実施者数(人)	動機付け	245	225	189
		積極的	49	21	33
		合計	294	246	222
	実施率(%)	動機付け	30.86	31.73	27.71
		積極的	20.85	10.94	17.19
		合計	28.57	27.30	25.40

※令和 4、5 年度は、翌年度 4 月から 6 月実施分を含めた最終実績値。

※令和 6 年度は、令和 7 年 4 月から 6 月に実施した令和 6 年度対象者を取りまとめ中のため、初回指導分は含まず。

※令和 6 年度より、特定健診実施後に糖尿病等の生活習慣病に係る服薬の開始により、対象者本人の意向も踏まえ、特定保健指導を不要とする者は、対象者から除外。

（医療健康課健康診査・がん・感染症予防係、健康づくり推進課地域栄養ケア推進係）

(イ) がん検診

a 対象

- (a) 20 歳以上の女性（子宮がん検診）
- (b) 30 歳以上の女性（乳がん検診）
- (c) 40 歳以上の市民（胃がん検診・肺がん検診
・大腸がん検診）

b 目的

がんの早期発見・早期治療につなげる。

c 実施方法

集団がん検診と施設（医療機関）がん検診。

d 内容

平成 20 年度より、がん検診の受診率の向上を
図るため「がん検診受診券」による個別通知を実
施。

(a) 胃がん検診

① 集団がん検診

胃部エックス線検査（バリウム）

② 施設（医療機関）がん検診

胃部エックス線検査（バリウム）又は胃内視鏡検査

(b) 肺がん検診

① 集団がん検診

胸部エックス線検査、喀痰細胞診（医師が必要と判断した場合）

② 施設（医療機関）がん検診

胸部エックス線検査、喀痰細胞診（医師が必要と判断した場合）

(c) 大腸がん検診

① 集団がん検診

検便（2 日法）による便潜血反応検査

② 施設（医療機関）がん検診

検便（2 日法）による便潜血反応検査

(d) 乳がん検診

① 集団がん検診

超音波検査（30～39 歳の女性）又は乳房エックス線検査（40 歳以上の女性）

② 施設（医療機関）がん検診

超音波検査（30～39 歳までの女性又は乳房エックス線検査で高濃度乳房の判定かつ医
師が超音波検査の必要性があると判断した 40 歳以上の女性）又は乳房エックス線（視触
診併用可）検査（40 歳以上の女性）

(e) 子宮がん検診

① 集団がん検診

頸部細胞診（20 歳以上の女性）

② 施設（医療機関）がん検診

頸部細胞診（20 歳以上の女性）又は頸部・体部細胞診（30 歳以上の女性）

がん検診実施状況

（単位：人）

	4	5	6
肺	18,956	18,836	19,178
胃	16,309	16,230	16,442
大腸	17,605	17,230	17,494
乳房	10,775	10,664	11,062
子宮	12,386	12,479	12,533

（健康診査・がん・感染症予防係）

(ウ) 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症検診実施状況 (単位：人)

a 対象

40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、
65 歳、70 歳の女性

	4	5	6
骨粗しょう症検診 受診者	1,317	1,410	1,357

b 目的

骨粗しょう症の早期発見と予防の
ため

(健康診査・がん・感染症予防係)

c 内容

問診・骨量測定検査

(エ) 成人歯科健康診査

成人歯科健診実施状況 (単位：人)

a 対象

40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の市民

	4	5	6
成人歯科健診受診者	477	494	715

b 目的

歯科疾患の早期発見・治療により
歯の喪失を予防する。

(健康診査・がん・感染症予防係)

c 内容

問診・視診

キ. がん患者等の支援

がん患者等へ治療費等の助成を行うことによって、治療環境を整えるとともに、生活の質の維持・向上を図ります。

(ア) ウィッグ及び胸部補整具購入費助成事業

がん患者等が、がんの治療に伴う脱毛や乳房の変形に対応するためにウィッグや胸部補整具を購入した場合に、その購入費用の 9 割（上限 3 万円）を助成する。

(イ) 重粒子線治療費助成事業

神奈川県立がんセンター重粒子線治療費助成施設で治療を受けた方に対し、治療費の一部（上限 35 万円）を助成する。

(ウ) 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄移植ドナーの経済的な負担を軽減し、骨髄移植等の推進を図るため、骨髄移植のために通院・入院した日数（上限 7 日）に応じて、ドナー（2 万円/日）及びドナーが勤務する事業所（1 万円/日）に対して助成を行う。

(エ) 特別の理由による任意予防接種費用助成事業

造血幹細胞移植やがん治療等にかかる医療行為により、既に受けた予防接種による感染症への予防効果が期待できなくなり、予防接種の再接種を受けた場合に、その費用の全部又は一部の助成を行う（予防接種の種類と年齢によって助成上限額が異なる）。

(オ) 若年がん患者在宅生活支援助成事業

若年（40 歳未満）のがん患者が訪問介護等を利用する際の金銭的負担を軽減するため、その費用の助成（月額上限 5 万 4 千円。生活保護受給者及び中国在留邦人等の方は月額上限 6 万円）を行う。

がん患者支援事業助成実績 (単位：件)

	4	5	6
ウィッグ及び胸部補整具購入費助成	78	80	80
重粒子線治療費助成	1	2	1
骨髄移植ドナー助成	0	2	0
任意予防接種費用助成	1	0	2
若年がん患者在宅生活支援助成	0	1	2

(医療施策推進係)

4. 環境衛生事業

(1) 環境衛生

ア. 環境衛生

(ア) 感染症予防法に基づき、水害等による災害後の消毒を行っている。

(イ) 犬のフン害防止のため、被害を受けている地域に啓発用看板を配布する。

年度別配布枚数

	4	5	6
配布枚数	193	126	159

(医療施策推進係)

イ. 広域大和斎場組合

大和市・海老名市・座間市・綾瀬市の四市で構成された一部事務組合（特別地方公共団体）で大和斎場の管理運営を行っている。

(ア) 組織

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

議 会＝定数 15 人 (構成：大和市 6 人 海老名市・座間市・綾瀬市各 3 人)

監査委員＝2 人 (大和市代表監査委員 組合議会議員)

管 理 者	_____	事 務 局 長	—	事 務 局 次 長	—	事 務 局 職 員
(大 和 市 長)		(1 人)		(1 人)		(6 人)

副 管 理 者	会 計 管 理 者
(座 間 市 長)	(大和市会計管理者)
(海老名市長)	
(綾 瀬 市 長)	

(イ) 施設規模

所在地 大和市西鶴間八丁目 10 番 8 号 敷地面積 18,628 m²

a 火葬棟

建築面積 2,924 m² 延床面積 3,192 m²

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建

施設概要 火葬炉 8 基 待合室 10 室 (1 室 40 人程度収容可) 管理事務所

沿革 昭和 54 年 7 月 広域大和斎場組合設立

昭和 57 年 3 月 建築工事完了

昭和 57 年 4 月 大和斎場業務開始

平成 30 年 2 月 改修工事完了

b 式場棟

建築面積 1,192 m² 延床面積 2,480 m²

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

施設概要 式場 4 室 (120 席 1 室、80 席 2 室、30 席 1 室)

沿革 平成 7 年 2 月 落成式

平成 7 年 3 月 使用開始

平成 12 年 8 月 第 3 式場改修、第 4 式場新設

(ウ) 年度別火葬炉使用状況

(単位：体)

	4	5	6
大和市	2,383	2,510	2,567
海老名市	1,263	1,342	1,372
座間市	1,426	1,421	1,402
綾瀬市	899	905	937
組織市外	720	330	417
計	6,691	6,508	6,695

(医療施策推進係)

(エ) 年度別式場使用状況

a 市別の式場使用状況

(単位：件)

(通夜・告別式・初七日の延べ使用件数)

	4	5	6
大和市	1,213	1,170	1,225
海老名市	422	407	439
座間市	536	478	443
綾瀬市	284	330	369
組織市外	76	80	78
計	2,531	2,465	2,554

(医療施策推進係)

b 通夜・告別式・初七日の延べ使用件数

(単位：件)

		4	5	6
大和市内	通 夜	600	579	603
	告別式	598	579	604
	初七日	15	12	18
	小 計	1,213	1,170	1,225
市 外	通 夜	654	646	658
	告別式	655	646	657
	初七日	9	3	14
	小 計	1,318	1,295	1,329
計		2,531	2,465	2,554

(医療施策推進係)

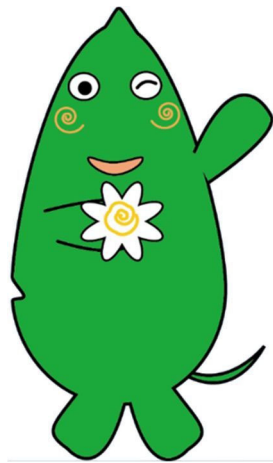
(㍑) 年度別安置室使用状況

(単位：体)

	4	5	6
大 和 市	132	124	131
海老名市	77	50	56
座 間 市	43	33	31
綾 瀬 市	21	29	51
組織市外	19	7	20
計	292	243	289

(医療施策推進係)

7. 子ども・子育て支援



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

子ども・子育て支援（１）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 児童福祉	208				
（１）こどもまんなか 児童福祉週間	208			○	
（２）児童手当の支給	209	○	○	○	
（３）子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター事業）	210	○	○	○	
（４）要保護児童対策地域協議会	210			○	
（５）出産・子育て応援事業	211	○	○	○	
（６）子育て支援センター	211				
ア．子育て何でも相談	211	○	○	○	
イ．子育てサロン	212	○	○	○	
ウ．情報提供	212	○	○	○	
（７）つどいの広場「こどもーる」	212				
ア．利用状況	213	○	○	○	
イ．相談件数	214	○	○	○	
（８）利用者支援事業（「保育コンシェルジュ」）	214	○	○	○	
（９）屋内こども広場	216	○	○	○	
（１０）子育て支援施設（きらきらぼし）	216	○	○	○	
（１１）ファミリーサポートセンター事業	216	○	○	○	
（１２）子育て世帯訪問支援事業	217	○	○	○	
（１３）助産施設、母子生活支援施設入所	217	○	○	○	
（１４）子ども医療費助成事業	218		○	○	
2. 母子（父子）福祉	218				
（１）ひとり親家庭などの相談	218			○	
（２）母子福祉団体への助成	219			○	
（３）手当の支給	219				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	「こどもまんなか 児童福祉週間」実施要領	S22.	こども総務課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	児童手当法	S47. 1	//
全ての妊産婦・ 子育て世代・子 ども	児童福祉法 母子保健法	R 6. 4	すくすく子育て課
	児童福祉法 大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱	H18. 3	//
妊婦・養育者	大和市出産・子育て応援給付金事業実施要綱	R 5. 1	//
	大和市子育て支援センター事業規則	H11.12	こども総務課
	//	//	//
	//	//	//
	大和市つどいの広場こどもーる事業要綱	H19.10	こども総務課
	//	//	//
	子ども・子育て支援法	H27. 7	ほ い く 課
	大和市屋内こども広場条例	H28.11	//
	大和市子育て支援施設条例	H30. 4	//
	児童福祉法 子ども・子育て支援法 大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	H23.10	すくすく子育て課
	児童福祉法、子ども・子育て支援法 大和市養育支援訪問事業実施要綱	H18. 6	//
	児童福祉法	S57. 4	こども総務課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	大和市子ども医療費助成条例	H 7.10	//
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S34.	こども総務課
	大和市補助金交付規則	S52.	//

子ども・子育て支援（2）

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	ア．児童扶養手当	219	○		○	
	イ．ひとり親家庭等家賃助成事業	220			○	
	(4) 資金貸付	221				
	ア．母子・父子福祉資金貸付	221	○	○		
	イ．寡婦福祉資金貸付	222	○	○		
	(5) ひとり親家庭等医療費助成事業	225		○	○	
	(6) 母子家庭等自立対策支援事業	226				
	ア．自立支援教育訓練給付金	226	○		○	
	イ．高等職業訓練促進給付金等	226	○		○	
	ウ．特定高等職業訓練促進給付金	227		○		
	エ．ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	227	○		○	
	(7) その他	227				
	ア．JR定期乗車券の購入時の割引	227				
	イ．水道料金の減免	227				
	ウ．たばこの小売販売業の許可基準の緩和	227				
	エ．遺族年金	228				
	オ．寡婦年金・死亡一時金	228				
	カ．税の軽減	228				
3．	子どもの発達相談支援	229				
	(1) 相談	229			○	
	(2) 訓練・支援	230				
	ア．個別支援	230			○	
	イ．グループ支援	230			○	
	(3) 地域支援	231				
	ア．地域施設等への支援	231	○	○	○	
	イ．市民に対しての普及・啓発	231			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	児童扶養手当法	S37. 1	こども総務課
0歳～20歳未満	大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例	S49. 4	//
0歳～20歳未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S40. 3	こども総務課
	//	//	//
0歳～ 高校3年生相当 年齢	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例	H 4. 4	//
0歳～20歳未満	大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	H16. 4	こども総務課
	大和市高等職業訓練促進給付金等実施要綱	//	//
	神奈川県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	R 6. 4	//
	大和市ひとり親家庭等高等学校卒業認定試験合格支援事業実施要綱	H27.10	//
	東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則	S62. 4	こども総務課
	神奈川県県営上水道条例施行規則	S51. 4	水道局
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S39. 7	日本たばこ産業(株)
	国民年金法		保険年金課 年金事務所
	//		//
	所得税・地方税法		市民税課 税務署
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	//	//	//
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	//	//	//

子ども・子育て支援（3）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
(4) 他業務への職員派遣	231				
ア. 特別支援教育巡回相談チームへの参加	231			○	
イ. ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会への参加	231			○	
(5) 児童通所サービス等について（児童福祉法）	232	○	○	○	
4. 保育所	232				
(1) 保育所定員数及び入所者数	232			○	
(2) 管理運営等	233				
ア. 保育時間	233			○	
イ. 障がい児保育	235			○	
ウ. 給食業務	237			○	○
エ. 全国市長会学校災害賠償補償保険	239			○	
オ. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済	239			○	
カ. 全国私立保育連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん	240			○	
キ. 地域育児センター事業	240			○	
ク. 一時預かり事業	244	○	○	○	
ケ. 休日保育	246	○	○	○	
コ. 病児保育事業	247	○	○	○	○
(3) 保育所の運営費等	247	○	○	○	○
(4) 民間保育所等運営費補助金	251	○	○	○	○
(5) 私設保育施設（認可外保育施設）助成	252				
ア. 届出保育施設助成	252	○	○	○	
イ. 認定保育施設助成	252			○	
(6) 認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付	253	○	○	○	
(7) 公立保育所の整備状況	254			○	
(8) 私立保育所の整備状況	255			○	
5. 幼稚園	259				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	教育委員会指導室
	//	//	//
0歳～18歳	児童福祉法 大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則	H24. 4	すくすく子育て課
0歳～5歳	児童福祉法	S22.12	ほ い く 課
0歳～5歳			//
0歳～5歳	大和市保育所設置条例施行規則	S62. 3.26	//
0歳～5歳	//		//
0歳～5歳			//
0歳～5歳		S62.12. 6	//
0歳～5歳		H16.10. 1	//
0歳～5歳	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	H13.10. 1	//
0歳～5歳			//
0歳～5歳	大和市地域育児センター事業実施要領	H21. 4. 1	//
0歳～5歳			//
0歳～5歳			//
0歳～ 小学6年生	病児保育事業実施要綱	H19. 3	//
0歳～5歳	子ども・子育て支援法	H27. 4. 1	//
0歳～5歳	大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱	//	//
0歳～5歳	大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱	H14.10. 1	ほ い く 課
0歳～3歳	大和市認定保育施設事業実施要綱 大和市認定保育施設補助金交付要綱		//
0歳～5歳	子ども・子育て支援法	R元.10. 1	//
0歳～5歳			//
0歳～5歳	大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱 大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱		//

子ども・子育て支援（４）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
(1) 幼稚園の子育てのための施設等利用給付	259				
ア．私学助成幼稚園の教育時間の利用料に対する助成	259	○	○	○	
イ．幼稚園の預かり保育の利用料に対する助成	259	○	○	○	
(2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金	259				
ア．補助対象幼稚園等	260			○	
イ．補助額	260			○	
ウ．補助対象児童数	260			○	
(3) 私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金・大和私立幼稚園協会補助金	260			○	
(4) 私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金	260	○	○	○	
(5) 一時預かり支援事業補助金	260			○	
6．認定こども園	261				
(1) 幼保連携型認定こども園	261		○		
(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	261		○		
(3) 市内の認定こども園の整備状況	262	○		○	
(4) 定員数及び入所者数	262			○	
7．地域型保育事業	262				
(1) 小規模保育事業	263			○	
(2) 市内の小規模保育事業の整備状況	263	○		○	
(3) 定員数及び入所者数	265			○	
8．子どもの保健・衛生	265				
(1) 母子保健	265				
ア．健康診査	265				
(ア) 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査	265	○		○	
(イ) 産後健康診査	265	○		○	
(ウ) 新生児等聴覚検査	265			○	
(エ) 4か月児健康診査（集団健診）	266			○	
(オ) 8か月児健康診査（個別健診）	266			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
3歳～5歳	子ども・子育て支援法	R元.10. 1	ほ い く 課
	//	//	//
3歳～5歳	大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱	S60. 4. 1	ほ い く 課
	//	//	//
	//	//	//
3歳～5歳	大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱	S43. 4. 1	//
3歳～5歳	//	H26. 4. 1	//
3歳～5歳	//	H27. 4. 1	//
0歳～5歳	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律	H27. 4. 1	ほ い く 課
0歳～5歳	//	H29. 4. 1	//
0歳～5歳 3歳～5歳	大和市認定こども園整備事業補助金交付要綱	H27. 4. 1	//
0歳～5歳 3歳～5歳	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律	//	//
0歳～2歳	大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例	H27. 4. 1	ほ い く 課
0歳～2歳	大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱	//	//
0歳～2歳	大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例	//	//
妊婦	母子保健法	H 9. 4	すくすく子育て課
産婦	//	H 2. 4	//
3か月児未満	//	R 5. 4	//
4か月児	//	H 9. 4	//
8か月～ 10か月児	//	//	//

子ども・子育て支援（５）

			ページ	財 源 内 訳			
				国	県	市	その他
		(カ) 1歳6か月児健康診査	266			○	
		(キ) 3歳6か月児健康診査（集団健診）	267			○	
		(ク) 乳幼児健康診査等経過相談	267			○	
	イ. 母子保健相談指導		267			○	
		(ア) 妊娠届の受付及び親子（母子）健康手帳の交付	267			○	
		(イ) 母親父親（プレママ・パパ）教室	268			○	
		(ウ) やまとイクメン講座	268			○	
		(エ) 離乳食（もぐもぐ）教室	268			○	
		(オ) 幼児（1歳児育児）教室	268			○	
		(カ) 幼児食（おべんとう）教室	268			○	
		(キ) 定例育児相談（電話相談等随時相談除く）	268			○	
		(ク) おやこ教室	269			○	
		(ケ) 2歳児歯科相談	269			○	
		(コ) 子育て何でも応援メール配信	269	○	○	○	
		(サ) 食育講演会	269			○	
		(シ) 低体重児育児支援教室（ちびっこピクニック）	269			○	
	ウ. 妊産婦・乳幼児訪問指導		270	○	○	○	
	エ. 永久歯萌出期歯科保健支援事業		270			○	
	オ. 不妊治療（先進医療）費助成事業		270		○	○	
	カ. 不育症治療費助成事業		271			○	
	キ. 出産費用助成事業		271			○	
	ク. 未熟児養育医療給付事業		271	○	○	○	
	ケ. 産後ケア事業		271	○		○	
9.	青少年健全育成		273				
	(1) 青少年健全育成都市宣言推進事業		273				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
1歳6か月～ 1歳8か月児	母子保健法	S53.	すくすく子育て課
3歳6か月～ 3歳8か月児	//	H 9. 4	//
乳幼児	//	R 6. 4	//
妊産婦・乳幼児	//	S54. 5	//
妊婦	//	S54.	//
初めて父母と なる方	//	H 4.	//
これから父とな る方とその妻	//	H26.	//
4か月～8か月児 と保護者	//	H 7.	//
1歳0か月～ 1歳3か月児と 保護者	//	H25. 4	//
就学前の3歳 以上の幼児と 保護者	//	H21.	//
乳幼児と保護者	//	S53.	//
1歳6か月～ 2歳6か月児と 保護者	//	H22. 4	//
2歳0か月～ 2歳11か月児と 保護者	//	H 9.	//
妊産婦・乳児の 保護者等	//	H29. 7	//
乳幼児と保護者	母子保健法 食育推進計画	H27. 4	//
乳幼児と保護者	母子保健法	H25.	//
妊産婦・乳幼児	母子保健法 児童福祉法	H 9. 4	//
4歳～5歳児と 保護者	大和市永久歯萌出期歯科保健事業補助金交付要綱	H 1. 4	//
不妊治療が 必要な夫婦	大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱	R 6. 4	//
不育症治療が 必要な夫婦	大和市不育症治療費助成事業実施要綱	H23.10	//
第3子以降を 出産した保護者	大和市出産費用助成事業実施要綱	H26.10	//
0歳	大和市養育医療に関する規則	H25. 4	こども総務課
産後4か月まで の産婦と乳児	大和市産後ケア事業費用助成実施要綱	R 2. 4	すくすく子育て課

子ども・子育て支援（6）

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	ア．青少年問題協議会	273			○	
	イ．都市宣言関連事業	274			○	
	(2) 児童館管理運営事業	274			○	
	(3) こども食堂支援事業	277	○		○	
	(4) 放課後児童クラブ事業	278				
	ア．公営及び委託民営放課後児童クラブ	278	○	○	○	○
	イ．民営放課後児童クラブ	279	○	○	○	○
	(5) 親子ふれあい推進事業（親子ナイトウォークラリー）	279		○	○	
	(6) こども体験事業	280		○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	地方青少年問題協議会法 大和市附属機関の設置に関する条例 大和市青少年問題協議会規則	S49. 4	こども青少年課 みらい課
		//	//
6歳～16歳未満、 付添人のある 0歳～6歳未満	大和市児童館条例 大和市児童館条例施行規則	S48. 1	//
0歳～18歳未満 と保護者	大和市こども食堂支援事業補助金交付要綱	H29. 1	//
小学校1年生 ～6年生	児童福祉法 大和市放課後児童クラブ事業条例 他	S60. 1	こども青少年課 みらい課
小学校1年生 ～6年生	//	//	//
18歳未満の子どもとその保護者 又は成人責任者。（チーム内に市内在住、在学、在勤者を含む）	大和市親子ナイトウォークラリー実施要領	S58. 4	//
	こども体験事業実施要領	H26. 4	//

子ども・子育て支援

1. 児童福祉

児童福祉法における児童とは18歳に満たない者をいい、児童を次のように分けている。

- ◎ 乳児・・・満1歳に満たない者
- ◎ 幼児・・・満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ◎ 少年・・・小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者

大和市こども計画

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月、こども施策を総合的に推進するため、国は「こども基本法」を施行した。そして同年12月に「こども大綱」を閣議決定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現に向けた基本的な方針等が示された。

こども基本法において、こども大綱や都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めること、また、既存の各法令に基づくこども施策に関する計画と一体のものとして作成することができる、とされていることから、第2期大和市子ども・子育て支援事業計画（ハートンプラン）の計画期間終了に伴い、市では、ニーズ調査やこどもの意見聴取を行い、「大和市子ども・子育て会議」での意見を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画など、こども施策に関連した計画を包含した「大和市こども計画」を令和7年3月に策定した。

大和市子ども・子育て会議

委員の構成 教育・保育・保健福祉等の事業に従事する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、事業主代表、労働者代表、関係行政機関の職員、市民公募会議等の開催 令和6年度 開催数 8回

（こども総務課政策調整係）

(1) こどもまんなか 児童福祉週間

こども家庭庁は、5月5日から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけている。期間中、こども総務課窓口他で標語を印刷した啓発物品を配布する。

標語 令和7年度 「いつだって まんまるまんなか こどもたち」
令和6年度 「すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ」
令和5年度 「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」
令和4年度 「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」

（こども総務課政策調整係）

(2) 児童手当の支給

家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している父母等に児童手当を支給する。

令和 6 年 10 月分(12 月支給分)から、所得制限の廃止、高校卒業相当年齢までの支給期間の延長、第 3 子以降の手当額の増額（第 3 子以降の多子加算のカウント対象を 22 歳年度末までに延長）を行う制度改正が実施された。

また、支払回数が年 3 回から隔月（偶数月）の年 6 回に変更となった。

① 児童手当手当額（月額）

令和 6 年 9 月分まで

児童の年齢	第 1 子・第 2 子	第 3 子	特例給付
3 歳未満	15,000 円	15,000 円	5,000 円
3 歳以上～小学生	10,000 円	15,000 円	
中学生	10,000 円	10,000 円	

令和 6 年 10 月分から

児童の年齢	第 1 子・第 2 子	第 3 子	特例給付
3 歳未満	15,000 円	30,000 円	—
3 歳以上～高校生年代	10,000 円		

② 支給対象 高校卒業相当年齢までの児童（18 歳（令和 6 年 9 月分（10 月支給分）までは 15 歳）に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者。）を養育している父母等

③ 支給月 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月（6 月、10 月、12 月から変更）

④ 児童手当・特例給付受給者数及び支給対象児童数

	4		5		6			
					2 月分～9 月分		10 月分～1 月分	
	受給者数	支給対象児童数	受給者数	支給対象児童数	受給者数	支給対象児童数	受給者数	支給対象児童数
児童手当（被用者）	12,979	20,487	12,728	20,017	12,308	19,370	17,221	27,779
児童手当（非被用者）	2,695	4,263	2,741	4,300	2,622	4,120	3,190	5,247
特例給付（被用者）	1,227	1,875	1,331	2,020	1,375	2,108	—	—
特例給付（非被用者）	69	99	42	70	61	100	—	—
合 計	16,970	26,724	16,842	26,407	16,366	25,698	20,411	33,026
支給額（円）	3,490,590,000		3,425,125,000		3,892,310,000			

（手当医療係）

子ども・子育て支援

(3) 子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター事業）

児童福祉法に基づき、妊娠を考えたときから妊娠・出産・子育て期に切れ目ない相談支援を実施し、安心して妊娠・子育てができる環境をつくることを目的として実施。

「親子（母子）健康手帳」の交付時に、すべての妊婦との面接を実施。電話や来所による相談により、妊産婦や乳幼児等の状況を把握し適切な助言や必要な支援に繋がるよう専門職が対応。

	4	5	6
電話相談延べ件数	1,600	1,451	1,326
来所相談延べ件数	200	240	274
妊娠届出面接延べ件数	1,837	1,859	1,747
合 計	3,637	3,550	3,347

（母子保健係、家庭こども相談係）

児童虐待をはじめ支援が必要な子育て家庭や妊産婦に対し、関係機関と連携して相談支援を行う。

養護相談

	4		5		6	
	相談対応 児童 実人数	相談 延べ回数	相談対応 児童 実人数	相談 延べ回数	相談対応 児童 実人数	相談 延べ回数
虐待	410	2,127	414	1,705	476	2,301
その他	212	1,244	241	918	175	549
合 計	622	3,371	655	2,623	651	2,850

（家庭こども相談係）

(4) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見やその適切な保護及び支援を図るため、児童相談所や警察、保育所や幼稚園等の関係機関等がその子どもや家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するために、平成 17 年度に要保護児童対策地域協議会を設置した。

協議会の開催（令和 6 年度）

代表者会議 1 回

実務者会議 2 回

実務者地区会議 12 回

（家庭こども相談係）

(5) 出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施する。

	4	5	6
出産応援ギフト支給件数	2,637	2,106	1,851
子育て応援ギフト支給件数	1,396	1,893	1,825

※遡及対象者（令和4年4月1日～事業開始前までに妊娠届を提出した妊婦、出生した児の養育者）含む。

（母子保健係）

(6) 子育て支援センター

子育て家庭の育児不安を解消するため、育児相談・子育てサロン・子育てサークル育成等を行い、地域の中でゆとりをもって育児が楽しめる環境をつくる。

また、地区民児協やボランティアグループの支援活動に対し、スタッフを派遣し、連携を図るための情報交換を行う。

令和5年度から「社会福祉法人敬愛会」が指定管理者として運営している。

ア. 子育て何でも相談

来所、電話、FAX等により子育てに関するあらゆる相談に支援センタースタッフが応じる。

利用状況（単位：件）

	4	5	6
発育発達	209	186	252
生活習慣	171	196	251
健康	73	108	94
家庭	73	116	160
育児・しつけ	184	186	299
その他	205	192	233
合 計	915	984	1,289

※令和4年度は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会が管理運営

（こども総務課政策調整係）

子ども・子育て支援

イ. 子育てサロン

支援センターを開放し、親子の交流の場、親同士の交流の場とする。（令和 6 年度 293 日開設）

※まごころ地域福祉センター中規模改修のため、令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで、桜丘学習センターにて子育てサロンを実施。

利用状況

（単位：人）

	4	5	6
0 歳	1,024	999	1,974
1 歳	760	799	1,648
2 歳	562	282	789
3 歳	195	164	328
4 歳	131	105	151
5 歳	45	35	101
6 歳 その他	34	9	17
保護者	2,300	2,093	4,370
合 計	5,051	4,486	9,378
1 日平均	17.2	15.3	32.0

※令和 4 年度は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会が管理運営

（こども総務課政策調整係）

ウ. 情報提供

子育て支援センターだより、利用促進のための周知チラシ及び子育て情報誌（冊子版及び電子書籍版）の発行、参考図書の貸し出しを行う。

（こども総務課政策調整係）

(7) つどいの広場「こどもーる」

子育て親子が気軽に集え、相談ができ、子育て情報を得られる施設をつどいの広場「こどもーる」として運営している。

大和市こどもーる中央林間	場所	市民交流拠点ポラリス プレイルーム内
	時間	午前 9 時～午後 5 時 （日・土・年末年始を除く市民交流拠点ポラリスの開館日）
	運営	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア
大和市こどもーる鶴間	場所	イオンモール大和 4 階 ライトコート入口
	時間	午前 10 時～午後 6 時（年末年始を除くイオンモール大和開店日）
	運営	特定非営利活動法人 地域家族しんちゃんハウス
大和市こどもーる大和	場所	こどもの城 2 階
	時間	午前 9 時～午後 5 時（年末年始を除く毎日）
	運営	社会福祉法人 県央福祉会
大和市こどもーる高座渋谷	場所	イオン大和店 3 階 モーリーファンタジー内
	時間	午前 9 時～午後 2 時 （日・月・木・土・年末年始を除くイオン大和店開店日）
	運営	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア

（こども総務課政策調整係）

ア. 利用状況

感染症等拡大防止のため、一部入替制で運営。

大和市こどもーる中央林間

(令和6年度 256 日開設)

(単位：人)

	4	5	6
0 歳	3,126	5,658	5,063
1 歳	3,159	6,171	7,163
2 歳	1,070	1,674	3,239
3 歳	111	644	993
4 歳	43	149	26
5 歳	13	101	11
6 歳	15	60	5
その他	7	47	3
保護者	6,960	14,028	16,271
合計	14,504	28,532	32,774
1 日平均	56.4	111.5	128.0

大和市こどもーる大和

(令和6年度 359 日開設)

(単位：人)

	4	5	6
0 歳	2,872	3,721	4,021
1 歳	4,309	5,598	5,428
2 歳	1,944	2,153	2,309
3 歳	72	712	1,045
4 歳	6	4	2
5 歳	0	1	9
6 歳	1	4	7
その他	4	4	13
保護者	8,835	11,851	12,542
合計	18,043	24,048	25,376
1 日平均	51.1	66.8	70.7

大和市こどもーる鶴間

(令和6年度 359 日開設)

(単位：人)

	4	5	6
0 歳	1,480	3,016	3,531
1 歳	2,032	3,888	4,919
2 歳	769	807	1,622
3 歳	170	213	168
4 歳	78	57	71
5 歳	48	51	43
6 歳	29	19	9
その他	35	50	7
保護者	4,332	7,731	9,407
合計	8,973	15,832	19,777
1 日平均	25.0	44.0	55.1

大和市こどもーる高座渋谷

(令和6年度 153 日開設)

(単位：人)

	4	5	6
0 歳	710	1,228	1,109
1 歳	1,363	1,674	1,572
2 歳	688	893	886
3 歳	78	240	233
4 歳	28	42	28
5 歳	15	32	9
6 歳	5	17	4
その他	3	3	4
保護者	2,598	3,867	3,559
合計	5,488	7,996	7,404
1 日平均	35.4	52.3	48.4

(こども総務課政策調整係)

子ども・子育て支援

イ. 相談件数

大和市こどもーる中央林間

(単位：人)

	4	5	6
発達相談	987	959	1,101
生活習慣	433	565	728
健康	86	66	77
家庭	92	70	104
栄養	188	147	142
育児・しつけ	638	885	1,058
その他	196	59	34
合計	2,620	2,751	3,244

大和市こどもーる大和

(単位：人)

	4	5	6
発達相談	2,051	1,423	1,309
生活習慣	1,493	913	791
健康	984	442	408
家庭	1,027	439	332
栄養	786	406	306
育児・しつけ	1,586	1,239	1,597
その他	901	490	495
合計	8,828	5,352	5,238

大和市こどもーる鶴間

(単位：人)

	4	5	6
発達相談	542	557	515
生活習慣	459	522	439
健康	247	298	282
家庭	509	525	554
栄養	309	387	323
育児・しつけ	539	651	555
その他	46	24	14
合計	2,651	2,964	2,682

大和市こどもーる高座渋谷

(単位：人)

	4	5	6
発達相談	22	23	24
生活習慣	14	12	7
健康	1	5	1
家庭	5	8	6
栄養	108	111	90
育児・しつけ	16	28	37
その他	0	2	3
合計	166	189	168

(こども総務課政策調整係)

(8) 利用者支援事業（「保育コンシェルジュ」）

平成 27 年 7 月より、子どもの預け先など、それぞれの家庭のニーズに合った保育サービスの情報を提供する専門の相談員「保育コンシェルジュ」による相談業務を開始。

令和 7 年 4 月現在、大和市北部の大和市子育て支援施設(きらきらぼし)、中部①の大和市保健福祉センター、中部②のこどもの城、中部③の大和市文化創造拠点シリウス、南部のまごころ地域福祉センターの 5 か所にて相談を受けつけている。

保育コンシェルジュ相談件数

中部①

1回 40分/1日 6件の枠で相談を実施

北部・南部・中部②・中部③

1回 40分/1日 4件の枠で相談を実施

(南部 まごころ地域福祉センターは令和5年8月から令和6年2月まで中規模改修工事に伴い一時休止。休止の間は、大和市文化創造拠点シリウスにて相談を実施)

北部（実施場所：大和市子育て支援施設（きらきらぼし））

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
4	30	35	22	45	43	52	62	37	11	19	21	28	405
5	36	34	36	35	39	46	49	24	6	17	19	14	355
6	20	30	34	24	26	33	54	10	8	21	16	14	290

中部①（実施場所：大和市保健福祉センター）

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
4	42	49	67	47	48	58	48	40	17	38	31	39	524
5	38	73	68	51	59	86	109	36	21	29	20	45	635
6	42	54	51	55	48	73	88	34	12	40	29	26	552

中部②（実施場所：こどもの城）

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
4	1	—	—	12	13	18	14	—	—	—	6	11	75
5	11	7	13	19	15	1	—	—	2	3	5	8	84
6	5	5	9	11	8	5	21	—	4	6	9	12	95

中部③（実施場所：大和市文化創造拠点シリウス）

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	11	7	—	—	6	10	13	—	47
6	7	5	8	7	7	8	7	—	7	8	6	6	76

南部（実施場所：まごころ地域福祉センター）

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
4	4	—	10	4	—	—	5	—	—	—	—	3	26
5	7	3	9	4	—	—	—	—	—	—	—	6	29
6	5	1	6	4	4	7	5	—	1	3	1	0	37

（利用調整係）

子ども・子育て支援

(9) 屋内こども広場

「屋内公園事業」と「保育施設事業」を展開する屋内こども広場を、文化創造拠点シリウス内において指定管理者が運営している。

			4	5	6
屋内公園事業	げんきっこ広場（人）	こども（3歳～小学校2年生）	27,442	39,140	43,585
		おとな	23,785	34,482	40,228
	ちびっこ広場（人）	こども（～2歳）	20,142	24,963	23,493
		おとな	23,043	28,674	26,842
保育施設事業	保育室（人）		1,433	1,935	2,078
	育児相談（件）		70	47	66

（保育指導係）

(10) 子育て支援施設（きらきらぼし）

幼稚園や認定こども園の教育時間の前後に預かり保育を実施し、当施設から幼稚園等へ通園バスが利用可能な「送迎ステーション事業」、保護者のリフレッシュなど理由を問わず預けることが可能な「託児事業」、保育士による無料の子育て相談など多様化する子育てニーズに応えた子育て支援施設を、中央林間東急スクエア内において指定管理者が運営している。

	4	5	6
送迎ステーション事業（月平均在籍人数）	38	33	34
託児事業（人）	2,534	3,584	2,948
子育て相談（件）	130	87	90

（保育指導係）

(11) ファミリーサポートセンター事業

仕事と子育ての両立支援など、子育て家庭における育児負担の軽減を図ることを目的とし、地域における子育て援助活動を支援し、保育園や小学校、放課後児童クラブ等の送迎、一時預かり、病児の預かりや病児保育室への送迎等を行うファミリーサポートセンター事業を実施している。

	4	5	6
活動回数	9,693	8,155	9,375
活動延べ時間	12,463	10,834	11,966

（家庭こども相談係）

(12) 子育て世帯訪問支援事業

(単位：回)

家事、育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援をしている（令和5年度までは養育支援訪問事業として実施）。

また、配食サービスを通じた見守り「こども宅食やまと」を実施している。

	4	5	6
育 児	162	472	167
家 事	0	0	18

(単位：食)

	4	5	6
こども宅食	855	487	230

(家庭こども相談係)

(13) 助産施設、母子生活支援施設入所

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的に入院助産を受けることができない場合、助産施設を利用して出産する。

また、18歳未満の児童がいる母子世帯の母が、生活上のいろいろな問題のために子どもの養育が十分にできないなど、母子ともに保護が必要な場合、母子生活支援施設に入所する。

助産施設入所実施件数

年 度	4	5	6
階 層			
A 生活保護法による被保護世帯	3	4	3
B 前年度分の市民税非課税世帯	0	0	0
C 所得税が課税されていない世帯	0	0	0
D その他やむを得ない特別の理由がある場合	0	0	0
件 数 合 計	3	4	3
入 所 費（円）	1,076,070	1,251,940	2,507,610
一件当たり入所費（円）	358,690	312,985	835,870

母子生活支援施設入所実施件数

年 度	4	5	6
階 層			
A 生活保護法による被保護世帯	0	0	0
B 前年度分の市民税非課税世帯	0	0	0
C 所得税が課税されていない世帯	0	0	0
D その他やむを得ない特別の理由がある場合	0	0	0
件 数 合 計	0	0	0
入所措置費（円）	0	0	0
一件当たり入所措置費（円）	0	0	0

(手当医療係)

子ども・子育て支援

(14) 子ども医療費助成事業

市内に住所があり、健康保険に加入している子どもが、病気やけがなどにより医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分を助成する。

助成内容

(令和6年4月1日現在)

対象者	助成内容
0歳～高校卒業年齢相当まで	通院・入院（所得制限なし）

※令和5年4月より所得制限を廃止した。

※令和5年8月より対象を高校卒業相当年齢まで拡大した。

対象者数と医療助成費の推移

	4	5	6
対象者数（人）	23,622	34,254	34,229
受診件数	338,431	495,390	542,055
医療助成費（円）	676,471,459	995,639,988	1,096,069,351

(手当医療係)

2. 母子（父子）福祉

◎ 母子（父子）家庭とは

夫（妻）と死別・離婚等により、現に配偶者のない女子（男子）が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいう。

◎ 寡婦とは

配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母親として20歳未満の子どもを扶養していたことのある者をいう。

(手当医療係)

(1) ひとり親家庭などの相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなどひとり親家庭の福祉の増進に努めている。

種類別相談件数

	4	5	6
生活一般相談(住宅・医療・就職)	2,069	1,829	1,821
児 童 相 談(養育・教育・就職)	303	320	287
生活援護相談(資金・年金・手当・保護)	1,372	1,195	1,049
その他の相談(福祉施設の利用等)	19	28	44
合計	3,763	3,372	3,201

(手当医療係)

(2) 母子福祉団体への助成

大和市母子寡婦福祉会「むぎの穂」に対して
会員相互の親睦と相扶共済を図り生活の向上
と母子寡婦福祉の充実を目的として助成して
いる。

	4	5	6
会員世帯数	67	64	48

① 助成額 74,000 円（令和 6 年度助成額）

② 主な活動 大和市母子寡婦福祉会では、母子の集い、新年会、募金活動等により会員相互の親睦を図っている。

（手当医療係）

(3) 手当の支給

父母の離婚、父又は母の死亡などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、児童扶養手当を支給することにより母子世帯、父子世帯等の生活の安定と児童の福祉の増進を図る。

（手当医療係）

ア. 児童扶養手当

(ア) 児童扶養手当支給要件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻しない（事実婚を含む）で生まれた児童
- ⑨ 父母ともに不明である児童（孤児など）

①～⑨のいずれかの状態に置かれている児童の母又は父、その他の養育者が、その児童（18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者又は20歳未満で障がいの状態にある者）を監護又は養育している場合

（手当医療係）

(イ) 児童扶養手当支給制限

次のようなときは、支給されない。

- a 児童やその母又は父（養育者を含む）が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられるとき。
 - (a) 平成 26 年 12 月分から、公的年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになった。
 - (b) 令和 3 年 3 月分から、障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになった。
- b 母又は父（養育者を含む）、母又は父の配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が次の表の制限額を超えるとき。（令和 6 年 11 月分から受給者本人の所得制限限度額を緩和）

（手当医療係）

子ども・子育て支援

(ウ) 児童扶養手当所得制限限度額及び手当額

(令和7年4月1日現在)

扶養 親族等の数(人)	区分	本人(請求者)の所得制限限度額		配偶者及び扶養義務者の所得制限限度額
	支給月額	全額支給 児童1人 46,690円	一部支給 (所得に応じて算出)	
0		690,000	2,080,000	2,360,000
1		1,070,000	2,460,000	2,740,000
2		1,450,000	2,840,000	3,120,000
3		1,830,000	3,220,000	3,500,000
4		2,210,000	3,600,000	3,880,000

(手当医療係)

(エ) 児童扶養手当受給者数

	4	5	6
受給者数(人)	1,433	1,375	1,353
支給額(円)	736,741,110	727,911,070	733,630,770

※令和6年11月分から第3子以降の加算額を増額

(手当医療係)

イ. ひとり親家庭等家賃助成事業

母子家庭の母、父子家庭の父又は父母に代わって20歳未満の子どもを養育している人で貸家などを借りている人を対象に、月額1万円を限度として支給。

ただし、本市に1年以上住んでいない人、生活保護を受けている人又は家賃が月額24,000円以下の人は対象にならない。

	4	5	6
件数	790	776	739
支給金額(円)	92,694,575	91,362,580	87,054,262
平均家賃額(円)	62,487	62,714	63,038

(手当医療係)

(4) 資金貸付

ア. 母子・父子福祉資金貸付

20 歳未満の子どもがいる母子・父子家庭の生活の安定と向上のために必要な資金を貸付ける。

資金貸付状況

		4	5	6
就学支度	小学	0	0	0
	中学	0	0	0
	高校	5	2	2
	大学	0	1	1
	専修	2	1	0
修 学	小学	0	0	0
	中学	0	0	0
	高校	0	0	0
	大学	0	0	2
	専修	1	1	0
事業開始		0	0	0
事業継続		0	0	0
住 宅		0	0	0
就職支度		0	0	0
技能習得		0	0	1
生 活		4	1	1
転 宅		0	0	0
修 業		0	0	0
医療介護		0	0	0
児童扶養		0	0	0
計	件 数	12	6	7
	貸付金額（円）	5,552,880	2,950,850	5,669,630

(手当医療係)

子ども・子育て支援

イ. 寡婦福祉資金貸付

20 歳以上の子を扶養している配偶者のない女子等の生活の安定と向上のために必要な資金を貸し付ける。

資金貸付状況

		4	5	6
就学支度		0	0	0
修 学		0	0	0
事業開始		0	0	0
事業継続		0	0	0
住 宅		0	0	0
就職支度		0	0	0
技能習得		0	0	0
生 活		0	0	0
転 宅		0	0	0
修 業		0	0	0
療 養		0	0	0
児童扶養		0	0	0
結 婚		0	0	0
計	件 数	0	0	0
	貸付金額（円）	0	0	0

(手当医療係)

母子・父子・寡婦福祉資金一覧表 (注) 児童=20歳未満 子=20歳以上 (令和7年4月1日現在)

資 金 名	内 容	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額 (円)
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、備品等の購入資金	母 父 寡婦	3,580,000
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する資金	//	1,790,000
技能習得資金[免許]	技能や資格を得るために必要な交通費、授業料、材料等の資金	//	月額 68,000 [460,000]
就職支度資金	就職に必要な洋服、履物、自動車等を購入する資金[自動車購入]	母 父 児童 寡婦	110,000 [340,000]
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	母 父 寡婦	保全、補修 1,500,000 建設、購入、増改築 2,000,000
転宅資金	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	//	260,000
医療介護資金	医療、介護サービスを受けるために必要となる経費にあてるための資金	母 父 児童 寡婦	医療 340,000 介護 500,000

(手当医療係)

子ども・子育て支援

資金名	内 容	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額 (円)
生 活 資 金	技能習得、医療介護資金を借り受けている期間及び母子家庭となって7年未満の者、失業期間中、家計急変者（児童扶養手当制度における所得制限限度未満の所得となったもの）の生活費補給資金	母 父 寡婦	技能習得 月額 76,000 又は 141,000 医療介護 月額 76,000 又は 114,000 失業、単独 月額 76,000 又は 114,000 家計急変 月額 46,690 児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内
修 学 資 金	子どもが、高校・大学等に修学するために必要な資金	児 童 子	私立高校 自宅通学者 月額 45,000 (45,000) 自宅外通学者 月額 52,500 (52,500) 私立短大 自宅通学者 月額 93,500 (86,500) 自宅外通学者 月額 131,000 (110,500) 私立大学 自宅通学者 月額 108,500 (95,000) 自宅外通学者 月額 146,000 (121,000) 私立大学院 修士課程 月額 132,000 (132,000) 博士課程 月額 183,000 (183,000) 上記以外に、公立校など別途設定あり ※()内は、年収 900 万円以上の場合のみ
就学支度資金	子どもの入学に必要な資金（小・中学校については、所得制限あり）	//	小学校 64,300 中学校 81,000 高校等 公立 150,000 私立 410,000 大学等 公立 420,000 私立 580,000 専修一般 150,000
修 業 資 金 [免 許]	子どもが事業開始又は就職するために知識技能を修得するのに必要な資金	//	月額 68,000 [460,000]
結 婚 資 金	子どもが結婚をするに当たり必要な経費及び家具・什器等を購入する資金	母 父 寡婦	330,000

(手当医療係)

(5) ひとり親家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭等の母・父等と児童（原則として、満 18 歳になった日以後最初の 3 月 31 日まで）が病院などで受診したときに、支払うべき健康保険の自己負担額を助成する。ただし、生活保護や他の医療費助成を受けていないこと、また、母子・父子家庭等の母又は父等の前年の所得が一定の限度額を超えないことが条件となる。

ひとり親としての所得要件は、児童扶養手当の一部支給制限者と同額（220 ページ児童扶養手当所得制限限度額を参照）。

対象者数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

	対 象 世 帯 数				対象者数 (人)
	国保 加入者	社保 加入者	後期高齢者医 療加入者	計	
母 子 家 庭	557	775	0	1,332	3,317
父 子 家 庭	21	27	0	48	124
養育者家庭	4	4	2	10	22
合 計	582	806	2	1,390	3,463

対象者数と医療助成費の推移

	4	5	6
対象者数（人）	3,696	3,516	3,463
受診件数	47,654	52,993	51,672
医療助成費（円）	127,828,396	138,931,761	133,019,074

（手当医療係）

子ども・子育て支援

(6) 母子家庭等自立対策支援事業

ア. 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するため、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の 60%を支給する。(雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる者には、その支給額との差額を支給。)

(ア) 下限は、1 万 2 千 1 円

(イ) 上限は、① 雇用保険の一般教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、最大 20 万円

② 雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、修学年数×40 万円、最大 160 万円

※受講修了後 1 年以内に資格取得し、就職等した場合にはその経費の 85% (60% に相当する額が既に支給されている場合は、85%に相当する額から 60%に相当する額を差し引いた額) を支給する。上限は、修学年数×60 万円、最大 240 万円。

	4	5	6
件 数	7	5	2
支給額 (円)	303,461	329,644	57,320

(手当医療係)

イ. 高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6 月以上養成機関等で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する。(令和 3 年 4 月 1 日から修業期間の要件を 1 年以上から 6 月以上に緩和。)

平成 25 年度以降の入学者については、修業期間の全期間 (上限 4 年)、月額 100,000 円 (最終 1 年間は月額 140,000 円) (住民税非課税世帯又は月額 70,500 円 (最終 1 年間は月額 110,500 円) (住民税課税世帯) を支給する。(平成 25 年 4 月から父子家庭の父も対象となる。)

	4	5	6
件 数	21	17	18
支給額 (円)	22,281,000	15,385,500	16,223,000

(手当医療係)

ウ. 特定高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が、特に人手不足となっている看護師、介護福祉士及び保育士の資格取得のため、養成機関等で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金に上乗せして支給する。

扶養している児童が2人以下の世帯は月額30,000円、扶養している児童が3人以上の世帯は月額40,000円を支給する。(令和6年4月から開始。)

	4	5	6
件数	-	-	6
支給額(円)	-	-	1,590,000

(手当医療係)

エ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

高等学校を卒業していない(退学を含む。)ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講した場合に、給付金を支給する。(平成27年10月から)

受講開始時給付金 受講費用の40%(4千円を超えるもので10万円を上限)

受講修了時給付金 受講費用の50%(受講開始時給付金とあわせて20万円を上限)

合格時給付金 受講費用の60%(受講開始時給付金、受講修了時給付金とあわせて上限50万円)

	4	5	6
件数	1	0	0
支給額(円)	400,000	0	0

(手当医療係)

(7) その他

ア. JR定期乗車券の購入時の割引

児童扶養手当を受給している世帯の方や、生活保護世帯の方がJR通勤定期券を購入する場合、3割引となる。

(手当医療係)

イ. 水道料金の減免

児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺族基礎年金等を受給している方は、申請により県営水道の基本料金などが減免される。

(県企業庁水道局)

ウ. たばこの小売販売業の許可基準の緩和

母子家庭や寡婦の方がたばこ小売販売業の申請をしたときは、許可基準を緩和して許可するよう配慮されている。

(日本たばこ産業㈱)

子ども・子育て支援

エ. 遺族年金

配偶者が死亡したとき、その方によって生計を支えられていた妻や夫又は子に年金が支給される。加入していた年金により、遺族基礎年金、遺族厚生年金などの種類がある。

(保険年金課、年金事務所)

オ. 寡婦年金・死亡一時金

第1号被保険者として保険料を10年以上納めた(免除期間を含む)夫が、老齢基礎年金などを受けずに死亡した場合、妻に60歳から65歳の間、寡婦年金が支給される。

また、保険料を3年以上納めた方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合、死亡一時金が支給される。

(保険年金課、年金事務所)

カ. 税の軽減

母子・父子家庭や寡婦の方で、お子さんと生計を同じくしている場合などは、所得税や住民税の控除を受けられる場合がある。

寡婦(夫)控除の額(令和元年分以前)

		所得税控除額	住民税控除額
寡婦(夫) 控除	扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下である寡婦(夫)	35万円	30万円
	上記以外の寡婦	27万円	26万円
寡 夫 控 除		27万円	26万円

※上記寡婦(夫)控除が受けられる者で、合計所得額が125万円以下の場合は、住民税が非課税となる。

ひとり親控除の額(令和2年分以後)

		所得税控除額	住民税控除額
ひとり親 控除	生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下である者(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと)	35万円	30万円

※上記ひとり親控除が受けられる者で、合計所得額が135万円以下の場合は、住民税が非課税となる。

寡婦(夫)控除の額(令和2年分以後)

		所得税控除額	住民税控除額
寡婦(夫) 控除	ひとり親控除に該当せず、合計所得金額が500万円以下である者(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと)	27万円	26万円

※上記寡婦控除が受けられる者で、合計所得額が135万円以下の場合は、住民税が非課税となる。
(市民税課、税務署)

3. 子どもの発達相談支援

◎ 基本方針

障がい児の人権を守り、ノーマライゼーションを目指し、子どものニーズに対応して地域の中で生活することへの支援を実施する。

また、それを支える有効で効果的な子どもの発達相談支援システムの推進を目指す。支援にあたっては、発達に関する専門スタッフが相談を受けるとともに、それぞれの子どもの適した方法（個別・グループ）により訓練・支援を行う。

また、認可保育所等への、巡回相談や訪問等により技術的な助言などの支援を行う。

発達に関する専門スタッフ

相談員 4（保育士 3、保健師 1）、心理士 1、言語聴覚士 1、保育士 1、

心理発達支援員・心理相談員（心理士）5、機能訓練支援員 2（作業療法士 1、理学療法士 1）、

発達相談グループ指導補助員（保育士）3

(1) 相談

心身の発達に遅れや障がいのある子ども等、またその家族に対して、発達・生活上の相談に応じる。

新規相談及び継続指導 （単位：件）

	4	5	6
新 規 相 談	485	430	434
前年からの継続	285	278	269
合 計	770	708	703

新規相談内容

	4	5	6
運動機能の相談（歩けないなど）	23	19	28
社会性の相談（集団に入れないなど）	390	345	324
ことばの相談（ことばの遅れなど）	196	217	212
保護者の負担が大きい・不安が強い	38	84	89
集 団 へ の 参 加 の 希 望	4	2	1
そ の 他	11	13	6
合 計	662	680	660

※重複あり

新規相談の主な来所経緯

	4	5	6
相談機関（児相・他市等）	3	9	7
再 相 談	1	1	2
保育所・幼稚園・学校	137	104	143
母 子 保 健	203	206	168
医 療 機 関	21	17	24
庁 内 他 相 談 窓 口	18	18	14
友 人 ・ 知 人	26	23	24
広 報 ・ 情 報	66	50	45
そ の 他	10	2	7
合 計	485	430	434

新規相談年齢別件数

	4	5	6
0 ～ 1 歳 児	101	96	101
2 ～ 3 歳 児	265	244	211
4 ～ 5 歳 児	119	90	122
合 計	485	430	434

（発達支援係）

子ども・子育て支援

(2) 訓練・支援

面接や行動観察・検査などを通して子どもの心身の状況や問題を確認し、来所・訪問などにより、個別又はグループでの訓練・支援を行う。

ア. 個別支援

子どもやその家族の状況や問題に応じて、各スタッフが必要な頻度で、来所又は訪問により個別に訓練・支援を行う。

スタッフ別個別訓練・支援状況

	4		5		6	
	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数
相談員	776	1,401	673	1,176	698	1,292
心理士	571	1,150	589	1,114	577	1,142
保育士	46	50	85	104	63	70
言語聴覚士	123	385	120	441	152	518
理学療法士	45	77	47	69	51	79
作業療法士	46	86	49	75	52	85
合 計	1,607	3,149	1,563	2,979	1,593	3,186

(発達支援係)

イ. グループ支援

子どもやその家族が、地域の中で生き生きとした生活を送ることができるようにグループ活動を通して支援する。

年齢や活動性に応じてグループを構成し、保育士を中心に、相談員、心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士と連携しながら支援を行う。

	4	5	6
グループ数	15	10	9
人数	113	103	94
回数	210	175	153
延べ人数	744	654	564

(発達支援係)

(3) 地域支援

ア. 地域施設等への支援

地域の各施設（保育所、幼稚園、その他）より相談があった場合に、訪問又は来所により関係スタッフが支援を行う。

また、保育所・幼稚園に対しては巡回相談による支援を行う。

地域施設支援状況

	4		5		6	
	支援施設数	回数	支援施設数	回数	支援施設数	回数
保育所	77	254	82	298	70	274
幼稚園	28	124	23	99	22	94
その他	2	3	1	2	1	2
合 計	107	381	106	399	93	370

(発達支援係)

イ. 市民に対しての普及・啓発

発達障がいなどの正確な理解や相談窓口の周知などを目的とした、普及・啓発事業を実施する。

また、自閉症児への対応についての勉強会として、自閉症療育講座等を開催する。

発達障がい普及・啓発事業 ※1

	4	5	6
実施回数	0	0	1
参加人数	0	0	135

自閉症療育講座 ※2

	4	5	6
実施回数	7	7	7
参加人数	309	735	702

※1 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。

令和5年度は同感染症が5類感染症に移行したことを受け、事業再開に向けた検討・準備を行い、令和6年度は講演会を実施した。

※2 オンラインによる実施。参加人数は、令和4年度は当日参加数、令和5年度以降は当日参加数と見逃し配信アクセス数の合計

(発達支援係)

(4) 他業務への職員派遣

ア. 特別支援教育巡回相談チームへの参加

特別支援教育巡回相談チーム会議(年3回)に出席し、大和市における特別支援教育の推進を支援する。

(教育委員会指導室)

イ. ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会への参加

ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会(各年4回)に出席し、入級を希望している児童について、入級の妥当性を審査する。

(教育委員会指導室)

子ども・子育て支援

(5) 児童通所サービス等について（児童福祉法）

発達に心配のある子どもへの日常生活における基本的な動作指導・集団生活への適応訓練などの福祉サービスを提供する。

サービス名	概 要	利用状況（利用者数）		
		4	5	6
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援。	362	435	440
放課後等デイサービス	就学児への生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援。	836	877	936
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援など。	24	31	49
サービス利用計画	支援サービスの利用に関する児童支援利用計画等の作成や関係者との連絡調整などの支援。（支給決定者数）	1,246	1,299	1,390

※令和7年度版から、利用状況の数値を各年度3月末時点に変更した（ただし、サービス利用計画は4月1日時点）。

（発達支援係）

4. 保育所

保育所は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の理由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とするときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないとの規定に基づき、日々保護者の委託を受けて保育する施設である。令和7年4月1日現在、公立保育所4園、社会福祉法人等の設置する私立保育所56園の計60園がある。

(1) 保育所定員数及び入所者数

（各年度4月1日現在）

	5			6			7		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
園 数	4	55	59	4	54	58	4	56	60
定 数	490	4,079	4,569	490	4,010	4,500	490	4,128	4,618
入所者数	425	3,919	4,344	425	3,971	4,396	424	4,083	4,507
入所率（％）	86.73	96.08	95.08	86.73	99.03	97.69	86.53	98.91	97.60

（利用調整係）

(2) 管理運営等

ア. 保育時間

(ア) 保育標準時間 保護者がフルタイム勤務（月就労時間が 120 時間以上）の場合を想定した保育時間で、午前 7 時から午後 6 時までの原則 11 時間の利用が可能である。

なお、午後 6 時以降の利用は延長料金が発生する。

（保育時間は、園によって異なる。）

（認定管理係）

(イ) 保育短時間 保護者がパートタイム勤務（月就労時間が 64 時間以上、120 時間未満）の場合を想定した保育時間で、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間（原則的な保育時間という）の利用が可能である。

なお、原則的な保育時間以外の利用は延長料金が発生する。

（保育時間は、園によって異なる。）

（認定管理係）

子ども・子育て支援

(ウ) 原則的な保育時間を超える時間の児童数

(各年度5月1日現在)

			4		5		6	
			原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数	原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数	原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数
緑野	平日	7:00～ 8:30	65	80	64	80	61	78
		16:30～18:00	77		77		69	
		18:00～19:00	10		10		12	
	土曜日	7:00～ 8:30	2		7		9	
		16:30～18:00	6		8		12	
若葉	平日	7:00～ 8:30	80	95	75	100	80	104
		16:30～18:00	79		80		68	
		18:00～19:00	7		19		7	
	土曜日	7:00～ 8:30	10		12		14	
		16:30～18:00	16		15		14	
草柳	平日	7:00～ 8:30	63	86	70	86	61	88
		16:30～18:00	82		89		86	
		18:00～19:00	11		7		9	
	土曜日	7:00～ 8:30	27		4		27	
		16:30～18:00	22		7		22	
福田	平日	7:00～ 8:30	78	101	67	81	77	95
		16:30～18:00	86		72		84	
		18:00～19:00	13		11		11	
	土曜日	7:00～ 8:30	20		21		21	
		16:30～18:00	32		17		17	
合計	平日	7:00～ 8:30	286	362	276	347	279	365
		16:30～18:00	324		318		307	
		18:00～19:00	41		47		39	
	土曜日	7:00～ 8:30	59		44		71	
		16:30～18:00	76		47		65	

(保育指導係)

イ. 障がい児保育

障がいの有無に関わらず、全ての子どもが関わり合い、生活することにより、共に育ち合うことを目的として実施する。

(ア) 障がい児（保育士加配を必要とする児童）の保育所別入所状況

公立 (各年度4月1日現在) (単位:人)

	5	6	7
緑野	3	5	8
若葉	23	18	15
草柳	13	9	14
福田	10	19	17
合計	49	51	54

(利用調整係)

私立(幼保連携型認定こども園、小規模保育事業含む。)

(各年度4月1日現在) (単位:人)

	5	6	7		5	6	7
渋谷	1	2	2	あっぱる※	6	8	5
上和田	1	—	—	虹の子	1	0	1
下和田	1	1	2	もこもこ	1	1	1
深見台	5	3	4	高座みどり	1	1	2
モニカ	2	2	3	のりまき	0	0	0
若草	1	3	2	ハミングきっず	0	0	0
つきみ野すこやか	1	1	1	あけぼの	1	0	0
もみの木	3	0	4	さなぎっこ	0	0	0
十六山	0	2	1	つきみ野雲母	1	1	0
パレット	2	3	2	高座渋谷もりのこ	0	0	0
南林間	0	0	0	わらべ	1	1	0
おひさまのほっぺ	1	2	2	大和オハナ	2	2	2
アスク大和	1	1	2	ふたば林間	4	4	2
さくらの森※	6	1	2	大和湘南	0	0	0
アスク南林間	2	2	3	さくらのつばみ	0	0	0
ナーサリーT&Y	1	0	0	おだんご	0	0	0
アスク大和南	4	5	4	なないろ	0	0	0
キンダーやまと	0	0	0	くれよん	1	1	0
木の子	0	3	1	おそらのぼっけ	2	3	3
アスク大和東	5	4	4	まなびの森	0	0	0
西鶴間※	3	4	6	南林間雲母	1	1	2
中央林間もりのこ	0	1	3	中央林間幼稚園	0	0	0
アスク鶴間	2	4	5	プリンス	1	0	0
まめわかば	0	0	0	キンダーりんかん	0	0	0
高座渋谷ゆめいろ※	4	3	5	ヴィラまなびの森	0	0	0
大和ひまわり※	0	0	0	おむすび	1	0	0

子ども・子育て支援

(単位：人)

	5	6	7
まあむベイベィズ	1	0	0
たんぼぼ	0	0	0
あおば	0	0	0
つきみ野湘南	3	1	2
とこちゃん	7	8	3
深見台雲母	3	5	0
よつばベビー	0	0	0
大和 YMCA	0	0	0
ぼとふ大和	0	0	0
第2くれよん	0	0	0
フェリーチェ大和	0	0	0
つきみ野駅前雲母	1	1	1
中央林間雲母	1	1	1
高座渋谷雲母	0	1	1
フェリーチェ中央林間	0	0	0
ぼとふ大和第2	0	0	0
はひふへかみわだ	0	0	0
あーす南林間	1	3	4
ななつぼし	1	1	2

	5	6	7
アミーつきみ野	0	0	0
マザーグース	0	0	0
はひふへさくらがおか	0	0	0
モミヤマ	0	0	0
スクルド大和代官	2	0	0
スクルド高座渋谷	0	1	0
スクルド中央林間	1	3	4
スクルド高等町	1	1	2
桜ヶ丘はないろ	0	1	0
みらいのこども	6	4	1
あーす中央林間	0	1	2
大和はないろ	0	3	2
やなぎ幼稚園	0	0	0
みらいみなみりんかん	—	0	0
はなえみ南林間	—	0	0
つきみ野幼稚園	—	0	0
中央林間ハート	—	—	0
木下中央林間	—	—	0
合計	98	105	101

※については分園を含む合計値。

(利用調整係)

ウ. 給食業務

(ア) 給食業務の役割

給食は、入園児の心身の発達、健康の保持増進、よい生活習慣づくりを身につけさせるために重要な役割を持っている。

また、他の子どもとのかかわりを通して豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う「食育」を推進するためにも、給食業務は重要な役割を担っている。

(保育指導係)

(イ) 公立保育所と家庭の栄養配分

3歳未満児 (1、2歳)	朝食 25%	おやつ 10%	昼食 30%	おやつ 10%	夕食 25%
年 齢	家 庭	保 育 所			家 庭
3歳以上児 (3、4、5歳)	朝食 30%	昼食 30%	おやつ 10%	夕食 30%	

(保育指導係)

(ウ) 給食費（公立保育所）

	4	5	6
園 数	4	4	4
給食費総額（円）	42,397,219	42,180,935	49,018,144
喫食者延べ数（園児＋職員）	117,799	117,545	119,382
単価（円）（1人1日当たり）	350	350	410

(保育指導係)

(エ) 公立保育所給食献立表

毎月の献立は園長、副園長、保育士、管理栄養士、栄養士、調理師等が意見を出し、嗜好面・経済面・栄養面・安全性等を加味しながら検討して決定している。

また、献立表の下には食習慣や食品の栄養価、献立紹介などを載せている。

(保育指導係)

令和7年4月



保育園給食献立表

大和市立保育園

2ページ

日 曜	献立名	材 料 名	おやつ	午前 午後	栄 養 価 未満児 以上児
11・25 金	ろーるばん ほうれんそうのこめこ とうにゅうぐらたん ばんさんすう ぎゅうにゅう	★ロールパン35/ じゃがいも/米サラダ 油/米粉/春雨/上白 糖/ごま油/精白米/ ピタヴァレー	鶏モモ(皮なし)★豆 乳 国産無調整★ ミックスチーズ(ビザ 用)★牛乳★備蓄 用ツナオイル(レトル	玉葱/ほうれん草/人 参/きゅうり	おちゃ べびーちーず おちゃ つなごはん
12・26 土	やきそば ぎゅうにゅう ひやしとまと	★蒸し中華めん(焼き そば用/米サラダ油/ ★マヨネーズタイプ レッシング/★クッ キー	豚ひき肉(上)/あお のり/★牛乳	キャベツ/人参/もや し/トマト	ぎゅうにゅう びすけっと ぎゅうにゅう またはよーぐると かしなど
14・28 月	ごはん(おぎいり) びびんぼ かぼちゃのオーブン焼き えのきすーぶ (えのきたけ・ながねぎ)	精白米/ピタヴァレー/ 上白糖/★いりごま (白)/ごま油/米サラ ダ油/かたくり粉/黒 砂糖	豚肩小間/赤みそ/か つお節(だし用)/★ 牛乳/★豆乳 国産無 調整★きな粉	しょうが/にんにく/ もやし/ほうれん草/ 人参/かぼちゃ/えの きたけ/長ねぎ	おちゃ よーぐると ぎゅうにゅう とうにゅうもち
30 水	ごはん(おぎいり) ささみかつ あすばらのそてー (にんじんいり) みそしる (きゃべつ・たまねぎ)	精白米/ピタヴァレー/ ★小麦粉/★パン粉 /米サラダ油/★クッ キー	ささ身/白みそ/煮干 し(だし用)/★牛乳	アスパラガス/人参/ JAキャベツ/玉葱/清 見かんなどの国産の甘 い柑橘類	おちゃ べびーちーず ぎゅうにゅう くっきー きよみかんなどのごくさんのあまい かんきつ類

* 午前おやつは3歳未満児のみです。

* 保育園の行事などにより、献立に変更がある場合があります。

月の平均栄養価	エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄	食塩相当量
3歳未満児	491kcal	20.8g	18.5g	340mg	2.6mg	1.4g
3歳以上児	544kcal	22.6g	19.1g	285mg	2.6mg	1.6g

保育園給食について
ご紹介します



保育園の給食は、園児の成長に必要な栄養やエネルギーをとるだけでなく、手洗い、後片付けなどのマナーを学んだり、友達や先生と楽しく食べることに、心のほれあう場となっています。

給食で気をつけていること

1. 栄養の確保 ⇒ 成長に必要な栄養量がとれるように献立を作成しています。
◆ 保育園では昼食とおやつを提供していますが、1日のうち半分以上の栄養は朝食と夕食からとる必要があります。また、保育園が休みの日も、3食、食べる習慣をつけましょう。

* 保育園と家庭の栄養配分 *

3歳未満児 (1～2歳)	朝食25%	おやつ10%	昼食30%	おやつ10%	夕食25%
	家庭		保育園		家庭
3歳以上児 (3～5歳)	朝食30%		昼食30%	おやつ10%	夕食30%

2. 多様な献立 ⇒ 和食や外国料理など多様な給食を提供しています。

- ◆ 旬の食材を取り入れ、季節感のある献立を心がけています。
- ◆ 行事食や郷土食、外国料理を取り入れています。
- ◆ ひじきや切干大根、大豆などの乾物を使い、煮物、和え物などを積極的に取り入れています。

3. 手づくり給食 ⇒ 素材を生かした本物の味を伝えています。

- ◆ だしは、煮干しや昆布、かつお節からとっています。
- ◆ 天然だしを使うため、素材の味が生きた「うす味」でおいしい給食です。
- ◆ シチューのルーは「小麦粉・バター・スキムミルク」で手作りします。
- ◆ ふりかけ・ドレッシングもすべて手作りで。
- ◆ 年齢や発達に合わせ、咀嚼をうながす調理の工夫をしています。

4. 安心・安全な食材 ⇒ 産地や内容成分の確認をしています。

- ◆ 米・野菜・果物・肉・卵・牛乳はすべて国産です。
- ◆ 市内産や県内産をできるだけ使用し、地産地消に取り組んでいます。
- ◆ 食品添加物のできるだけ少ないものを、使用しています。

給食のレシピなども掲載
しています！



大和市イベントキャラ
クター ヤマトン

大和市ホームページ
～子育て王国 大和市～
「保育園の給食」ページ
QRコード



3歳未満児は1日に必
要な栄養素の50%、
3歳以上児は40%を
保育園の給食でとるよ
うにしています。

エ. 全国市長会学校災害賠償補償保険

保育所等の管理上の不備や、業務上の不注意による事故等に対応するため、全国市長会の学校災害賠償補償保険に加入している。

加入児童数・掛金等の状況

		5	6	7
公立保育所	児童数	448	429	435
	掛 金 (円)	43,545	41,698	42,282
私立保育所等	児童数	4,475	4,466	4,646
	掛 金 (円)	434,970	434,095	469,864
公立・私立 計	児童数	4,923	4,895	5,081
	掛 金 (円)	478,515	475,793	512,146

※単価：97.20 円 前年度 10 月 1 日時点の児童数

(保育指導係)

オ. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済

保育所等の管理下における児童の負傷疾病等に対し、適正な災害共済給付が受けられるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入している。

加入児童数・掛金等の状況

		5	6	7
公立保育所	児童数	442	439	424
	掛 金 (円)	159,780	157,135	155,255
私立保育所	児童数	2,919	2,854	2,982
	掛 金 (円)	1,061,405	1,010,360	1,089,895
認定こども園	児童数	96	95	95
	掛 金 (円)	27,360	27,075	27,075
地域型保育事業所	児童数	424	433	413
	掛 金 (円)	154,450	156,950	148,775
合 計	児童数	3,881	3,821	3,914
	掛 金 (円)	1,402,995	1,351,520	1,421,000

※公立保育所、私立保育所、地域型保育事業所 単価：一般児童 365 円・要保護児童 55 円

認定こども園単価：一般児童 285 円

※各年度 5 月 1 日時点の児童数

※民間園については、任意で加入した施設が対象

(保育指導係)

子ども・子育て支援

カ. 全国私立保育連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん

保育所等で実施される一時保育において、園児の傷害事故や保育所等の賠償事故を補償する全国私立保育連盟の保険に加入している。

加入児童数・掛金等の状況（傷害保険）

		5	6	7
公立保育所	児童数	22	22	22
	掛 金（円）	35,200	35,200	35,200
私立保育所	児童数	165	133	134
	掛 金（円）	264,000	212,800	214,400
認定こども園	児童数	—	—	—
	掛 金（円）	—	—	—
合 計	児童数	187	155	156
	掛 金（円）	299,200	248,000	249,600

※単価：（傷害保険）1,600 円

※各年度一時保育 1 日平均利用者見込み数

※前年度 10 月 1 日時点の児童数

加入施設数・掛金等の状況（賠償保険）

		5	6	7
公立保育所	施 設 数	4	4	4
	掛 金（円）	32,000	32,000	32,000
私立保育所	施 設 数	57	56	57
	掛 金（円）	456,000	448,000	456,000
認定こども園	施 設 数	—	—	—
	掛 金（円）	—	—	—
合 計	施 設 数	61	60	61
	掛 金（円）	488,000	480,000	488,000

※単価：（賠償保険）8,000 円

※前年度 10 月 1 日時点の児童数

（保育指導係）

キ. 地域育児センター事業

地域育児センターとしての役割を公立保育園が担い、専門的機能を活用したきめ細やかな対応を行うため、関係機関等と積極的に連携しながら、地域の実績や子育て家庭の養育ニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図っている。

（保育指導係）

(ア) 育児相談事業

(単位：件)

保育所の専門機能を生かし、地域で育児に関する悩みを抱えている保護者等の相談に応じるとともに、必要により関係機関への紹介を行う。

		4	5	6
緑野	発育・発達	181	51	236
	生活習慣	41	89	69
	健康	7	19	18
	家庭環境	107	14	52
	その他	36	168	148
	合計	372	341	523
若葉	発育・発達	93	109	121
	生活習慣	79	16	29
	健康	13	1	4
	家庭環境	16	2	13
	その他	62	81	93
	合計	263	209	260
草柳	発育・発達	26	31	185
	生活習慣	18	12	14
	健康	5	12	32
	家庭環境	7	7	6
	その他	84	108	11
	合計	140	170	248
福田	発育・発達	94	140	166
	生活習慣	38	27	68
	健康	21	5	18
	家庭環境	44	6	8
	その他	56	52	70
	合計	253	230	330
合計	発育・発達	394	331	708
	生活習慣	176	144	180
	健康	46	37	72
	家庭環境	174	29	79
	その他	238	409	322
	合計	1,028	950	1,361

(保育指導係)

子ども・子育て支援

(イ) 子育て家庭交流事業

a あそぼう会（開放保育）

保育所の施設を地域住民に開放する。

			4	5	6
緑野	参加 人数	子ども	158	95	177
		大人	123	79	164
	開催日数		36	30	37
若葉	参加 人数	子ども	125	157	109
		大人	108	141	94
	開催日数		37	38	30
草柳	参加 人数	子ども	37	24	14
		大人	25	25	13
	開催日数		42	26	44
福田	参加 人数	子ども	57	71	72
		大人	55	66	77
	開催日数		43	37	37
合計	参加 人数	子ども	377	347	372
		大人	311	311	348
	開催日数		158	131	148

（保育指導係）

b 地域育児講座

保育所と地域子育て連絡会構成員が協力し、いろいろなあそびを提供して親子で楽しく過ごしながら地域の子育てを応援するため講座を開催する。

			4	5	6
緑野	参加 人数	子ども	13	18	49
		大人	11	17	47
	開催日数		1	2	2
若葉	参加 人数	子ども	21	13	25
		大人	20	13	23
	開催日数		1	1	1
草柳	参加 人数	子ども	42	77	57
		大人	42	75	53
	開催日数		2	2	2
福田	参加 人数	子ども	29	38	59
		大人	27	38	57
	開催日数		2	2	2
合計	参加 人数	子ども	105	146	190
		大人	100	143	180
	開催日数		6	7	7

（保育指導係）

(ウ) 世代間交流(小・中・高生と園児の体験交流事業)

(単位：人)

地域の中の様々な世代の人たちとふれあい楽しく過ごす。

	4	5	6
緑野	5	42	27
若葉	5	16	18
草柳	0	61	46
福田	9	255	229
合計	19	374	320

(保育指導係)

(エ) 世代間交流

(単位：人)

老人会や老人ホーム、地域住民との交流等、地域の様々な人たちとのふれあいを通して豊かな感性や優しさを育てていく。

	4	5	6
緑野	0	0	4
若葉	1	41	25
草柳	4	2	1
福田	4	210	192
合計	9	253	222

(保育指導係)

(オ) 子育て支援地域訪問事業

a おひさま相談

保育士が地域の公園に出向き、相談業務を行う。

		4	5	6
緑野	開催日数	20	23	17
	参加人数	154	134	98
若葉	開催日数	29	23	20
	参加人数	258	135	40
草柳	開催日数	23	21	19
	参加人数	194	127	80
福田	開催日数	24	24	22
	参加人数	222	144	100
合計	開催日数	96	91	78
	参加人数	828	540	318

(保育指導係)

子ども・子育て支援

b 職員派遣

地域の子育て向上のため、子育てサロン・サークルなどの支援をし、支えあう地域づくりを応援していく。

		4	5	6
緑野	回数	11	19	18
	人数	11	19	18
若葉	回数	25	27	31
	人数	25	27	31
草柳	回数	9	18	20
	人数	12	18	20
福田	回数	25	29	31
	人数	30	29	31
合計	回数	70	93	100
	人数	78	93	100

(保育指導係)

ク. 一時預かり事業

(ア) 緊急的保育

リフレッシュ、保護者の死亡、疾病、入退院、通院、また家族の介護、看護等の理由により緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童を預かる制度。

利用人数（公立）

(単位：延べ人数)

	4	5	6
緑野	95	50	82
若葉	69	59	50
草柳	153	83	104
福田	26	64	89
計	343	256	325

(保育指導係)

利用人数（私立保育所）

(単位：延べ人数)

	4	5	6
渋谷	17	89	0
上和田	0	30	—
下和田	0	0	0
深見台	0	10	1
モニカ	30	1	0
若草	4	0	0
つきみ野すこやか	12	20	14
もみの木	9	0	0
十六山	2	0	0
パレット	0	0	0
南林間	13	5	0
おひさまのほっぺ	0	0	0
アスク大和	2	0	25
さくらの森※	224	339	285

	4	5	6
アスク南林間	26	0	0
ナーサリーT&Y	0	0	0
アスク大和南	0	0	359
キンダーやまと	75	31	147
木の子	74	82	81
アスク大和東	0	114	76
西鶴間※	57	95	7
中央林間もりのこ	0	0	0
アスク鶴間	0	0	0
まめわかば	16	86	49
高座渋谷ゆめいろ※	0	6	0
大和ひまわり※	0	0	0
あっぱる※	0	4	2
虹の子	15	34	8

(単位：延べ人数)

	4	5	6
もこもこ	45	61	119
あけぼの	206	7	12
さなぎっこ	0	0	0
つきみ野雲母	9	0	6
高座渋谷もりのこ	0	0	0
わらべ	0	0	0
大和オハナ	10	10	0
ふたば林間	24	112	0
おそらのぼっけ	0	0	0
まなびの森	0	0	0
南林間雲母	0	1	0
キンダーりんかん	247	308	286
ヴィラまなびの森	0	0	0
つきみ野湘南	18	0	0
とこちゃん	2	0	7
深見台雲母	0	17	0
つきみ野駅前雲母	29	0	0
中央林間雲母	0	0	10
高座渋谷雲母	12	0	0
あーす南林間	0	2	6
ななつぼし	1,028	792	754
スクルド中央林間	0	0	13
スクルド高等町	0	0	0
桜ヶ丘はないろ	0	0	0
みらいのこども	252	28	291
あーす中央林間	—	1	0
大和はないろ	—	0	0
計	2,458	2,285	2,558

利用人数（小規模保育事業）

(単位：延べ人数)

	4	5	6
のりまき	1	0	0
ハミングきっず	18	24	54
大和湘南	93	95	220
さくらのつぼみ	0	0	0
おだんご	0	0	0
おむすび	0	0	0
まあむベイビーズ	0	12	0
たんぽぽ	0	0	0
あおば	5	0	0
よつばベビー	9	0	0
大和 YMCA	32	101	33
ぼとふ大和	0	0	0
フェリーチェ大和	0	0	0
フェリーチェ中央林間	33	1	0
ぼとふ大和第2	0	19	3
はひふへかみわだ	0	1	0
アミーつきみ野	0	0	0
マザーグース	13	0	6
はひふへさくらがおか	0	3	0
モミヤマ	161	0	0
スクルド大和代官	9	0	0
スクルド高座渋谷	0	0	0
みらいみなみりんかん	—	—	0
はなえみ南林間	—	—	1
計	374	256	317

(給付審査係)

※については分園を含む合計値。

子ども・子育て支援

(イ) 非定型的保育

保護者の労働・職業訓練・就学等により
週3日を限度に家庭での保育が困難となる
児童を預かる制度。

利用人数（公立）

（単位：延べ人数）

	4	5	6
草柳	483	520	438
計	483	520	438

（保育指導係）

利用人数（認可保育所）

（単位：延べ人数）

	4	5	6
つきみ野すこやか	1,658	1,569	1,429
もみの木	136	132	77
十六山	0	4	14
南林間	54	92	0
おひさまのほっぺ	0	0	0
アスク大和	0	51	0
さくらの森※	1,254	1,404	1,416
アスク南林間	0	12	42
ナーサリーT&Y	253	369	465
アスク大和南	0	312	0
キンダーやまと	0	0	0
アスク大和東	0	0	0
西鶴間※	278	212	77
中央林間もりのこ	0	0	0
アスク鶴間	0	106	289
まめわかば	753	738	577

	4	5	6
あけぼの	0	0	0
つきみ野雲母	0	31	0
高座渋谷もりのこ	0	0	0
まなびの森	0	0	0
南林間雲母	0	0	0
キンダーりんかん	0	0	0
つきみ野湘南	0	0	0
とこちゃん	1	0	0
深見台雲母	6	1	0
中央林間雲母	0	10	0
高座渋谷雲母	5	21	0
あーす南林間	5	22	0
ななつぼし	1,948	1,847	1,428
スクルド中央林間	0	0	0
みらいのこども	19	195	146
計	6,370	7,128	5,960

※については分園を含む合計値。

（給付審査係）

ケ. 休日保育

保護者の就労形態の多様化により、日曜日
や休日等において、常態的に保育を必要とする
児童（小学校就学前）を対象に保育を実施
している。

利用人数

（単位：延べ人数）

	4	5	6
アスク大和南	163	228	153
まなびの森	396	298	240
ななつぼし	601	576	526
スクルド中央林間	—	—	98
計	1,160	1,102	1,017

（給付審査係）

コ. 病児保育事業

(ア) 病児・病後児対応型

当面症状の急変は認められないが、病氣中または病氣の回復期にあり集団生活が難しい児童（生後 6 ヶ月～小学生）を保護者が仕事を休めないなど自宅で保育できない場合に、保育を実施する。

利用人数 (単位：延べ人数)

	4	5	6
もみの木医院 病児保育室	1,007	2,327	2,110
十六山病児保育室 Bambini	234	456	252
大和市病児保育室 ぽかぽか	182	254	178

※令和 5 年度以降は連携市町村の利用人数を含む

※十六山病児保育室 Bambini は令和 6 年 9 月末事業終了

(保育指導係)

(イ) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所による緊急的な対応を行う。

利用人数 (単位：延べ人数)

	4	5	6
公私連携型保育所なつぼし (保育所入所児)	148	118	83

(保育指導係)

(3) 保育所の運営費等

保育所の運営費等は、公立分は一般財源として市が負担し、私立分は 3 歳以上については国が定める運営費等の保育単価の 2 分の 1 を国、4 分の 1 ずつを県と市が、3 歳未満については国が定める運営費等の保育単価から国の保育料精算基準額を差し引いた額の 100 分の 60（令和 6 年度は 100 分の 60、令和 5 年度は 100 分の 58.23）を国、100 分の 20（令和 6 年度は 100 分の 20、令和 5 年度は 100 分の 20.885）ずつを県と市が負担する。

保育料の改定状況

(各年度 4 月 1 日現在)

	5		6		7	
	3 歳未満	3 歳以上	3 歳未満	3 歳以上	3 歳未満	3 歳以上
改定の有無	無	無	無	無	無	無
平均引上率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国の徴収基準による額 (1 人当たり月額) (円)	41,351	0	41,763	0	39,999	0
市の徴収基準による額 (1 人当たり月額) (円)	30,962	0	31,168	0	29,704	0
国と市の対比 (%)	74.8	—	74.6	—	74.2	—

※令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化により、3 歳以上の保育料は 0 円となりました。

(給付審査係)

令和7年度利用者負担額（令和7年4月1日現在）

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0		
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	8,000(4,000)	7,800(3,900)
		第2階層	48,600円以上60,700円未満	10,900(5,400)	10,700(5,300)
		第3階層	60,700円以上72,800円未満	13,800(6,900)	13,500(6,700)
		第4階層	72,800円以上84,900円未満	16,700(8,300)	16,400(8,200)
		第5階層	84,900円以上97,000円未満	19,700(9,800)	19,300(9,600)
		第6階層	97,000円以上115,000円未満	24,800(12,400)	24,300(12,100)
		第7階層	115,000円以上133,000円未満	29,900(14,900)	29,300(14,600)
		第8階層	133,000円以上151,000円未満	35,000(17,500)	34,400(17,200)
		第9階層	151,000円以上169,000円未満	40,200(20,100)	39,500(19,700)
		第10階層	169,000円以上202,000円未満	44,100(22,000)	43,300(21,600)
		第11階層	202,000円以上235,000円未満	48,100(24,000)	47,200(23,600)
		第12階層	235,000円以上268,000円未満	52,100(26,000)	51,200(25,600)
		第13階層	268,000円以上301,000円未満	56,100(28,000)	55,100(27,500)
		第14階層	301,000円以上325,000円未満	57,800(28,900)	56,800(28,400)
		第15階層	325,000円以上349,000円未満	59,600(29,800)	58,500(29,200)
		第16階層	349,000円以上373,000円未満	61,400(30,700)	60,300(30,100)
		第17階層	373,000円以上397,000円未満	63,200(31,600)	62,100(31,000)
		第18階層	397,000円以上440,000円未満	69,500(34,700)	68,300(34,100)
		第19階層	440,000円以上483,000円未満	75,800(37,900)	74,500(37,200)
		第20階層	483,000円以上526,000円未満	82,100(41,000)	80,700(40,300)
		第21階層	526,000円以上	88,500(44,200)	86,900(43,400)

※（ ）は、利用者負担額を半額とした場合の額

※1 次に掲げる世帯に該当する場合、次表に掲げる利用者負担額になります。

なお、第2子以降に該当する場合は、利用者負担額は無料になります。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

② 次に掲げる障がい児（者）の属する世帯（いずれも在宅に限る。）

・身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

・厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳の交付を受けた者

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に規定する障害基礎年金の受給者

③ 保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）			
階層	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯の一部	第1階層	48,600円未満	4,000	3,900	0
	第2階層	48,600円以上60,700円未満	5,400	5,300		
	第3階層	60,700円以上72,800円未満	6,900	6,700		
	第4階層	72,800円以上77,101円未満	8,300	8,200		

※2 階層区分の認定は、保護者及び保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の均等割の額及び所得割の額の合計額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として認定する。ただし、調整控除額を除く税額控除は適用しない。

※3 次の施設・事業に在籍している小学校就学前子どもの中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数え、第2子の利用者負担額は半額（下段（ ）内の額）、第3子以降の利用者負担額は徴収しないものとする。

① 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業）

② 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援

※4 世帯にかかる市民税所得割額が57,700円未満（ただし、※1に該当する場合は77,101円未満）であるとき、保護者に監護される者、保護者に監護されていた者、保護者の直系卑属の中で、年齢の高い順位に第1子、第2子、第3子と数える。

（認定管理係）

子ども・子育て支援

年度別保育所運営費収入内訳

(単位：円)

		4	5	6
国庫支出金	国庫負担金 ※1	3,108,358,532	3,485,988,341	4,107,708,365
	国庫補助金	215,052,500	196,891,000	177,821,000
県支出金	県費負担金 ※1	1,260,177,242	1,414,928,919	1,598,624,108
	県補助金	77,566,000	92,080,000	110,907,000
利用者負担金 ※2		679,167,200	738,001,410	699,663,060
その他 ※3		17,112,374	14,263,984	14,871,269
計		5,357,433,848	5,942,153,654	6,709,594,802
市費負担分	市費負担金 ※1	1,260,177,242	1,414,928,919	1,598,624,108
	市費補助金	93,226,089	130,993,906	71,586,248
	単独負担金	2,388,942,187	2,313,315,092	2,304,865,570
	計	3,742,345,518	3,859,237,917	3,975,075,926
合計		9,099,779,366	9,801,391,571	10,684,670,728

※1 国庫負担金：3歳以上 50/100 3歳未満 60/100（令和6年度算定方法）

県費負担金・市費負担金：3歳以上 25/100 3歳未満 20/100（令和6年度算定方法）

※2 保育料、児童給食主食代（公立園のみ）、一時保育料、延長保育料

※3 土地使用料、受託保育園措置収入、保育所職員給食費（公立園のみ）

年度別保育所運営費支出内訳

		4	5	6
施設数	保育所	57	59	58
	認定こども園	2	3	4
	地域型保育事業	27	26	28
	計	86	88	90
入所措置児童数（人）	3歳未満児	27,829	28,814	29,073
	3歳以上児	29,745	31,113	32,588
	計	57,574	59,927	61,661
経常経費（円）		9,099,779,366	9,801,391,571	10,684,670,728
1人当たり平均費用（円）		158,054	163,556	173,281
国の基準による1人当たり平均費用（円）		127,663	135,217	145,890
1人当たり平均市単独負担費用（円）		30,391	28,339	27,391

(給付審査係)

保育料収入状況

		4		5		6	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
市内公立保育所	調 定	1,451	44,521,050	1,505	51,906,600	1,463	46,359,850
	収入済	1,450	44,507,250	1,505	51,906,600	1,461	46,275,250
	収入未済	1	13,800	0	0	3	84,600
	収納率(%)	99.9		100.0		99.8	
市内私立保育所	調 定	18,718	609,303,660	19,533	657,963,700	19,032	625,848,800
	収入済	18,658	607,301,440	19,477	656,669,800	18,962	624,439,200
	収入未済	61	2,002,220	57	1,293,900	73	1,409,600
	収納率(%)	99.6		99.8		99.7	
市外委託分	調 定	213	5,463,070	208	6,246,800	198	7,146,500
	収入済	210	5,370,670	207	6,227,100	198	7,146,500
	収入未済	4	92,400	1	19,700	0	0
	収納率(%)	98.3		99.6		100.0	
合 計	調 定	20,382	659,287,780	21,246	716,117,100	20,693	679,355,150
	収入済	20,318	657,179,360	21,189	714,803,500	20,621	677,860,950
	収入未済	66	2,108,420	58	1,313,600	76	1,494,200
	収納率(%)	99.6		99.8		99.7	

※一部納付の場合、収入済額の件数と収入未済額の件数の両方に含まれる。

※収納率は小数点以下第2位切捨て

（認定管理係）

（4）民間保育所等運営費補助金

民間保育所等の健全な運営及び多様な保育サービスの確保を図るため、国・県・市で施設運営費の助成を行う。

年度別民間保育所等運営費助成状況

（単位：円）

		4	5	6
市単独補助	保育士加配事業費	393,497,685	407,569,200	347,070,000
	保育士確保支援事業費		21,493,095	24,264,735
	特定年齢児受入促進事業費	35,987,900	37,984,600	36,914,100
	障がい児保育事業費等	441,784,000	472,864,000	545,308,000
	その他	3,638,600	3,819,400	4,248,800
県補助（市負担分）		29,384,752	30,221,764	34,231,804
国補助（市負担分）		48,683,715	59,877,335	77,381,220
合計		952,976,652	1,033,829,394	1,069,418,659

（給付審査係）

子ども・子育て支援

(5) 私設保育施設（認可外保育施設）助成

ア. 届出保育施設助成

私設保育施設（認可外保育施設）に対し、児童の定期健康診断料・施設賠償責任保険料・調理、調乳担当職員保菌検査料を県と市が3分の1ずつ補助

（令和6年度実績）（単位：円）

施 設 名	助 成 額
セントラルフォレストインターナショナルスクール	98,660
めばえ保育園	138,660
ばおばぶ風の子保育園	52,400
保育ルームおつきさま	9,330
ヤマト保育園	24,940
保育ルームハミング	88,570
合計	412,560

（保育指導係）

イ. 認定保育施設助成

(ア) 保育士雇用補助金

認定保育施設に対し、月 276,000 円補助

(イ) 認定施設利用補助金

認定保育施設を利用している本市在住の0～3歳児の認可保育所等入所保留児童に対し、月 10,000 円（上限）補助

(ウ) 認定施設運営支援補助金

認定保育施設を利用している本市在住の0～3歳児の認可保育所等入所保留児童1人当たり施設に月 10,000 円（上限）補助

（令和6年度実績）（単位：円）

施 設 名	保育士雇用補助金	認定施設利用補助金	認定施設運営支援補助金
めばえ保育園	3,312,000	600,000	600,000
ばおばぶ風の子保育園	3,312,000	927,500	927,500
ヤマト保育園	3,312,000	250,000	250,000
保育ルームハミング	3,312,000	220,000	220,000
合計	13,248,000	1,997,500	1,997,500

（認定管理係）

(6) 認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴い、就学前の子どもが良質な教育・保育の機会を得られるよう、保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポート事業等を利用する 3 歳児から 5 歳児について、保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、施設の利用料に対して 37,000 円／月を上限に助成する。

0 歳児から 2 歳児については、非課税世帯でかつ保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、施設の利用料に対して 42,000 円／月を上限に助成する。

		4	5	6
施設数	市内	23	17	15
	市外	16	11	11
延べ助成人数	3 歳未満児	43	47	45
	3 歳以上児	964	930	853
助成金（円）		30,907,549	28,681,300	25,338,320

（給付審査係）

子ども・子育て支援

(7) 公立保育所の整備状況

(令和7年4月1日現在)

			緑野保育園	若葉保育園	草柳保育園	福田保育園
所 在 地			中央林間西 4-27-12	鶴 間 1-25-3	中 央 6-8-27	福 田 8-22-5
定 員			100	130	130	130
敷 地 面 積 (㎡)			1,692	1,645	1,730	1,785
延 床 面 積 (㎡)			609	752	811	846
建 物 構 造			鉄筋 C 造 平屋建	鉄筋 C 造 2 階建	鉄筋 C 造 2 階建	鉄筋 C 造 2 階建
用 地 買 収 費 (千円)			38,265	－	112,997	136,614
建 築 費 (千円)	補 助 金	国 庫	7,583	23,909	49,129	60,841
		県 費	10,607	10,373	16,967	20,384
	市 費		24,396	13,287	48,168	68,782
	合 計		42,586	47,569	114,264	150,007
開 園 年 月 日			S47.4.1	S29.4.1 S48.4.1 (移転)	S52.4.1	S54.4.1
児 童 一 人 当 た り 敷 地 面 積 (㎡)			16.92	12.65	13.30	13.73
児 童 一 人 当 た り 延 床 面 積 (㎡)			6.09	5.78	6.23	6.50
配置保育士数			22	28	28	28

(保育指導係)

(8) 私立保育所の整備状況

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
渋谷保育園	福 田 6002	90	2,370	709	鉄筋C造 鉄骨造 平 屋	自己所有 (土地は 借用)	S43.5.1 S59.4.1 (移転) H12.4.1 一部増築 H21.4.1 (民営化)	20
下和田保育園	下和田 262	60	2,100	729	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	S48.4.1	8
深見台保育園	深見台 4-10-23	120	2,106	787	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	S50.4.1 H25.4.1 (民営化)	20
モニカ保育園	林 間 2-6-14	180	2,803	1,181	鉄筋C造 鉄骨造2階建 鉄骨造平屋	自己所有	S53.4.1 H13.4.1 一部増築	20
若草保育園	西鶴間 8-4-20	120	1,453	844	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	S55.4.1 H26.4.1 (民営化)	16
つきみ野 すこやか保育園	下鶴間 525	90	934	850	鉄筋C造 鉄骨造 3階建	自己所有	H13.4.1 H24.10.1 一部増築	21
もみの木保育園	福 田 5-17-1	97	946	681	鉄骨造 3階建	自己所有	H14.4.1 H17.4.1 一部増築	19
十六山保育園	中央林間 6-32-6	90	2,704	743	鉄骨造 木 造 2階建	自己所有	H17.4.1 H23.4.1 一部増築	23
パレット 保育園・大和	大和東 1-7-22 1階～3階	60	—	615	鉄筋C造 鉄骨造 9階建一部	借 用	H17.4.1	15
南林間保育園	南林間 7-21-26	90	1,322	704	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	H20.4.1	13
保育園 おひさまの ほっぺ	下鶴間 2748-2	60	588	513	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	H22.3.1	16
アスク大和 保育園	中 央 1-4-19 2階	50	—	376	鉄骨造 2階建一部	借 用	H22.10.1	13
さくらの森 保育園	桜 森 3-5-25 (分園) 桜 森 3-4-13 1階	91	本園 548 分園 —	本園 444 分園 214	木 造 2階建 (分園) 鉄筋C造 3階建一部	借 用	H23.3.1 H28.4.1 (設置者変 更) (分園) H31.4.1	15
アスク南林間 保育園	林 間 1-3-27	60	479	541	鉄骨造 3階建	借 用	H25.7.1	17

子ども・子育て支援

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
ナーサリースクール T&Y 中央林間	中央林間 8-2-28	90	495	570	鉄骨造 2階建	借用	H25.8.1	18
アスク大和南 保育園	大和南 2-2-9	60	398	497	鉄骨造 3階建	借用	H26.4.1	15
キンダー ガーデンやまと	中央 6-1-5	75	298	540	鉄骨造 3階建	自己所有	H26.4.1	14
木の子保育園	下鶴間 1816-1	60	934	745	木造 2階建	自己所有	H26.4.1	15
アスク大和東 保育園	大和東 2-7-11	70	811	570	鉄骨造 2階建	借用	H26.10.1	15
西鶴間保育園	西鶴間 4-12-34 (分園) 西鶴間 4-12-33 1階	116	本園 1,120 分園 —	本園 497 分園 158	鉄骨造 平屋 (分園) 鉄骨造 3階建一部	借用	H27.2.1 (分園) H30.4.1	15
まなびの森 中央林間 もりのこ保育園	中央林間西 5-14-14	90	938	494	鉄骨造 2階建	借用	H27.4.1	14
アスク鶴間 保育園	下鶴間 2785-10	60	466	517	鉄骨造 3階建	借用	H27.4.1	16
保育園 まめわかば	中央林間 8-4-8	40	499	264	木造 平屋	借用	H27.4.1	16
高座渋谷 ゆめいろ保育園	渋谷 6-12-2 2階 (分園) 福田 5507-2 B棟1階	101	—	本園 198 分園 207	鉄骨造 5階建一部 (分園) 鉄筋C造 4階建一部	借用	H27.4.1 (認可外 から移行) (分園) H30.10.1	16
大和ひまわり 保育園	西鶴間 1-14-9 1階～2階 (分園) 西鶴間 1-4-3 1階	60	—	本園 162 分園 92	鉄筋C造 10階建一部 (分園) 鉄筋C造 3階建一部	借用	H27.4.1 (認可外 から移行)	7
あっぷる園	南林間 1-8-3 2階 (分園) 下鶴間 2792-18	78	—	本園 354 分園 165	鉄筋C造 5階建一部 (分園) 鉄骨造 2階建	借用	H27.4.1 (認可外 から移行) (分園) H30.4.1	10
ほいくえん 虹の子	中央林間 4-16-18	78	411	245	木造 2階建	借用	H27.4.1 (認可外 から移行) H31.4.1 (移転)	10

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
もこもこ保育園	中央林間 4-21-3 1階	38	—	174	鉄筋C造 3階建一部	借用	H27.4.1 (認可外 から移行)	9
あけぼの保育園	中央林間 3-1-16	60	213	340	鉄骨造 3階建	自己所有 (土地は 借用)	H27.8.1	12
さなぎっこ 保育園	大和東 3-7-2 1階	39	—	204	鉄骨鉄筋C造 3階建一部	借用	H27.9.1 (認可外 から移行)	7
大和つきみ野 雲母保育園	つきみ野 3-14-1	60	638	473	鉄骨造 2階建	借用	H28.4.1	11
まなびの森 高座渋谷 もりのこ保育園	渋谷 4-6-7	60	593	439	鉄骨造 2階建	借用	H28.4.1	10
わらべ保育園	下鶴間 413-6	60	1,285	766	木造 2階建 (園舎) 鉄骨C造 3階建 (事務室等)	自己所有 (土地は 借用)	H28.4.1 (認可外 から移行)	9
大和オハナ 保育園	大和東 1-6-7 2階	60	—	304	鉄骨造 2階建一部	借用	H28.4.1 (認可外 から移行)	13
ふたば林間 保育園	林間 2-1-1 2階	69	—	330	鉄骨鉄筋C造 11階建一部	借用	H28.4.1 (認可外 から移行)	15
保育園 おそらのぼっけ	中央林間 1-21-12	90	580	634	鉄骨造 3階建	自己所有 (土地は 一部借用)	H29.1.1 (認可外 から移行)	21
まなびの森 保育園中央林間	中央林間 9-6-1	80	997	419	木造 平屋	借用	H29.4.1	12
大和南林間 雲母保育園	南林間 1-13-6	60	499	498	鉄骨造 3階建	借用	H29.4.1	10
キンダー ガーデン りんかん	中央林間 3-27-7	80	489	488	鉄骨造 2階建	自己所有	H30.4.1	14
ヴィラ まなびの森 保育園中央林間	中央林間 8-4-39	90	993	439	木造 2階建	借用	H30.4.1	13
つきみ野湘南 保育園	中央林間 9-35-37	92	999	488	木造 平屋	自己所有 (土地は 借用)	H31.4.1	14
とこちゃん 保育園	大和南 1-16-25	68	400	411	鉄骨造 2階建	借用	H31.4.1	15
大和深見台 雲母保育園	深見台 1-7-2	60	953	412	鉄骨造 3階建	借用	H31.4.1	14
大和つきみ野 駅前雲母保育園	つきみ野 5-8-6	60	689	315	鉄骨造 1階建	借用	R2.4.1	11

子ども・子育て支援

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
大和中央林間 雲母保育園	中央林間 5-1-20	60	862	1,051	鉄骨造 3階建	借用	R2.4.1	11
大和高座渋谷 雲母保育園	下和田 1248-2	60	735	467	鉄骨造 2階建	借用	R2.4.1	10
あーす保育園 南林間	下鶴間 1783-300	80	990	486	木造 2階建	借用	R3.4.1	14
公私連携型 保育所 ななつぼし	中央 1-5-14	60	1,789	1,134	鉄骨造 2階建	借用	R3.4.1	20
スクルドエンジ エル保育園 中央林間園	中央林間 9-17-1	80	998	450	木造 2階建	借用	R4.4.1	13
スクルドエンジ エル保育園 高等町園	渋谷 8-14-12	80	724	464	木造 2階建	借用	R4.4.1	12
桜ヶ丘はないろ 保育園	福田 2-33-6	80	689	385	木造 2階建	借用	R4.4.1	14
みらいのこども 保育園	つきみ野 1-13-3	80	843	550	木造 2階建	借用	R4.4.1	20
あーす保育園 中央林間	中央林間 4-15-15	80	998	1,861	鉄骨鉄筋C造 6階建1階 一部鉄骨造	借用	R5.4.1	11
大和はないろ 保育園	中央 3-1-6	80	440	395	木造 2階建	借用	R5.4.1	15
中央林間ハート 保育園	中央林間 9-17-4	60	999	411	木造 2階建	借用	R7.4.1	10
木下の保育園 中央林間	中央林間 4-4-3 4階	84	865	575	鉄骨造5階建 4階、5階屋 上部分	借用	R7.4.1	12

(保育指導係)

5. 幼稚園

(1) 幼稚園の子育てのための施設等利用給付

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴い、就学前の子どもが良質な教育・保育の機会を得られるよう、保護者の経済的負担を軽減するため、市から給付認定を受けている場合には、私学助成幼稚園の教育時間の利用料、幼稚園の預かり保育の利用料の一部を助成する。

ア. 私学助成幼稚園の教育時間の利用料に対する助成

私学助成幼稚園を利用する満 3 歳児から 5 歳児について、市から給付認定を受けている場合は、教育時間の利用料に対して 25,700 円／月を上限に助成する。

		4	5	6
施設数	市内	6	5	5
	市外	28	30	25
延べ助成人数	満 3 歳児	132	94	77
	3 歳児	4,559	3,191	3,293
	4 歳児	5,362	3,631	3,182
	5 歳児	5,328	4,106	3,576
助成額（円）		394,994,435	282,939,048	260,134,420

（給付審査係）

イ. 幼稚園の預かり保育の利用料に対する助成

幼稚園の預かり保育を利用する 3 歳児から 5 歳児について、保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、預かり保育の利用料に対して 11,300 円／月を上限に助成する。満 3 歳児については、非課税世帯でかつ保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、預かり保育の利用料に対して 16,300 円／月を上限に助成する。

		4	5	6
施設数	市内	17	17	17
	市外	34	31	27
延べ助成人数	満 3 歳児	0	9	0
	3 歳児	2,347	2,505	2,566
	4 歳児	3,031	3,214	2,995
	5 歳児	3,379	3,440	3,449
助成額（円）		41,287,065	42,628,640	42,673,015

（給付審査係）

(2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

心身に障がいがあると認められる児童の私立幼稚園・認定こども園への就園を促進し、その教育の充実を図るため、私立幼稚園等が行う障がい児の受入れ及びその教育費に対して補助金を交付する。

子ども・子育て支援

ア. 補助対象幼稚園等

学校教育法第4条第1項の規定及び認定こども園法（平成18年法律77号）第17条1項により規定される、本市内に設置された私立幼稚園及び認定こども園であって、障がい児が在籍し、特別支援教育を積極的かつ継続的に行っている私立幼稚園等。

イ. 補助額

神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱に規定する「神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助事業」の対象児童と認定された児童1人につき、月額9,000円を補助する。

ウ. 補助対象児童数

	4	5	6
対象児童数	70	71	75
補助額（円）	7,551,000	7,641,000	8,100,000

（給付審査係）

(3) 私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金・大和私立幼稚園協会補助金

大和市内の私立幼稚園及び認定こども園17園及びその全園が加盟している大和私立幼稚園協会に対し、幼稚園等の職員の資質向上と施設の管理運営費用の軽減を図るため、補助金を交付する。

	4	5	6
交付件数	18	18	18
補助額（円）	4,893,245	5,030,014	5,076,780

（給付審査係）

(4) 私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金

待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を推進するため、11時間以上開園し、土曜日も預かり保育を行う私立幼稚園に対し補助金を交付する。

	4	5	6
交付件数	1	1	0
補助額（円）	7,593,000	6,146,000	0

（給付審査係）

(5) 一時預かり支援事業補助金

子育て支援の充実及び幼児教育の振興を図るため、午後5時までの開園や長期休業日に規定以上の預かり保育を実施する市内私立幼稚園等に対し補助金を交付する。

	4	5	6
交付件数	7	8	8
補助額（円）	7,137,480	6,644,792	10,570,906

（給付審査係）

市内の私立幼稚園・認定こども園

園 名	電話番号 (046)	所 在 地	施 設 類 型
認定こども園 高座みどり幼稚園	274-0372	南林間二丁目 14 番 8 号	幼保連携型認定こども園
認定こども園 中央林間幼稚園	274-1177	中央林間六丁目 7 番 13 号	幼稚園型認定こども園
認定こども園 つきみ野幼稚園	275-1355	中央林間八丁目 14 番 21 号	幼稚園型認定こども園
幼稚園型認定こども園 やなぎ幼稚園	262-1068	中央五丁目 9 番 5 号	幼稚園型認定こども園
松原学園幼稚園	274-1224	中央林間一丁目 22 番 20 号	施設型給付制度幼稚園
スミレ幼稚園	274-9222	南林間七丁目 4 番 1 号	施設型給付制度幼稚園
つるま幼稚園	261-0651	西鶴間三丁目 7 番 19 号	施設型給付制度幼稚園
ふかみ幼稚園	264-1560	深見東三丁目 5 番 16 号	施設型給付制度幼稚園
大和小鳩幼稚園	263-2333	大和南二丁目 5 番 19 号	施設型給付制度幼稚園
大和桜ヶ丘幼稚園	267-0165	上和田 936 番地	施設型給付制度幼稚園
モミヤマ幼稚園	269-4345	福田五丁目 17 番 2 号	施設型給付制度幼稚園
大和みどりが丘幼稚園	267-2856	福田 1698 番地 1	施設型給付制度幼稚園
でんえん幼稚園	274-4458	中央林間九丁目 13 番 24 号	私学助成幼稚園
聖セシリア幼稚園	275-8036	南林間三丁目 10 番 1 号	私学助成幼稚園
大和山王幼稚園	274-0474	下鶴間 2919 番地	私学助成幼稚園
大和幼稚園	263-5001	大和東一丁目 7 番 16 号	私学助成幼稚園
大和あけぼの幼稚園	267-6611	下和田 32 番地	私学助成幼稚園

(給付審査係)

6. 認定こども園

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する施設であり、就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ。

認定こども園の類型として、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の 4 種類があり、令和 7 年 4 月 1 日現在、市内の認定こども園は、幼保連携型認定こども園 1 園、幼稚園型認定こども園 3 園の計 4 園である。

(1) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項に基づき、幼保連携型認定こども園の基準を定めた条例の基準を満たす施設として県が認可したものをいう。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項に基づき、認定こども園の要件を定める条例の基準を満たす施設として県が認定したものをいう。

子ども・子育て支援

(3) 市内の認定こども園の整備状況

(令和7年4月1日現在)

	幼保連携型 認定こども園 高座みどり幼稚園	幼稚園型 認定こども園 中央林間幼稚園	幼稚園型 認定こども園 やなぎ幼稚園	幼稚園型 認定こども園 つきみ野幼稚園
所在地	南林間 2-14-8	中央林間 6-7-13	中央 5-9-5	中央林間 8-14-21
定員	200 (幼稚園部分 114 保育所部分 86)	160 (幼稚園部分 141 保育所部分 19)	263 (幼稚園部分 242 保育所部分 21)	272 (幼稚園部分 222 保育所部分 50)
敷地面積 (㎡)	3,171	1,584	4,564	3,985
延床面積 (㎡)	1,535	996	1,687	2,424
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建 鉄骨造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建 鉄骨造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
土地建物 所有・借用	自己所有 (土地は借用)	自己所有	自己所有	自己所有
開園年月日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
配置保育士 数	30	17	19	19

(保育指導係)

(4) 定員数及び入所者数

(各年度4月1日現在)

		5	6	7
園数		3	4	4
定数	幼稚園部分	497	719	710
	保育所部分	126	176	185
入所者数	幼稚園部分	440	655	651
	保育所部分	133	168	192
入所率 (%)	幼稚園部分	88.53	91.09	91.69
	保育所部分	105.55	95.45	103.78

(給付審査係)

7. 地域型保育事業

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供することを基本的概念として、平成 27 年 4 月から新たに創設された事業である。

この事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 種類があり、これらは児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に基づき、地域型保育事業の基準を定めた条例の基準を満たす施設として市が認可した事業をいう。

令和 7 年 4 月 1 日現在、市内の地域型保育事業は、小規模保育事業 28 箇所である。

(1) 小規模保育事業

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項において、保育が必要な原則満 3 歳未満の乳児・幼児に対して保育することを目的とする、利用定員が 6 人以上 19 人以下の施設において、保育を行う事業と位置付けられている。

(保育指導係)

(2) 市内の小規模保育事業の整備状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開 園 年月日	配置 保育士数
とこちゃん のりまき保育園	中央 1-3-8 101	18	—	106	鉄筋 C 造 8 階建一部	借 用	H27.4.1	8
ハミングきっず	下和田 763-4	18	340	185	鉄骨造 2 階建 一部 木造平屋	自己所有	H27.4.1 H30.12.1 一部増築	6
大和湘南保育園	中央林間 3-23-12 1 階	19	—	180	鉄筋 C 造 3 階建一部	借 用	H28.4.1	7
さくらのつぼみ 保育園	上草柳 176-4 103	9	—	65	鉄筋 C 造 一部鉄骨、 RC 造 3 階建一部	借 用	H28.4.1	4
とこちゃん おだんご保育園	中央 1-3-8 102	19	—	119	鉄筋 C 造 8 階建一部	借 用	H28.10.1	8
なないろ保育園	渋谷 6-12-5 2 階	19	—	81	鉄骨造 3 階建 一部	借 用	H28.10.1	6
アートチャイル ドケア 大和くれよん 保育園	渋谷 7-8-4	19	—	164	木造一部 鉄筋 C 造 3 階建一部	借 用	H28.10.1 H31.3.1 R5.10.1 (設置者変更)	3
プリンス保育園 南林間	林間 2-1-25 201	19	—	128	鉄筋 C 造 4 階建一部	借 用	H29.4.1	5
とこちゃん おむすび保育園	中央林間 8-25-8 206 号	19	—	162	鉄骨造 2 階建一部	借 用	H30.4.1	6
まあむ ベビーズ 中央林間	中央林間 4-29-35 1 階	19	—	124	鉄筋 C 造 6 階建一部	借 用	H30.4.1	6
たんぽぽ保育園	中央林間 3-18-4	17	—	136	木造 2 階建	借 用	H30.4.1 (認可外から移行)	9
あおば保育園	鶴間 2-3-22 1 階	15	—	69	鉄筋 C 造 5 階建一部	借 用	H30.4.1 (認可外から移行)	5
よつばベビー ななせ	大和東 3-15-5 1 階	19	—	103	鉄筋 C 造 5 階建一部	借 用	H31.4.1	6

子ども・子育て支援

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
大和 YMCA 保育園	大和東 3-3-16 2階	19	810	121	鉄筋C造 一部鉄骨造 4階建一部	自己所有	H31.4.1	5
ぽとふ大和	中央 2-6-17 1階	19	—	117	木造2階建 一部	借用	H31.4.1	7
アートチャイル ドケア 大和第2 くれよん保育園	渋谷 7-1-6 2階	19	—	149	鉄筋C造 5階建一部	借用	H31.4.1 R5.10.1 (設置者変更)	3
保育ルーム Felice 大和園	西鶴間 1-8-2 1階	19	—	115	鉄骨造5階建 一部	借用	H31.4.1 (認可外から移行)	6
保育ルーム Felice 中央林間園	中央林間 6-2-12	19	—	99	木造平屋	借用	R2.4.1	6
ぽとふ大和第2	中央 2-6-17 2階	19	—	118	木造2階建 一部	借用	R2.4.1	6
はひふへ保育園 かみわだ園	上和田 1800-3 1階	19	—	88	鉄骨造3階 建一部	借用	R2.4.1	5
アミー保育園 つきみ野園	つきみ野 1-6-9	19	—	154	鉄筋C造 14階建一部	借用	R3.4.1	6
マザーグース つきみ野保育園	つきみ野 1-6-9	19	—	145	鉄筋C造 14階建一部	借用	R3.4.1	5
はひふへ保育園 さくらがおか園	福田 2-4-1 1階	19	—	110	鉄筋C造 5階建一部	借用	R3.4.1	5
モミヤマ保育所	福田 5-17-2	9	2,692 (幼稚園 併用)	362 (幼稚園 併用)	鉄筋C造	自己所有	R3.4.1	3
スクルドエンジ エル保育園 大和代官園	代官 2-16-12 2階	19	—	189	鉄骨造	借用	R3.4.1	5
スクルドエンジ エル保育園 高座渋谷園	渋谷 5-38-3	19	—	123	木造平屋	借用	R3.4.1	6
みらいみなみり んかん保育園	南林間 2-3-14	19	—	100	木造2階建	借用	R6.4.1	8
はなえみ保育園 南林間	林間 1-20-13 103	19	—	89	鉄筋C造 一部鉄骨造 5階建一部	借用	R6.4.1	9

(保育指導係)

(3)定員数及び入所者数

(各年度4月1日現在)

	5	6	7
箇所数	26	28	28
定数	466	504	504
入所者数	406	474	440
入所率(%)	87.12	94.05	87.30

(利用調整係)

8. 子どもの保健・衛生

(1) 母子保健

ア. 健康診査

(ア) 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査

妊娠中の健康管理を促すために、1人当たり14回分の費用補助券(総額68,000円)を交付。多胎児妊娠は3回分追加し、1人当たり17回分(総額80,000円)を交付。里帰り出産等の場合は償還払いで対応する。

妊婦歯科健康診査受診券を妊娠中に1回分交付し、大和綾瀬歯科医師会の協力歯科医療機関で受診。歯科健康診査費用を公費助成する。

妊婦健康診査

	4	5	6
受診者延べ数	22,367	21,045	20,315

妊婦歯科健康診査

	4	5	6
受診者数	680	651	648

(母子保健係)

(イ) 産後健康診査

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月の産婦に問診、診察、エジンバラ産後うつ病質問票を実施。総合的に評価し、産後うつ等のリスクが高い産婦の早期把握と支援を行う。1人当たり2回分(総額10,000円)を交付。

		4	5	6
受診者数	産後2週間	1,364	1,314	1,314
	産後1か月	1,736	1,653	1,675

(母子保健係)

(ウ) 新生児等聴覚検査

新生児等の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図り、聴覚障害による音声言語の発達等への影響を最小限に抑えることを目的として、新生児等聴覚検査に要する費用の一部を助成する。1人当たり1回分(3,000円)を交付。

	4	5	6
受診者数	-	1,398	1,543

(母子保健係)

子ども・子育て支援

(エ) 4 か月児健康診査（集団健診）

3 か月～4 か月児を対象に、発育の確認と疾病等の早期発見をするとともに、育児や栄養面で必要な情報提供や支援を行う。

また、図書館が主催で1冊の絵本等が入ったブックスタートパックをプレゼントする、ブックスタート事業を同会場で実施。

	4	5	6
対象者数	1,856	1,754	1,791
受診者数	1,860	1,729	1,762
受診率	100.2	98.6	98.4

（母子保健係）

(オ) 8 か月児健康診査（個別健診）

8 か月～10 か月児を対象に発育の確認、運動機能、精神発達を診査し、必要に応じて医療的に適切な措置がとれるよう支援する。協力医療機関にて個別健診方式で実施。

	4	5	6
対象者数	1,899	1,867	1,764
受診者数	1,814	1,891	1,764
受診率	95.5	101.3	100.0

（母子保健係）

(カ) 1 歳 6 か月児健康診査

1 歳 6 か月～1 歳 8 か月児を対象に、発育の確認や運動機能・精神発達面の診査をし、早期治療や早期療育のための支援をする。

また、生活習慣の自立・むし歯の予防・幼児の栄養・育児に関する情報提供や支援をする。発達に関する個別相談（こども相談）も実施している。

一般……協力医療機関にて実施（個別健診）

歯科……地域医療センターにて実施（集団健診）

※令和 4、5 年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止等のため、人数を制限して回数を増やし月 3 回実施。

		4	5	6
対象者数		1,866	1,880	1,797
受診者数	一般	1,775	1,809	1,739
	歯科	1,691	1,683	1,629
受診率	一般	95.1	96.2	96.8
	歯科	90.6	89.5	90.7

こども相談

	4	5	6
実施回数	36	36	24
相談者数	93	96	60

（母子保健係）

(キ) 3歳6か月児健康診査（集団健診）

3歳6か月～3歳8か月児を対象に発育、精神・運動発達、視聴覚や歯の異常の早期発見をし、必要な情報提供や支援をする。発達に関する個別相談（こども相談）も実施している。

	4	5	6
対象者数	2,010	1,923	1,884
受診者数	1,913	1,882	1,810
受診率	95.2	97.9	96.1

こども相談

	4	5	6
実施回数	72	72	72
相談者数	205	192	158

（母子保健係）

(ク) 乳幼児健康診査等経過相談

令和6年度から経過検診を乳幼児健康診査等経過相談事業に変更し、発達相談員（理学療法士）による相談と心理相談員によるこども相談を実施。

	4	5	6
実施回数	—	—	9
相談者延べ数	—	—	25

こども相談

	4	5	6
実施回数	—	—	33
相談者数	—	—	92

（母子保健係）

イ. 母子保健相談指導

(ア) 妊娠届の受付及び親子（母子）健康手帳の交付

「親子（母子）健康手帳」の交付時に全ての妊婦へ面接を行い、胎児の健全な発育を促すため、妊婦に妊娠・分娩・育児等の正しい知識の提供や日常生活についての保健指導をする。

		4	5	6
妊娠届出数		1,837	1,859	1,747
交付数	日本語版	1,817	1,843	1,737
	外国語版	72	71	66
	計	1,889	1,914	1,803

※交付数には、妊娠届出による交付のほか、海外からの転入、紛失による再交付等を含む。
（母子保健係）

子ども・子育て支援

(イ) 母親父親（プレママ・パパ）教室

初めて親となる妊婦やそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児に対する基本的な内容についての講座を開催する。妊娠・出産や育児に関する不安等について相談ができ、加えて参加者同士の交流が図れる場を提供する。（1 コース 3 回で、年間 10 コース実施）

参加状況

	4	5	6
妊婦延べ数	449	475	451
夫延べ数	289	340	326
その他	0	0	0
計	738	815	777

（母子保健係）

(ウ) やまとイクメン講座

男性の育児参加を促し、夫婦で協力して育児に取り組むことの大切さを考える機会を提供する。

参加状況

	4	5	6
妊婦延べ数	43	35	35
夫延べ数	43	36	38
その他	0	4	0
計	86	75	73

（母子保健係）

(エ) 離乳食（もぐもぐ）教室

4～8 か月児を持つ親を対象に、離乳食の進め方と育児について、離乳食のつぶし体験等を交えた講座を開催。一部、母親父親（プレママ・パパ）教室と合同で実施し、交流の機会としている。

	4	5	6
開催回数	24	24	24
参加者数	320	409	465

（母子保健係）

(オ) 幼児（1 歳児育児）教室

1 歳～1 歳 3 か月児を持つ親子を対象に、離乳食完了期から幼児食への移行の食事と咀嚼の大切さ及び育児・卒乳についての講座を開催。

	4	5	6
開催回数	12	12	6
参加者数	256	264	249

（母子保健係）

(カ) 幼児食（おべんとう）教室

3 歳以上の親子を対象に、幼児期のおべんとう作りを通して食事と育児についての講座を開催。

	4	5	6
開催回数	2	2	3
参加者数	30	32	63

（母子保健係）

(キ) 定例育児相談（電話相談等随時相談除く）

乳幼児期における栄養・疾病予防等について、個別相談を行い、乳幼児の健康の保持増進とともに保護者の育児支援に努める。

	4	5	6
開催回数	36	36	12
参加者数	674	921	550

※地域での育児支援・相談場所の充実により、令和 6 年より事業回数を見直し実施。
（母子保健係）

(ク) おやこ教室

1歳6か月児健康診査後のことばの遅れ等、心理発達面に不安のある子とその保護者を対象に、ふれあい遊び等を体験する場を提供し、子どもの発達を促すとともに、親子のよりよい関係づくりへの支援を行う。

	4	5	6
開催回数	30	24	24
参加者数	511	386	362

※令和4年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策により増えた待機者の解消のため、回数を増やし実施。

(母子保健係)

(ケ) 2歳児歯科相談

むし歯の好発年齢にさしかかっている2歳児を対象に、希望者に歯科健診や歯みがき指導を実施するとともに生活習慣や食事面の個別相談を実施。

	4	5	6
開催回数	12	12	6
参加者数	178	179	103

(母子保健係)

(コ) 子育て何でも応援メール配信

妊娠期から3歳になるまでの乳幼児を養育する保護者を対象に、子ども（胎児を含む）の月齢に合わせた育児情報やアドバイス、市からの子育て情報をLINE等でタイムリーに配信。

登録者数

(単位：人)

	4	5	6
マタニティ子育て何でも応援メール	262	250	197
子育て期子育て何でも応援メール	511	518	966
計	773	768	1,163

※令和6年7月より、配信年齢1歳から3歳までに拡大、やさしい日本語での配信を開始。

(母子保健係)

(カ) 食育講演会

大和市食育推進計画に基づき、就学前の子どもを持つ保護者、食に関心のある市民を対象に、正しい食育の知識を伝え、心身ともに健康な子どもを育成することを目的に開催。

	4	5	6
開催回数	1	2	2
参加者数	55	130	140

(母子保健係)

(シ) 低体重児育児支援教室（ちびっこピクニック）

未熟な状態で生まれた子どもの経過を観察するとともに、主に摂食機能の獲得に関する助言を行うことを目的に開催（離乳食の頃～幼児食への移行期のお子さんと保護者が対象）。

	4	5	6
開催回数	17	21	22
参加者延べ数	31	45	46

(母子保健係)

子ども・子育て支援

ウ. 妊産婦・乳幼児訪問指導

(ア) 妊産婦及び乳幼児の健診や相談後及び医療機関から依頼された方の継続支援を行う。

また、「乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）」として、おおむね4か月までの乳児家庭に対する育児支援や情報提供を目的に保健師・助産師・看護師・管理栄養士が家庭訪問を行う。

実施状況

	4	5	6
妊産婦延べ数	1,887	2,006	1,869
乳幼児延べ数	2,145	2,220	2,049
その他	281	395	375

※その他：妊産婦以外の父母や祖母等

乳児家庭全戸訪問事業（上記再掲：実数）

	4	5	6
訪問件数	1,765	1,856	1,732

（母子保健係）

(イ) 産前産後サポート事業

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに家庭や地域での妊関する悩み等について相談支援を行い、産婦等の孤立感の解消を図ることを目的として「助産師さん何でも相談」を実施。

	4	5	6
相談者延べ数	1,429	1,638	1,587

（母子保健係）

エ. 永久歯萌出期歯科保健支援事業

永久歯萌出期のむし歯予防啓発事業として、大和綾瀬歯科医師会の歯科医師が、永久歯萌出期にある4～5歳児とその保護者、教諭等を対象に講習会等による歯科保健指導を実施。

また、管理栄養士が幼児期の食に関する情報提供も実施。

	4	5	6
指導者講習会参加者数	0	28	0
歯科講演会参加者数	0	0	17

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、講習会は中止。永久歯萌出期における歯科保健の重要性を啓発する動画をYouTubeで公開。

（母子保健係）

オ. 不妊治療（先進医療）費助成事業

不妊に悩む夫婦（事実婚を含む）に対する経済的支援として、体外受精・顕微授精の保険診療と併せて先進医療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部（上限5万円）を助成。

	4	5	6
助成件数	—	—	162
平均助成額（円）	—	—	39,426

※令和6年4月より事業開始

（母子保健係）

カ. 不育症治療費助成事業

不育症に悩む夫婦に対する経済的支援策として、不育症治療費の一部（保険診療外の医療費における自己負担額の年度の上限 30 万円）を助成。

	4	5	6
助成件数	4	4	2
平均助成額（円）	88,750	129,250	130,000

（母子保健係）

キ. 出産費用助成事業

第 3 子以降を出産した夫婦に対する経済的支援として、出産費用の一部（自己負担額から出産育児一時金などを控除した額の 1/2、上限 5 万円）を助成。

	4	5	6
助成件数	114	91	94
平均助成額（円）	43,456	43,330	39,000

（母子保健係）

ク. 未熟児養育医療給付事業

出生体重 2,000 グラム以下又は諸機能が特に未熟な乳児に対し、指定医療機関での入院中の保険診療費及び食事療養費（ミルク代）を給付する。

対象者と医療助成費の推移

	4	5	6
支払決定実人数（人）	76	79	83
助成件数	151	166	214
医療助成費（円）	11,269,295	13,510,856	38,117,223

（手当医療係）

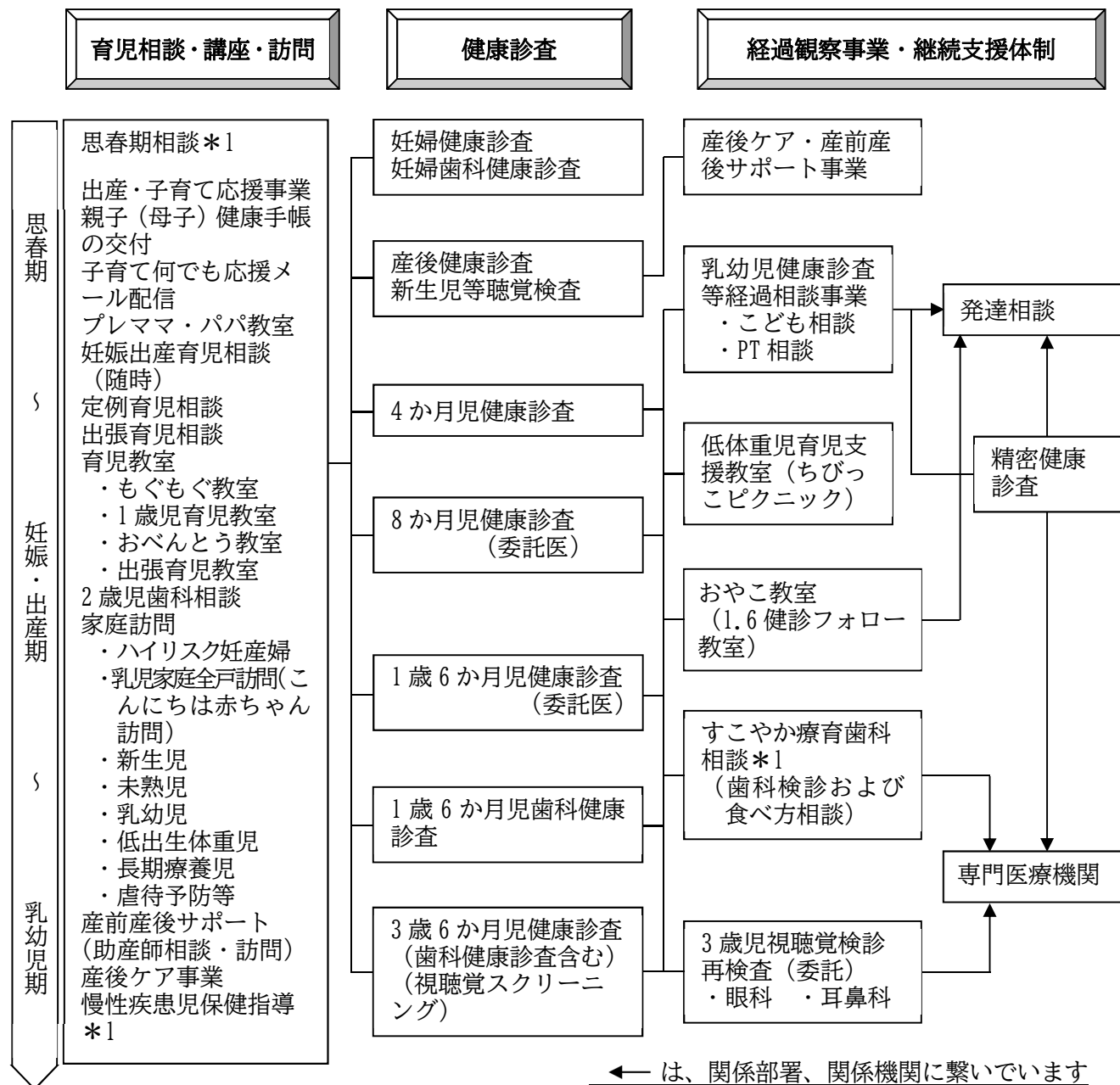
ケ. 産後ケア事業

医療機関や助産院等に委託し、出産後 4 か月になる前日までの母子に対しては宿泊型・通所型、出産後 1 年になる前日までの母子に対しては訪問型による心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して健やかな育児ができるよう支援を行う。

	4	5	6
申請者数	212	405	768
利用者延べ数	594	1,010	1,936

（母子保健係）

大和市すくすく子育て課母子保健施策体系図（令和6年度）



子育て何でも相談・応援セン
 ター（こども家庭センター）
 ・子育てに関わる悩み・相談
 のワンストップ相談拠点

＜医療費助成など＞
 不妊治療（先進医療）費助成
 不育症治療費助成
 小児医療費助成、未熟児養育医療等＊3
 第3子以降出産費用助成
 小児慢性特定疾患医療費助成＊1

＜予防接種事業＞＊2

＜地域の子育て支援拠点＞
 子育て支援センター・こども
 ーる・地域育児センター
 子育てサロン・育児サークル
 等＊3

＜要保護児童対策地域協議会＞
 ファミリーサポートセンター事業
 子育て世帯訪問支援事業

＜医療的ケア児の支援＞
 医療的ケア児等コーディネ
 ーターの支援

＊1 厚木保健福祉事務所大和センター ＊2 医療健診課 ＊3 こども総務課

（母子保健係）

9. 青少年健全育成

(1) 青少年健全育成都市宣言推進事業

明るくたくましい青少年が育つ都市宣言

大和市のあすをにない、友愛にみちた住みよい社会を築くのは青少年である。
青少年が自己の行動に自覚と責任をもち、心身ともに明るくたくましく成長することは、すべての市民の願いである。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力をあげて青少年育成の施策を推進することを決意し、ここに大和市を「明るくたくましい青少年が育つ都市」とすることを宣言する。

(昭和 57 年 4 月 1 日)

ア. 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法及び市条例に基づき、青少年の指導育成及び矯正に関する総合的施策の樹立と適切な実施に期するため、関係行政機関の連携を図ることを目的に設置されています。

また、「明るくたくましい青少年が育つ都市宣言」推進を目指して、青少年善行ほう賞及び青少年育成活動推進者表彰を行っています。

	内 容
7 月	第 1 回協議会 ・ 青少年問題に関する現状報告について ・ 令和 6 年度の主な青少年育成事業について ・ 第 52 回大和市青少年健全育成大会について ・ 青少年育成に関する各団体の取り組みについて
8 月	大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会 ・ 青少年育成活動推進者表彰について ・ 青少年善行ほう賞表彰について
10 月	第 2 回協議会 ・ 令和 6 年度大和市青少年健全育成大会被表彰者の選考について ・ 第 52 回大和市青少年健全育成大会について
11 月 23 日	第 52 回大和市青少年健全育成大会 ・ 青少年育成活動推進者及び青少年善行ほう賞表彰 ・ 青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者の表彰 ・ 青少年健全育成作文発表（代表者朗読） ・ こども体験事業発表会

(こども青少年育成係)

子ども・子育て支援

イ. 都市宣言関連事業

第 52 回大和市青少年健全育成大会

青少年健全育成は、家庭・学校・地域社会が相互の連携を密にし、市民総ぐるみで取り組む必要があります。そこで、市民各層を主体とした多様な青少年育成活動を喚起し、幅広く市民へ啓発することで、青少年健全育成の効果的な推進を図ることを目的に開催しました。

日 時 令和 6 年 11 月 23 日（土）

14:00 開式

会 場 大和市保健福祉センターホール

主 催 大和市青少年問題協議会
大和市・大和市教育委員会

内 容 青少年善行ほう賞表彰 個人 5 人
青少年育成活動推進者表彰 個人 10 人
青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者表彰 32 人

(ア) 青少年善行ほう賞

青少年の、善い行いをほめたたえ、その善意をのぼし、自信を深めることで、明るい社会を建設する心を育てていくことを目的に表彰しています。

(イ) 青少年育成活動推進者表彰

青少年活動の推進力となって、積極的な活動を続けている方に対して、その功績に感謝の意を表し、青少年健全育成活動の発展に資する目的で表彰しています。

(ウ) 青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者表彰

市内公立・私立の小学校 5 年生、中学校 2 年生及び高校 2 年生を対象に、青少年健全育成に関する作文を募集し、応募者の中から 1 名の代表者を作文集「明るくたくましく」に掲載するとともに表彰しています。

（こども青少年育成係）

(2) 児童館管理運営事業

児童に健全な遊びを与えるとともに健康を増進し、かつ情操を豊かにする目的で市内に 22 の児童館を設置し、指導員のもとに様々な活動が行われています。

日常活動としては、手作り工作・人形づくり・切り絵などの工作や卓球・ゲームなどの遊びを児童自身が自由に選びながら活動をしています。

また、各館では自主事業として、卓球大会、体力ゲーム記録会や、子どもの日の集い・七夕・クリスマスなど季節の行事や伝承あそびなどが行われています。

児童館設置状況

児童館名	所在地	電話	施設面積(㎡)	敷地面積(㎡)	設置年月日
子 安	上草柳 9-11-20	263-4403	175.16	594.36	S48. 4. 1
上 和 田 東	上和田 2897	268-1770	170.10	543.67	S48. 6. 1
公 所	下鶴間 504-1	273-9481	140.93	951.90	H 1. 4. 1
中 央 林 間	中央林間 6-26-7	276-8121	129.72	986.48	H 3. 3. 1
緑 野	中央林間西 4-27-3	276-1816	130.95	1,000.00	S62. 4. 1
下 鶴 間	下鶴間 2516-2	276-3407	157.46	1,702.19	S56. 6. 1
南 林 間	南林間 7-14-24	276-3643	149.61	700.00	S59. 4. 1
鶴 間	鶴間 2-12-35	276-3736	143.77	1,015.05	S59.11. 1
西 鶴 間	西鶴間 2-4-20	276-3447	149.56	403.47	S57. 4. 1
深 見 北	深見 498-5	262-6030	136.37	964.44	H 3. 3. 1
上 草 柳	上草柳 5-3-11	264-0012	75.24	476.00	H 6. 4. 1
深 見 中	深見台 4-10-29	264-7611	148.66	751.10	S60. 4. 1
桜 森	桜森 3-5-21	264-7629	150.76	800.46	S61. 4. 1
草 柳	下草柳 552-1	264-1355	129.30	955.00	H 5.11. 1
深 見 南	深見台 1-9-19	262-2671	140.00	902.13	H 1. 4. 1
下 草 柳	中央 6-5-19	264-5110	154.36	560.82	S58. 4. 1
柳 橋	柳橋 2-12-2	268-8505	146.05	782.34	H 3. 3. 1
桜 丘	上和田 860-1	269-8047	159.46	782.02	S58. 4. 1
福 田	代官 1-22-3	269-9390	140.53	800.03	S62. 4. 1
上 和 田 西	上和田 2700-18	269-8317	146.14	759.00	S60. 4. 1
下 福 田	福田 611-1	268-1577	155.01	939.69	S57. 4. 1
下 和 田	下和田 791-2	267-8500	136.13	918.24	S63. 4. 1

※子安と上和田東は、児童館のみの単独館。その他の児童館は、大和市コミュニティセンターと併設。
(こども青少年育成係)

子ども・子育て支援

利用状況

児童館名	利用人数			児童館名	利用人数		
	年間	月平均	1日平均		年間	月平均	1日平均
子安	4,542	379	15	深見中	1,997	166	7
上和田東	3,015	251	10	桜森	5,347	446	18
公所	2,228	186	7	草柳	5,300	442	17
中央林間	4,073	339	13	深見南	3,436	286	11
緑野	7,511	626	25	下草柳	3,300	275	11
下鶴間	3,903	325	13	柳橋	2,572	214	8
南林間	7,638	637	25	桜丘(※)	1,432	286	14
鶴間	1,695	141	6	福田	4,240	353	14
西鶴間	4,311	359	14	上和田西	3,201	267	10
深見北	1,749	146	6	下福田	3,534	295	13
上草柳	2,213	184	7	下和田	2,282	190	7
				全館合計	79,519	—	—

(こども青少年育成係)

※桜丘児童館は、R6.8.11～R7.3.31 まで工事の関係で閉館。月平均と1日平均は5ヶ月分として計算。

(3) こども食堂支援事業

共働き家庭やひとり親家庭等で夜遅くまでひとりで過ごす子どもたちの「孤食」を少しでも減らし、子どもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を目的として、安価な料金で食事の提供等を行う「こども食堂」を運営する団体に、その運営費用の一部を補助しています。

こども食堂名	運営団体	令和 6 年度 実施回数/参加人数
	実施場所	
りんかんこども食堂	一般社団法人地域創生会	48 回/931 人
	中央林間 9-3-36 1 階	
もこもこごはん	特定非営利活動法人もこもこ	12 回/242 人
	中央林間 4-10-14 ハウス中央林間 104	
南林間あかりのこども食堂	一般社団法人地域創生会	12 回/252 人
	南林間 1-6-1 TBC ビル八番館 1 階	
子供食堂はぐく	特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	23 回/248 人
	南林間 7-1-15 地域家族しんちゃんハウス南林間	
子供食堂はぐくドゥー	特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	12 回/259 人
	南林間 6-7-3 地域家族しんちゃんハウス西鶴間	
わにわに食堂	特定非営利活動法人さくらの森・親子サポートネット	48 回/1,352 人
	桜森 3-4-13 桜森スクエアⅢ みんなのスペースわにわに	
クレイヨンピピー	社会福祉法人県央福祉会	12 回/368 人
	大和東 1-6-11 ナチュラルカフェクレイヨンピピー	

(こども青少年育成係)

子ども・子育て支援

(4) 放課後児童クラブ事業

ア. 公営及び委託民営放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病等により昼間、保護者が家庭にいない等の児童に対し、授業の終了後に小学校の
 余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供し、対象児童の健全育成を図ることを目的として、
 市内 19 小学校区すべてに公営及び事業委託した民営の「放課後児童クラブ」を開設しています。

公営及び委託民営放課後児童クラブ設置状況

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

児童クラブ名	所 在 地	電 話	開設年月日	入会児童数
中央林間児童クラブ	中央林間 9-54-1 (中央林間小内)	276-3579	S61. 4. 1	171
北大和児童クラブ	下鶴間 685 (北大和小内)	276-8142	S63. 4. 1	109
緑野児童クラブ	中央林間西 5-3-1 (緑野小内)	276-5175	S60. 9. 1	192
林間児童クラブ	林間 1-5-18 (林間小内)	272-1919	H10.10. 1	209
大野原児童クラブ	上草柳 7-4-26 (大野原小内)	264-7830	S61. 4. 1	118
大和児童クラブ	深見西 8-7-1 (大和小内)	264-3321	H 8. 4. 1	121
大和東児童クラブ	深見 1805 (大和東小内)	262-3388	H12. 4. 1	110
文ヶ岡児童クラブ	桜森 3-16-31 (文ヶ岡小内)	264-7974	H12. 4. 1	66
草柳児童クラブ	中央 3-6-1 (草柳小内)	263-0265	S60. 9. 1	54
深見児童クラブ	深見台 2-9-1 (深見小内)	263-8983	S62. 4. 1	106
柳橋児童クラブ	柳橋 1-17-7 (柳橋小内)	264-7817	S61. 4. 1	93
引地台児童クラブ	草柳 3-1-2 (引地台小内)	261-1914	H21. 4. 1	63
桜丘児童クラブ	上和田 832 (桜丘小内)	269-7339	S60. 9. 1	65
福田児童クラブ	福田 5-22-1 (福田小内)	269-7239	S60. 9. 1	99
上和田児童クラブ	上和田 2695 (上和田小内)	268-8755	H 3. 4. 1	44
渋谷児童クラブ	渋谷 7-10 (渋谷小内)	269-7340	S60. 9. 1	118
下福田児童クラブ	福田 570 (下福田小内)	269-5216	S61. 4. 1	107
学童保育レインボー クラブ※	南林間 9-1-24 (南林間小学校区)	276-5525	S57. 4. 1	77
西鶴間わんぱく児童 健全育成クラブ※	南林間 1-13-3 (西鶴間小学校区)	276-5612	S56. 4. 6	84
入会児童数合計				2,006

※市からの業務委託による運営

(こども青少年育成係)

イ. 民営放課後児童クラブ

公営及び委託民営放課後児童クラブに入会できない（入会保留）児童を受け入れた、9ヶ所の民営放課後児童クラブに補助金を交付しています。

民営放課後児童クラブ設置状況

（令和7年5月1日現在）

児童クラブ名	主な 小学校区	所 在 地	電 話	設立年月日	入会児童数
あさひキッズクラブ	中央林間小	中央林間 4-21-3	208-4111	H27. 4. 1	11
WARABE キンダーハウス	北大和小	下鶴間 413-5	273-0038	H17.10. 1	71
つきみ野学童クラブ HAPPY KIDS CLUB	北大和小	下鶴間 423-1	283-0660	H20. 4. 1	29
レインボークラブ つきみ野	北大和小	つきみ野 2-7-4	409-0508	H31. 1. 1	61
レインボークラブ 緑野	緑野小	中央林間西 5-4-43	204-8512	R 5. 4. 1	42
レインボークラブ 林間	林間小	林間 1-5-8	070-1263- 0684	R 7. 4. 1	28
あかりのまなび舎	林間小	南林間 1-6-1	080-6427- 5656	R 6. 4. 1	24
地域家族しんちゃん ハウス（南林間）	南林間小	南林間 7-1-15	275-7955	H13.10. 1	68
地域家族しんちゃん ハウス（西鶴間）	西鶴間小	南林間 6-7-3	207-4693	H26. 4. 1	101
入会児童数合計					435

（こども青少年育成係）

（5）親子ふれあい推進事業（親子ナイトウォークラリー）

親子で大和市の史跡、名所を歩き、郷土愛を深め育てながら、チームワーク、注意力、決断力を養い、親子のふれあいを深めることにより青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年指導員連絡協議会に事業を委託して開催しています。

日時 令和6年7月13日（土）

コース 下福田小学校をスタートする3コース（4km、6km、8km）

応募者 460人 124チーム

当選者 391人 108チーム

内容 2～7人の親子を一組とし、コマ地図に従い歩き、チェックポイントの問題に回答しながら、ゴールを目指します。順位は、隠しタイムや、各チェックポイントの得点などで競います。

（こども青少年活動推進係）

子ども・子育て支援

(6) こども体験事業

子どもたちが、様々な体験を通して、豊かな感性やリーダーシップ等を育み主体的に活動できる青少年を育成することを目的に実施しています。令和6年度については訪問先を福島県会津地域とし、食べることの意味や大切さについて考えるとともに、歴史探索や農業体験、農泊体験など様々な体験を行いました。

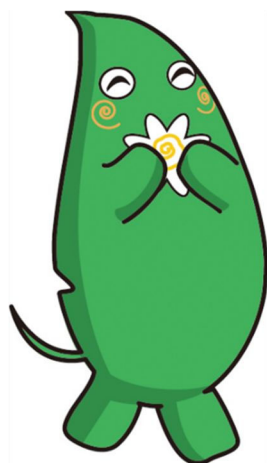
また、宿泊研修での体験を振り返り、感想や学んだことを青少年健全育成大会で発表しています。

事業内容 2泊3日の現地宿泊研修以外に、事前研修2回、事後研修3回、活動発表を実施

実行委員会 一般公募による高校生以上の青少年6人、青少年育成活動や事業に関する専門的な知識を持つ団体などの団体代表5人、計11人で構成される実行委員会を組織し、事業の企画・運営を委託して実施

参加者 小学生22人、中学生8人（※参加者30名のうち1名途中辞退）
(こども青少年活動推進係)

8. 国民健康保険 後期高齢者医療制度 国民年金



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

国 民 健 康 保 険	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	288				
(1) 国民健康保険被保険者の資格	288			○	
(2) 国民健康保険被保険者数の推移	288			○	
2. 保険税	288				
(1) 国民健康保険税率等	288			○	
ア. 算定	289			○	
イ. 納付方法	289			○	
ウ. 緩和措置及び軽減制度	289			○	
エ. 減免制度	289			○	
3. 保険給付	290				
(1) 保険給付	290		○	○	
(2) 一部負担の額	290		○		
(3) 一部負担金の減免、徴収猶予	291		○		
(4) 保険給付の推移	291		○	○	
4. 保健事業	293				
(1) 総合健康診断（人間ドック）検査料の助成	293			○	
(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用の啓発	294			○	
(3) 医療費通知の送付	294			○	
5. オンライン申請ができる保険年金課関係の手続き	295			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
0歳～	国民健康保険法 国民健康保険条例	S25. 3	保 険 年 金 課
0歳～	//	//	//
0歳～	国民健康保険法 地方税法 国民健康保険税条例	S25. 3	保 険 年 金 課
0歳～	//	//	//
0歳～	//	//	//
0歳～	//	//	//
0歳～	//	//	//
0歳～	国民健康保険法 国民健康保険条例	S25. 3	保 険 年 金 課
0歳～	//	//	//
0歳～	//	H19. 4	//
0歳～	//	//	//
30歳～	国民健康保険法 国民健康保険条例	S25. 3	保 険 年 金 課
0歳～	//	//	//
0歳～	//	//	//
0歳～	国民健康保険法 国民健康保険条例 高齢者の医療の確保に関する法律 国民年金法	R 6. 1	//

後期高齢者医療制度

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	296				
(1) 後期高齢者医療制度の被保険者の資格	296		○	○	
(2) 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移	296		○		
2. 保険料	296				
(1) 後期高齢者医療保険料等	296		○	○	
ア. 算定	296		○		
イ. 納付方法	296			○	
ウ. 減免	297		○		
3. 保険給付	297				
(1) 給付の種類	297		○		
(2) 医療費の状況	298		○		

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
75歳～※	高齢者の医療の確保に関する法律	H20. 4	保 険 年 金 課
75歳～※	//	//	//
75歳～※	高齢者の医療の確保に関する法律	H20. 4	保 険 年 金 課
75歳～※	//	//	//
75歳～※	//	//	//
75歳～※	//	//	//
75歳～※	高齢者の医療の確保に関する法律	H20. 4	保 険 年 金 課
75歳～※	//	//	//

※65～74歳で一定の障がいの状態にあることにより神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者を含む

国 民 年 金	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	299				
(1) 国民年金の被保険者	299	○			
(2) 国民年金被保険者数の推移	299	○			
2. 保険料	300				
(1) 国民年金保険料	300	○			
ア. 納付方法	300	○			
イ. 免除制度	300	○			
(ア) 法定免除（障害年金受給者、生活保護受給者等）	300	○			
(イ) 申請免除（低所得者、災害罹災者、失業者等）	300	○			
(ウ) 納付猶予制度	300	○			
(エ) 学生納付特例制度	300	○			
(オ) 産前産後保険料免除	300	○			
(2) 免除制度の申請期間、承認期間、免除審査基準対象者	301	○			
3. 年金給付	302				
(1) 年金額	302	○			
(2) 国民年金の受給要件	303	○			

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
20歳～	国民年金法	S35. 1	保 険 年 金 課
20歳～	//	//	//
20歳～	国民年金法	S35. 1	保 険 年 金 課
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	国民年金法	S35. 1	保 険 年 金 課
20歳～	//	//	//

国民健康保険

国民健康保険制度

国民健康保険制度は誰もが安心して医療を受けられるよう、職場の健康保険や後期高齢者医療制度等に参加していないすべての住民が加入する医療保険制度であり、大和市では昭和 25 年 3 月から事業を開始している。

1. 被保険者

(1) 国民健康保険被保険者の資格

大和市内に住所を有する者は、職場の健康保険、75 歳以上が加入する後期高齢者医療制度及び生活保護を受給している者を除き、すべての者が加入者となる。

(2) 国民健康保険被保険者数の推移

世帯数・被保険者数

	4	5	6
世帯数(世帯)	31,113	30,198	29,237
被保険者数(人)	45,278	43,286	41,287
加入世帯割合(%)	25.89	24.82	23.76
加入被保険者割合(%)	18.53	17.66	16.80
一世帯当たりの被保険者数(人)	1.45	1.43	1.41

(国保年金係)

令和 6 年度の被保険者増減内訳

年度中 増	転入		社保 離脱	生保 廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		(再掲) 他県からの転入						
	1,744	790	7,310	147	139	0	1,186	10,526
年度中 減	転出		社保 加入	生保 開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		(再掲) 他県への転出						
	1,784	605	6,634	289	331	2,438	1,050	12,526

(国保年金係)

2. 保険税

(1) 国民健康保険税率等

令和 6 年度国民健康保険税率等

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分※	7.80%	24,600 円	25,200 円	65 万円
支援分※	2.95%	10,200 円	10,200 円	24 万円
介護分※	2.70%	12,600 円	9,000 円	17 万円

※医療分・支援分は被保険者全員、介護分は 40 歳以上 65 歳未満の被保険者に課税

(国保年金係)

ア. 算定

所得割：被保険者の前年の所得に応じて計算（（前年中の総所得金額等－基礎控除）×税率）

均等割：世帯内の被保険者数に応じて計算（被保険者数×税額）

平等割：1世帯に対し課税（1世帯当たり×税額）

イ. 納付方法

65歳以上75歳未満の世帯主で条件に該当する場合は原則年金から天引き（特別徴収）

年度の途中で加入した場合や特別徴収以外は納付書または口座振替等で支払い（普通徴収）

ウ. 緩和措置及び軽減制度

以下のような場合に、保険税の緩和措置及び軽減制度が適用される。

- (ア) 75歳以上になり国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者と国民健康保険加入者が混在する国民健康保険単身世帯の場合

医療分、支援分の平等割額は最初の5年間は半額、国民健康保険単身世帯は平等割額も2年間半額

- (イ) 65歳未満で倒産、解雇や雇止めなどにより離職し、雇用保険受給資格者証の離職理由コード「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」の場合（申請必要）

離職日の翌日から翌年度末までの期間、前年の給与所得を30/100とみなして保険税を算定

- (ウ) 国民健康保険に未就学児（小学校入学前の児童）が加入している場合

未就学児の均等割額を5割軽減

- (エ) 国民健康保険の被保険者が出産する場合（申請必要）

産前産後期間の均等割額と所得割額を免除

単胎妊娠（出産）：出産予定日（出産日）が属する月の前月から出産予定日（出産日）の翌々月までの4か月

多胎妊娠（出産）：出産予定日（出産日）が属する月の3か月前から出産予定日（出産日）の翌々月までの6か月

エ. 減免制度

以下のような場合に、申請により保険税の減免制度が適用される。

- (ア) 75歳以上になり被用者保険から後期高齢者医療制度に移行した者に扶養されていた65歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯の場合

所得割額は課税されず、均等割額は2年間は半額、国民健康保険単身世帯は平等割額も2年間半額

- (イ) 財産を損失（災害・盗難等）した場合（前年世帯所得600万円以下）

前年の所得額・被害の程度によって所得割額・均等割額・平等割額の12.5%～100%を減免

- (ウ) 収入が著しく減った（病気・事業の廃止等）場合

生活保護水準（生活保護法の最低生活費）に対する世帯の収入状況によって所得割額の40%～100%を減免

国民健康保険

(エ) 刑務所もしくは矯正施設などに収監されている期間がある場合

所得状況にかかわらず、入所対象者の入所日の翌月～出所日の前月に相当する額を減免

3. 保険給付

(1) 保険給付

国民健康保険被保険者の疾病、負傷等に必要な保険給付を行う。

保険給付の種類

	給付実施義務 による分類		給付形態に よる分類
療養の給付	法定給付	絶対的 必要給付	現物給付
入院時食事療養費			
入院時生活療養費			
保険外併用療養費			
訪問看護療養費			
療養費			
特別療養費		相対的 必要給付	現金給付
移送費			
高額療養費			
高額介護合算療養費			
出産育児一時金			
葬祭費			
傷病手当金その他	任意給付		

(保険給付係)

(2) 一部負担の額

国民健康保険法第 42 条第 1 項に基づき、定率負担である。

① 以下の者を除く (=②、③以外) : 3 割

② 70 歳に達する日の属する月の翌月以後から 75 歳の誕生日まで ※

70 歳以上現役並所得者 : 3 割

現役並所得者以外の 70 歳以上一般の者 : 2 割

③ 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前 (未就学児) : 2 割

※70 歳から 74 歳までの被保険者 (高齢受給者) の負担区分

毎年度 8 月 1 日に定期判定を行い、3 割負担となる現役並所得者、それ以外の 2 割負担になるものかを判定する。なお、世帯の異動等 (世帯分離、世帯合併、年齢到達等) がある場合で、世帯に継続性があるときは、随時判定により変更後の負担区分を翌月の初日から適用する。

(3) 一部負担金の減免、徴収猶予

特別の理由により、一部負担金の支払いが困難と認められる場合には、一部負担金の免除、減額、徴収猶予を一定期間に限り受けることができる。特別の理由とは、以下のいずれかに該当する状態となり、生活が困窮し、一部負担金の納付が困難と認められる場合に限る。

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休止又は廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ④ ①～③に掲げる事由に類する事由があったとき。

(保険給付係)

(4) 保険給付の推移

① 療養の給付等

疾病または負傷に対する保険給付では、現物給付としての療養の給付が原則とされている。

療養の給付とは、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護並びに病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を指し、同様に現物給付が行われる入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費を含めて、療養の給付等とされる。

	4	5	6
件数（件）	758,779	742,661	712,444
費用額（円）	16,500,107,474	16,178,274,530	15,587,864,487
保険者負担額（円）	12,110,053,212	11,839,622,256	11,381,437,343

(保険給付係)

② 療養費

旅行中に急病にかかり、保険医療機関等がないため、それ以外の医療機関で治療を受けた場合など、被保険者が療養の給付等を受けられなかった場合に事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金給付制度であり、慣行として療養費払が行われている治療用装具（コルセット等）やその性格上現物給付ができない生血輸血（保存血は現物給付）等の代金に係る償還払を含む。

	4	5	6
件数（件）	20,127	18,818	17,219
費用額（円）	198,733,817	191,270,390	182,277,624
保険者負担額（円）	144,732,788	139,135,734	132,805,587

※特別療養費及び移送費を含む。

(保険給付係)

国民健康保険

③ 高額療養費

被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。給付形態としては現金給付であるが、限度額適用認定を受けた場合は現物給付化されている。

	4	5	6
件数（件）	30,008	28,548	27,027
給付額（円）	1,783,641,292	1,799,337,319	1,773,976,080

（保険給付係）

高額療養費自己負担限度額

70 歳未満含む世帯全体又は 70 歳未満

所得区分		3 回目まで	4 回目以降 ※1
ア	所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費-842,000) × 1%	140,100 円
イ	所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費-558,000) × 1%	93,000 円
ウ	所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費-267,000) × 1%	44,400 円
エ	所得 210 万円以下 (住民税非課税除く)	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※毎年 8 月 1 日に、その年度の所得（基礎控除後の総所得金額等）で判定

※自己負担額が 21,000 円以上のものが高額療養費の合算対象

※1 過去 12 か月間に、同一世帯での支給が 4 回以上あった場合は、4 回目以降の限度額を超えた分を支給
（保険給付係）

70～74 歳

負担割合	所得区分		外来 + 入院	
			外来（個人）	（世帯単位）
3 割	現役並所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円 + (総医療費-842,000) × 1%	※1
		Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円 + (総医療費-558,000) × 1%	※2
		Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円 + (総医療費-267,000) × 1%	※3
2 割	一般（課税所得 145 万円未満等）		18,000 円	※4
	低所得者Ⅱ		8,000 円	※5
	低所得者Ⅰ		8,000 円	24,600 円

※毎年 8 月 1 日に、その年度の所得（基礎控除後の総所得金額等）で判定

※75 歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ 2 分の 1

※1 過去 12 か月以内に、限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 140,100 円

※2 過去 12 か月以内に、限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 93,000 円

※3 過去 12 か月以内に、限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円

※4 8月～翌年7月の年間限度額（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来自己負担額の合計の限度額）は144,000円

※5 過去12か月以内に、限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円
（保険給付係）

④ 高額介護合算療養費

医療保険制度においては高額療養費の支給により、介護保険制度においては高額介護サービス費（高額介護予防サービス費）の支給により、それぞれの給付に係る自己負担限度額について月単位で上限を設け、負担の軽減が図られているところであるが、医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合算額についても限度額を設け、さらに負担の軽減が図られている。

	4	5	6
件数（件）	112	103	115
給付額（円）	3,313,969	3,365,962	3,759,585

（保険給付係）

⑤ その他の給付

大和市国民健康保険条例の定めるところにより、出産育児一時金の支給及び葬祭費の支給を行う。

出産育児一時金

	4	5	6
件数（件）	153	140	150
給付額（円）	63,358,877	69,325,118	75,213,330

（保険給付係）

葬祭費

	4	5	6
件数（件）	335	282	275
給付額（円）	16,750,000	14,100,000	13,750,000

（保険給付係）

4. 保健事業

(1) 総合健康診断（人間ドック）検査料の助成

大和市国民健康保険の加入者を対象に、生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を目的として指定医療機関での総合健康診断（人間ドック）検査料を助成している。なお、人間ドックの受診結果を特定健康診査に反映することについて同意を得た場合は、当該受診結果を当該申請者に係る特定健診の受診結果とみなしている。

	4	5	6
申請件数	100	91	102

（保険給付係）

国民健康保険

(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用の啓発

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合、薬代が一定以上安くなる可能性のある被保険者に、年に２回（９月、３月）、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付し、医療費適正化の周知・啓発を行っている。

	4	5	6
送付件数	213	347	77

（保険給付係）

(3) 医療費通知の送付

被保険者から徴収する保険税を有効に使うため、健康に対する意識や、国民健康保険制度に対する認識を深めてもらうことを目的に、年に２回（１月、３月）、医療費のお知らせ（一部医療費を除く）を送付している。

	4	5	6
送付件数	52,453	50,904	49,342

（保険給付係）

5. オンライン申請ができる保険年金課関係の手続き

国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金の一部手続は、神奈川県電子自治体共同運営(e-kanagawa 電子申請)またはマイナポータル（ぴったりサービス）から、オンライン申請が可能である。

オンライン申請ができる保険年金課関係の手続き一覧

e-kanagawa 電子申請	
大和市人間ドック利用券申請	

マイナポータル(ぴったりサービス)	
国民健康保険 （カテゴリ：国民健康保険）	
1	国民健康保険の加入届（社会保険等離脱、生活保護廃止、大和市への転入、出生）
2	国民健康保険の脱退届（社会保険等加入、大和市外への転出）
3	国民健康保険の変更届（大和市内で住所や氏名、世帯主に変更があったとき）
4	国民健康保険の資格情報のお知らせ・資格確認書の再交付申請
5	非自発的失業をされた人の国民健康保険税軽減申請
6	旧被扶養者の国民健康保険税の減免申請
7	産前産後期間の国民健康保険税の軽減申請
8	国民健康保険の納税義務者が亡くなったときの相続人代表者届出
9	国民健康保険税の簡易申告（海外から転入した人向け）
10	国民健康保険限度額適用認定証の交付申請
11	国民健康保険特定疾病療養受療証の交付申請
12	国民健康保険の被保険者が亡くなったときの葬祭費の支給申請
13	直接支払制度を利用しなかったときの出産育児一時金の支給申請
後期高齢者医療 （カテゴリ：健康・医療）	
1	後期高齢者医療資格確認書などの再交付申請
2	後期高齢者医療の負担区分が記載された資格確認書（旧 限度額適用認定証）申請書の送付希望
3	後期高齢者医療特定疾病療養受療証の交付申請
4	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときの葬祭費の支給申請
5	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときの後期高齢者医療関係通知の送付先変更届出
国民年金	
1	国民年金への加入（資格取得、種別変更）
2	保険料の免除・納付猶予申請、学生納付特例の申請、産前産後免除該当の届出
3	付加保険料納付（または辞退）の申出
4	保険料の口座振替納付（または辞退）の申出

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、少子高齢化による医療費の増大に対し、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするために創設された社会保険制度であり、平成 20 年 4 月から施行されている。

運営主体は県内すべての市町村が加入する神奈川県後期高齢者医療広域連合であり、市町村と連携しながら制度を運営している。

1. 被保険者

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者の資格

次のいずれかに該当する者

- ① 75 歳以上の者（生活保護を受けている場合などは、被保険者とはならない）
- ② 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者

(2) 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移

	4	5	6
75 歳以上	31,184	32,321	33,319
65 歳以上 75 歳未満で障がい認定を受けた者	33	35	42
合 計	31,217	32,356	33,361

（高齢者保険係）

2. 保険料

(1) 後期高齢者医療保険料等

	5	6	7
均等割額	43,100 円	45,900 円	45,900 円
所得割率 ※1	8.78 %	10.08 %	10.08 %
年間保険料限度額 ※2	660,000 円	800,000 円	800,000 円

（高齢者保険係）

ア. 算定

保険料は、被保険者一人ずつで算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になる。「所得割額」は被保険者の「賦課のもととなる所得金額※3」に「所得割率」を乗じた額になる。

※1 所得割率について、令和 6 年度に限り、一部の被保険者は 9.43%を乗じていたが、令和 7 年度は一律 10.08%となる。

※2 限度額について、令和 6 年度に限り一部の被保険者は 73 万円を上限額としていたが、令和 7 年度は一律 80 万円を上限とする。

※3 「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額、株式・土地建物等の長期（短期）譲渡所得金額などの合計から、地方税法に定める基礎控除（43 万円）を控除した額である。（前年の合計所得金額が、2,400 万円を超える場合は基礎控除額が異なる。）

イ. 納付方法

特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替又は納付書払いなど）がある。

ウ. 減免

以下に該当するときは、申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合がある。

- (ア) 地震、台風や洪水、火事などの災害により損害を受けたとき
- (イ) 長期入院、失業、事業の休廃止、世帯主の死亡などにより所得が著しく減少したとき
- (ウ) 刑事施設などへ拘禁され給付の制限が行われているとき

3. 保険給付

(1) 給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費	医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ずマイナ保険証または資格確認書等を提示できず、全額自己負担した場合等
	移送費	治療を受けるために緊急的に医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	月間の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
	高額療養費 (外来年間合算)	年間の外来に係る医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合（基準日時点で所得区分が一般Ⅰ・Ⅱ又は区分Ⅰ・Ⅱの者が対象）
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合
	葬祭費	被保険者の葬祭を行った場合
	新型コロナウイルス感染症等に伴う傷病手当金（時限的措置）	新型コロナウイルス感染症等の療養のために休業し、給与等の収入を受けられなかった場合

（高齢者保険係）

後期高齢者医療制度

(2) 医療費の状況

令和 5 年度の医療費の状況

(上段：件数、下段：金額 (単位：円))

	総数	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
総 額	982,082 27,834,478,423	24,010,649,503	1,323,381,343	2,315,960,859	184,486,718
現物給付費 (入院／医科)	18,937 12,660,125,920	10,880,979,870	996,393,117	711,784,112	70,968,821
現物給付費 (入院／歯科)	53 18,175,070	14,599,311	1,998,657	1,458,168	118,934
現物給付費 (食事／生活)	17,364 478,017,276	212,269,056	—	262,341,140	3,407,080
現物給付費 (医科)	465,321 7,896,701,030	6,741,182,030	225,689,927	878,082,855	51,746,218
現物給付費 (歯科)	97,201 1,315,179,340	1,123,422,227	4,059,524	182,666,258	5,031,331
現物給付費 (調剤)	369,653 4,619,171,030	3,949,946,404	64,015,136	568,163,225	37,046,265
現物給付費 (訪問看護)	3,092 469,794,510	402,959,562	31,224,982	22,392,042	13,217,924
現金給付費	27,825 377,314,247	685,291,043	—	-310,926,941	2,950,145
葬祭費	1,630 81,500,000	—	—	—	—

※総額の件数は、現物給付費（食事／生活）の件数を除く

(高齢者保険係)

神奈川県後期高齢者医療広域連合事業報告書より

国民年金

国民年金はすべての人に生涯に渡って基礎年金を支給する老後を支える終身の制度である。

また、老後だけではなく、加入者が病気や事故で障害が残ったときや生計維持者が死亡したときの不測の事態に備える社会保障制度であり、昭和 36 年 4 月から運用されている。

1. 被保険者

(1) 国民年金の被保険者

第 1 号被保険者…20 歳以上、60 歳未満の農業者、自営業者、学生、無職の人など

第 2 号被保険者…会社員・公務員など

第 3 号被保険者…第 2 号被保険者に扶養されていて、年収 130 万円未満の 20 歳以上 60 歳未満の配偶者

(2) 国民年金被保険者数の推移

区分		4	5	6
被保険者総数（人）		45,764	44,756	43,551
	男	15,168	15,000	14,945
	女	30,596	29,756	28,606
	強制	28,154	27,833	27,444
	男	14,798	14,627	14,559
	女	13,356	13,206	12,885
	任意	385	394	422
	男	155	149	162
	女	230	245	260
	第 3 号被保険者	17,225	16,529	15,685
	男	215	224	224
	女	17,010	16,305	15,461
加入率（％）		18.8	18.3	17.8
保険料免除者（人）		11,156	10,971	11,137
法定免除		2,200	2,324	2,374
申請免除		4,634	4,517	4,590
納付猶予制度・学生納付特例制度		4,307	4,116	4,152
産前産後保険料免除		15	14	21

（国保年金係）

国民年金

2. 保険料

(1) 国民年金保険料

(単位：円)

	5	6	7
月額	16,520	16,980	17,510

※各年度定額

(国保年金係)

ア. 納付方法

納付書、口座振替、クレジットカード、スマホアプリ、ねんきんネットでの支払い、前納が可能。

イ. 免除制度

以下に該当するときは、申請により国民年金の支払いの免除又は支払い猶予が適用される。

(ア) 法定免除（障害年金受給者、生活保護受給者等）

障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金を受けられるとき

生活保護法による生活扶助を受けているとき

厚生労働大臣が指定する施設（国立ハンセン療養所など）に入所しているとき

(イ) 申請免除（低所得者、災害罹災者、失業者等）

第1号被保険者本人、保険料連帯納付義務者である世帯主、配偶者のいずれもが、経済的理由や災害に罹災したなどの事由で保険料を納めるのが困難なとき

保険料の全額あるいは一部の納付が免除（原則7月から翌年6月まで）

(ウ) 納付猶予制度

第1号被保険者本人（20歳以上30歳未満または30歳以上50歳未満）及び保険料連帯納付義務者である「申請者の配偶者」のいずれもが、全額免除の免除基準に該当したとき

保険料の納付義務が猶予される（原則7月から翌年6月まで）

(エ) 学生納付特例制度

20歳以上の学生や生徒で、前年の所得が承認基準に該当したとき

保険料の納付義務が猶予される（原則4月から翌年3月まで）

(オ) 産前産後保険料免除

第1号被保険者が出産したとき

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎の場合は、出産予定又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）の保険料が免除される

(2) 免除制度の申請期間、承認期間、免除審査基準対象者

制度	申請期間	承認期間	免除審査基準対象者	単身者の所得基準額	承認区分に応じた保険料納付額(※)
法定免除	免除基準該当時	免除基準該当期間	本人	—	月額 0 円
全額免除	申請日より原則2年1か月前まで遡及申請可	7月～翌年6月	本人、配偶者、世帯主	67万円	月額 0 円
4分の3免除		7月～翌年6月	本人、配偶者、世帯主	88万円	月額 4,250 円
半額免除		7月～翌年6月	本人、配偶者、世帯主	128万円	月額 8,490 円
4分の1免除		7月～翌年6月	本人、配偶者、世帯主	168万円	月額 12,740 円
学生納付特例		4月～翌年3月	本人	128万円	月額 0 円
納付猶予		7月～翌年6月	本人、配偶者	67万円	月額 0 円
産前産後保険料免除	出産予定日の6か月前から申請できる	・ 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間 ・ 多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間	本人	—	月額 0 円

※金額は令和6年度

(国保年金係)

国民年金

3. 年金給付

(1) 令和6年度の年金額

(単位：円)

年金の種類		年額	月額
老齢基礎年金（満額）		816,000 (813,700)	68,000 (67,808)
障害基礎年金			
	(1 級)	1,020,000 (1,017,125)	85,000 (84,760)
	(2 級)	816,000 (813,700)	68,000 (67,808)
	子の加算額		
	(1 人目・2 人目)	234,800	19,566
	(3 人目以降)	78,300	6,525
遺族基礎年金（妻・夫が受給）			
	子が 1 人	1,050,800 (1,048,500)	87,566 (87,375)
	子が 2 人	1,285,600 (1,283,300)	107,133 (106,941)
	子が 3 人	1,363,900 (1,361,600)	113,658 (113,466)
遺族基礎年金（子が受給）			
	1 人	816,000	68,000
	2 人（1 人当たり）	525,400	43,783
	3 人（1 人当たり）	376,366	31,363
	10 年年金（旧法） ※1	(494,340)	(41,195)
	5 年年金（旧法） ※1	(420,800)	(35,066)
	障害年金（旧法）	障害基礎年金と同額	
母子・準母子・遺児年金（旧法）		遺族基礎年金と同額	
老齢福祉年金（旧法）		(416,900)	(34,741)
（一部支給停止後の額）		(319,100)	(26,591)

※（ ）は昭和31年4月1日以前生まれの人の年金額

(国保年金係)

※1 10 年年金・5 年年金について

国民年金の高齢任意加入の対象となっていた人（明治39年4月2日から明治44年4月1日の間に生まれた人）で、保険料を10年間納付して支給を受けている年金を10年年金、保険料を5年間納付して支給を受けている年金を5年年金という。

10 年年金は、国民年金が施行された日（昭和36年4月1日）から実施されていた。

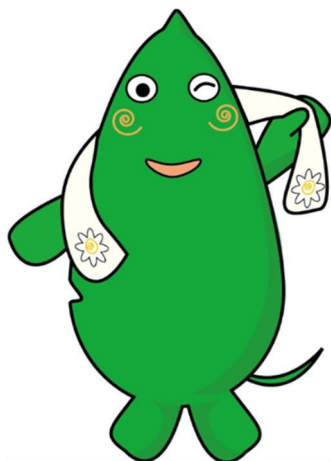
5 年年金は、保険料免除期間は含まれず、加入の申込みは、昭和45年1月～6か月間と、昭和48年10月1日から6か月間の2度にわたって行われた。

(2) 国民年金の受給要件

制度	老齢基礎年金を受け るための資格期間に は	受け取る老齢基礎年 金額には		障害基礎年金や遺族基 礎年金を受けるための 資格期間には	後から保険料 を納めること は
		H21 年 3 月以前の 免除期間	H21 年 4 月以後の 免除期間		
法定免除	資格期間に入る	3 分の 1 反映する	2 分の 1 反映する	保険料を納めたときと 同じ扱いになる	10 年以内なら納めること ができる
全額免除	資格期間に入る	3 分の 1 反映する	2 分の 1 反映する	保険料を納めたときと 同じ扱いになる	
4 分の 3 免除	保険料の 4 分の 1 を 納めると資格期間に 入る	2 分の 1 反映する	8 分の 5 反映する	保険料の 4 分の 1 を納 めると資格期間に入る	
半額免除	保険料の半額を納め ると資格期間に入る	3 分の 2 反映する	4 分の 3 反映する	保険料の半額を納め ると資格期間に入る	
4 分の 1 免除	保険料の 4 分の 3 を 納めると資格期間に 入る	6 分の 5 反映する	8 分の 7 反映する	保険料の 4 分の 3 を納 めると資格期間に入る	
学生納付 特例	資格期間に入る	反映されない		保険料を納めたときと 同じ扱いになる	
納付猶予	資格期間に入る				
産前産後 保険料免除	資格期間に入る	—	H31 年 4 月以降反 映する	保険料を納めたときと 同じ扱いになる	—
未納	資格期間に入らない	反映されない		年金を受けられない場 合もある	2 年を過ぎる と納めること ができない

(国保年金係)

9. 施設の福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

施 設 の 福 祉

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 保健福祉センター	308				
(1) 施設規模	308				
(2) 施設概要	308				
ア. ホール	308			○	○
イ. 保健センター	309			○	○
ウ. 療育センター	309			○	○
エ. 老人福祉センター	310			○	○
オ. 地域福祉センター	310			○	○
カ. 事務室	310			○	○
2. 地域医療センター	311			○	○
3. まごころ地域福祉センター	312				
(1) 施設所在・規模	312				
(2) 施設概要	312				
(3) 指定管理者制度による協定内容	312			○	
4. 障害福祉センター松風園	313			○	
5. 障害者自立支援センター	314	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	大和市保健福祉センター条例	S63. 3	福 祉 総 務 課
	//	//	医 療 健 康 課 すくすく子育て課 障 が い 福 祉 課
	//	//	すくすく子育て課
60歳～	//	//	人 生 100 年 推 進 課
	//	//	社 会 福 祉 協 議 会
	//	//	福 祉 総 務 課
	大和市地域医療センター条例	H19. 4	医 療 健 康 課
	大和市まごころ地域福祉センター条例	H13.10	人 生 100 年 推 進 課
	//	//	//
	//	//	//
	大和市障害福祉センター松風園条例	S52. 5	障 が い 福 祉 課
	大和市障害者自立支援センター条例	H18. 4	//

施設の福祉

1. 保健福祉センター

昭和 63 年 3 月竣工、4 月開館。

この施設は、保健センター・療育センター・老人福祉センター・地域福祉センター及びホール等からなる施設である。

高齢者、障がい者、母子家庭などの福祉増進と、住民の健康づくりのため、相互に深い関連のある施設を 1 か所に集約し、大和市の保健福祉活動推進の拠点となっている。

(1) 施設規模

① 所在地	大和市鶴間一丁目 31 番 7 号		
② 敷地面積	7,174.80 m ²	(保健福祉センター 5,949.76 m ² 、別館 1,225.04 m ²)	
③ 建築面積	2,680.04 m ²	(保健福祉センター 2,254.77 m ² 、別館 425.27 m ²)	
④ 延床面積	9,087.38 m ²	(保健福祉センター 7,730.84 m ² 、別館 1,356.54 m ²)	
地階	1,106.54 m ²	4 階	1,088.10 m ²
1 階	1,945.16 m ²	5 階	1,086.03 m ²
2 階	1,293.54 m ²	塔屋	139.76 m ²
3 階	1,071.71 m ²	別館	1,356.54 m ²

(2) 施設概要

ア. ホール 1 階

舞台、放送室、映写室、調光室、控室、照明及び音響設備等

400 人収容。一般市民の幅広い利用に供するため、客席を電動式の移動客席とすることで、高齢者や障がい者のスポーツ及び健康増進の軽運動の場とするほか、各種講演会、踊り、ピアノの発表会等多目的に利用する。

ホール利用状況

	4	5	6
件 数	0	15	395
人 数	0	450	28,912

※令和 5 年度 3 月より、一般利用再開
(福祉総務課政策調整係)

利用手続

ホールの使用申請は、市内の保健福祉団体等は使用日の属する月の 8 か月前の初日から 10 日前まで、市内の団体等は使用日の属する月の 6 か月前の初日から 10 日前まで、市外の団体等は使用日の属する月の 4 か月前の初日から 10 日前まで、国又は他の地方公共団体は使用日の属する月の 1 年前の初日から 10 日前までとする。音響・照明設備等は、別途料金とする。

ホール使用料

(単位:円)

使用日	使用時間帯	午 前	午 後	夜 間	全 日
		9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30	9:00～21:30
	時 間	3 時間	4 時間	4 時間	12 時間30 分
平 日	基 本	8,000	11,000	13,000	32,000
	入場料金 3,000 円以上	16,000	22,000	26,000	64,000
	舞台のみ使用	2,400	3,300	3,900	9,600
土・日曜日 ／祝日	基 本	10,000	14,000	18,000	42,000
	入場料金 3,000 円以上	20,000	28,000	36,000	84,000
	舞台のみ使用	3,000	4,200	5,400	12,600

(福祉総務課政策調整係)

イ. 保健センター 1 階及び 2 階

検診室、保健指導室、準備室、待合、相談室等

健康相談、健康教育、各種検診等、病気にならないための予防活動等、市民の健康づくり活動を推進する拠点とする。

利用状況

目 的	場 所	4		5		6	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
成人健康教育相談・健診等	検診室 保健指導室	37	3,145	35	2,951	34	3,108
こども相談・教室等	検診室 保健指導室	45	118	59	276	83	750
障がい児者歯科健診等※	診察兼治療室等	10	25	7	22	—	—
合 計		92	3,288	101	3,249	117	3,858

※保健福祉センター2 階の歯科健診室は令和 5 年度をもって廃止しました。

(医療健康課健康診査・がん・感染症予防係、
すくすく子育て課母子保健係、障がい福祉課こころの健康係)

ウ. 療育センター 2 階

観察室、母子通園室、言語指導室、相談室

障がいの早期把握のための活動、各種福祉サービス、自立への助言・指導等、障がい児が必要な時に適切な支援を受けるための発達相談支援システム推進の拠点とする。

利用状況

目 的	場 所	4		5		6	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
相談指導 理学作業療法	母子通園室等	3,359	8,954	3,154	8,356	3,339	8,947

(発達支援係)

施設の福祉

エ. 老人福祉センター 3 階

集会室(舞台付)、浴室、教養娯楽室、機能訓練室、講座室、栄養指導室、屋外運動場、図書及び健康器具コーナー

高齢の方が気軽に利用できる憩いの場として、サークル活動の支援を実施し、生きがいや仲間づくりの拠点とする。

利用状況

目 的	場 所	区分	4	5	6
健康器具	健康器具コーナー	人数	0	311	1,331
団体利用	集会室 教養娯楽室等	人数	16,034	16,018	15,283
		団体数	1,581	1,584	1,546

(長寿福祉係)

オ. 地域福祉センター 4 階

市社会福祉協議会の事務室(ボランティアセンター)、視聴覚室、福祉団体事務室、講習室、録音室

ボランティアの育成、支援、住民への福祉理解の啓発さらには社会福祉協議会をはじめ障がい者団体、母子団体等の各種福祉団体及びボランティア活動の拠点とする。

利用状況

目 的	場 所	4		5		6	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
講習・会議等	講習室Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	484	3,010	532	3,397	1,195	10,310
	視聴覚室	744	6,782	799	8,358	633	5,936
録音奉仕活動	録音室	522	628	515	651	371	636
合 計		1,750	10,420	1,846	12,406	2,199	16,882

(社会福祉協議会)

カ. 事務室 2 階、4 階、5 階、別館

2 階 こども総務課、ほいく課、すくすく子育て課

4 階 医療健康課、人生 100 年推進課

5 階 福祉総務課、障がい福祉課、生活援護課

別館 健康づくり推進課、介護保険課

2. 地域医療センター

休日及び夜間における市民の緊急の医療を確保し、市民の疾病の予防及び健康の増進を図るための施設として、平成 19 年 4 月に開所。

施設の概要

- | | |
|--------|--|
| ① 所在地 | 大和市鶴間 1-28-5 |
| ② 敷地面積 | 1,493.48 m ² |
| ③ 建築面積 | 778.41 m ² |
| ④ 延床面積 | 1,346.62 m ² (1 階 778.41 m ² 2 階 568.21 m ²) |
| ⑤ 施設概要 | 1 階 休日夜間急患診療所 (利用実績は、「保健衛生」169 ページを参照)
2 階 講習室、大和市医師会事務局、大和市医師会訪問看護ステーションなど |

(医療施策推進係)

3. まごころ地域福祉センター

この施設は、福祉拠点のひとつとして、平成 13 年 10 月 1 日に開館した施設である。

高齢の方やその家族から寄せられる相談への総合相談の拠点として「地域包括支援センター」、また、育児相談や子育てサロン・子育てサークル育成等、地域での育児がゆとりをもって楽しめる環境をつくる「子育て支援センター」を主な機能とし、介護保険サービスである「老人デイサービスセンター」も併設された複合的な福祉施設である。

(1) 施設所在・規模

- ① 所在地 大和市柳橋二丁目 11 番地
- ② 敷地面積 1,000.47 m²
- ③ 建築面積 570.50 m²
- ④ 延床面積 1,018.99 m² (1 階：570.50 m²、2 階：448.49 m²)

(2) 施設概要

- 1 階 老人デイサービスセンター、一般浴室、機械浴槽、地域包括支援センター
- 2 階 子育て支援センター、相談室、LSA 室、展示スペースなど

(3) 指定管理者制度による協定内容

公募により、令和 5 年度から令和 9 年度まで、社会福祉法人敬愛会と指定管理の協定（協定期間 5 年間）を締結している。

- ① まごころ地域福祉センターの施設及び備品の維持管理に関する業務
- ② 老人デイサービスに関する業務
- ③ 地域包括支援センターに関する業務 （実績は、「介護保険」132 ページを参照）
- ④ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣（LSA）に関する業務
（実績は、「高齢者の福祉」81 ページを参照）
- ⑤ 子育て支援センターに関する業務 （実績は、「子ども・子育て支援」211 ページを参照）

老人デイサービスの利用実績

	4	5	6
延べサービス提供回数	5,142	4,149	4,597

※令和 4 年度は、社会福祉協議会と指定管理の協定を締結

（人生 100 年推進課）

4. 障害福祉センター松風園

平成 17 年 4 月より、指定管理者制度に基づき「社会福祉法人大和しらかし会」へ運営を委任している。

令和 7 年 4 月 1 日

	児童発達支援センター	障害者生活介護施設
名称	第 1 松風園	第 2 松風園
運営主体	社会福祉法人 大和しらかし会（令和 7 年度～令和 11 年度指定管理者）	
所在地	大和市西鶴間二丁目 24 番 1 号	
敷地面積	2,962.78 m ²	
建物面積	313.78 m ² (共用部分 1,028.6 m ²)	628.18 m ² (共用部分 1,028.6 m ²)
建物構造	鉄筋コンクリート 2 階建て一部地下(機械室)	
開設	昭和 45 年 4 月 福祉施設「松風園」を開設し、老人授産及び心身障がい児訓練事業を開始。 昭和 52 年 4 月 授産部門が福祉施設「共同授産センター」として独立する。	
沿革	昭和 52 年 5 月 児童福祉法に基づく精神薄弱児通園施設として定員 30 人として認可。 昭和 54 年 4 月 定員を 40 人に増員 平成 8 年 4 月 定員を 30 人に減員 平成 17 年 4 月 指定管理者制度導入 平成 24 年 4 月 児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターへ移行。 令和 6 年 4 月 児童福祉法改正に伴い福祉型児童発達支援センターから児童発達支援センターへ移行。	昭和 52 年 5 月 精神薄弱者福祉法に基づく知的障害者更生施設として定員 20 人として認可。 昭和 54 年 4 月 定員を 30 人に増員 昭和 62 年 4 月 定員を 35 人に増員 平成 8 年 4 月 定員を 45 人に増員 平成 15 年 4 月 知的障害者福祉法に基づく指定支援施設として指定を受ける。 平成 17 年 4 月 指定管理者制度導入 平成 20 年 4 月 障害者自立支援法（現行：総合支援法）に基づく生活介護事業へ移行。
目的	児童福祉法に基づいて設置され、就学前の障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がいの家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する障がい者を通所させて、排せつや食事等を介護し、及び創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。
通所人数 (6 年度)	38 人	55 人

(自立支援係)

5. 障害者自立支援センター

平成 18 年 4 月より、指定管理者制度に基づき「社会福祉法人 すずらの会」へ運営を委任している。

令和 7 年 4 月 1 日

名称	大和市障害者自立支援センター
運営主体	社会福祉法人 すずらの会 （令和 3 年度～令和 7 年度指定管理者）
所在地	大和市鶴間一丁目 19 番 3 号
敷地面積	935.95 m ²
建物面積	496.67 m ²
建物構造	軽量鉄骨平屋建て
開設	昭和 28 年に授産事業として開始された福祉施設共同授産センターの業務を継承し、平成 18 年 4 月障がい者の自立を支援する施設として開設。
沿革	<福祉施設共同授産センター> 昭和 28 年 婦人会連絡協議会により、生活困窮者を中心とした授産事業開始、その後、市（当時大和町）が引き継ぐ形で事業を行う。 昭和 45 年 4 月 高齢者の生きがい対策として、老人授産を開始。 昭和 48 年 4 月 一般授産と老人授産を統合し、「共同授産所」に改称。 昭和 52 年 4 月 事業の充実を図るため、大和市鶴間一丁目 28 番 5 号に施設を建設し、名称を「大和市福祉施設共同授産センター」に変更。一般授産（内職・あっせん）老人授産のほか、障がい者・要保護者の授産を開始する。 昭和 56 年 4 月 「大和市高齢者生きがい事業団」の設立に伴い、老人授産を移管。 平成 11 年 4 月 障害福祉課の所属となる。 平成 18 年 3 月 障害者自立支援センターに業務を移行し、福祉施設共同授産センターの業務は終了する。 <大和市障害者自立支援センター> 平成 18 年 4 月 大和市障害者自立支援センター開所 身体・知的障がい者の相談及び就労支援事業を開始。 平成 19 年 4 月 精神障がい者の相談開始、また障害者自立支援法（現行：障害者総合支援法）に基づく就労移行支援事業を開始。
目的	障がいを有する者一人ひとりが個人として尊重され、地域での日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自らの意思と責任に基づいた自己決定と社会参加の支援を図る。

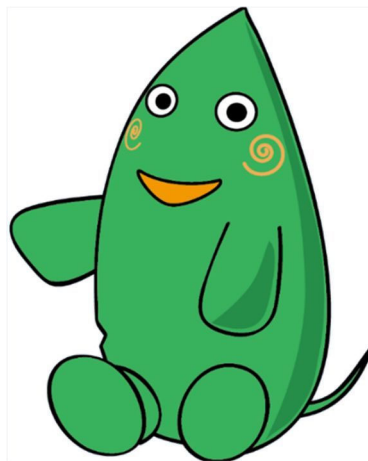
利用状況

	4	5	6
相談支援事業 相談件数	6,228	5,417	5,167
就労移行（訓練）支援 月平均利用者数	18	19	17
就労者数	34	37	35

（こころの健康係）

10. 関連機関

社会福祉法人 大和市社会福祉協議会
公益社団法人 大和市シルバー人材センター



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

大和市社会福祉協議会（１）

	ページ	財 源 内 訳			
		県社協	県共募	市	社協
1. 社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	322				
(1) 財政	322			○	○
(2) 組織	323			○	○
(3) 社協会員会費	324				○
(4) 善意銀行	324				○
(5) 共同募金	325		○		
2. 障がい者の福祉	325				
(1) 心身障がい者施設、団体への助成	325		○		
(2) 生活福祉資金の貸付	325	○			
(3) 車いすの貸出	325				○
(4) 年末たすけあい募金の配分	325		○		
(5) 日常生活自立支援事業（大和あんしんセンター）	326	○		○	
ア. 書類等預かりサービス	326	○		○	
イ. 福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス	326	○		○	
(6) 法人後見事業（大和あんしんセンター）	326				○
3. 高齢者の福祉	326				
(1) 老人福祉団体への助成	326		○		
(2) ふれあいネットワーク事業（地区社協活動支援分）	326			○	
ア. ふれあい訪問事業	326			○	
イ. ミニサロン事業	326			○	
ウ. 個別支援事業	327			○	
(3) 生活福祉資金の貸付	327	○			
(4) 理髪サービス事業	327				○
(5) ふれあいネットワーク事業（ひまわりサロン運営支援分）	327			○	
(6) 日常生活自立支援事業（大和あんしんセンター）	327	○		○	
(7) 法人後見事業（大和あんしんセンター）	327				○
4. 児童・母子の福祉	328				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	社会福祉法人大和市社会福祉協議会定款	S54. 4	総 務 課
	//	//	//
	//	//	//
	//	//	//
	社会福祉法人神奈川県共同募金会大和市支会の設置及び運営に関する規程	H 2.10	県 共 同 募 金 会 大 和 市 支 会
	福祉活動助成金交付要綱	H 1. 4	地 域 支 援 課
	生活福祉資金貸付業務取扱要領	H 2.10	生 活 支 援 課
	車椅子貸出事業実施要綱	S54. 4	ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー
	年末たすけあい運動に関する要綱	H 2.12	地 域 支 援 課
	日常生活自立支援事業実施要綱	H10.10	生 活 支 援 課
	//	//	//
	//	//	//
	法人後見事業実施要綱	H26. 4	//
	福祉活動助成金交付要綱	H 1. 4	地 域 支 援 課
65歳～	大和市ふれあいネットワーク事業（地区社協活動支援分）実施要領	R 6. 4	//
	//	//	//
	//	//	//
	//	//	//
	生活福祉資金貸付業務取扱要領	H 2.10	生 活 支 援 課
	寝たきり高齢者、重度障がい者等理髪サービス事業実施要綱	S53. 4	ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー
65歳～	大和市ふれあいネットワーク事業（ひまわりサロン運営支援分）実施要領	R 6. 4	地 域 支 援 課
	日常生活自立支援事業実施要綱	H10.10	生 活 支 援 課
	法人後見事業実施要綱	H26. 4	//

大和市社会福祉協議会（2）

	ページ	財 源 内 訳			
		県社協	県共募	市	社協
(1) 交通遺児援護金の支給	328				○
(2) 生活福祉資金の貸付	328	○			
(3) 母子福祉団体への助成	328		○		
(4) 年末たすけあい募金の配分	328		○		
5. 低所得者の福祉	328				
(1) 緊急生活資金貸付	328				○
(2) 生活福祉資金貸付	328	○			
(3) 行旅人旅費等の援助	329				○
(4) 生活困窮者自立支援事業	329			○	
(5) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業	329			○	
6. 地域福祉	329				
(1) 地区社協育成・支援事業	329		○	○	○
(2) 広報調査活動	331		○		○
(3) 年末たすけあい募金の配分	331		○		○
(4) 成年後見制度利用促進事業	331			○	
(5) 地域福祉セミナーやまとの開催	332		○		○
(6) ボランティアセンター事業	332			○	○
(7) 緊急援護実施事業	335		○		○
(8) 物品貸出事業	336				○
(9) 災害ボランティアセンター運営関連事業	336				○
(10) 地区社協区割図	338				○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
0歳～20歳未満	かながわ交通遺児援護基金設置運営要綱	H 2.10	総 務 課
	生活福祉資金貸付業務取扱要領	H 2.10	生 活 支 援 課
	福祉活動助成金交付要綱	H 1. 4	地 域 支 援 課
	年末たすけあい運動に関する要綱	H 2.12	//
	緊急生活資金貸付金に関する要綱	S51. 4	生 活 支 援 課
	生活福祉資金貸付業務取扱要領	H13.11	//
	行旅人援護事業実施要領	H15. 4	//
	生活困窮者自立支援法	H27. 4	//
	大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱	R 3. 7	//
			地 域 支 援 課
			//
	年末たすけあい運動に関する要綱	H 2.12	//
	老人福祉法 成年後見制度の利用の促進に関する法律	H30. 4	生 活 支 援 課
			地 域 支 援 課
	やまとボランティアセンターの設置、管理及び運営に関する要綱	R 7. 4	ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー
	災害見舞金等支給要綱	S62. 4	総 務 課
	貸出物品取扱要綱	S52. 4	ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー
			地 域 支 援 課

大和市シルバー人材センター

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	シハ－
1. 公益社団法人大和市シルバー人材センター	339				
(1) 組織	339	○		○	○
(2) 施設所在・規模	339	○		○	○
(3) センターとは	339	○		○	○
(4) 事業実績	340	○		○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
60歳～	公益社団法人大和市シルバー人材センター定款	H 2. 4	シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー
			//
			//
			//

1. 社会福祉法人 大和市社会福祉協議会（略して「社協」）

昭和 52 年 4 月に社会福祉法人となった社協は、「地域住民が主体となって活動できる場づくり」を目標に、民間福祉団体の中核として市行政の理解と市民の皆様の協力に支えられ、様々な地域福祉活動や在宅福祉サービスの推進に取り組んできている。

「住民ひとりひとりの参加を基本に共に支えあう福祉のまちづくり」を基本理念に、地区社会福祉協議会活動やボランティア活動の支援、多様な生活福祉課題に対する相談援助やサービス利用支援、そして、在宅福祉サービスの実施等、幅広い領域において地域福祉事業を展開してきている。

令和 7 年度は、さらに住民主体・住民参加の地域福祉推進に向けて、市行政、地区社会福祉協議会、福祉施設、福祉団体等との連携を密に、地域に根ざした社協活動を積極的に推進していく。

(1) 財政

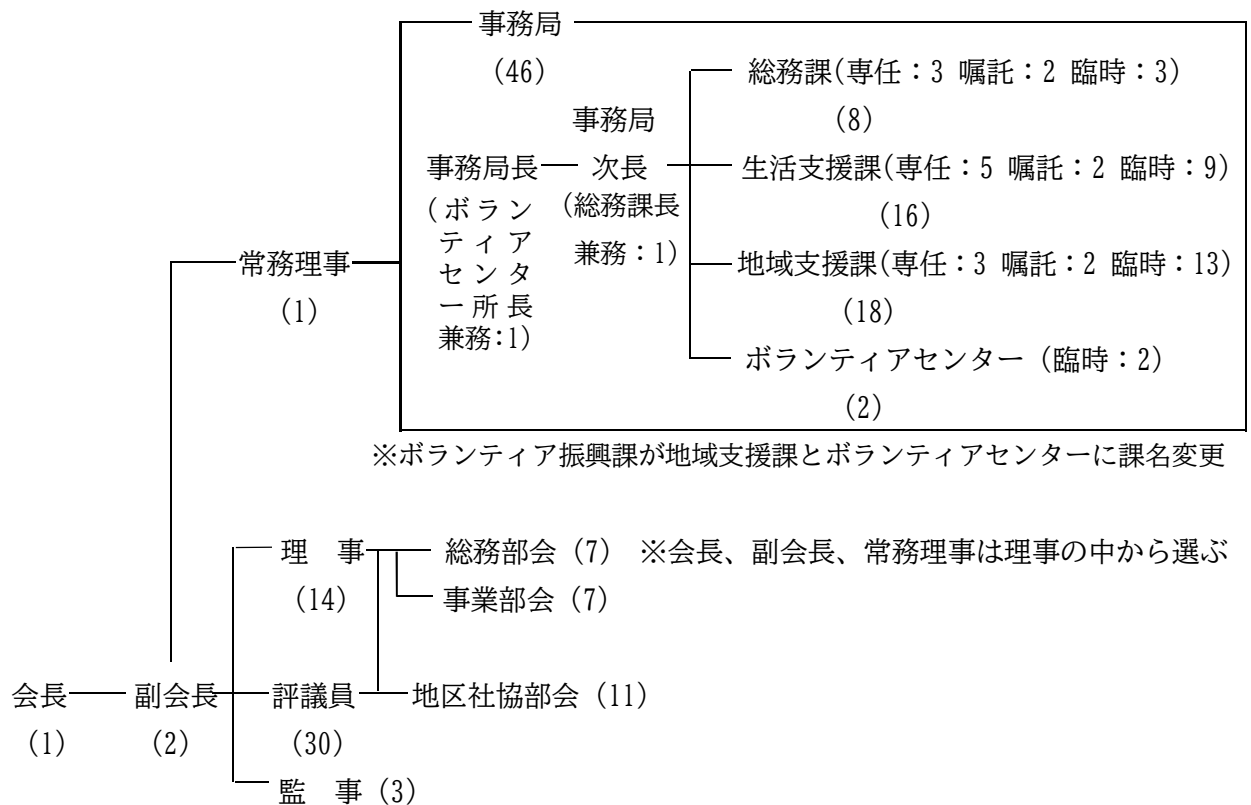
社協の事業は、会員の会費、共同募金の配分金、善意の寄託金及び市・県の補助金で賄われている。

令和 7 年度予算総括表

		当初予算（円）
社 会 福 祉 事 業 区 分		281,024,000
本 部	法人運営	138,378,000
	善意銀行運営事業	2,994,000
	会員募集事業	7,397,000
	広報啓発事業	12,013,000
	緊急貸付事業	375,000
	生活福祉資金事務事業	5,727,000
	生活困窮者自立支援事業	21,362,000
	日常生活自立支援事業	10,866,000
	法人後見事業	974,000
	成年後見制度利用促進事業	20,489,000
福 祉 セ ン タ ー	一般共同募金配分事業	2,330,000
	年末たすけあい配分事業	4,407,000
	地域福祉活動推進事業	13,243,000
	障がい者支援事業	1,535,000
	ふれあいネットワーク事業 （ひまわりサロン運営支援分）	29,402,000
	ふれあいネットワーク事業 （地区社協活動支援分）	7,389,000
	地域福祉援護事業	2,143,000
収 益 事 業 区 分		5,225,000
合 計		286,249,000

(2) 組織

令和7年4月1日現在



各種委員会等

- ・評議員選任・解任委員会(3)
- ・善意銀行運営委員会 (9)
- ・広報委員会 (6)
- ・ボランティアセンター運営委員会 (11)
- ・地域福祉活動計画推進委員会 (13)
- ・法人後見事業審査会(5)
- ・苦情解決調整委員会(3)
- ・受任調整会議(4)
- ・年末たすけあい寄附金配分委員会(7)

※()内は人数

大和市社会福祉協議会

(3) 社協会員会費

会員制度は、市民や事業所等が、社協の組織や社協が行う諸活動への理解のもとに社協の事業活動に直接又は間接的に参画してもらうための制度であり、その会費は、貴重な自主財源となっている。

加入状況

(単位：円)

会 員 種 類			4	5	6
自治会内会費	一 般 会 費	1 世帯 300 円／年額	11,974,971	11,724,852	11,420,705
	賛 助 会 費	1 口 1,000 円／年額	979,000	898,000	842,000
	特 別 会 費	1 口 5,000 円／年額	175,000	115,000	130,000
	自治会内会費収入計		13,128,971	12,737,852	12,392,705
自治会外特別会費収入			1,308,110	1,326,000	1,270,000
種 別 会 費 収 入			786,000	771,000	841,000
合 計			15,223,081	14,834,852	14,503,705

(総務課)

(4) 善意銀行

市民の善意による寄附金を地域福祉の推進、ボランティアの育成・支援及び援護を必要とする人々に役立てている。

善意の寄附金状況

	4		5		6	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
社 会 福 祉 の た め に	330	5,328,667	96	3,646,340	106	5,105,419
障がい者福祉のために	15	86,000	13	66,000	16	86,460
交 通 遺 児 基 金 へ	1	39,000	1	50,000	3	67,460
指 定 寄 附	31	591,400	34	1,768,968	48	1,102,798
合 計	377	6,045,067	144	5,531,308	173	6,362,137

(総務課)

(5) 共同募金

市民の皆様のご善意の寄附金を、社会福祉施設及び団体等に配分し、援助しようとする運動である。

募金方法別金額

(単位：円)

	赤 い 羽 根 募 金			年 末 た す け あ い 募 金		
	4	5	6	4	5	6
法 人 募 金	1,947,603	1,804,913	1,735,074	—	—	—
個人大口募金	590,000	529,000	456,000	—	—	—
戸 別 募 金	9,062,394	8,906,574	8,273,206	5,004,155	4,601,702	4,700,022
街 頭 募 金	356,270	497,097	526,936	368,435	356,246	402,130
職 域 募 金	691,356	604,062	599,864	129,484	169,000	145,315
学校校内募金	276,811	196,982	287,838	65,469	159,413	80,950
預 金 利 子	12	12	2,411	6	10	3
そ の 他	244,902	289,732	337,593	252,075	276,237	262,329
合 計	13,169,348	12,828,372	12,218,922	5,819,624	5,562,608	5,590,749

(県共募大和市支会＝総務課)

2. 障がい者の福祉

(1) 心身障がい者施設、団体への助成

心身障がい者福祉施設並びに団体の活動の充実に向けて利用者や会員の生活向上と相互の親睦、社会的理解の拡大等を目的に各種事業を助成している。

内容：団体等への助成、活動費補助他

(地域支援課)

(2) 生活福祉資金の貸付

障がい者世帯で、他から借入れが困難な人に対し、各種資金を低利で貸付けをしている。

(生活支援課)

(3) 車いすの貸出

障がい者の在宅生活の利便に供するため車いすを貸出しする。貸出期間は原則として2ヶ月。

	4	5	6
貸 出 件 数	301	307	295

(ボランティアセンター)

(4) 年末たすけあい募金の配分

年末たすけあい募金を当事者団体に配分し、支援する。

	4	5	6
当事者団体数	8	11	10
配分額合計（円）	436,000	645,000	625,000

(地域支援課)

(5) 日常生活自立支援事業(大和あんしんセンター)

日常生活を営むうえで支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者等の権利擁護を図り、地域での自立した生活を送れるよう福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うことを目的に、書類等預かりサービスと福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービスを行う。

ア. 書類等預かりサービス

預貯金通帳、証書等を銀行の貸金庫に保管するサービス。

イ. 福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用にかかる情報提供や、利用料金の支払い代行、生活費の払い戻しの代理(代行)等を行うサービス。

契約件数

(単位: 件)

	4	5	6
書類等預かりサービス	7	6	7
福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス	28	31	33

(生活支援課)

(6) 法人後見事業(大和あんしんセンター)

家庭裁判所から後見等開始の審判を受けた高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対し、市社協が成年後見人等となり、福祉サービス利用契約や日常的金銭管理等身上保護を中心とした日常生活の支援を行う。

受任状況

(単位: 件)

	4	5	6
後 見	6	7	7
保 佐	4	4	5
補 助	0	0	0

(生活支援課)

3. 高齢者の福祉

(1) 老人福祉団体への助成

シニアクラブの健全育成を図り、会員相互の親睦、教養の向上、健康の増進や地域社会との交流を深め生きがいのある豊かな老後を願い、各種の助成をしている。

内容: 友愛チームへの助成、シニアクラブ連合会への助成

(地域支援課)

(2) ふれあいネットワーク事業(地区社協活動支援分)

ア. ふれあい訪問事業

地区社協が主体となって運営している事業で、地区内のひとり暮らしの高齢者にボランティアが定期的に訪問し、安否確認や簡易な相談に応じ、地域ぐるみでひとり暮らしの高齢者を支えている。

(事業説明及び実施状況は、「高齢者の福祉」81 ページを参照)

(地域支援課)

イ. ミニサロン事業

地区社協が主体となって運営している事業で、地域内の高齢者が気軽に集い、健康増進や介護予防、地域交流を目的とした居場所づくりの活動である。

(事業説明及び実施状況は、「高齢者の福祉」81 ページを参照)

(地域支援課)

ウ. 個別支援事業

地区社協が主体となって運営している事業で、高齢者や障がいをもつ人がかかえる生活上のちょっとした困りごとに、地域のボランティアが支援を行う事業である。

(事業説明及び実施状況は、「高齢者の福祉」81 ページを参照) (地域支援課)

(3) 生活福祉資金の貸付

ねたきりや認知症等介護を要する高齢者のいる世帯で、他からの借入れが受けられない世帯に、各種資金を低利で貸付けをしている。

(生活支援課)

(4) 理髪サービス事業

在宅のねたきり高齢者及び起居動作が著しく困難な障がい者等を対象に、理髪店の協力により、清潔で明るく毎日を送れるよう、理髪サービスを行っている。

	4	5	6
実施者数	463	505	495

(ボランティアセンター)

※理髪サービス事業は、令和 6 年度まで生活支援課

(5) ふれあいネットワーク事業 (ひまわりサロン運営支援分)

地域住民の交流 (ふれあい) を通して、健康で生き生きとした生活が送れるようにすることを目的として事業を実施している。

実施日時 各会場により設定

原則として午前 10 時半～午後 2 時

実施場所 市内各コミュニティセンター、自治会館の計 16 か所

運営体制 市社協ケアワーカー、看護職、ボランティア等 (各会場)

利用者負担 1 回 500 円 (昼食代)

(事業説明及び実施状況は、「高齢者の福祉」78 ページを参照) (地域支援課)

(6) 日常生活自立支援事業 (大和あんしんセンター)

(事業説明及び実施状況は、326 ページを参照) (生活支援課)

(7) 法人後見事業 (大和あんしんセンター)

(事業説明及び実施状況は、326 ページを参照) (生活支援課)

4. 児童・母子の福祉

(1) 交通遺児等援護金の支給

交通遺児及び交通事故により保護者が重度の障がいを負った 20 歳未満の児童に対する援護事業として、見舞金及び激励金を支給している。激励金については、小・中学校入学時、中学校・高等学校卒業時、20 歳到達時に支給している。

実施状況

		4	5	6
激励金	件数	0	0	0
	金額(円)	0	0	0
見舞金	件数	0	0	0
	金額(円)	0	0	0
合 計 (円)		0	0	0

(総務課)

※交通遺児援護金の支給は、令和 6 年度まで生活支援課

(2) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等で、高校・大学・専修学校等に入学する際の支度費、授業料等就学に必要な貸付けを行う。
(生活支援課)

(3) 母子福祉団体への助成

会員相互の交流を深め、生活の向上と母子福祉の充実を目的として、大和市母子寡婦福祉会へ助成している。
(地域支援課)

(4) 年末たすけあい募金の配分

年末たすけあい募金を当事者団体に配分し、支援した。

	4	5	6
当事者団体数	2	2	2
配分額合計 (円)	121,000	130,000	140,000

(地域支援課)

5. 低所得者の福祉

(1) 緊急生活資金貸付

生活のつなぎ資金又は緊急出費の場合に限り、無利子で貸付けをしている。

実施状況

		4	5	6
貸付	件数	19	18	25
	金額 (円)	149,500	156,000	199,000
償還	件数	22	24	33
	金額 (円)	124,500	165,000	178,500

(生活支援課)

(2) 生活福祉資金貸付

低所得世帯に対し、生業資金、療養資金等を低利で貸付けをしている。また、離職等により日常生活全般に問題を抱え、生活の立て直しのために一定の期間生活費を貸付けしている。

(生活支援課)

(3) 行旅人旅費等の援助

本市生活保護の対象とならない行旅人等が旅費等を
持ち合わせていない場合に援助する。

取扱件数

	4	5	6
件 数	3	3	2

(生活支援課)

(4) 生活困窮者自立支援事業

離職や失業などにより、生活困窮する世帯・個人に対し、生活保護に至る前の段階で生活再建することを目的に、相談支援、就労支援、住まいの支援等、支援プランを作成しながら、相談者の自立の援助を行う。

(実績は、「低所得者の福祉」99 ページを参照)

(生活支援課)

(5) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を利用済みでこれ以上の借入れが不可能であって、かつ一定の資産・収入要件等を満たす世帯に対し、給付金の支給を行う。令和4年度末に事業を終了した。

(実績は、「低所得者の福祉」100 ページを参照)

(生活支援課)

6. 地域福祉

(1) 地区社協育成・支援事業

『小地域において地域住民が主体となって参加できる活動の場づくり』を目標として、市内を11地区に分割して組織されている地区社協の運営並びに活動が、より充実したものになるよう活動費の助成や職員による情報提供及び関係者の連絡会や研修事業等を行っている。

① 地区社協活動費の助成

地区社協の活動費として、年末たすけあい配分事業、地区社協運営事業、ミニサロン運営事業、ふれあいネットワーク事業（ふれあい訪問事業・ミニサロン事業・個別支援事業）、地区ボランティアセンター運営事業、地区社協周年事業への助成を行っている。

② 市社協会員会費の還元

地区社協の活動費として、市社協会員会費を還元（一般会費・特別会費は40%、賛助会費は60%）している。

③ 市社協担当職員による支援

市社協と地区社協とが連携して活動が行えるよう、市社協では地域支援担当職員が情報提供等を行いながら地区社協活動を支援している。

④ 地区社協リーダー等を対象にした連絡会・研修会の実施

市社協では各地区社協相互の情報交換や学習及び研修の場として、地区社協部会、地区社協リーダーセミナー、地区社協ボランティア講座等を実施している。

大和市社会福祉協議会

⑤ 各種情報の提供

地区社協活動を進めるための情報提供や活動の手引きとして、「住人十色のまちづくり～地区社協の概要～」を作成・発行し関係者へ配布している。

地区社協の状況

地 区 名	設 立 年 月	主 な 活 動 拠 点	主 な 活 動 内 容
下鶴間つきみ野地区	昭和 54 年 4 月	下鶴間つきみ野地区社協 拠 点 事 務 所	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ひとり暮らし高齢者交流事業、個別支援事業、ミニサロン事業 他
中 央 林 間 地 区	昭和 56 年 5 月	コミュニティセンター 緑 野 会 館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ひとり暮らし高齢者交流事業、ミニサロン事業、子育て支援事業、ちょいボラ(個別支援) 他
南 林 間 地 区	昭和 59 年 9 月	コミュニティセンター 南 林 間 会 館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、健康・医療講演会、歩け歩け運動、ミニサロン事業 他
鶴 間 地 区	昭和 57 年 3 月	コミュニティセンター 鶴 間 会 館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、敬老のつどい、親子野外ふれあい体験、ミニサロン事業、お休み処、個別支援事業 他
深 見 大 和 地 区	昭和 60 年 12 月	コミュニティセンター 深 見 中 会 館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ひとり暮らし高齢者会食、障害者地域作業所との交流事業、ミニサロン事業、個別支援事業 他
上 草 柳 地 区	平成元年 3 月	コミュニティセンター 桜 森 会 館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、やすらぎと緑のふれあいまつり、親子野外炊事ふれあい体験、ふれあいどんど焼き、ミニサロン事業、個別支援事業 他
中 央 地 区	昭和 59 年 3 月	コミュニティセンター 下 草 柳 会 館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、敬老のつどい、ミニボラ(個別支援)、寝たきり高齢者介護者慰問訪問、ミニサロン事業 他
桜 丘 地 区	昭和 58 年 3 月	地区ボランティアセンター(金毘羅神社)	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、敬老のつどい、ミニサロン事業、地区ボランティアセンターの運営、福祉体験教室、個別支援事業 他
和 田 地 区	昭和 63 年 4 月	渋谷学習センター	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ひとり暮らし高齢者おせち料理配食、ミニサロン事業、個別支援事業 他
福 田 北 地 区	昭和 59 年 12 月	福田北地区地域ボランティアセンター	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ミニサロン事業、障害者余暇活動支援、個別支援事業 他
渋谷西地区	昭和 58 年 12 月	コミュニティセンター 下 福 田 会 館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、サマーキャンプ、障害者地域作業所との交流会、渋谷西おたすけ隊(個別支援) 他

(地域支援課)

(2) 広報調査活動

地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深めるための普及、宣伝、関係機関との連絡調整及び調査研究事業を行っている。令和6年度は「やまとボランティアセンター公式LINEアカウント」「やまと社協だより配信用公式LINEアカウント」を開設した。

(地域支援課)

(3) 年末たすけあい募金の配分

年末たすけあい募金をボランティア団体や福祉活動に取り組む市内小中学校、福祉系特定非営利活動法人、その他に配分し、支援する。

	4		5		6	
	配分先	金額(円)	配分先	金額(円)	配分先	金額(円)
公私立学校	23校	1,378,000	24校	1,420,000	23校	1,292,000
ボランティアグループ	21団体	1,273,000	23団体	1,236,000	20団体	1,233,000
特定非営利活動法人	11団体	550,000	11団体	550,000	13団体	647,000
その他	—	—	1団体	50,000	1団体	50,000
合 計(円)		3,201,000		3,256,000		3,222,000

(地域支援課)

(4) 成年後見制度利用促進事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が充分でない人が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりをすすめるとともに、地域住民が後見業務の新たな担い手(市民後見人)として活動できるよう支援し、成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関である「大和市成年後見支援センター」の運営を行う。令和6年4月に事業を開始した。

(実績は、「社会福祉」161ページを参照)

(生活支援課)

大和市社会福祉協議会

(5) 地域福祉セミナーやまとの開催

毎年年度末に、住民や福祉関係者等（自治会関係者、地区社協関係者、民生委員児童委員、ボランティア、福祉施設関係者、保健医療福祉の関係者）が集い、様々な地域福祉活動実践から福祉課題を出し合い、学び合い、相互に現状を確認する場として実施している。

実施日 3月9日

会 場 大和市保健福祉センター1階ホール

テーマ 「みんなの地域の宿題としての地域福祉」

～第7次地域福祉活動計画活用した取組みへの期待～

基調講演：地域福祉～いま「地域の宿題」となっていること～

講 師：神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科

保健福祉学研究科 教授 中村 美安子 氏

実践報告①：認知症の本人も活動に加わるチームオレンジの活動について

報告者：下鶴間つきみ野地域包括支援センター センター長 佐藤 久美子 氏

実践報告②：外国人労働者への支援から生まれる地域支援

報告者：社会福祉法人大和清風会 サンホーム鶴間 理事長 天野 宏一 氏

参加者 288人

(地域支援課)

(6) ボランティアセンター事業

ボランティアの育成と活動の支援を目的として、ボランティアセンターはボランティア活動・交流の場を提供すると共に、市民のボランティア意識の高揚とボランティア活動の振興を図るため、学習の機会と情報の提供、ボランティアグループおよび当事者組織への支援を行っている。

① ボランティア登録状況

ボランティア活動に対する市民の関心も高まっており、ボランティアセンターを拠点として多くの個人登録者やグループが活動しているほか、地区社協や福祉施設でも未登録ボランティアが様々な活動に取り組んでいる。

ボランティア活動状況

		4			5			6		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
個人	新規登録者数	18	28	46	14	24	38	15	32	47
	登録者数	106	179	285	109	177	286	111	203	314
団体	登録グループ数	43			41			40		
	ボランティア数	217	706	923	213	690	903	170	602	772

② ボランティア・コーディネーターの設置

日常生活の中で援助を必要としている人（当事者）と対応して活動ができる人（ボランティア）との間にあって、相談・調整するパイプ役としてコーディネート業務を行っている。

ボランティア依頼者種別

	4	5	6
高齢者	670	579	398
身体障がい	444	382	359
知的障がい	300	223	54
精神障がい	15	3	10
発達障がい	688	415	280
児童	2	5	13
社会福祉施設	58	336	464
市社協・地区社協	152	219	339
当事者団体・ボランティアグループ	97	133	133
行政	25	6	7
一般・その他	67	14	8
合 計	2,518	2,315	2,065

相談支援内容

	4	5	6
通園通学付添介助	1,044	652	379
通院通所付添介助・外出支援	328	259	193
保育・障害児支援	20	8	7
施設・個人宅での生活身辺介助	661	574	415
施設・個人宅での話し相手（傾聴）	61	65	70
施設・個人宅での趣味・余暇活動支援	21	64	163
手話・点訳・朗読等の技術・学習支援	0	3	20
住宅の維持修繕・草むしり等営繕活動	57	31	24
社会福祉施設・団体利用者支援	255	514	474
市社協・地区社協事業支援	30	104	263
そ の 他	41	41	57
合 計	2,518	2,315	2,065

大和市社会福祉協議会

③ 各種講座・つどい・研修会等の開催

ボランティア活動に関する基礎的知識の普及や活動に対する理解を深めるとともに地域活動へ参加を促すため、各種の講座等を開催している。

事業内容と参加人数（令和 6 年度）

		回数	参加者	内 容
講 座	手 話 入 門 講 座	全 40	26	聴覚障がい者との交流と理解、手話の初歩的な技術の取得を目的に実施。
	手 話 通 訳 者 養 成 講 座 ① ブラッシュアップコース ② 統一試験対策コース	①全 30 ②全 25	①11 ② 3	手話通訳者を目指す人を対象として、手話技術向上と通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの試験対策として実施。
	こもりびとの居場所サポーター養成講座	5	延べ 138	こもりびとの基本的な理解とかかわり方を学び、ささえあいの居場所でのサポーターとしての活動を促すことを目的として実施。
つ ど い 等	さ さ え あ い の 居 場 所	11	延べ 79	こもりびとの居場所参加者の作業をしながら集える場所として実施。
	ボ ラ ン テ ィ ア 交 流 会	1	23	日頃のボランティア活動に対する労いと資質向上を図ることを目的として実施。
	福祉の魅力を伝えるプロジェクト	4	10	福祉の魅力を伝えるための取組みと人材養成を目的として、市内高齢者福祉施設の若手職員が定期的に集まり、意見交換を実施。

④ 福祉映画・ビデオ等福祉教育教材の貸出し

地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深めるため、福祉映画・ビデオ等の福祉教育教材を貸し出している。

⑤ 青少年福祉教育推進

中・高校生を対象に、福祉施設での体験や障がいにかかえる人との対話、具体的な援助の仕方を学びながら福祉問題の正しい理解とボランティア活動参加へのきっかけの場とする。

事業名（令和 6 年度）

	実施時期	実 施 場 所 及 び 内 容
中 高 生 保育入門講座	7 月～8 月	講義、保育園での保育体験、体験内容の意見交換・交流など
夏休み福祉体験 チャレンジ学習	7 月～8 月	福祉施設やボランティアグループでの活動体験、体験内容の意見交換・交流など
学校内福祉教育 支 援	6 月 26 日	福田小学校 4 年生 : 手話学習
	7 月 2 日	大和東小学校 4 年生 : 手話学習
	7 月 5 日	柳橋小学校 4 年生 : 視覚障害についての講演会
	9 月 4 日	柳橋小学校 4 年生 : 点字学習
	9 月 19 日	柳橋小学校 4 年生 : 手話学習
	10 月 15 日	林間小学校 4 年生 : 車いす体験学習
	10 月 21 日	中央林間小学校 4 年生 : 手話学習
	10 月 29 日	柳橋小学校 4 年生 : 車いす体験学習
	10 月 31 日	大和東小学校 4 年生 : 車いす体験学習
	11 月 1 日	草柳小学校 4 年生 : 手話学習
	11 月 1 日	中央林間小学校 4 年生 : 視覚障害についての講演会
	11 月 11 日	深見小学校 4 年生 : 点字学習
	11 月 12 日	林間小学校 4 年生 : 手話学習
	11 月 15 日	草柳小学校 4 年生 : 車いす体験学習
	12 月 6 日	光丘中学校 2 年生 : 視覚障害についての講演会
	1 月 21 日	引地台小学校 4 年生 : 車いす体験学習
	2 月 25 日	下福田中学校 3 年生 : 高齢者疑似体験・車いす体験学習
	3 月 6 日	光丘中学校 3 年生 : 手話学習
	3 月 13 日	桜丘小学校 4 年生 : 視覚障害についての講演会
	3 月 24 日	上和田中学校 1 年生 : 手話学習

（ボランティアセンター）

（7）緊急援護実施事業

火災による罹災者及び地震、風水害などの自然現象によって生じた災害被災者に対し、見舞金及び弔慰金の給付を行っている。

（単位：件）

	災害区分	4	5	6
見舞金	全焼・全壊・流失	0	1	2
	半焼・半壊	0	3	0
	重傷	0	0	0
	床上浸水	0	0	0
弔慰金	死亡	0	0	1

（総務課）

※緊急援護実施事業は、令和 6 年度まで生活支援課

大和市社会福祉協議会

(8) 物品貸出事業

市内の学校及び自治会、社協特別会員・種別会員等に対し、綿菓子機などレクリエーション活動等に必要な物品の貸出しを行っている。

(単位：件)

	4	5	6
綿菓子機	12	9	17
かき氷機	5	4	7
テント	2	2	3

(ボランティアセンター)

(9) 災害ボランティアセンター運営関連事業

令和6年度は、隔年で開催している「災害ボランティアセンター運営スタッフフォローアップ研修」を開催し、運営スタッフの資質向上を図った。

また、運営スタッフによる自主活動の支援や、大和市等の主催する災害関係事業等に参加した。

a 「令和6年能登半島地震」能登町災害ボランティアセンター運営支援

5月28日～6月1日／能都サテライト

b 災害ボランティアセンター運営スタッフフォローアップ研修

7月21日／渋谷学習センター

- ・大和市における避難生活施設の運営について
- ・令和6年能登半島地震「能登町災害ボランティアセンター」運営支援報告

c 災害ボランティアセンター設置運営訓練（市社協職員研修・災害VC運営スタッフスキルアップ研修）

11月30日／保健福祉センター

- ・災害ボランティアセンター運営支援システム「JoyLinks」を導入した訓練

d 災害ボランティアセンター運営スタッフ会議

3月16日／保健福祉センター

- ・防災フィールドワークの振り返り
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練の振り返り
- ・令和6年度災害ボランティア運営関連事業の報告並びに令和7年度予定事業の紹介
- ・令和7年度自主活動の紹介

e 大和市等の主催する災害関係事業等への参加・協力

① 大和市災害関係ボランティア団体等交流会（市民活動課主催）

第1回 6月28日 第2回 10月4日 第3回 12月11日

② 大和市福祉の日の集い（大和市福祉推進委員会・大和市社協共催）

10月12日／保健福祉センター

・パネルディスカッション「令和6年能登半島地震に学ぶ災害と福祉」

③ 防災フェスタ2024 with 消防体験フェスティバル（危機管理課主催）

11月16日／引地台公園

・交流会メンバーPR出店

（大和市社会福祉協議会、大和市災害救護赤十字奉仕団、大和市赤十字奉仕団）

④ 大和市防災とボランティア展（市民活動課主催）

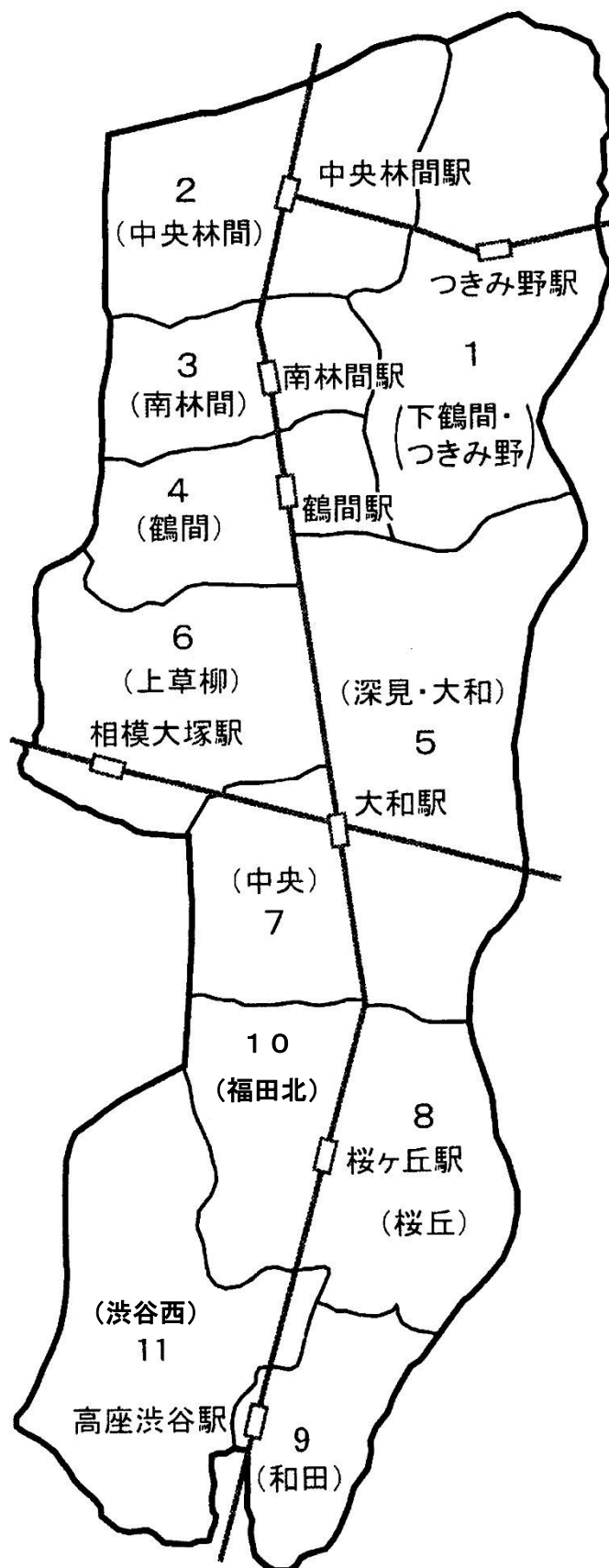
1月17日、1月18日／シリウス・ギャラリー

・交流会メンバーPR出店

（大和市社会福祉協議会、大和市災害救護赤十字奉仕団、大和市赤十字奉仕団）

（地域支援課）

(10) 地区社協区割図

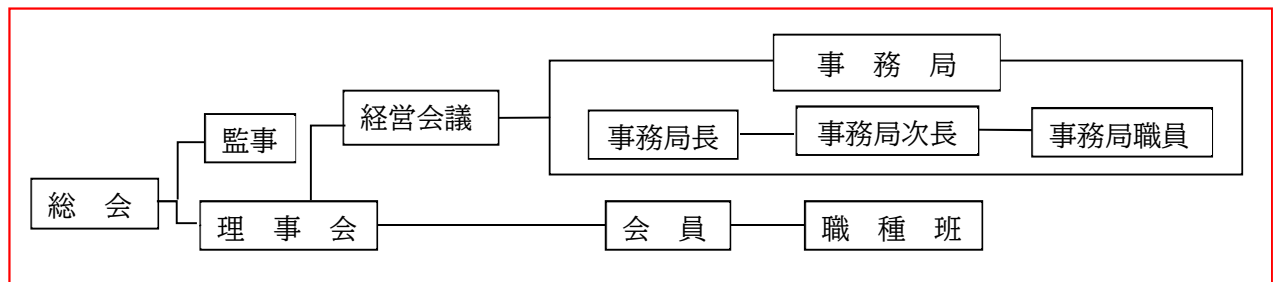


1. 公益社団法人 大和市シルバー人材センター

公益社団法人大和市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、急速に進展する高齢社会に対応するため、定年退職後等において何らかの就業を通じて自己の労働力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に、地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事を組織的に提供することによって、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的としている。

また、センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、県知事から指定を受けた公共的・公益的団体である。（昭和 56 年 4 月「大和市高齢者生きがい事業団」として設立後、平成 2 年 4 月社団法人として発足したものである。その後、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」による公益認定を受け、平成 24 年 4 月から公益社団法人に名称を変更した。）

(1) 組織



(2) 施設所在・規模

所在地 大和市深見西一丁目 2 番 17 号 市民活動拠点ベテルギウス 1 階

(3) センターとは

- ① 雇用関係でない何らかの就業を通じて、自己の労働能力を活用し、追加的収入を得るとともに、地域社会に貢献し、自らの生きがいを見い出そうとする健康で働く意欲のある高齢者会員に対し、仕事を提供する団体であり、営利を目的とはしない。
- ② センターが、企業・一般家庭・公共団体等から依頼された会員にふさわしい仕事を引き受け、各会員が経験・技術等に応じて携わっていくものである。
- ③ 市内に居住し、60 歳以上であれば入会（登録）できる。
- ④ 仕事に対する対価（配分金・材料費・事務費等）は、センターが受け取り、配分金を会員に支払うものである。
- ⑤ センターと会員及び会員と企業との相互の雇用関係は無いが、仕事から生じた責任はセンターが負うものである。

大和市シルバー人材センター

(4) 事業実績

男女別、年齢階層別会員状況

		4		5		6	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
男女別	男	677	70.2	633	68.5	630	68.1
	女	287	29.8	291	31.5	295	31.9
	合計	964	100.0	924	100.0	925	100.0
年齢階層別	60～64	35	3.6	29	3.1	28	3.0
	65～69	140	14.5	119	12.9	118	12.8
	70～74	307	31.9	253	27.4	226	24.4
	75～79	291	30.2	324	35.1	336	36.3
	80歳以上	191	19.8	199	21.5	217	23.5

平均年齢と最高年齢

		4	5	6
平均年齢(歳)	男	75.5	75.9	76.1
	女	73.7	74.5	75.0
	全体	74.9	75.5	75.7
最高年齢(歳)	男	93	93	94
	女	86	88	87

職群別事業実績

	4		5		6	
	受注件数	契約金額(円)	受注件数	契約金額(円)	受注件数	契約金額(円)
技 術 群	389	9,400,491	384	9,378,380	322	8,313,637
技 能 群	1,331	36,250,578	1,270	36,035,717	1,146	34,209,675
事務整理群	48	1,671,327	42	1,495,862	44	1,160,331
管 理 群	537	109,546,425	585	126,607,036	608	136,407,549
折衝外交群	31	2,638,568	23	837,372	24	108,240
一般作業群	4,175	209,449,381	4,186	216,528,981	4,166	221,508,320
サービス群	435	11,805,761	450	12,951,706	430	12,176,656
合 計	6,946	380,762,531	6,940	403,835,054	6,740	413,884,408

※ 職種内容

- 技 術 群＝ パソコン講師・運転等
- 技 能 群＝ 植木・塗装・障子等
- 事務管理群＝ 毛筆筆耕等
- 管 理 群＝ 建物管理・屋外施設駐車場管理等
- 折衝外交群＝ チラシ配り等
- 一般作業群＝ 除草・清掃・軽作業
- サービス群＝ 家事サービス・包丁研ぎ等

発注区分別事業実績

		4	5	6
公共・市	受注件数	279	325	292
	契約金額(円)	61,657,062	67,035,195	70,031,925
	配分金	54,957,725	58,815,361	61,819,390
	事務費	4,389,846	5,872,067	6,171,528
	材料費	2,309,491	2,347,767	2,041,007
	その他	0	0	0
	就業実人数	—	—	—
	就業延べ実人数	11,230	12,062	11,988
企 業	受注件数	3,404	3,436	3,368
	契約金額(円)	252,598,970	268,863,793	273,552,317
	配分金	232,140,504	242,775,331	247,170,823
	事務費	18,467,783	24,149,606	24,600,215
	材料費	1,990,683	1,938,856	1,781,279
	その他	0	0	0
	就業実人数	—	—	—
	就業延べ実人数	59,766	60,964	59,865
一般家庭	受注件数	3,263	3,179	3,080
	契約金額(円)	66,506,499	67,936,066	70,300,166
	配分金	56,029,234	56,553,896	58,587,137
	事務費	4,423,688	5,574,993	5,784,574
	材料費	6,053,577	5,807,177	5,928,455
	その他	0	0	0
	就業実人数	—	—	—
	就業延べ実人数	15,138	15,317	15,574
合 計	受注件数	6,946	6,940	6,740
	契約金額(円)	380,762,531	403,835,054	413,884,408
	配分金	343,127,463	358,144,588	367,577,350
	事務費	27,281,317	35,596,666	36,556,317
	材料費	10,353,751	10,093,800	9,750,741
	その他	0	0	0
	就業実人数	770	771	772
	就業延べ実人数	86,134	88,343	87,427

資 料



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

市内保健福祉施設一覧表

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
市施設					
1	保健福祉センター	鶴間 1-31-7	260-5685		S63. 4
2	大和市役所第 2 分庁舎	鶴間 1-25-15			
3	大和斎場	西鶴間 8-10-8	262-6646		S57. 4
4	大和市地域医療センター	鶴間 1-28-5	263-6800		H19. 4
5	大和市まごころ地域福祉センター (子育て支援センター) (まごころデイサービスセンター)	柳橋 2-11	267-9992 (267-9985) (267-9992)		H13.10 (H11.12) (H13.10)
6	障害福祉センター松風園	西鶴間 2-24-1	274-2426 (272-0040)		S45. 4
7	ぷらっと高座渋谷	渋谷 5-22 高座渋谷駅前複合ビ ル IKOZA 1 階	267-2722		H28. 4
8	大和市屋内こども広場	大和南 1-8-1	259-7592		H28.11
9	大和市子育て支援施設 (きらきらぼし)	中央林間 4-12-1	259-6094		H30. 4

公私連携					
1	公私連携型子育て支援施設 こどもの城	中央 1-5-14	260-1055		R 3. 4

市関係団体					
1	(社福)大和市社会福祉協議会	鶴間 1-25-15	260-5633		S52. 4
2	(公社)大和市シルバー人材センター	深見西 1-2-17	263-8600		S56. 4
3	大和市シニアクラブ連合会 (※令和 2 年 5 月に名称変更)	鶴間 1-25-15	260-5654		S38. 4

休日診療所					
1	休日夜間急患診療所	鶴間 1-28-5	263-6800		H19. 4
2	大和綾瀬歯科医師会 大和歯科診療所	深見西 2-1-25	263-4107		S54. 4

県施設					
1	神奈川県厚木保健福祉事務所 大和セン ター	中央 1-5-26	261-2948		S40. 4

地域包括支援センター等					
1	下鶴間つきみ野地域包括支援センター	下鶴間 418-2	272-7061		H18. 4
2	中央林間地域包括支援センター	中央林間 8-25-8 LAPLA 中央林間 2F	271-5572		H25.10
3	南林間地域包括支援センター	南林間 1-4-18 ジュネス南林間 2-1	271-5706		H25.10
4	鶴間地域包括支援センター	西鶴間 8-1-2	271-2770		H19. 4
5	深見大和地域包括支援センター	大和東 3-3-16	264-3192		H18. 4

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
6	上草柳・中央地域包括支援センター	草柳 2-15-1	263-1108		H18. 4
7	福田北地域包括支援センター	柳橋 2-11	267-9992		H18. 4
8	福田南地域包括支援センター	福田 1551	269-9001		H18. 4
9	桜丘・和田地域包括支援センター	下和田 822-1	268-2621		H20. 4
10	在宅介護支援センターみなみ風	上草柳 164-5	264-1000		H17. 5

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）					
1	ロゼホームつきみ野	下鶴間 418-2	272-8808	72	H 9. 4
2	特別養護老人ホーム ほの里南林間 （ユニット型）	南林間 6-31-28	272-3770	70	H31. 4
3	特別養護老人ホーム ほの里南林間 （従来型）	南林間 6-31-28	272-3770	30	H31. 4
4	高齢者介護福祉施設 サンホーム鶴間	西鶴間 8-1-2	277-0033	80	H 1. 7
5	社会福祉法人プレマ会 みなみ風	上草柳 164-5	264-1000	92	H17. 5
6	ル・リアンふかみ	深見 2106-1	200-3366	90	H23.10
7	特別養護老人ホーム 晃風園	草柳 2-15-1	263-8728	50	S57. 5
8	介護老人福祉施設 スミール桜ヶ丘	上和田 1021-1	267-3818	100	H27.12
9	特別養護老人ホーム ひまわりの郷	上和田 3467-1	201-0310	80	H18.12
10	特別養護老人ホーム 和喜園	下和田 822-1	268-2733	66	H12. 4
11	特別養護老人ホーム 和喜園 田園	下和田 822-1	268-2733	42	H26. 4
12	特別養護老人ホーム 敬愛の園	福田 1551	267-1210	74	S55. 5
13	特別養護老人ホーム 晃風園 めくもり	深見 1736-2	263-8088	29	H22.10

介護老人保健施設					
1	介護老人保健施設 成和ナーシングプラザ	南林間 9-8-9	272-1515	100	H 8.10
2	介護老人保健施設 大地	中央林間 9-31-20	278-2500	100	H15.10
3	介護老人保健施設 しょうじゅの里大和	上和田 2633	268-8666	134	H15. 9
4	介護老人保健施設 葵の園・大和	深見台 1-7-33	260-3300	100	H23.11
5	南大和老人保健施設	下和田 1150	269-5611	83	H 3. 4

障害者相談支援事業所等					
1	(福)すずらの会 障害者自立支援センター （大和市基幹相談支援センター）	鶴間 1-19-3	265-5198		H18. 4
2	(福)大和しらかし会 相談支援センター松風園	西鶴間 1-12-20 たから壺番館 1 階 B 号 室	272-0040		S45. 4
3	(福)県央福祉会 サポートセンター花音	柳橋 5-3-16	268-9914		H 3. 9
4	(医)正史会 大和病院 地域活動支援センターポピー(精神)	大和東 3-15-5 カミザワ店舗 2 階	070-1002-2022		R 2. 7

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
障害者支援施設					
1	(福)福慶会 福田の里	福田 74	267-8425	50	H12.10

市立保育園					
1	緑野保育園	中央林間西 4-27-12	274-4769	100	S47. 4
2	若葉保育園	鶴間 1-25-3	261-3603	130	S29. 4
3	草柳保育園	中央 6-8-27	264-1919	130	S52. 4
4	福田保育園	福田 8-22-5	267-0995	130	S54. 4

私立保育園等					
1	(福)寿会 渋谷保育園	福田 6002	267-1243	90	S43. 5
2	(福)紫苑会 下和田保育園	下和田 262	267-7510	60	S48. 4
3	(福)真澄児童福祉会 深見台保育園	深見台 4-10-23	263-9300	120	S50. 4
4	(福)モニカ会 モニカ保育園	林間 2-6-14	275-8010	180	S53. 4
5	(福)さとり 若草保育園	西鶴間 8-4-20	276-1050	120	S55. 4
6	(福)幸童の会 つきみ野すこやか保育園	下鶴間 525	273-0400	90	H13. 4
7	(福)優和会 もみの木保育園	福田 5-17-1	268-8808	97	H14. 4
8	(福)勇能福祉会 十六山保育園	中央林間 6-32-6	274-2123	90	H17. 4
9	(株)理究 パレット保育園・大和	大和東 1-7-22 1 階～3 階	262-7870	60	H17. 4
10	(福)さとり 南林間保育園	南林間 7-21-26	278-2662	90	H20. 4
11	(福)わかば健成会 保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2	264-3667	60	H22. 3
12	(株)日本保育サービス アスク大和保育園	中央 1-4-19 2 階	200-2183	50	H22.10
13	(NPO)さくらの森・親子サポートネット さくらの森保育園	桜森 3-5-25 桜森 3-4-13 1 階 (分園)	259-5206	91	H23. 3
14	(株)日本保育サービス アスク南林間保育園	林間 1-3-27	278-1615	60	H25. 7
15	(福)さとり ナーサリースクール T&Y 中央林間	中央林間 8-2-28	244-4458	90	H25. 8
16	(株)日本保育サービス アスク大和南保育園	大和南 2-2-9	200-3052	60	H26. 4
17	(福)新考会 キンダーガーデンやまと	中央 6-1-5	200-5810	75	H26. 4
18	(学)かつみ学園 木の子保育園	下鶴間 1816-1	244-0955	60	H26. 4
19	(株)日本保育サービス アスク大和東保育園	大和東 2-7-11	200-3501	70	H26.10
20	(福)県央福祉会 西鶴間保育園	西鶴間 4-12-34 西鶴間 4-12-33 1 階 (分園)	206-5524	116	H27. 2
21	(株)こどもの森 まなびの森中央林間もりのこ保育園	中央林間西 5-14-14	273-8066	90	H27. 4

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
22	(株)日本保育サービス アスク鶴間保育園	下鶴間 2785-10	278-1223	60	H27. 4
23	(福)わかば健成会 保育園まめわかば	中央林間 8-4-8	275-8777	40	H27. 4
24	(株)ステーション 高座渋谷ゆめいろ保育園	渋谷 6-12-2 2 階 福田 5507-2 B 棟 1 階 (分園)	259-6415	101	H27. 4
25	(有)ひまわり保育園 大和ひまわり保育園	西鶴間 1-14-9 1 階~2 階 西鶴間 1-4-3 1 階 (分園)	276-0008	60	H27. 4
26	(株)林檎舎ノア あっぶる園	南林間 1-8-3 2 階 下鶴間 2792-18(分園)	272-2844	78	H27. 4
27	(株)虹 ほいくえん虹の子	中央林間 4-16-18	219-3722	78	H27. 4
28	(NP0)もこもこ もこもこ保育園	中央林間 4-21-3 1 階	277-2480	38	H27. 4
29	(学)高座学園 幼保連携型認定こども園 高座みどり幼稚園	南林間 2-14-8	274-0372	86	H27. 4
30	(株)Balance とこちゃんのりまき保育園	中央 1-3-8-101	262-6685	18	H27. 4
31	(株)フォー・ワン ハミングきっず	下和田 763-4	269-7423	18	H27. 4
32	(福)曙会 あけぼの保育園	中央林間 3-1-16	244-0323	60	H27. 8
33	(株)プレストウィン さなぎっこ保育園	大和東 3-7-2	263-3830	39	H27. 9
34	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和つきみ野雲母保育園	つきみ野 3-14-1	278-2720	60	H28. 4
35	(株)こどもの森 まなびの森高座渋谷もりのこ保育園	渋谷 4-6-7	267-7775	60	H28. 4
36	(福)幸童の会 わらべ保育園	下鶴間 413-6	273-0600	60	H28. 4
37	(株)Ohana 大和オハナ保育園	大和東 1-6-7 2 階	262-3455	60	H28. 4
38	(株)HAPPY SMILE ふたば林間保育園	林間 2-1-1 2 階	272-1140	69	H28. 4
39	(株)テクノシステムズ 大和湘南保育園 ※(株)テクノシステムズは、令和 7 年 6 月 1 日より(株)湘南保育に社名変更	中央林間 3-23-12 1 階	259-7741	19	H28. 4
40	(NP0)さくらの森・親子サポートネット さくらのつぼみ保育園	上草柳 176-4-103	283-5304	9	H28. 4
41	(株)Balance とこちゃんおだんご保育園	中央 1-3-8-102	262-6685	19	H28.10
42	(株)ステーション なないろ保育園	渋谷 6-12-5 2 階	267-7716	19	H28.10
43	アートチャイルドケア(株) アートチャイルドケア 大和くれよん保育園	渋谷 7-8-4	240-1864	19	H28.10
44	(福)わかば健成会 保育園おそらのぼっけ	中央林間 1-21-12	274-7895	90	H29. 1
45	(株)こどもの森 まなびの森保育園中央林間	中央林間 9-6-1	275-0880	65	H29. 4
46	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和南林間雲母保育園	南林間 1-13-6	271-7221	60	H29. 4
47	(学)古木学園 幼稚園型認定こども園 中央林間幼稚園	中央林間 6-7-13	274-1177	19	H29. 4
48	(株)興学社 プリンズ保育園南林間	林間 2-1-25-201	271-5161	19	H29. 4

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
49	(福)新考会 キンダーガーデンりんかん	中央林間 3-27-7	277-8010	80	H30. 4
50	(株)こどもの森 ヴィラまなびの森保育園中央林間	中央林間 8-4-39	276-3600	90	H30. 4
51	(株)Balance とこちゃんおむすび保育園	中央林間 8-25-8-206	240-0873	19	H30. 4
52	(株)グラシム まあむベイビーズ中央林間	中央林間 4-29-35 1 階	244-5560	19	H30. 4
53	(株)イワサキ・コーポレーション たんぼぼ保育園	中央林間 3-18-4	272-2821	17	H30. 4
54	(株)HAPPY SMILE あおば保育園	鶴間 2-3-22 1 階	272-5773	15	H30. 4
55	(株)テクノシステムズ つきみ野湘南保育園 ※(株)テクノシステムズは、令和 7 年 6 月 1 日より(株)湘南保育に社名変更	中央林間 9-35-37	240-7185	92	H31. 4
56	(株)Balance とこちゃん保育園	大和南 1-16-25	244-3638	68	H31. 4
57	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和深見台雲母保育園	深見台 1-7-2	200-5935	60	H31. 4
58	(株)ふぁみりあ よつばベビーななせ	大和東 3-15-5	404-9033	19	H31. 4
59	(福)横浜 YMCA 福祉会 大和 YMCA 保育園	大和東 3-3-16	206-4323	19	H31. 4
60	(株)ソーシエ ぼとふ大和	中央 2-6-17	200-6222	19	H31. 4
61	アートチャイルドケア(株) アートチャイルドケア 大和第 2 くれよん保育園	渋谷 7-1-6 2 階	204-8102	19	H31. 4
62	SOU キッズケア(株) 保育ルーム Felice 大和園	西鶴間 1-8-2 1 階	272-0829	19	H31. 4
63	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和つきみ野駅前雲母保育園	つきみ野 5-8-6	278-2860	60	R 2. 4
64	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和中央林間雲母保育園	中央林間 5-1-20	271-7133	60	R 2. 4
65	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和高座渋谷雲母保育園	下和田 1248-2	279-5220	60	R 2. 4
66	SOU キッズケア(株) 保育ルーム Felice 中央林間園	中央林間 6-2-12	259-7471	19	R 2. 4
67	(株)ソーシエ ぼとふ大和第 2	中央 2-6-17 2 階	200-3801	19	R 2. 4
68	(株)トビラ はひふへ保育園 かみわだ園	上和田 1800-3 第 2 セゾン松本 1 階	200-7355	19	R 2. 4
69	SOU キッズケア(株) あーす保育園南林間	下鶴間 1783-300	240-0833	80	R 3. 4
70	(福)県央福祉会 公私連携型保育所 ななつぼし	中央 1-5-14	260-1055	60	R 3. 4
71	(株)アミー アミー保育園つきみ野園	つきみ野 1-6-9	205-4330	19	R 3. 4
72	(株)マザーグース マザーグースつきみ野保育園	つきみ野 1-6-9	240-1318	19	R 3. 4
73	(株)トビラ はひふへ保育園 さくらがおか園	福田 2-4-1 サンモール桜ヶ丘 1 階	244-4903	19	R 3. 4
74	(学)健やか学園 モミヤマ保育所	福田 5-17-2	269-4345	9	R 3. 4
75	(株)メーティス・リル スクルドエンジェル保育園大和代官園	代官 2-16-12 レインボービル 2 階	204-9400	19	R 3. 4

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
76	SOU キッズケア(株) スクルドエンジェル保育園高座渋谷園	渋谷 5-38-3	205-7377	19	R 3. 4
77	SOU キッズケア(株) スクルドエンジェル保育園中央林間園	中央林間 9-17-1	204-4752	80	R 4. 4
78	SOU キッズケア(株) スクルドエンジェル保育園高等町園	渋谷 8-14-12	206-5754	80	R 4. 4
79	(株)EDU 桜ヶ丘はないろ保育園	福田 2-33-6	200-7933	80	R 4. 4
80	(福)歩育の会 みらいのこども保育園	つきみ野 1-13-3	200-7745	80	R 4. 4
81	SOU キッズケア(株) あーす保育園中央林間	中央林間 4-15-15	278-1275	80	R 5. 4
82	(株)EDU 大和はないろ保育園	中央 3-1-6	240-1377	80	R 5. 4
83	(学)大和中央学園 幼稚園型認定こども園やなぎ幼稚園	中央 5-9-5	262-1068	21	R 5. 4
84	(一社)未来会 みらいみなみりんかん保育園	南林間 2-3-14	200-8730	19	R 6. 4
85	東食品(株) はなえみ保育園南林間	林間 1-20-13 シーザースパレス 103	240-7326	19	R 6. 4
86	(学)つきみ野学園 認定こども園つきみ野幼稚園	中央林間 8-14-21	275-1355	50	R 6. 4
87	(株)美頼 中央林間ハート保育園	中央林間 9-17-4	244-3833	60	R 7. 4
88	(株)木下の保育 木下の保育園中央林間	中央林間 4-4-3 4 階	259-0517	84	R 7. 4

病児保育施設					
1	大和市病児保育室 ぽかぽか	深見西 8-3-39	263-5115	4	H25. 7
2	もみの木医院 病児保育室	大和南 2-6-5	261-6164	15	H19. 6

市 制



大和市章

躍進大和市の「大」の文字の全体を円形にかたどり、鳥が翼を広げたような形は大和市将来の円満な飛躍発展を表徴したものです。

(昭和 28 年 11 月 3 日制定)



市の木「山ざくら」

(昭和 44 年 2 月 1 日制定)



市の鳥「オナガ」

(平成元年 2 月 1 日制定)



市の花「野ぎく」

(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

保 健 と 福 祉

—統計と概要—

令和 7 年度版

初版 令和 7 年 8 月 発行

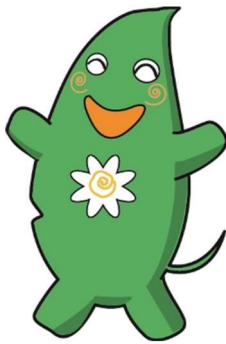
〒242-0004

大和市鶴間一丁目31番7号

大和市あんしん福祉部

健幸・スポーツ部 こども部

TEL (046) 260-5603



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」